

令和 7 年度
森林及び林業の動向

令和 8 年度
森林及び林業施策

第221回国会(特別会)提出

この文書は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第1項の規定に基づく令和7年度の森林及び林業の動向並びに講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく令和8年度において講じようとする森林及び林業施策について報告を行うものである。

令和7年度 森林及び林業の動向

第221回国会(特別会)提出

第1部 森林及び林業の動向

はじめに	1
------	---

特集 森林資源の循環利用の確立に向けて ～木材利用と再造林をつなぐ～	3
---------------------------------------	---

1. 持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流と我が国の森林資源の充実	4
(1) 持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流	4
(気候変動や生物多様性に関する動向)	
(気候変動対策や生物多様性の保全への森林・木材の貢献)	
(2) 森林資源への関心の高まり	5
(企業の気候関連や自然関連の情報開示を求める動き)	
(民間における森林・木材への関心の高まり)	
(木材利用の持続可能性への要求)	
(3) 我が国の森林資源の充実と利用の現状	7
2. 木材利用拡大に向けた取組	9
(1) 建築物への木材利用に関する制度的・技術的な対応	9
(ア) 制度的な対応	9
(戦後の建築物の非木造化)	
(木造建築物に対する規制の合理化)	
(建築物への木材利用促進へ)	
(イ) 技術的な対応	10
(木質耐火部材の開発・普及)	
(CLTの開発・普及)	
(一般流通材等を使用した新たな工法の開発・普及)	
(大径材を含む国産材の利用技術の開発)	
(内装材等における国産樹種を活用した製品開発)	
(ウ) 建築物への木材利用の進展	14
(2) 建築物への木材利用をめぐる新たな動きと対応	17
(建築物ライフサイクルカーボン評価の制度化に向けた検討)	
(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK制度)の見直し)	
(木材利用の効果を評価するための環境整備)	
3. 再造林推進に向けた取組	20
(1) 林業適地の選定と林業経営体への集積・集約化	20
(林業適地の選定)	
(林業経営体への集積・集約化)	
(2) 造林の省力化・低コスト化	23
(省力化・低コスト化の必要性)	
(コンテナ苗の活用と伐採と造林の一貫作業)	

(成長等に優れた特定苗木(エリートツリー等の苗木)を活用した下刈り回数の削減等)	
(造林の省力化・低コスト化技術の普及)	
(省力化を図る新技術の開発・実証)	
4. 木材利用と再造林をつなぐ取組	28
(1)持続性が確保された国産材への期待の高まり	28
(2)持続性の確保に向けて木材利用と再造林をつなぐ取組	29
(木材取引における合理的な価格形成)	
(再造林を担保する木材取引に向けた取組)	
(木材の適正取引の推進に向けた取組)	
(再造林支援のための基金等)	
5. 森林資源の循環利用に向けた「森の国・木の街」づくり	33
(1)「森の国・木の街」づくりに向けた取組	33
(「森の国・木の街」づくりの全国展開)	
(「森の国・木の街」づくり宣言」への参画の拡大)	
(2)多様な主体で支える森林資源の循環利用	34
(森林資源の循環利用の確立に向けて)	
(多様な森林整備の推進)	
(林業・木材産業の健全な発展)	
(国民理解の醸成)	
トピックス	37
1. 大阪・関西万博で木材利用の機運が醸成	39
2. 山の地方創生に向けた「森業」の推進	40
3. スマート林業の新たな展開～技術開発と現場実装～	41
4. 昭和100年～先人が築いた森林を次世代へつなぐ～	42
5. 大船渡市林野火災からの復旧と今後の消防防災対策	44
第Ⅰ章 森林の整備・保全	47
1. 森林の適正な整備・保全の推進	48
(1)我が国の森林の状況と多面的機能	48
(我が国の森林の現状)	
(森林の多面的機能)	
(SDGsや2050年ネット・ゼロに貢献する森林・林業・木材産業)	
(国土強靱化に資する森林・林業・木材産業)	
(2)森林の適正な整備・保全のための森林計画制度	51
(ア)森林・林業基本計画	51
(森林・林業施策の基本的な方向を明示)	
(森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標)	
(イ)全国森林計画・地域森林計画等	52
(全国森林計画・森林整備保全事業計画)	

(地域森林計画等)	
(3)研究・技術開発及び普及の推進	53
(研究・技術開発のための戦略及び取組)	
(林業イノベーションの推進)	
(林業普及指導事業の実施等)	
2. 森林整備の動向	56
(1)森林整備の推進状況	56
(森林整備による健全な森林づくり)	
(森林整備の実施状況)	
(適正な森林施業の確保等のための措置)	
(2)再造林の着実な実施	57
(再造林の必要性)	
(林業適地の選定)	
(造林の省力化・低コスト化に向けた取組)	
(地域における再造林の推進に向けた取組)	
(優良種苗の安定供給)	
(3)花粉発生源対策	59
(「花粉症対策の全体像」に基づき花粉症対策を推進)	
(花粉発生源対策の目標)	
(スギ人工林の伐採・植替え等の加速化)	
(花粉の少ない苗木の生産拡大)	
(その他の花粉症対策)	
(4)路網の整備	62
(路網整備の現状と課題)	
(望ましい路網整備の考え方)	
(路網整備を担う人材育成)	
(5)森林経営管理制度及び森林環境税・森林環境譲与税	64
(ア)森林経営管理制度	64
(制度の概要)	
(制度の進捗状況)	
(制度の改正)	
(イ)森林環境税・森林環境譲与税	66
(税制の概要)	
(森林環境譲与税の使途と活用状況)	
(ウ)市町村に対する支援	67
(6)社会全体で支える森林づくり	70
(全国植樹祭と全国育樹祭)	
(多様な主体による森林づくり活動が拡大)	
(森林の地球温暖化防止への貢献等の見える化)	
(森林関連分野の環境価値のクレジット化等の取組)	

(森林環境教育の推進)	
(緑の募金による森林づくり活動の支援)	
3. 森林保全の動向	76
(1)保安林等の管理及び保全	76
(保安林)	
(林地開発許可)	
(盛土等の安全対策)	
(2)山地災害等への対応	78
(治山事業の目的及び実施主体)	
(山地災害等の発生状況、迅速な対応及び復旧状況)	
(防災・減災、国土強靱化に向けた取組)	
(海岸防災林の整備)	
(3)森林における生物多様性の保全	82
(4)森林被害対策の推進	84
(野生鳥獣による被害の状況)	
(野生鳥獣被害対策を実施)	
(「松くい虫」による被害の状況)	
(ナラ枯れ被害の状況)	
(外来カミキリムシの確認)	
(林野火災の状況と対策)	
(森林保険制度)	
4. 国際的な取組の推進	90
(1)持続可能な森林経営の推進	90
(世界の森林は依然として減少)	
(「持続可能な森林経営」に関する国際的議論)	
(持続可能な森林経営の基準・指標)	
(森林認証の取組)	
(我が国における森林認証の状況)	
(2)地球温暖化対策と森林	93
(気候変動に関する政府間パネルによる科学的知見)	
(国連気候変動枠組条約の下での気候変動対策)	
(国際的なイニシアチブ等を通じた気候変動対策の促進)	
(地球温暖化対策計画と森林吸収量目標)	
(開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)への対応)	
(気候変動への適応)	
(3)我が国の国際協力	97
(我が国の取組)	
(国際機関を通じた取組)	
(JCMを活用した森林分野プロジェクトの推進)	

第Ⅱ章 林業と山村(中山間地域)	101
1. 林業の動向	102
(1)林業生産の動向	102
(木材生産の産出額の推移)	
(国産材の素材生産量の推移)	
(素材価格の推移)	
(山元立木価格の推移)	
(2)林業経営の動向	104
(林家)	
(林業経営体)	
(林業経営体の作業面積)	
(林業経営体による素材生産量は増加)	
(林業所得に係る状況)	
(森林組合の動向)	
(2025年は「国際協同組合年」)	
(民間事業体の動向)	
(3)林業従事者の育成・確保及び所得向上	109
(林業従事者の現状)	
(林業従事者の確保)	
(高度な知識と技術・技能を有する従事者の育成)	
(林業大学校等での人材育成)	
(安全な労働環境の整備の必要性)	
(林業労働災害の特徴に応じた対策)	
(雇用環境の改善)	
(林業活性化に向けた女性の活躍促進)	
(4)林業経営の効率化に向けた取組	121
(林業経営の効率化の必要性)	
(ア)森林の集積・集約化	121
(森林の集積・集約化の必要性)	
(森林経営計画制度)	
(所有者特定、境界明確化等に向けた取組)	
(所有者不明森林への対応)	
(林地台帳制度)	
(外国人等による森林取得状況の把握)	
(森林情報の高度利用に向けた取組)	
(施業の集約化を担う人材)	
(持続的な林業経営を担う人材)	
(イ)労働安全の確保と生産性の向上に向けた取組	125
(「新しい林業」に向けた取組)	
(先端技術等の導入)	

2. 特用林産物の動向	129
(1)きのこ類等の動向	129
(特用林産物の産出額)	
(きのこ類の生産の動向)	
(きのこ類の安定供給に向けた取組)	
(きのこ類の消費拡大に向けた取組)	
(きのこ類の輸出拡大に向けた取組)	
(2)薪炭・竹材・漆の動向	132
(薪炭の動向)	
(竹材の動向)	
(漆の動向)	
3. 山村(中山間地域)の動向	135
(1)山村の現状	135
(山村の役割と特徴)	
(過疎地域等の集落の状況)	
(2)山村の活性化	136
(山村の内発的な発展)	
(山村地域のコミュニティの活性化)	
(「森業」の推進に向けた取組)	
第三章 木材需給・利用と木材産業	143
1. 木材需給の動向	144
(1)世界の木材需給の動向	144
(ア)世界の木材需給の概況	144
(世界の木材消費量及び生産量)	
(世界の木材輸入量の動向)	
(世界の木材輸出量の動向)	
(イ)2023年の各地域における木材需給の動向	147
(北米の動向)	
(欧州の動向)	
(ロシアの動向)	
(ウ)国際貿易交渉の動向	147
(2)我が国の木材需給の動向	148
(木材需要の動向)	
(国産材供給量の動向)	
(木材輸入の動向)	
(ロシア・ウクライナ情勢の影響)	
(木材自給率の動向)	
(3)木材価格の動向	152
(国産材の製材品価格等)	

(国内の素材価格)	
(4)違法伐採対策	154
(世界の違法伐採木材の貿易の状況)	
(政府調達において合法性・持続可能性が確保された木材等の利用を促進)	
(「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく取組)	
(国際的な取組)	
2. 木材利用の動向	156
(1)木材利用の意義	156
(2)建築分野における木材利用	157
(ア)建築分野における木材利用の概況	157
(建築物の木造率)	
(建築物全般における木材利用の促進)	
(イ)住宅分野における木材利用の動向	158
(住宅分野における木材利用の概況)	
(住宅向けの木材製品への品質・性能に対する要求)	
(地域で流通する木材を利用した住宅の普及)	
(ウ)非住宅・中高層建築物における木材利用の動向	161
(非住宅・中高層建築物における木材利用の概況)	
(非住宅・中高層建築物での木材利用拡大の取組)	
(木材や木造建築物の耐久性)	
(エ)公共建築物等における木材利用	165
(公共建築物の木造化・木質化の実施状況)	
(学校施設の木造化・木質化を推進)	
(応急仮設住宅における木材の活用)	
(3)木質バイオマスの利用	167
(ア)木質バイオマスの新たなマテリアル利用	167
(改質リグニン)	
(セルロースナノファイバー)	
(イ)木質バイオマスのエネルギー利用	169
(木質バイオマスエネルギー利用の概要)	
(木質バイオマスエネルギー利用量の概況)	
(木質バイオマスによる発電の動き)	
(燃料材の安定供給等に向けた取組)	
(木質バイオマスの熱利用)	
(「地域内エコシステム」の構築)	
(4)消費者等に対する木材利用の普及	173
(「木づかい運動」を展開)	
(表彰に係る取組の展開)	
(「木育」の取組の広がり)	
(木材利用における林福連携の取組)	

(5)木材輸出の取組	176
(木材輸出の概況)	
(木材輸出拡大に向けた方針)	
(木材輸出拡大に向けた具体的な取組)	
3. 木材産業の動向	179
(1)木材産業の概況	179
(木材産業の概要)	
(木材産業の生産規模)	
(2)木材産業の競争力強化	180
(国際競争力の強化)	
(地場競争力の強化)	
(品質・性能の確かな製品の供給)	
(原木の安定供給体制の構築に向けた取組)	
(木材産業における従事者の確保と生産性の向上)	
(木材産業における労働災害の防止)	
(3)国産材活用に向けた製品・技術の開発・普及	186
(大径材の利用に向けた取組)	
(CLTの利用と普及に向けた動き)	
(低コスト化等に向けた新たな工法等の開発・普及)	
(内装・家具等における需要拡大)	
(4)木材産業の各部門の動向	190
(ア)製材業	190
(製材業の概要)	
(製材品の動向)	
(イ)集成材製造業	191
(集成材製造業の概要)	
(集成材の動向)	
(ウ)合板製造業	192
(合板製造業の概要)	
(合板の動向)	
(エ)木材チップ製造業	194
(木材チップ製造業の概要)	
(木材チップの動向)	
(オ)パーティクルボード製造業・繊維板製造業	194
(パーティクルボード製造業・繊維板製造業の概要)	
(パーティクルボード・繊維板の動向)	
(カ)プレカット製造業	195
(プレカット材の概要)	
(プレカット材の動向)	
(キ)木材流通業	195

(木材流通業の概要)

(木材流通業の動向)

第Ⅳ章 国有林野の管理経営	197
1. 国有林野の役割	198
(1) 国有林野の分布と役割	198
(2) 国有林野の管理経営の基本方針	198
2. 国有林野事業の具体的取組	200
(1) 公益重視の管理経営の一層の推進	200
(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	200
(機能類型区分に応じた森林施業等の推進)	
(治山対策の推進)	
(路網整備の推進)	
(イ) 地球温暖化対策の推進	202
(ウ) 生物多様性の保全	203
(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)	
(保護林の設定)	
(緑の回廊の設定)	
(世界遺産等における森林の保護・管理)	
(希少な野生生物の保護等)	
(鳥獣被害対策等)	
(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献	206
(低コスト化等の実践と技術の開発・普及)	
(森林・林業技術者等の育成)	
(森林経営管理制度への貢献)	
(樹木採取権制度の推進)	
(林産物の安定供給)	
(民有林と連携した施業)	
(公益的機能維持増進協定の推進)	
(相続土地国庫帰属制度への対応)	
(3) 「国民の森林 ^{もり} 」としての管理経営等	211
(ア) 「国民の森林 ^{もり} 」としての管理経営	211
(国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信)	
(森林環境教育の推進)	
(NPO、地域、企業等との連携)	
(イ) 地域振興への寄与	213
(国有林野の貸付け・売払い)	
(公衆の保健のための活用)	
(観光資源としての活用の推進)	

第Ⅴ章 東日本大震災からの復興	217
1. 東日本大震災からの復興に向けた今後の方針と取組	218
(1) 東日本大震災からの復興に向けて	218
(2) 森林等の被害と復旧・復興	218
(ア) 山地災害等と復旧状況	218
(イ) 海岸防災林の復旧・再生	218
(復旧に向けた方針)	
(植栽等の実施における民間団体等との連携)	
(3) 復興への木材の活用と森林・林業・木材産業の貢献	220
(ア) 林業・木材産業の被害と復旧状況	220
(イ) まちの復旧・復興に向けた木材の活用	220
(応急仮設住宅における木材の活用)	
(災害公営住宅における木材の貢献)	
(公共施設等での木材の活用)	
(ウ) エネルギー安定供給に向けた木質バイオマスの活用	221
(エ) 新たな木材工場の稼働	221
2. 原子力災害からの復興	222
(1) 森林の放射性物質対策	222
(ア) 森林内の放射性物質に関する調査・研究	222
(森林における空間線量率は低下)	
(森林内の放射性物質の分布状況の推移)	
(森林整備等に伴う放射性物質の移動)	
(ぼう芽更新木等に含まれる放射性物質)	
(情報発信等の取組)	
(イ) 林業の再生及び安全な木材製品の供給に向けた取組	223
(福島県における素材生産量の回復)	
(林業再生対策の取組)	
(里山の再生に向けた取組)	
(林内作業者の安全・安心対策の取組)	
(木材製品等の検査体制の整備)	
(樹皮の処理対策の取組)	
(しいたけ等原木が生産されていた里山の広葉樹林の再生に向けた取組)	
(2) 安全な特用林産物の供給	226
(栽培きのこの生産状況)	
(きのこ原木等の安定供給に向けた取組)	
(きのこ等の放射性物質低減に向けた取組)	
(野生きのこ、山菜等の出荷の状況)	
(薪、木炭、木質ペレットの指標値の設定)	
(3) 損害の賠償	228

事例一覧

特集

- 事例特－１ 秋田県における再造林拡大の取組 22
- 事例特－２ 持続性の確保された木材流通のための立木取引システム 30
- 事例特－３ 栃木県における超過課税を活用した再造林支援等の取組 32

第Ⅰ章

- 事例Ⅰ－１ 森林総合監理士による集約化に向けた路網構築への技術支援 55
- 事例Ⅰ－２ 花粉の少ない品種(少花粉及び無花粉スギ・ヒノキ)の選抜と
実用化の先駆け 62
- 事例Ⅰ－３ 地域に応じた森林経営管理制度の取組 68
- 事例Ⅰ－４ 地域に応じた森林環境譲与税を活用した取組 69
- 事例Ⅰ－５ 森林由来 J-クレジットを通じた企業との連携による森林の価値訴求と
持続可能な森林整備の取組 73
- 事例Ⅰ－６ 「緑の募金」を活用した山火事被災地への支援 75
- 事例Ⅰ－７ 令和 7 (2025) 年 9 月に発生した大雨における北海道の治山施設の効果 78
- 事例Ⅰ－８ 地域資源の活用と生物多様性保全に貢献する自然共生サイトの取組 83
- 事例Ⅰ－９ シカの鳴き声の音声解析による生息把握技術(ボイストラップ法)の
シカ対策への活用 86
- 事例Ⅰ－10 FAOを通じた森林減少の抑止に向けたプロジェクトの推進 99

第Ⅱ章

- 事例Ⅱ－１ 地域独自の林業研修制度を活用した人材の確保・育成 112
- 事例Ⅱ－２ 林業現場で活躍する人材を育てる林業大学校 116
- 事例Ⅱ－３ 森林組合における女性理事の定着と活躍 120
- 事例Ⅱ－４ 「新しい林業」の経営モデル実証事業の取組成果
～CTL作業システムを支える「素材生産管理システム」の構築～ 126
- 事例Ⅱ－５ 各種証明書のデジタル化とデータ活用に向けた取組 128
- 事例Ⅱ－６ デジタル技術を活用した原木しいたけ栽培 130
- 事例Ⅱ－７ 地域の人々と共に取り組む漆文化を守る活動 134
- 事例Ⅱ－８ 森林資源を活用した商品開発や体験型交流による地域活性化 137
- 事例Ⅱ－９ 自然体験の場の提供や地域の伝統文化の保存に貢献する
里山林の利活用 138
- 事例Ⅱ－10 森林空間の活用を通じた地域と企業の協働 141

第Ⅲ章

- 事例Ⅲ－１ 国産材利用の拡大に向けた住宅部材のパッケージ化 161

事例Ⅲ－ 2	建築物木材利用促進協定に基づく中高層集合住宅の木造化……………	164
事例Ⅲ－ 3	岩手県大船渡市で発生した林野火災の被災地における 木造応急仮設住宅の建設……………	167
事例Ⅲ－ 4	木育施設「しがモック」の一般利用が開始……………	175
事例Ⅲ－ 5	海外における日本産木材製品のプロモーション活動……………	178
事例Ⅲ－ 6	地域の関係者が連携した乾燥材の高付加価値化の取組……………	182
事例Ⅲ－ 7	スギKD平角を量産する製材工場が稼働……………	183
事例Ⅲ－ 8	カラマツ集成材を活用した23m超のスパンによる大空間の実現……………	189

第Ⅳ章

事例Ⅳ－ 1	ドローンを活用した山地災害時情報収集訓練の実施……………	201
事例Ⅳ－ 2	ICTを活用した林道整備の効率化……………	202
事例Ⅳ－ 3	国有林野における生物多様性の保全に配慮した森林施業……………	204
事例Ⅳ－ 4	省力・低コスト造林に関する現地検討会や情報共有の実施……………	207
事例Ⅳ－ 5	伊勢神宮の「式年遷宮」行事への木材供給……………	210
事例Ⅳ－ 6	「社会貢献の森」での森林整備によるサケの遡上環境の保全……………	212

第Ⅴ章

事例Ⅴ－ 1	海岸防災林の再生と植栽木の生育状況……………	219
事例Ⅴ－ 2	「里山・広葉樹林再生プロジェクト」により伐採された コナラ材の活用……………	225

コラム一覧

主伐面積の推計の精度向上と人工造林面積の割合	21
地域の実情に応じた人工造林における植栽密度	27
農林水産祭における天皇杯等三賞の受賞者	45
森林× ^{アクト} ACTチャレンジ	46

第2部 令和7年度 森林及び林業施策

概説	231
1 施策の重点	231
2 財政措置	232
3 立法措置	234
4 税制上の措置	234
5 金融措置	234
6 政策評価	235
I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	235
1 適切な森林施業の確保	235
2 面的なまとまりをもった森林管理	235
3 再造林の推進	236
4 野生鳥獣による被害への対策の推進	236
5 適切な間伐等の推進	236
6 路網整備の推進	236
7 複層林化と天然生林の保全管理等の推進	237
8 カーボンニュートラル実現への貢献	237
9 国土の保全等の推進	238
10 研究・技術開発及びその普及	240
11 新たな山村価値の創造	240
12 国民参加の森林づくり等の推進	241
13 国際的な協調及び貢献	241
II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	242
1 望ましい林業構造の確立	242
2 担い手となる林業経営体の育成	242
3 人材の育成・確保等	243
4 林業従事者の労働環境の改善	244
5 森林保険による損失の補填	244
6 特用林産物の生産振興	244
III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	245
1 木材の安定供給	245
2 木材産業の競争力強化	245
3 都市等における木材利用の促進	245
4 生活関連分野等における木材利用の促進	246

目次

5	木質バイオマスの利用	246
6	木材等の輸出促進	247
7	消費者等の理解の醸成	247
8	林産物の輸入に関する措置	247
IV	国有林野の管理及び経営に関する施策	248
1	公益重視の管理経営の一層の推進	248
2	森林・林業施策全体の推進への貢献	249
3	「国民の森林」としての管理経営と国有林野の活用	250
V	その他横断的に推進すべき施策	250
1	デジタル化の推進	250
2	東日本大震災からの復興・創生	251
VI	団体に関する施策	251

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 注1：本報告については、原則として令和8(2026)年3月末時点で把握可能な情報を基に記載しています。
- 注2：本報告に記載した数値は、四捨五入により合計と一致しない場合があります。
- 注3：本報告に掲載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。
- 注4：森林・林業・木材産業とSDGsの関わりを示すため、特に関連の深い目標のアイコンを付けています。(関連する目標全てを付けているものではありません。)

第1部

森林及び林業の動向

はじめに

「森林及び林業の動向」(以下「本報告書」という。)は、「森林・林業基本法」に基づき、森林及び林業の動向に関する報告を、毎年、国会に提出しているものである。

国際的に気候変動や生物多様性の損失などの課題への対応が進められる中、森林やそこから生産される木材の役割に対する関心が高まっている。このような世界的潮流の中で、森林が国土の約3分の2を占め、世界有数の森林国である我が国においては、先人たちの努力により造成された人工林を中心に森林資源が充実し、本格的な利用期を迎えている。持続可能な社会の実現に向けて、この豊かな森林資源を活かしながら次世代に継承していくためにも、建築物等への木材利用の拡大を図るとともに、木材利用の持続性や公益的機能の確保に必要な再造林を推進することで、森林資源の循環利用を確立することが求められている。このため、本報告書の特集では、「森林資源の循環利用の確立に向けて～木材利用と再造林をつなぐ～」を取り上げた。

さらに、令和7(2025)年度の動きを紹介するトピックスでは、「大阪・関西万博で木材利用の機運が醸成」、「山の地方創生に向けた「森業」^{もりぎょう}の推進」、「スマート林業の新たな展開～技術開発と現場実装～」、「昭和100年～先人が築いた森林を次世代へつなぐ～」、「大船渡市林野火災からの復旧と今後の消防防災対策」を取り上げた。

トピックスに続いては、「森林の整備・保全」、「林業と山村(中山間地域)」、「木材需給・利用と木材産業」、「国有林野の管理経営」、「東日本大震災からの復興」について章立てを行い、主な動向を記述した。

本報告書の記述に当たっては、統計データの分析や解説だけでなく、全国各地で展開されている取組事例等を可能な限り紹介し、写真も交えて分かりやすい内容とすることを目指した。また、関心のある方が更に情報を得やすくなるための工夫として、各所に二次元コードを掲載し、関連するホームページを参照できるようにした。

本報告書を通じて、我が国の森林・林業に対する国民の関心と理解が一層深まることを期待している。



(上)人工林の風景(宮崎県宮崎市)
(左下)ウッドデザイン賞2025林野庁長官賞受賞 みえ森林・林業アカデミー棟(三重県津市)
(右下)再造林実施箇所の状況(鹿児島県肝付町)

特集

森林資源の循環利用の確立に向けて ～木材利用と再造林をつなぐ～



持続可能な社会の実現に向けて、国際的に気候変動や生物多様性の損失などの課題への対応が進められる中、森林やそこから生産される木材の役割に対する関心が高まっている。世界有数の森林国であり、森林資源が充実してきた我が国においては、建築物等への木材利用の拡大を図るとともに、木材利用の持続性や公益的機能の確保に必要な再造林を推進することで、森林資源の循環利用を確立することが求められている。

木材利用の拡大に向けては、建築基準の合理化や木材製品の開発・普及など制度的・技術的な対応が進められてきたほか、木材利用の効果を評価するための環境整備も進展してきている。また、再造林の推進に向けては、林業適地の選定と林業経営体への集積・集約化、造林の省力化・低コスト化が進められてきている。さらに、川上から川下までの関係者の連携により、再造林が可能となる価格での木材取引や再造林支援の基金の設立など、木材利用と再造林をつなぐ取組も行われ始めている。

本特集では、持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流と我が国の森林資源の充実について触れた上で、これまでの木材利用拡大に向けた取組及び再造林の推進に向けた取組について解説する。また、近年の動きとして、木材利用と再造林をつなぐ取組について紹介するとともに、全国で街の木造化を進める「森の国・木の街」づくりと多様な主体の参画など、森林資源の循環利用の確立に向けた取組の方向性について記述する。

1. 持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流と我が国の森林資源の充実

(1) 持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流

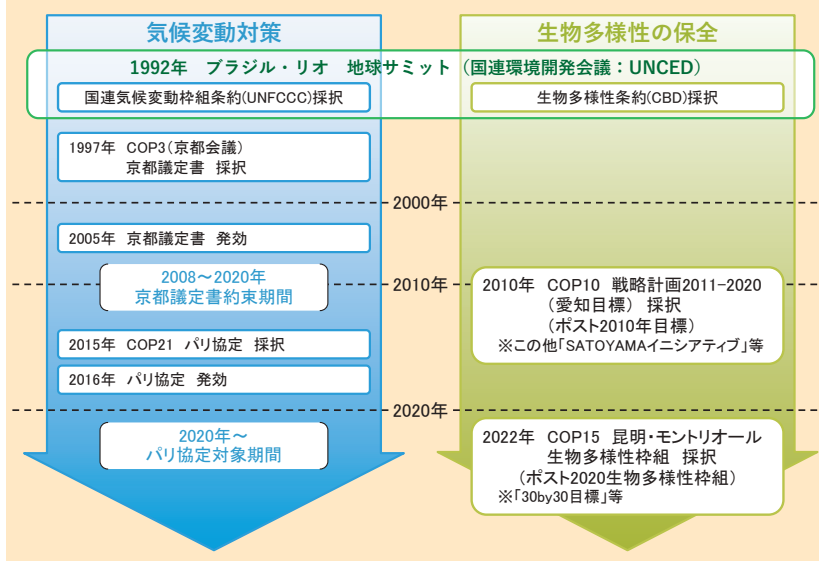
(気候変動や生物多様性に関する動向)

持続可能な社会の実現に向けて、気候変動や生物多様性の損失など地球規模の課題への対応が急務となっている中、森林、土壌、水、大気等の自然由来の資源である「自然資本」の重要性に対する認識が広がっている。気候変動対策や生物多様性の保全については、1992年に採択された気候変動に関する国際連合枠組条約(国連気候変動枠組条約)と生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)の下で、国際的な取組が進められてきた(資料 特-1)。

気候変動対策については、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020年以降の国際的な枠組みとしてパリ協定が採択された¹。同協定では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑制する努力を追求し、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡(ネット・ゼロ)を達成することを目指している。これを受けて、我が国を含む多くの国が2050年ネット・ゼロ²の実現を目標に掲げており、我が国においては、令和7(2025)年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画等に基づく取組を進めている。農林水産省においても、令和7(2025)年4月に「農林水産省地球温暖化対策計画」を改定し、これに基づき、農林水産分野における気候変動の緩和策を推進している。

また、生物多様性の保全については、2022年の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)第二部において、それまでの「愛知目標³」に代わる新たな目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。同枠組では、2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとるとの目標を掲げており、この考え方は、2021年のG7の合意文書において「ネイチャーポジティブ(自然再興)」と呼ばれている。これを受けて、我が国においては、令和5(2023)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、令和12(2030)年のネイチャー

資料 特-1 気候変動と生物多様性をめぐる動き



¹ パリ協定の採択については、「平成27年度森林及び林業の動向」トピックス4(5ページ)を参照。

² 2050年までに、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を図り、排出を全体としてゼロにすること。

³ 2020年までの短期目標「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」を達成するために定められた20の個別目標。

ポジティブの実現を目指して同戦略に基づく取組を進めている。農林水産省においても、同月に「農林水産省生物多様性戦略」を改定し、これに基づき、生物多様性保全を重視した農林水産業を推進している。

(気候変動対策や生物多様性の保全への森林・木材の貢献)

森林は、国土の保全、水源の涵養、林産物の供給等の機能を有することに加え、気候変動対策や生物多様性の保全においても、二酸化炭素の吸収源や生態系の構成要素として重要な役割を果たしている。森林は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝などの形で炭素を固定しており、その吸収量は我が国における二酸化炭素吸収量の大部分を占め⁴、地球温暖化防止に大きく貢献している。同時に、森林は多種多様な生物の生育・生息の場となっており、生物相が豊かな我が国にあって、陸域で最大の生物種の宝庫である。

また、森林から生産される木材を建築物等に利用することは、森林が固定した炭素を長期的に貯蔵することとなるほか、木材は製造・加工時のエネルギー消費が鉄やコンクリートなどの建築資材よりも比較的少ないことから、建築物等のライフサイクルを通じた二酸化炭素の排出削減にも貢献する。さらに、建築物等に利用された後の木材は、化石燃料の代替として利用することができ、二酸化炭素の排出削減に寄与する。

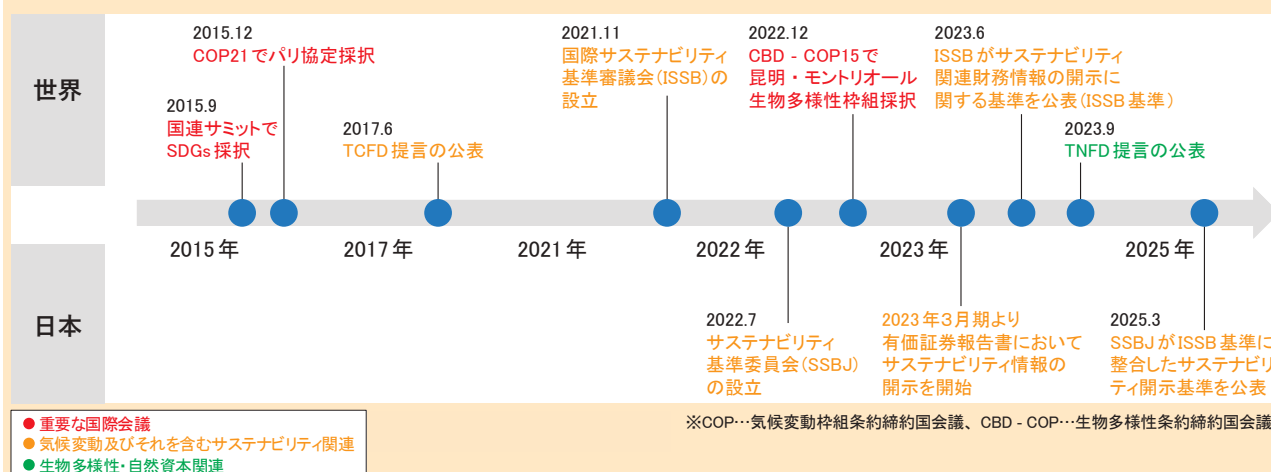
(2) 森林資源への関心の高まり

(企業の気候関連や自然関連の情報開示を求める動き)

持続可能な開発目標(SDGs)やパリ協定の採択などを背景に、投資家等から企業に対し持続可能性(サステナビリティ)に関する情報開示を求める動きが強まるとともに、企業活動における気候変動や自然関連のリスクなどを評価し、情報開示する枠組みの整備が進展している(資料 特-2)。

企業による情報開示の国際的な枠組みは、気候変動に関するものを始めとして整備され

資料 特-2 気候変動や自然関連の情報開示の枠組み整備の動向



資料：林野庁「森林の有する多面的機能に関する企業の自然関連財務情報開示に向けた手引き」に基づいて林野庁企画課作成。

⁴ 我が国の森林の二酸化炭素吸収量については、第I章第1節(1)50ページを参照。

てきており、2017年には「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD⁵)」提言が公表され、これに基づく情報開示が進められてきた。他方で、TCFD提言の他にも複数の国際的な枠組みが存在していたことから、2021年に国際会計基準(IFRS)財団の下に設立された国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)において、統一的な枠組みが検討され、2023年にサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項(IFRS S 1号)と気候関連開示(IFRS S 2号)の2つの基準(ISSB基準)が公表された。なお、これらが公表されたことに伴い、TCFDにおける議論はISSBに引き継がれ、TCFDは解散している。

また、気候変動の分野に続き、自然資本の分野においても、2023年にTCFD提言の枠組みをベースとした「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD⁶)」提言が公表され、企業がバリューチェーンを含む事業活動全体の自然関連課題を特定・評価し、情報開示することが推奨されている。

これらの国際的なサステナビリティ情報の開示に関する基準の整備の進展を受けて、我が国においても、令和4(2022)年に公益財団法人財務会計基準機構の下にサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が設立され、令和7(2025)年3月に、ISSB基準と機能的に整合したサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)が公表された。令和5(2023)年には、内閣府令の改正⁷により、有価証券報告書に気候変動等を含むサステナビリティ情報の記載欄が新設され、開示が求められている。

このように企業による情報開示をめぐるのは、国内外で大きな情勢の変化が生じており、企業経営において気候変動対策や生物多様性・自然資本への対応をビジネス課題と位置付け、事業活動に組み込んでいく動きが加速している。

(民間における森林・木材への関心の高まり)

企業による情報開示の枠組みの整備を受けて、民間において森林の有する地球温暖化防止や生物多様性保全などの多面的機能、木材利用による炭素貯蔵・二酸化炭素排出削減の効果に対する関心や期待が高まっており、我が国においては企業が森林管理や木材利用に取り組む動きに広がりが見られる。

特に、企業による森林づくり活動の実施箇所数が近年増加しているほか⁸、これまであまり木材が使われてこなかった非住宅・中高層建築物の木造化・木質化に取り組む例も広がっている⁹。また、建築物に木材を使用している企業が好印象を持たれるとのアンケート調査結果もあり、建築物における木造化・木質化の積極的な推進が、企業価値向上の観点からも期待されている¹⁰。

⁵ Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。TCFD提言では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4本柱の下、計11の項目について開示を推奨している。

⁶ Taskforce on Nature-related Financial Disclosuresの略。TNFD提言では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスクと影響(インパクト)の管理」、「指標と目標」の4本柱の下、計14の項目について開示を推奨している。

⁷ 「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(令和5年内閣府令第11号)

⁸ 企業による森林づくり活動については、第1章第2節(6)70-71ページを参照。

⁹ 非住宅・中高層建築物の木造化・木質化の事例については、第2節(1)15-16ページを参照。

¹⁰ 公益財団法人日本住宅・木材技術センター「内装木質化した建物事例とその効果ー建物の内装木質化のすすめー」(令和7(2025)年3月)

(木材利用の持続可能性への要求)

森林や木材に対する関心や期待が高まりをみせる一方で、世界全体でみると、森林の土地の転用や違法伐採などによる森林減少が自然劣化の大きな要因となっている現状がある。TNFD提言においては、木材は「高リスク天然一次産品」として、その利用に関して、持続可能な管理計画又は認証制度の下で調達された量の開示が求められるなど、木材利用の持続可能性(サステナビリティ)も重視されるようになってきている。

また、2025年11月に開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)では、森林から建築物に至るまで、木材の責任ある利用を導く科学的な根拠に基づく枠組みとして、「責任ある木造建築の原則」が公表され、我が国を始めとする15か国及び300を超える民間企業等が賛同した。「責任ある木造建築の原則」では、既存建築物の長寿命化のほか、持続可能な森林経営の確保や、木材の炭素貯蔵ポテンシャルの最大化等が掲げられており、持続可能な森林経営と木材利用の促進の重要性が、国際的に広く認識されている¹¹。

(3)我が国の森林資源の充実と利用の現状

我が国は、国土面積3,780万ha¹²のうち森林面積が2,502万ha¹³となっており、森林が国土の約3分の2を占める世界有数の森林国である。世界全体では森林減少が続いている中、我が国の森林面積は70年以上にわたって維持されている。

他方で、これまでの我が国の歴史においては、戦中・戦後に大量の伐採が行われた一方で、造林が追い付かず森林の荒廃が生じ、各地で大規模な災害が発生したことから、復旧造林が推進されるとともに、戦後の経済復興を背景とする旺盛な木材需要に対応するため、拡大造林が進められてきた経緯がある¹⁴。

これらの取組により造成されてきた人工林は約1,000万haに及び、森林面積の約4割を占めるが、長らく下刈りや除伐、間伐等が必要な育成段階にあったことから、旺盛な木材需要の多くは輸入材により賄われることとなり、木材自給率は平成10年代前半から半ばにかけては一時20%未満まで低下した。

現在は、長い育成段階を経て人工林の約6割が51年生以上となり、ようやく本格的な利用期を迎えるに至っている(資料 特-3)。また、この人工林を中心とした森林資源の充実や、技術革新による合板原料への用途拡大、燃料材需要の増加等を背景に、国産材供給量は着実に増加し、10年前と比べて主伐材は2倍近くまで増加している(資料 特-4)。木材自給率も近年は40%を超え、令和6(2024)年には42.5%となっている。

気候変動対策や生物多様性の保全への関心が高まる中、林業適地の人工林においては、生物多様性の保全等にも配慮しながら適正な主伐・再造林を行うことで、成長の旺盛な若い森林を造成するとともに、木材を利用することを通じて、森林資源の循環利用を図ることが重要となっている。くわえて、林業を継続するための条件が厳しい人工林における針広混交林化や、天然林のうち里山林等における継続的な利活用を図ることも重要である。

¹¹ 「責任ある木造建築の原則」については、第I章第4節(2)94-95ページを参照。

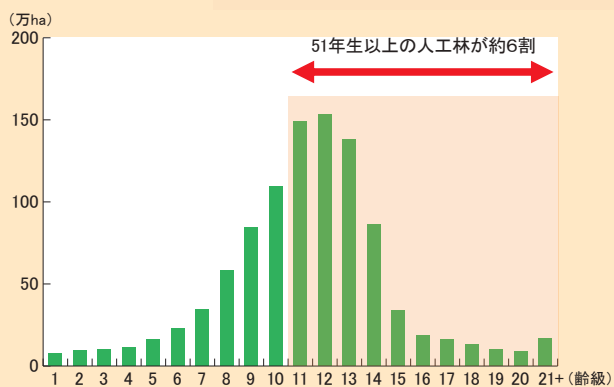
¹² 国土交通省「令和8年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」

¹³ 林野庁「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」

¹⁴ 我が国の森林整備を巡る歴史については、「平成25年度森林及び林業の動向」第I章第2節24-35ページを参照。

このように、持続可能な社会の実現に向けた世界的な潮流の中で、充実してきた我が国の森林資源を活用し、建築物等への木材利用の拡大を図るとともに、木材利用の持続性や公益的機能の確保に必要な再造林を推進することで、森林資源の循環利用を確立することが求められている。

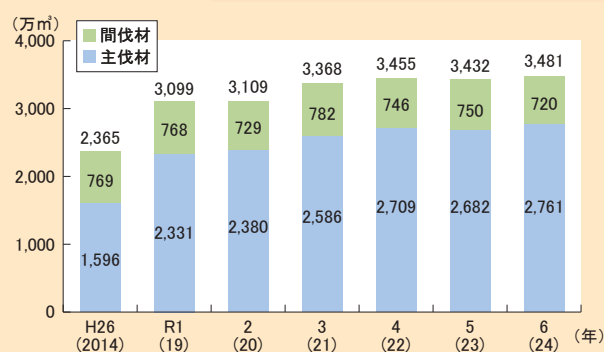
資料 特－3 人工林の齢級構成



注：「齢級」は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を1齢級と数える。

資料：林野庁「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」

資料 特－4 主間伐別の国産材供給量の推移



注：主伐材については、国産材供給量全体から間伐材を差し引いて算出。

資料：林野庁「木材需給表」、林野庁整備課・業務課調べ。

2. 木材利用拡大に向けた取組

(1)建築物への木材利用に関する制度的・技術的な対応

(ア)制度的な対応

森林が国土の約3分の2を占め、木材が身近な材料であった我が国においては、建築物の構造部材等として古くから木材が利用されてきた。建築物の木造化等に関する制度は、建築物に求められる性能や木材利用に関する技術の進展等に合わせて見直し等が行われてきている(資料 特－5)。

(戦後の建築物の非木造化)

戦後の1950年代には、耐火性能への要請や森林資源の枯渇、国土の荒廃への懸念等から、建築物の不燃化・非木造化が進められた。昭和25(1950)年に衆議院で決議された「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」においては、新たに建設する官公庁建築物は、原則として不燃構造とすることとされたほか、昭和30(1955)年に閣議決定された「木材資源利用合理化方策」においては、耐火建築の普及奨励を推進し国及び地方公共団体が率先垂範することや、用途規模により建築物の木造禁止の範囲を拡大することが明記された。

このような時代背景の下、昭和25(1950)年に制定された建築基準法においては、高さ13m又は軒高9mを超えるなどの大規模な建築物は、主要構造部を木造としてはならないとされるなど、木造建築物に対して強い規制がかけられた。

このような時代背景の下、昭和25(1950)年に制定された建築基準法においては、高さ13m又は軒高9mを超えるなどの大規模な建築物は、主要構造部を木造としてはならないとされるなど、木造建築物に対して強い規制がかけられた。

(木造建築物に対する規制の合理化)

その後、昭和62(1987)年の建築基準法改正により、安全上・防火上一定の技術的基準に適合するものについては、大断面集成材を用いた燃えしろ設計¹⁵による大断面木造建築物の建築が可能となるなど、木造建築物に対する規制は徐々に合理化されてきた。

平成10(1998)年の改正では、材料や寸法などの仕様を具体的に規定する「仕様規定」から、強度、耐火性能等の性能を満たせば仕様を問わない「性能規定」へと見直されることとなった。この性能規定化によって、主要構造部の木材を防火被覆等により耐火構造とすることで木造の耐火建築物の建築が可能となり、木造建築の可能な範囲が大きく広がった。

資料 特－5 建築物の木造化等に関する制度の変遷

昭和25 (1950)年	衆議院「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」 官公庁建築物の不燃化(※同国会で建築基準法制定)
昭和30 (1955)年	「木材資源利用合理化方策」の閣議決定 国・地方公共団体が率先垂範して建築物の不燃化を促進、木材消費の抑制、森林資源開発の推進
昭和62 (1987)年	改正建築基準法の公布 燃えしろ設計による大断面木造建築物が可能に
平成10 (1998)年	改正建築基準法の公布 法令が定める性能を確保すれば木造耐火建築物が実現可能に(性能規定化)
平成22 (2010)年	公共建築物等木材利用促進法の公布 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」策定
平成25 (2013)年	直交集成板(CLT)に関する日本農林規格(JAS)の制定
平成28 (2016)年	CLTパネル工法の一般的な設計法の告示の制定
平成30 (2018)年	改正建築基準法の公布 4階建て以上の建築物等において、一定の防火措置を講じた場合に、準耐火構造により、「現し」での建築が可能に
令和3 (2021)年	都市の木造化推進法の公布 法の対象を建築物一般に拡大。建築物木材利用促進協定制度を創設し、民間事業者等の建築物における木材利用を後押し
令和4 (2022)年	改正建築基準法の公布 3,000㎡超の大規模建築物の更なる木造化や、耐火建築物の部分的な木造化が可能に
令和7 (2025)年	製材JASの改正 寸法許容差の合理化や標準寸法表の簡素化等を実施

¹⁵ 火災時の燃え残り部分で構造耐力を維持できる厚さを確保する設計。

(建築物への木材利用促進へ)

平成22(2010)年には、木造率が低く潜在的な需要が期待できる公共建築物に重点を置いて木材利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「公共建築物等木材利用促進法」という。)¹⁶が制定された。同法においては、国が「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を策定し、この中で公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化を図る方針が明確化された。

平成25(2013)年には、非住宅・中高層建築物での木材利用拡大に向けて、直交集成板(CLT¹⁶)に関する日本農林規格(JAS)¹⁷が制定された。また、平成28(2016)年には、CLTパネル工法について、建築基準法に基づくCLTを用いた建築物の一般的な設計法に関する告示が制定されるなど、利用拡大に向けた制度的な環境整備が進展してきた。

さらに、令和3(2021)年には、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、公共建築物等木材利用促進法が改正された。これにより、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「都市の木造化推進法」という。)¹⁸として、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されるとともに、建築物木材利用促進協定制度が創設された¹⁸。

建築基準についても、近年では、平成30(2018)年の建築基準法改正により、耐火構造等とすべき木造建築物の対象が、「高さ13m又は軒高9m超」から「高さ16m超又は階数4以上」に見直されるとともに、耐火構造等とすべき場合でも、延焼範囲を限定する防火の壁等の設置など消火措置の円滑化を図ることで、燃えしろ設計により構造部材の木材をそのまま見せる「現し^{あらわ}」での建築が可能となった。令和4(2022)年にも、建築基準法改正により、3,000㎡超の大規模木造建築物において燃えしろ設計による「現し」での建築が可能となるほか、耐火性能が要求される大規模建築物において、防火上・避難上支障がない範囲内で、部分的な木造化が可能となった。

なお、令和7(2025)年7月からは、製材JASの改正¹⁹により、寸法許容差の合理化や標準寸法表の簡素化等が図られるなど、JAS構造材の利用ニーズに合わせた対応がなされている。

(イ)技術的な対応

建築基準の合理化と併せて、耐火性能を有する木質耐火部材や、強度性能が担保されるJAS構造材の開発・利用が進展するなど、建築物への木材利用に向けた技術的な対応が行われてきた。

(木質耐火部材の開発・普及)

建築基準法に基づき必要に応じて使用される木質耐火部材については、これまでに1時間耐火から3時間耐火までのものが開発されている。3時間耐火の性能を有する木質耐火部材であれば、耐火要件上は、階数に制限なく木造で建築することが可能となっている(資料 特-6)。

¹⁶ Cross Laminated Timberの略。一定の寸法に加工されたひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着したものの。

¹⁷ 「直交集成板の日本農林規格」(平成25年農林水産省告示第3079号)

¹⁸ 建築物木材利用促進協定については、第Ⅲ章第2節(2)161-164ページを参照。

¹⁹ 令和7(2025)年の製材JASの改正については、第Ⅲ章第3節(2)182-184ページを参照。

耐火部材としては、火災による一定時間の加熱が終了した後も、建築物が倒壊しないための性能が求められることから、木質耐火部材として、①木材を耐火性能のある石膏ボードで被覆したもの、②モルタルや難燃薬剤処理を施した木材等を燃え止まり層として集成材等の内部に配置したもの、③鉄骨を木材で被覆したものが開発されてきている(資料 特-7)。また、令和5(2023)年4月の改正建築基準法施行令の施行により、階数に応じた基準の合理化として最上階から数えて5～9階部分の耐火要求時間が2時間から1.5時間に見直されたことなどから、これに対応した木質耐火部材の開発が進んでいる。

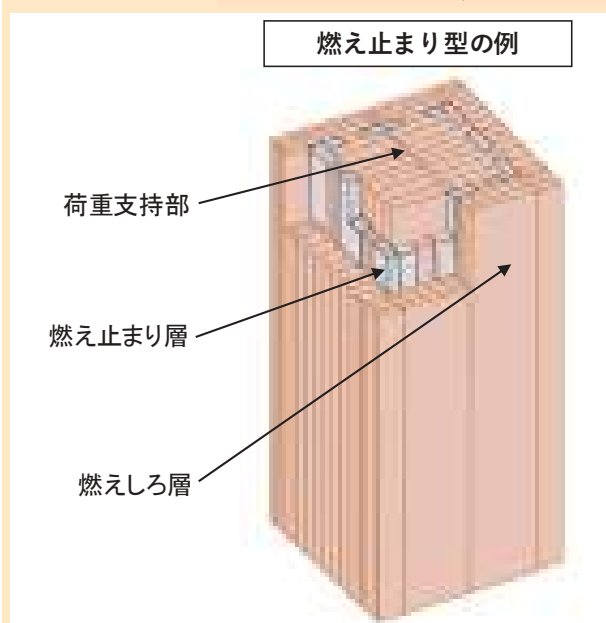
資料 特-6 階数に応じた耐火性能基準

最上階から数えた階数	柱・梁	壁(耐力壁)・床
4階以内	1時間	1時間
5～9階	1.5時間※	1.5時間※
10～14階	2時間	2時間
15～19階	2.5時間※	2時間
20階以上	3時間	2時間

※令和5(2023)年4月より、1.5時間・2.5時間耐火の基準が追加

資料：林野庁「建築分野への木材利用の動向及び最近のトピックス」

資料 特-7 木質耐火部材の開発(燃え止まり型の例)



(CLTの開発・普及)

非住宅・中高層建築物に使用できるCLTの開発・普及の取組も進められてきており(資料 特-8)、共同住宅、ホテル、オフィスビル、校舎等の建築物の壁や床などに使用されている。

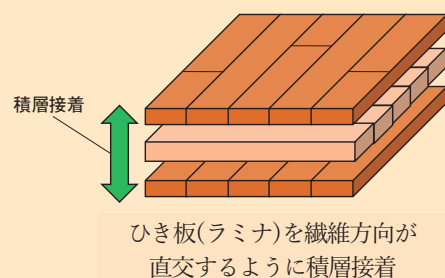
CLTの普及に向けては、「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」において作成された令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを期間とする「CLTの普及に向けた新ロードマップ～更なる利用拡大に向けて～」(令和4(2022)年改定)に基づき、取組を進めている。ロードマップにおいては、CLTの普及に向けた課題として、CLTの認知度が低いことや、コスト面の優位性が低いこと、活用範囲が狭いことなどを挙げている。

林野庁では、CLTの認知度の向上に向けて、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築等の実証を支援しており、支援実績は令和7(2025)年度

資料 特-8 CLTの構成



Cross Laminated Timber
(直交集成板)



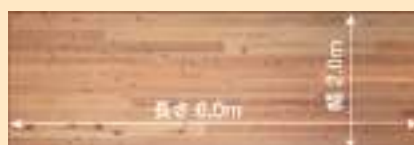
までの累計で184件となっている。

また、CLTの製造に当たって効率的な量産体制の構築が図られるよう、CLTパネルの寸法の標準化を推進するとともに、設計・施工コストの低減に向けて、CLTパネル工法の標準的な木造化モデルの作成・普及等を推進している(資料 特-9)。

さらに、より自由度の高い設計を可能とするため、強度性能の高い9層9プライ²⁰の基準強度の設定に必要な強度データを収集するほか、既存のCLTより薄くても強度性能を確保できる可能性のある非等厚CLT²¹の開発等を実施している。

CLTを活用した建築物は、令和7(2025)年度末までに1,700件を超える見込みであるほか²²、令和7(2025)年6月時点で、JAS認証を取得したCLT工場は全国で計11工場、生産能力は年間約10万m³となっている。

資料 特-9 標準寸法のパネルを活用したCLTパネル工法普及モデル



標準寸法のパネルの一例



資料：公益財団法人日本住宅・木材技術センター「CLTパネル工法普及モデル(4階建て中規模オフィス)」

(一般流通材等を使用した新たな工法の開発・普及)

大規模な建築物では、高い構造安全性等を満たすため、大断面集成材やCLTなどの高耐力な木材製品等が使用される場合が多く、これらの製品は個々の建築物の設計に対応した特注品になることが多いが、低層・中層の非住宅建築物等においては、住宅建築で一般的に使われる木材製品や建築手法等を用いることで、設計・施工の低コスト化を図ることが可能である。

林野庁では、地方においても展開が期待される、一般流通材等を活用した低層・中層の標準的な木造化モデルの作成・普及を支援しており、3階建て、4階建てのオフィスの標準モデルが設計されている(資料 特-10)。また、国土交通省と連携して、木造4階建ての事務所及び共同住宅について、コスト・施工性等の面で高い競争性を有し、広く展開

資料 特-10 3階建て、4階建て木造ビルの標準モデル



資料：公益財団法人日本住宅・木材技術センター「中規模ビル3階建て事務所の木造化標準モデル」、「中規模ビル4階建て事務所の木造化標準モデル」

²⁰ ラミナをその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に並べ又は接着したものが「プライ」、直交集成板を構成するプライ又はプライをその繊維方向を互いにほぼ平行に積層接着したものが「層」。

²¹ 異なる厚さ(非等厚)のラミナで構成されたCLT。

²² 内閣官房ホームページ「CLTを活用した建築物の竣工件数の推移」

が期待できる構法の解説集²³を取りまとめ、普及を行っている。

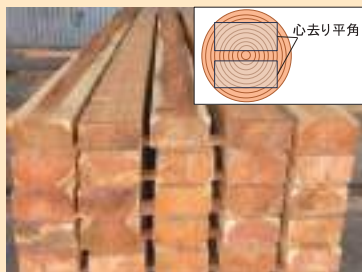
さらに、低層非住宅建築物のうち、体育館、倉庫、店舗など柱のない大空間が求められる場合であっても、大断面集成材を使わず、一般流通材で大スパン²⁴を実現できる工法も開発されている²⁵。

(大径材を含む国産材の利用技術の開発)

住宅分野においても、構造部材として用いられる木材製品に寸法安定性や強度等の品質・性能が求められている。中でも、梁や桁などの横架材については、高い曲げヤング率²⁶が求められることなどから、輸入材が高いシェアを有しているほか、我が国の木造の新設住宅着工戸数の約2割のシェアを占める枠組壁工法(ツーバイフォー工法)の構造用製材についてもこれまで国産材割合は低位であった。

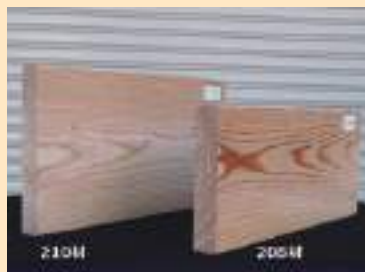
これらの分野における国産材利用を進めるため、林野庁では、出材量の増加が見込まれる国産大径材等から、横架材やツーバイフォー工法用の構造材を効率的に製造する技術等の開発・普及を推進している(資料 特-11)。

資料 特-11 大径材の利用技術の開発



スギ心去り平角の乾燥手法の開発

大径材の中心部を外して製材する心去り平角は、横架材等として期待されるが、乾燥時に反りや曲がりが出やすいため、蒸煮、乾燥処理により通直にする技術等を開発



様々な寸法型式による枠組壁工法製材の技術開発(カラマツ)

210(ツーバイテン)材は、厚さ2インチ×幅10インチの製材、208(ツーバイエイト)材は、厚さ2インチ×幅8インチの製材



スギ枠組壁工法製材の床根太(床板を支える横架材)への活用

(内装材等における国産樹種を活用した製品開発)

内装材等についても、国産樹種を活用した製品の開発や販売が行われている。近年、建築物のリフォーム等の受注高は、堅調に推移してきており、リフォーム需要の一定割合を占める内装等において木材利用が期待できる。

内装材へのスギ等の国産針葉樹材の活用に向けては、材質が比較的柔らかく傷がつきやすいといった特性をカバーするため、圧密加工により表面硬度を高めた板材の開発が行われてきたほか、特殊建築物²⁷や3階建て以上等の建築物など内装制限のかかる箇所における内装木質化のため、難燃薬剤処理を施した内装材の開発等が行われてきている。

²³ 公益財団法人日本住宅・木材技術センター「みらいを切り拓く！中大木造建築～中大木造建築物の普及加速化に資する構法解説集～」(令和7(2025)年3月)

²⁴ 建築物の構造材(主として横架材)を支える支点間の距離。

²⁵ 一般流通材で大スパンを実現した建築事例については、第Ⅲ章第3節(3)の事例Ⅲ-8(189ページ)を参照。

²⁶ ヤング率は材料に作用する応力とその方向に生ずるひずみとの比。このうち、曲げヤング率は、曲げ応力に対する木材の変形(たわみ)のしにくさを表す指標。

²⁷ 不特定又は多数の人が利用する建築物や就寝に利用する建築物など、火災時における利用者の避難安全性確保に特に配慮を要する建築物。

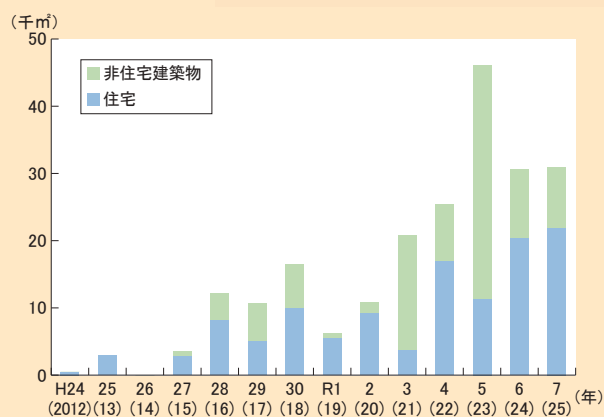
また、近年は広葉樹材の輸入が減少傾向にある中、国産広葉樹材の供給ニーズも高まっており、これまであまり活用されてこなかった国内の里山広葉樹を使用した内装材・家具等の製品開発も行われている。

(ウ)建築物への木材利用の進展

建築物への木材利用に関する制度的・技術的な進展がみられる中で、非住宅・中高層建築物の木造化・木質化に取り組む例が広がりを見せており(資料 特-12)、中高層木造建築物の新築着工床面積は増加傾向にある(資料 特-13)。また、住宅分野においては、枠組壁工法(ツーバイフォー工法)における構造用製材の国産材使用割合が20%まで上昇している(資料 特-14)。

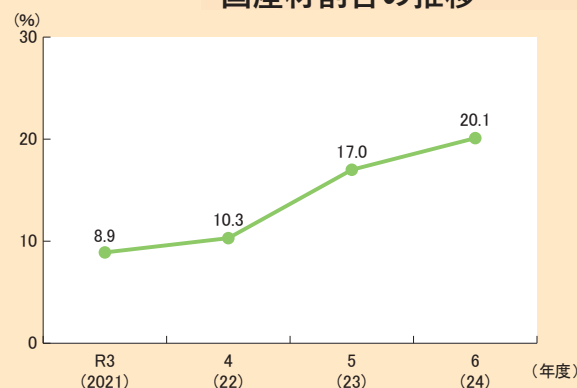
円安の影響等もある中、建築用材等における国産材の割合は近年上昇傾向で推移し、令和6(2024)年は製材用材・合板用材ともに国産材割合が5割を超えており、建築用材等全体では52.9%となっている(資料 特-15)。

資料 特-13 中高層木造建築物の新築着工床面積の推移



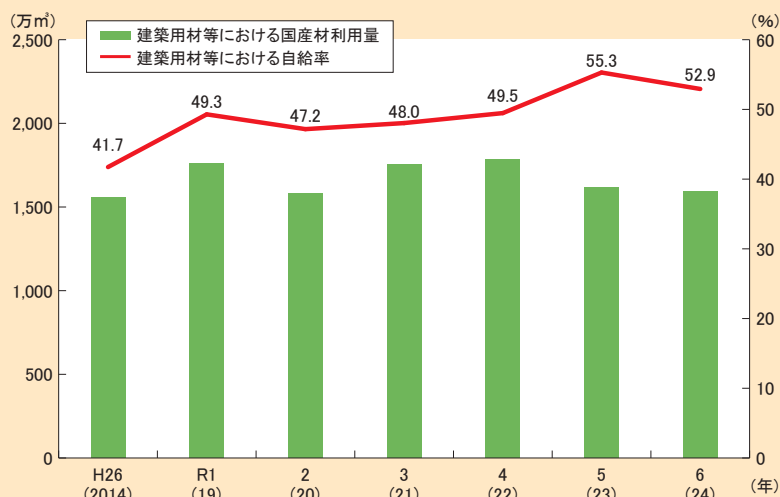
注：4階建て以上について、床面積ベースで集計。
資料：国土交通省「建築着工統計調査」に基づいて林野庁企画課作成。

資料 特-14 枠組壁工法(ツーバイフォー工法)構造用製材の国産材割合の推移



資料：ツーバイフォー建築における国産木材活用協議会「国産木材需給に関する調査報告書 2023年度版」に基づいて林野庁木材産業課作成。

資料 特-15 建築用材等における国産材利用量と自給率の推移



注：製材用材及び合板用材を建築用材等として集計。
資料：林野庁「木材需給表」

資料 特-12 非住宅・中高層建築物における木材利用の事例

〔中高層建築物〕



第一生命京橋キノテラス
(東京都中央区、令和7(2025)年7月竣工)
木造と鉄骨造のハイブリッド構造で、40m×17mの木質無柱空間を実現しており、木材使用量は約1,100m³に上る地上12階・地下2階建てのオフィスビル
(写真提供：清水建設株式会社)



奥村組西川口寮
(埼玉県川口市、令和7(2025)年2月竣工)
柱・梁に埼玉県飯能市の西川材を使った木質耐火部材を、耐震壁にCLTを採用し、3階以上を木造(一部鉄筋コンクリート造)とした8階建ての社員寮
(撮影：志摩大輔氏)



キャプション by Hyatt 兜町 東京
(東京都中央区、令和7(2025)年6月竣工)
地下1階を鉄筋コンクリート造、1～2階を鉄骨造、3階以上を木造と鉄骨造のハイブリッド構造とし、外周部に木柱・木梁を使用することで、外部から木材が認識できるデザインとした地上12階建て・地下1階建てのホテル



ブランシエスタ目黒中央町
(東京都目黒区、令和7(2025)年3月竣工)
1～3階を鉄筋コンクリート造、4階以上を木造とのハイブリッド構造とし、木造住戸(101戸のうち36戸)の全ての壁を非耐力壁としたことで、間取りの自由度等を向上させた7階建て賃貸マンション



伊藤忠商事寄宿舎棟
(神奈川県川崎市、令和7(2025)年3月竣工)
1方向ラーメン構造と耐力壁構造を組み合わせた構法を採用し、柱、梁、耐力壁等の構造フレームの大部分を木造化した1.5時間耐火構造の5階建て社員寮
(写真提供：井上隆司氏(右下))



TQ渋谷宇田川町
(東京都渋谷区、令和7(2025)年4月竣工)
水平力を鉄筋コンクリート部分に負担させ、木造部分に耐力壁を設けない2方向ラーメン架構とし、木造躯体を外観から見せるデザインを実現した木造と鉄筋コンクリート造のハイブリッド構造の4階建て事務所兼店舗ビル

〔低層非住宅建築物〕



NISHIGAWA TERRACE

(岡山県岡山市、令和7(2025)年1月竣工)

岡山県産ヒノキの構造用製材を積層接着したBP材を使用し、1方向ラーメン、燃えしろ設計による現しの空間を実現した、地方で展開可能な3階建て商業施設
(写真提供：ナカサアンドパートナーズ)



六戸町立義務教育学校六戸学園

(青森県六戸町、令和7(2025)年3月竣工)

4棟の校舎を、耐火構造を備えた鉄骨の渡り廊下で接続して1棟当たり3,000㎡以下に抑えることにより木造を可能とし、構造材に青森県産スギ・カラマツのLVL等、内装にヒバを多用した木造3階建て学校



MOTOMACHI Wood Terrace

(兵庫県神戸市、令和6(2024)年12月竣工)

構造躯体の木材を見せることをコンセプトとして、CLTの床板や梁を現しとした準耐火構造の2階建て店舗
(写真提供：三菱地所ホーム株式会社)

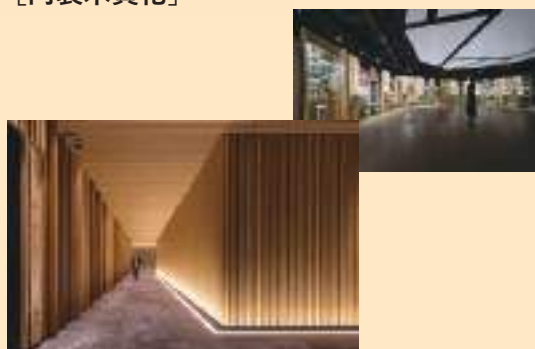


旭川中央警察署大町交番

(北海道旭川市、令和7(2025)年11月竣工)

北海道産カラマツを活用し、道外の工場で加工されたCLTを箱型ユニットとして組み立て、現地で連結することにより、高い品質と施工性を両立した交番

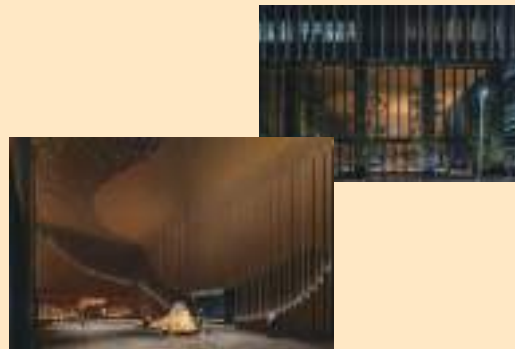
〔内装木質化〕



TODA BUILDING

(東京都中央区、令和6(2024)年9月竣工)

適切にトレーサビリティを確保した北海道下川町産の木材を、準不燃化処理した内装材として使用し、FSC®プロジェクト認証を取得した建設会社の超高層オフィス
(写真提供：株式会社エスエス(左下)、御園生大地氏(右上))



第2名古屋三交ビル

(愛知県名古屋市、令和6(2024)年2月竣工)

屋内型公開空地として自由に利用でき、オフィスエントランスを兼ねた高さ約10m、広さ約300㎡の大空間に、三重県産スギを使用した柔らかな曲線を描く装飾を施すなど、内装木質化した複合ビル

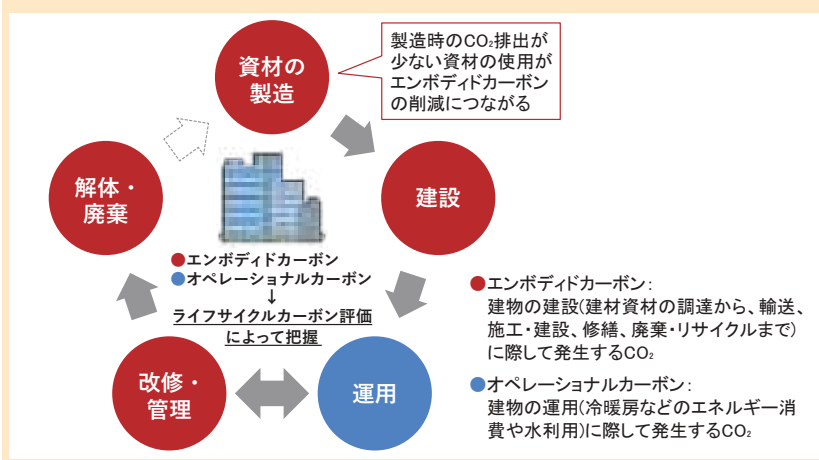
(2)建築物への木材利用をめぐる新たな動きと対応

(建築物ライフサイクルカーボン評価の制度化に向けた検討)

2050年ネット・ゼロの実現に向けて温室効果ガスの排出量削減の取組が進められる中、建築物の建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出量(ライフサイクルカーボン)は、世界のエネルギー起源の二酸化炭素排出量の約4割を占めているとされ²⁸、この削減が必要となっている。建築分野の二酸化炭素排出は、建築物の使用段階のエネルギー消費における排出(オペレーショナルカーボン)と、建築に必要となる資材製造段階、施工段階、使用段階(資材関係)、解体段階における排出(エンボディドカーボン)に分類され、オペレーショナルカーボンについては省エネルギー対策により削減のための取組が進められてきているが、併せてエンボディドカーボンの削減も重要になってきている(資料 特-16)。

ライフサイクルカーボンの削減については、例えば、EUにおいては、2024年4月に改正された「建築物のエネルギー性能指令²⁹」により、加盟国は、2028年から1,000㎡超の新築建築物のライフサイクルカーボンの算定・公表を義務付けなければならないこととされており、一部の国においては、建築物のライフサイクル

資料 特-16 建築物のライフサイクルにおける二酸化炭素排出



カーボンの上限値を設定した規制が既に導入されるなど、国際的にも取組が進んでいる。

我が国においても、令和6(2024)年11月に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において、建築物ライフサイクルカーボン評価の制度化に向けた検討が開始された。令和7(2025)年4月には「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」が決定され、令和10(2028)年度を目途に建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す制度の開始を目指すこととされた³⁰。これを受けて、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進するための制度の在り方についての検討が進められている。

木材は、他資材と比較して製造時の二酸化炭素排出量が少ないことなどから、建築物において木材を利用することで、建築時のエンボディドカーボンを削減することが可能である³¹。今後、制度化を通して建築物ライフサイクルカーボン評価が一般化することで、建築資材としてこれまで以上に木材が選択され、木材利用が進むことが期待される。

²⁸ UNEP (2024) Global Status Report for Buildings and Construction: 29.

²⁹ Energy Performance of Buildings Directive (EU/2024/1275)

³⁰ 建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」(令和7(2025)年4月)

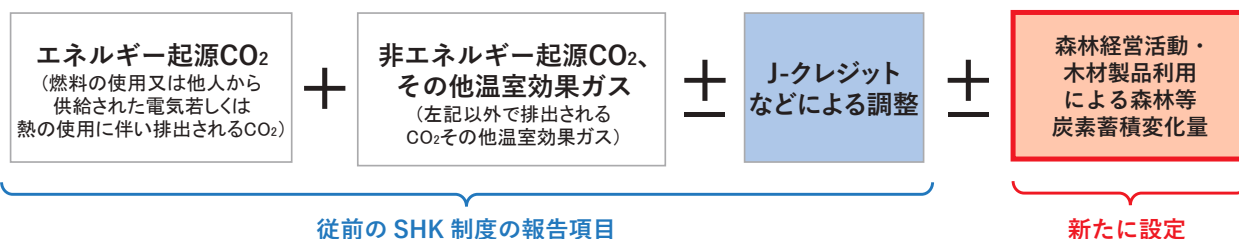
³¹ 林野庁「令和4年度CLT・LVL等の建築物への利用環境整備①木質建築資材の利用拡大の環境整備報告書」(令和5(2023)年3月)

(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK制度)の見直し)

企業等による温室効果ガスの排出量については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK制度)において、一定量以上排出する特定排出者³²に対して自らの排出量の算定と国への報告を義務付けて国が公表している。これまでは、SHK制度に基づく算定・報告において、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量に対してJ-クレジット³³等による調整を行うことができたが、これに加えて令和8(2026)年度からは、自らの森林経営活動や木材利用による炭素蓄積変化量を排出量の調整に用いることができるよう見直されることとなった³⁴(資料 特-17)。

これにより、企業等が自ら所有する建築物に木材を利用した場合等に、その炭素貯蔵効果を定量化して示し、対外的にPRすることが可能となり、例えば、オフィスや店舗などへの木材利用を推進しようとする企業の後押しとなることが期待される。なお、対象となる木材は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」等に基づき合法性が確認された国産材等である。

資料 特-17 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK制度)の見直し



(木材利用の効果を評価するための環境整備)

近年、SDGsの認知度向上や、TNFD提言など企業による持続可能性(サステナビリティ)に関する情報開示を求める動きを受けて、建築物に木材を利用する機運の高まりがみられ、建築事業者、不動産事業者や建築主となる企業等においては、木材利用を対外的に発信して企業価値を高めようとする動きがみられる。

林野庁では、これらの企業等が木材利用による地球温暖化防止への貢献等の効果を対外的に発信できるよう、令和3(2021)年に「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を公表した。また、令和6(2024)年には「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を公表し、①カーボンニュートラルへの貢献、②持続可能な資源の利用、③快適空間の実現の3つの評価分野ごとに、建築物への木材利用の効果を訴求する際に参考



建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>



建築物への木材利用に係る評価ガイダンス

https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/esg_architecture.html

³² エネルギー起源二酸化炭素(燃料の燃焼、他者から供給された電気、又は熱の使用に伴い排出される二酸化炭素)を排出する事業者にあつては、全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者等、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスを排出する事業者にあつては、温室効果ガスの種類ごとに、排出量合計が二酸化炭素換算で3,000トン以上となる事業者等。

³³ J-クレジット制度については、第1章第2節(6)71-73ページを参照。

³⁴ 「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令」が令和8(2026)年4月1日に施行され、令和9(2027)年度報告(令和8(2026)年度実績の報告)から適用される。

となる評価項目・評価方法を提示している(資料 特-18、19)。

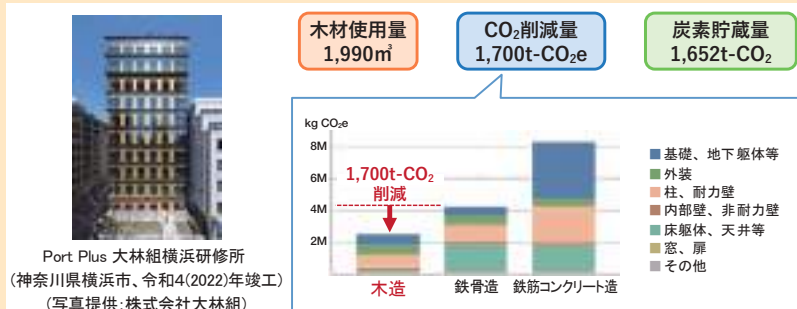
さらに、快適空間の実現に貢献する内装木質化による心理面、身体面、学習面、生産性等への効果については、これまでに様々な研究が行われてきていることから、これらのデータの収集や整理などを行い、分かりやすく情報発信する取組を進めている³⁵。

資料 特-18 建築物への木材利用に係る評価ガイドンスにおける評価分野・評価項目・評価方法

評価分野	評価項目 (建築事業者等が行う取組)	評価方法
1. カーボンニュートラルへの貢献	①建築物のエンボディドカーボンの削減	✓ライフサイクルアセスメント(LCA)により算定した、建築物に利用した木材の製品製造に係る温室効果ガス(GHG)排出量を示す。
	②建築物への炭素の貯蔵	✓林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により炭素貯蔵量を示す。
2. 持続可能な資源の利用	①持続可能な木材の調達(デュー・デリジェンスの実施)	✓利用する木材について、以下を確認していることを示す。また、i)についてはその量や割合を示す。 i) ①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)に基づき合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は②認証材(森林認証制度により評価・認証された木材)であることのいずれかであること。 ii) サプライチェーンにおいて「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた人権尊重の取組が実施されていること。
	②森林資源の活用による地域貢献	✓地域産材(又は国産材)の利用の有無、利用量や利用割合を示す。 ✓地域産材の活用を目的として、地域の林業・木材産業者と建築物木材利用促進協定等を締結していることを示す。 ✓産業連関表を用いて、木材利用による地域経済への波及効果を定量的に示す。
	③サーキュラーエコノミーへの貢献	✓サーキュラーエコノミーの観点から、木材は再生可能資源として評価されるものであることを示す。 ✓建築物において循環性(サーキュラリティ)を意識した、例えば以下のような取組を実施していることについて具体的な内容を、可能な場合は定量的に示す。 i) 木材利用により非生物由来の(再生不可能な)バージン素材の利用を削減している。 ii) 再利用木材(木質ボード等)を活用している。 iii) 解体時の環境負荷を低減する設計を採用している。
3. 快適空間の実現	内装木質化による心身面、生産性等の効果	✓建築物の用途等に応じて、訴求度が高い内装木質化の効果を示す。

資料：林野庁「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」

資料 特-19 建築物への木材利用効果の見える化事例



資料：林野庁「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」

³⁵ 公益財団法人日本住宅・木材技術センター「内装木質化した建物事例とその効果ー建物の内装木質化のすすめー」(令和7(2025)年3月)

3. 再造林推進に向けた取組

(1) 林業適地の選定と林業経営体への集積・集約化

(林業適地の選定)

森林資源の循環利用や公益的機能の持続的な発揮に向けては、林地生産力が高く、車道や集落からの距離が近い、平均傾斜が緩やかであるなどの条件の良い箇所では、更新の際に再造林を確実に進めていく必要がある。一方で、自然的・社会的条件が勘案されずに条件の良い箇所でも再造林がされていないケースがある。

林野庁では、循環利用を図るべき森林を明らかにするため、林地生産力が比較的高く、車道(開設見込みのものを含む。)や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地の選定を推進している。具体的には、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、森林施業の規範等について定める市町村森林整備計画において、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の設定を推進しており、区域内の人工林の皆伐跡地については、原則として植栽による更新を行うこととされている(資料 特-20)。

資料 特-20 林業適地の選定と路網

鹿児島県鹿児島市の例



木材生産機能維持増進森林のうち、
特に効率的な施業が可能な森林の区域

○区域の設定

- ・木材生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林

○更新の方法

- ・人工林の皆伐跡地については、原則、植栽による更新を行う(アカマツの天然下種やコウヨウザンのぼう芽など市町村が定める例外を除く)

また、中長期的な森林吸収量の確保を図る観点から、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、成長等に優れた樹木(特定母樹)から採取された種穂から育成された苗木(特定苗木)による再造林を推進するため、「特定植栽促進区域」の設定を推進している。

さらに、林業適地を適切に判定し、区域設定を効率的に行えるよう、GISを活用したゾーニング補助ツールの普及にも取り組んでおり、令和6(2024)年度末時点で「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の設定面積は109万ha³⁶、「特定植栽促進区域」の設定面積は62万ha³⁷となっている。

くわえて、林業適地においては、森林施業の基盤となる路網が重要であり、林道(林業専用道を含む。)と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を進めている³⁸。

なお、林業を継続するための条件が厳しい人工林については、帯状又は群状の伐採を行い、侵入広葉樹の活用等により針広混交林化³⁹等を進めることとしている。

³⁶ 林野庁計画課調べ。

³⁷ 林野庁整備課調べ。

³⁸ 路網の整備については、第1章第2節(4)62-63ページを参照。

³⁹ 針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に広葉樹を天然更新等により生育させることにより、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林にすること。

コラム 主伐面積の推計の精度向上と人工造林面積の割合

全国の主伐面積のうち、民有林の主伐面積については、これまで国産材供給量を都道府県が整備する森林簿等の森林蓄積で割り戻すなどして推計しているが、この森林蓄積は各都道府県が採用している成長モデルにより算出された蓄積を集計したものであり、高齢級の精度が不十分となっている可能性が指摘されている。

このような中、林野庁が平成11(1999)年度から1期5か年で継続的に実施している全国レベルの森林調査(National Forest Inventory(NFI))^{注1}の結果を活用し、全国の森林蓄積をより高い精度で推計できるようになってきた。これを基に算出した森林蓄積で国産材供給量を割り戻して推計すると、主伐面積は従来の推計よりも小さくなることが明らかとなっている。

また、急速に普及が進んでいる衛星画像解析技術を活用して伐採箇所を抽出し、統計的手法により主伐面積を推計する研究が進んでおり、この方法を用いると主伐面積はNFIを活用した推計と同程度の規模となることが示されている。

このほか、森林所有者等が市町村長に対して伐採及び伐採後の造林の届出を行う伐採造林届出制度等の行政情報の活用も考えられ、林野庁では、この方法も含めて主伐面積の推計の精度向上のための検証を進めていくこととしている。

これらの新たな推計方法による主伐面積を用いると、いずれも近年の主伐面積に対する人工造林面積^{注2}の割合は5～6割程度となるが、現在主伐が行われているのは条件の良い森林であることが多いと考えられることから、森林資源の循環利用に向けては、引き続き再造林の推進が不可欠である。

(単位：万ha)

	従来の森林簿等の森林蓄積を活用した推計	NFIを活用した推計	衛星画像を活用した推計	(参考)行政情報を活用した推計	(参考)人工造林面積
令和元(2019)年	8.8	6.4	6.7	6.3	3.3
令和2(2020)年	8.7	6.5	5.9	5.6	3.4
令和3(2021)年	9.2	6.9	5.6	6.2	3.4
令和4(2022)年	9.5	7.0	6.2	5.7	3.3
令和5(2023)年	9.0	6.7	6.2	5.4	3.5

算出方法別の主伐面積と人工造林面積の推移

注1：林野庁が継続して実施している「森林生態系多様性基礎調査」を指す。国土全域に4km間隔の格子点を想定し、その格子点を調査地点(森林は約1.5万点)とする標本調査であり、5年間で全国を一巡するサイクルで実施されている。

注2：森林環境保全整備事業等実績定期報告や国有林野事業統計等により把握した実績。

資料：林野庁計画課・整備課・業務課調べ。

(林業経営体への集積・集約化)

林業適地を選定した上で、持続的な経営を担える林業経営体への森林の経営管理に必要な権利の集積と経営管理の集約化(以下「森林の集積・集約化」という。)を図ることにより、再造林を着実に進めていくことが重要である。林野庁では、これまでも森林経営計画⁴⁰の作成や森林経営管理法⁴¹に基づく経営管理実施権の設定などを推進することにより、森林の集積・集約化を進めてきた。令和8(2026)年4月施行の改正森林経営管理法では、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有して「集約化構想」を作成することで、集積・集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みが創設されている(資料 特-21)。

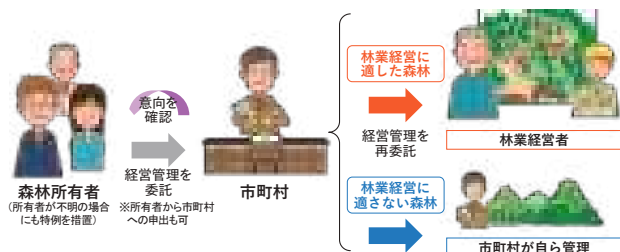
⁴⁰ 森林経営計画については、第II章第1節(4)122ページを参照。

⁴¹ 森林経営管理法については、第I章第2節(5)64-66ページを参照。

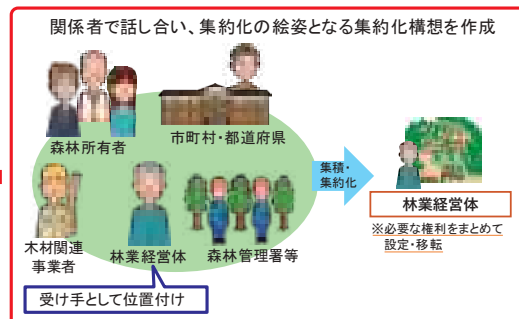
この仕組みの活用等も通じて、再造林の実施体制を備えた林業経営体が、森林を長期間経営し得る権利等を取得し地域の林業経営を担っていくことで、計画的かつ確実な再造林の実施が期待される。また、各地域において、林業経営体に森林を集積・集約化し、再造

資料 特-21 改正森林経営管理法における新たな仕組みの概要

■ 現行制度



■ 新たな仕組み：集約化構想制度の新設



■ 市町村の事務負担の軽減

- ・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
- ・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

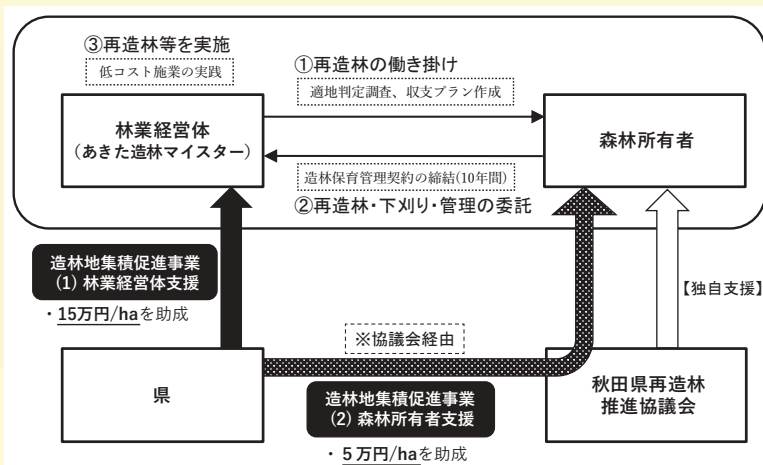
事例 特-1 秋田県における再造林拡大の取組

秋田県では、民有林の多くを占めるスギ人工林が利用期を迎え、素材生産量が増加傾向にある中、森林資源の循環利用の確立に向けて、再造林対策の強化を図っている。

同県では、高齢化や後継者不在などによる造林地の今後の管理等に対する不安感が、森林所有者の再造林意欲の喪失の大きな要因となっていることから、令和4(2022)年度から造林地を林業経営体に集める仕組みを導入している。本仕組みでは、再造林の働き掛けを行う「あきた造林マイスター」が在籍する林業経営体と、将来の森林の経営管理に不安を抱える所有者が10年間の「造林保育管理契約」を締結し、林業経営体が再造林や下刈り、造林地の管理を実施する。あきた造林マイスターは、省力・低コスト造林技術や造林の適地判定、収支プランの作成等の能力を有する者として同県が育成・認定しており、所有者の不安感と負担感の軽減・解消に貢献している。

また、造林保育管理契約に基づき再造林を実施する林業経営体と所有者に対しては、造林地集積促進事業により、再造林を実施した面積に応じて、同県と秋田県再造林推進協議会による支援措置が講じられている。

これらの取組により、秋田県における再造林面積は令和3(2021)年度の394haから令和6(2024)年度には約2倍の735haまで増加するなど、着実に成果が上がっている。



造林地集積促進事業の流れ

林の拡大を図る独自の取組もみられる(事例 特-1)。

地域によっては、素材⁴²生産等を行う林業経営体を中心となって、環境に配慮した伐採・再造林の着実な実行を推進するために遵守すべき作業手順や行動指針を定めたガイドラインを策定し、実践している例もある。平成20(2008)年には宮崎県の特定非営利活動法人ひむか維森の会が、全国に先駆けて「責任ある素材生産業のための行動規範」、「伐採搬出ガイドライン」を策定し、それ以降、同様の取組が他の地域にも広がっている。令和4(2022)年には、伐採搬出・再造林ガイドライン全国連絡会議が発足し、サミットの開催や、ガイドラインに関する情報の発信・共有を通じて、適正な伐採と再造林に向けた取組を進めている。

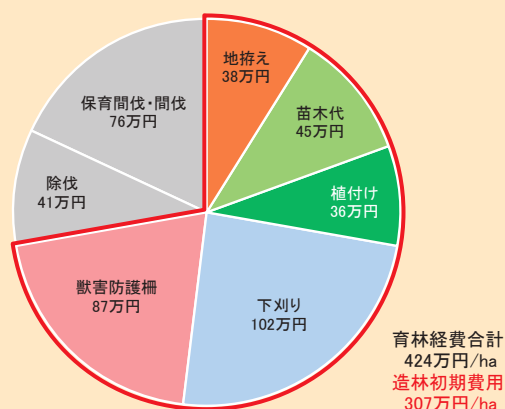
(2)造林の省力化・低コスト化 (省力化・低コスト化の必要性)

森林資源の充実に伴って主伐が本格化し、今後更に全国的に増加する可能性がある中、主伐後の再造林を推進していく上で、従来の造林方法では造林初期費用が立木販売収入を上回ることや育林従事者の長期的な減少傾向が続いていることなどが課題となっている。このため、育林経費の約7割を占める造林初期費用を縮減するとともに、造林作業の省力化や労働負荷の軽減を図ることが重要である(資料 特-22、23)。



造林の省力化・低コスト化について
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/houkokusho/syokusai.html>

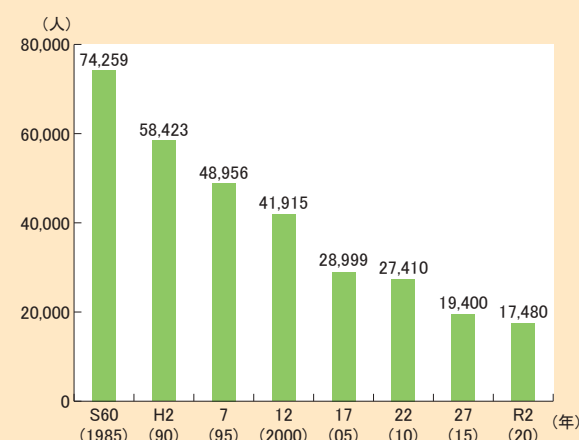
**資料 特-22 1 ha当たりの育林経費
(獣害対策含む)**



注：森林整備事業の令和7(2025)年度標準単価を用い、スギ3,000本/ha植栽、下刈り5回、獣害防護柵400mとして試算。

資料：林野庁整備課調べ。

資料 特-23 育林従事者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

(コンテナ苗の活用と伐採と造林の一貫作業)

コンテナ苗⁴³は均一的な形状の根鉢があり、専用の植栽器具を用いることで植栽作業の効率化が図られるほか、乾燥ストレスの影響を受けにくく、通常の裸苗⁴⁴の植栽に適さない時期も含め、幅広い期間において植栽が可能である。

⁴² 製材・合板等の原材料に供される丸太等(原木)。

⁴³ キャビティ(育成孔)の内側にリブ(縦筋状の突起)やスリット(縦長の隙間)、底面の開口部を設けることで、根巻きを防止できる容器を使用し生産された、根鉢付き苗木。

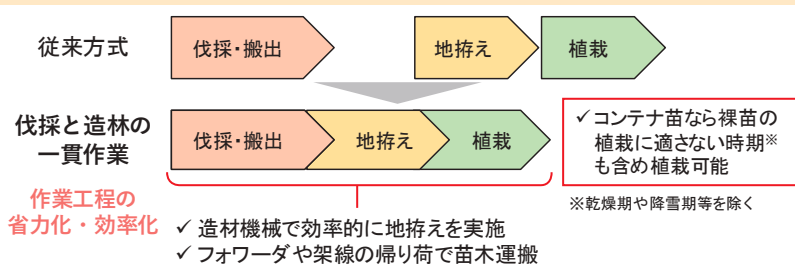
⁴⁴ 根系についている土を払った苗木。

また、伐採・搬出時に使用した林業機械を活用し、伐採・搬出作業と並行又は連続して機械による地 拵 えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業の導入により、従来人力で実施していた作業を機械化することで、造林の省力化・低コスト化が図られる。この一貫作業を進める上では、伐採作業と造林作業の実施時期を合わせる必要があることから、植栽期間の長いコンテナ苗が有効である。

一貫作業の実施に当たっては、伐採と造林の作業方法・時期に関する連携が重要であることから、伐採と造林を実施する事業者間の協議の場を設けることや、同一事業者が実施する場合であっても、作業間の連携に留意が必要である（資料 特-24）。

コンテナ苗の植栽面積は年々増加し、令和6（2024）年度には約1.2万haとなり一定程度普及が進むとともに、伐採と造林の一貫作業の実施面積も令和6（2024）年度には約7,000haまで増加している（資料 特-25）。

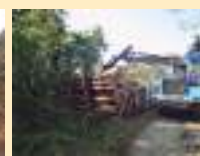
資料 特-24 伐採と造林の一貫作業の仕組みと取組例



- ・都城森林組合では伐採を実施する際に伐採班と造林班で協議を行い、伐採から造林までの一貫作業を実施。
- ・機械地拵えによる生産性が0.16ha/人日となり、標準の人力地拵え(0.07ha/人日)の2.3倍。
- ・フォワーダによる丸太運搬の帰り荷で苗木運搬を行うことで苗木運搬コストが1割減。
- ・自らコンテナ苗も生産しており、一貫作業の円滑な実施に不可欠なコンテナ苗の安定的な供給体制を構築。



グラブブルによる地拵え

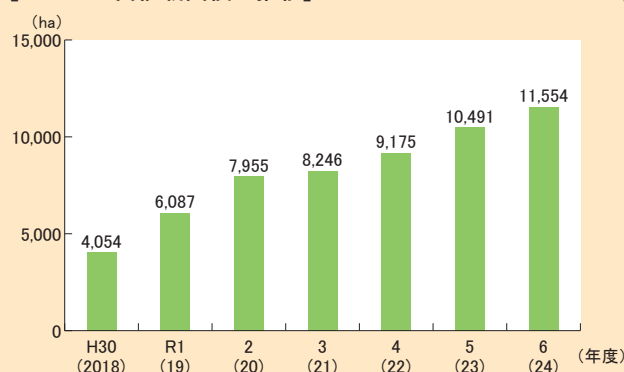


フォワーダによる丸太の運搬後、帰り荷でコンテナ苗を運搬

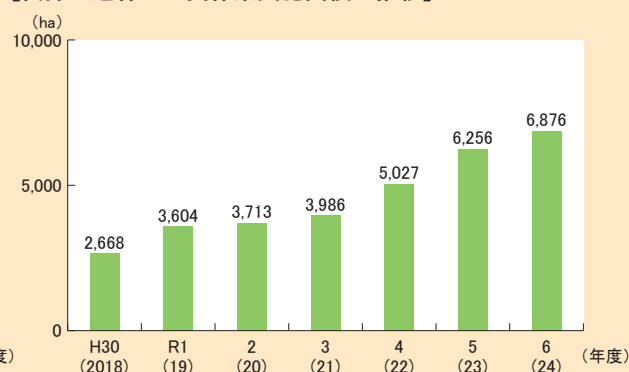
注：宮崎県都城市の事例。
資料：林野庁「令和6年度造林に係る省力化・低コスト化技術指針事例集」

資料 特-25 コンテナ苗の植栽面積及び伐採と造林の一貫作業実施面積の推移

〔コンテナ苗植栽面積の推移〕



〔伐採と造林の一貫作業実施面積の推移〕



資料：林野庁整備課・業務課調べ。

（成長等に優れた特定苗木(エリートツリー等の苗木)⁴⁵を活用した下刈り回数の削減等）

造林初期費用のうち3割以上を占める下刈りについては、植栽木が成長して雑草木による被圧がなくなるまでの5～6年程度、毎年実施することが一般的であるとされてきたが、下刈り回数を削減することができれば、造林の省力化・低コスト化につながる。

⁴⁵ 特定苗木については、第1章第2節(2)58-59ページを参照。

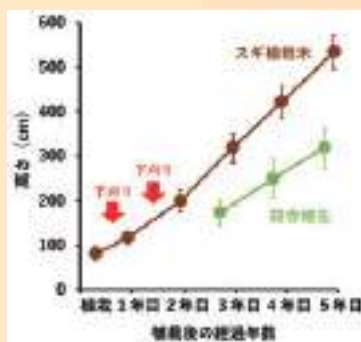
これまでの研究において、植栽木の周囲に雑草木が繁茂していても植栽木の樹冠が雑草木に完全に覆われていなければ、顕著な樹高成長の低下はみられないとの報告⁴⁶があり、雑草木との競合状態に応じて実施の要否を判断することで、下刈り回数の削減が可能となる。

また、植栽木として、成長等に優れたエリートツリー等の苗木や大苗⁴⁷などを活用することにより、周辺の雑草木との樹高競争から早期に抜け出させ、下刈りが必要な期間を短縮し、下刈り回数を削減することが可能であり、地拵え・植栽から下刈りまでのトータルで低コスト化が期待できる(資料 特-26)。

さらに、下刈りの回数を削減するだけでなく、下刈りの作業面積を削減することも省力化・低コスト化に寄与する。下刈りの作業方法としては、従来、造林地の区域内の全ての雑草木を刈り払う「全刈り」が実施されてきたが、植栽木の成長に直接影響を及ぼす周辺の雑草木のみを刈り払う「筋刈り⁴⁸」や「坪刈り⁴⁹」により、作業の効率化が期待できる(資料 特-27)。

これまでの取組により、省力・低コスト造林の実施面積は着実に増加しており、令和6(2024)年度には人工造林面積に占める割合が60%まで上昇している(資料 特-28)。

資料 特-26 成長等に優れた特定苗木を活用した下刈りの省略

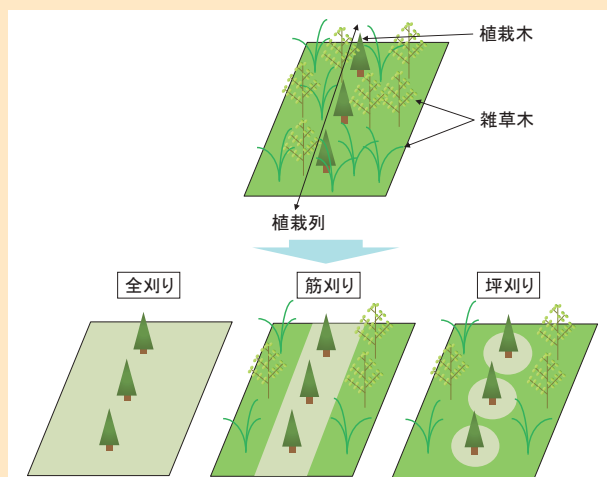


- ✓ 2年で一般的な下刈り終了目安の2mを超えて成長。
- ✓ 通常5～6回行う下刈りを省略できる可能性。

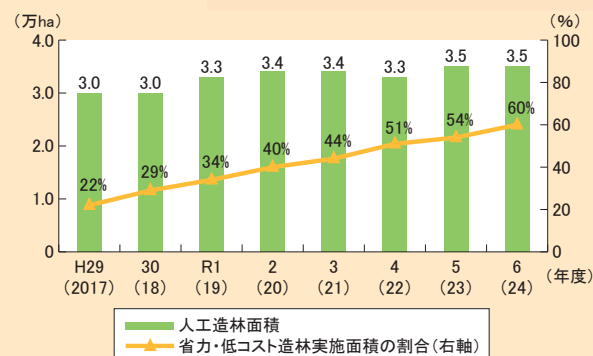
注：熊本県人吉市の国有林にスギ特定母樹「県始良20号」の通常より大きな苗(苗高90cm程度)を植栽し、2年目まで下刈りを実施。

資料：伊藤哲ら「スギ特定母樹の中苗活用による下刈り省略の可能性」(日本森林学会誌 105巻(2023)7号: 245-251)

資料 特-27 下刈りの作業方法の工夫(イメージ)



資料 特-28 省力・低コスト造林実施面積の割合の推移



注：省力・低コスト造林実施面積には、コンテナ苗植栽、伐採と造林の一貫作業のほか、エリートツリー等の苗木の植栽や低密度植栽等の実施面積を含む。

資料：林野庁整備課・業務課調べ。

⁴⁶ 山川博美ら「スギ植栽木の樹高成長に及ぼす期首サイズと周辺雑草木の影響」(日本森林学会誌 98巻(2016)5号:241-246)

⁴⁷ 各地域で通常使用される苗木と比較して、苗長のより大きな苗木。具体的には、「山林用主要苗木の標準規格設定について」(昭和33(1958)年12月24日付け33林野造第16622号林野庁長官通知)に定めるコンテナ苗の1号又は2号相当の苗木。

⁴⁸ 筋刈りは、植栽列等を帯状に刈り払う方法。

⁴⁹ 坪刈りは、植栽木の周辺を1m程度の円状に刈り払う方法。

このほか、シカ等の野生鳥獣の被害が考えられる箇所においては、伐採・搬出時に使用した林業機械により、獣害防護柵等の運搬を造林等と一体的に行うことで、省力化を図りつつ野生鳥獣被害対策を実施することが可能である。

(造林の省力化・低コスト化技術の普及)

林野庁では、これまで造林に係る省力化・低コスト化技術の実証や調査等を実施するとともに、全国各地で取り組まれてきた先進的な造林技術等について取りまとめ、その普及に努めてきた。令和7(2025)年3月には、これらの成果を踏まえ、広く全国で効果が認められている技術を整理した「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」を策定し、公表している。同指針においては、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、下刈り回数の削減等の技術を対象としており、個々の技術の効果や根拠について、図表を用いて解説している。また、同指針を踏まえ、各地での取組事例等を紹介する「令和6年度造林に係る省力化・低コスト化技術指針事例集」を公表するとともに、令和7(2025)年度には、「岩手県・青森県」、「和歌山県」、「徳島県」、「熊本県」の4か所において、現地検討会や研修会を開催し、造林に係る省力化・低コスト化技術の普及・定着を図っている(資料 特-29)。

資料 特-29 造林に係る省力化・低コスト化技術指針の概要と普及の取組

趣旨

・既存の省力化・低コスト化技術について、基本的な考え方、技術的事項、作業上の留意点等を定め、造林費用の低減と確実な成林を図ることを目的

対象範囲

・並材を生産目標の中心とする単層林を造成することを目的とした造林技術を対象
(1)対象樹種は、スギ・ヒノキ・カラマツ
(2)対象作業種は、地拵え、植栽、下刈り

指針が対象とする省力化・低コスト化技術

- (1)機械による地拵え
- (2)機械による苗木運搬
- (3)コンテナ苗の植栽
- (4)伐採と造林の一貫作業
- (5)低密度植栽
- (6)下刈り回数の削減
- (7)下刈り面積の削減
- (8)付帯施設整備

指針の概要



岩手県・青森県での現地検討会・研修会の様子
(令和7(2025)年10月)

(省力化を図る新技術の開発・実証)

全国各地で省力化・低コスト化の取組が進められる中、再造林の更なる省力化に向けては、苗木運搬や植栽、下刈りといった造林作業の各工程において、現地の条件に応じた新技術の導入も必要である。

例えば、苗木運搬においては、フォワーダ等の林業機械を活用できない場合や、作業条件により作業道脇等から植栽場所までの運搬の負担が大きい場合に、小型運搬車を用いて苗木を運搬する方法が実践されている。小型運搬車は、造林する者が扱いやすく、不整地でも機動力があるものが開発されてきており、比較的安価であることから、導入しやすく直ちに省力化の効果が表れることが期待される(資料 特-30)。

下刈りにおいては、傾斜地や不整地においても使用できる遠隔操作の機能を有する下刈り機械が開発されており、下刈り作業の省力化、労働安全の確保が期待される。また、事前に設定した走行ルート上を自動走行し、下刈り作業を行うことが可能な自動運転の機能を有する下刈り機械の開発も進められており、令和9(2027)年頃に実用化されることが見込まれている(資料 特-30)。これらの下刈り機械等の導入に当たっては、機械の走行等が可能となるような植栽間隔や植栽列の設定とするなど、機械化を前提とした施業方法の検討が重要である。

このほか、急傾斜地等においては、苗木や造林資材などの運搬の省力化を図るためドローンを活用する事例も増加している。費用対効果の観点からは、複数の事業者の運搬作業をドローンを所有する事業者が一括して受託することや、農業用など他用途との併用により、効率的な利用が図られる可能性もある。

資料 特-30 造林作業の省力化を図る新技術



小型運搬車
(電動クローラ型1輪車)
(茨城県)



自動運転下刈り機械
(令和9(2027)年頃実用化見込み)
(千葉県君津市)

コラム 地域の実情に応じた人工造林における植栽密度

我が国の人工造林における植栽密度については、1万本/ha程度の密植・多間伐で優良材を生産する奈良県の吉野地域など、地域において様々であった。江戸時代においては小径の間伐材に価値がある地方では密植された一方で、搬出・運搬等の条件から間伐材が利用しがたい地方では疎植でもよいとされていた。その後、拡大造林が進められる中、一部の古くからの林業地を除き、おおむね3,000本/ha程度を植栽することが一般化していった。

近年は、木材の需要が役物等の優良材から変化してきている中、従来の3,000本/ha程度よりも低密度の2,000本/haや1,500本/ha等で植栽する低密度植栽が、地域の実情に応じて行われている。

低密度植栽により生産される木材の節の形成については、スギを1,500本/haと3,000本/haで植栽した場合の比較において、1,500本/haの方が節の数が多くなり、節の直径も大きくなるものの、節の数については4mの板材当たり10個程度、直径については平均2～3mm程度の差にとどまり、その影響は軽微であると考えられるとの報告がある^注。

また、こうした木材の強度等に関する検証も進められており、1,500本/haで植栽されたスギ、ヒノキについてヤング係数の推計を行った結果、一般的に住宅の柱等に用いる木材として十分な値が確認されたとの報告もある。

これらの知見を踏まえると、製材品、集成材、合板等の用途に応じた性質が求められる中、低密度植栽は地域の実情や木材需要の変化に対応した施業の選択肢の一つとなっている。

注：松本純「疎植造林による育林施業体系の開発－低密度植栽による節への影響－」（大分県農林水産研究指導センター林業研究部年報, No.66 (2025))

4. 木材利用と再造林をつなぐ取組

(1) 持続性が確保された国産材への期待の高まり

TNFD提言などを受けて企業に持続可能性(サステナビリティ)に関する情報開示が求められる中、企業活動に必要な木材の調達や利用の際に、合法性とともに、森林の伐採後の更新が担保されることを確認できることや、森林認証制度⁵⁰に基づき認証・評価されていることなどが重要となっている。

企業の中には、木材調達のガイドラインを自ら策定し、持続可能な木材利用の推進に向けて、国産材等の活用を図る取組が広がりつつあるほか⁵¹、建築物に木材を利用する企業が、木材の需要者としての立場にとどまらず、森林資源の循環利用に向けて、自ら森林の育成に取り組む例もみられる。また、気候変動や生物多様性の課題への対応として、建築物の木造化・木質化や国産材の活用に取り組んでいることを企業が情報開示する例もある。

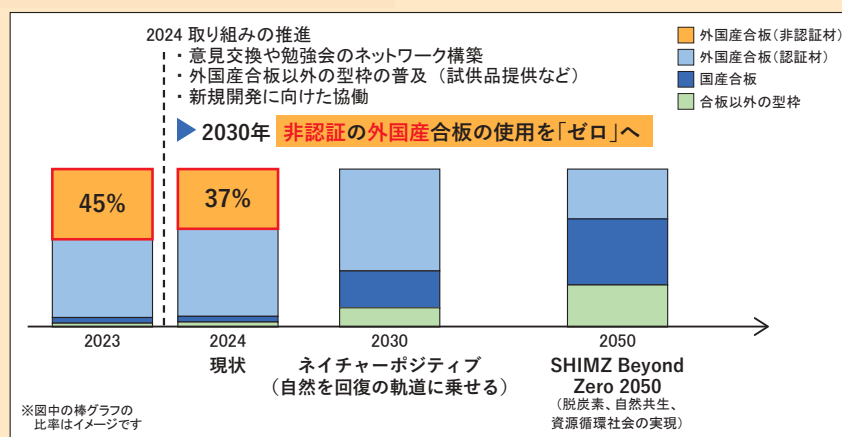
林野庁においても、森林に関わる企業がTNFD情報開示を行う際の参考となるよう、令和7(2025)年4月に、「森林の有する多面的機能に関する企業の自然関連財務情報開示に向けた手引き」を公表し、企業活動と森林の有する多面的機能との関わりを適切に分析・評価するための具体的な方法を例示している。あわせて、森林整備・保全や木材利用などに関する情報開示を行う先駆的な企業の取組事例を公表し、TNFD情報開示を行う企業の取組を促進している(資料 特-31)。

資料 特-31 森林に関わるTNFD情報開示の例

清水建設株式会社

取組事例： 持続可能な型枠合板使用の取組

コンクリート構造物の型枠合板に多く使用されている非認証材の外国産材は、天然林の伐採等で人権や環境の問題が指摘されていることから、持続可能な型枠合板材として国産材型枠等の使用増加に取り組んでいる。



資料：清水建設株式会社ホームページ「TNFD提言に基づく自然関連財務情報開示」

このように、木材利用に関して持続性の確保が重視され始めている中、木材の需給をめぐっては、令和3(2021)年に輸入木材の不足・価格高騰(いわゆるウッドショック)が発生するなど、輸入木材の供給リスクが顕在化しているほか、国内の利用可能な森林資源の充実や国産材利用に関する技術開発の進展等を背景として、国産材需要が高まっている。近年は円安の影響等もあり、建築用材等における国産材の割合が5割超まで上昇している中で、持続性を確保しつつ、国産材の供給を行う重要性は年々増している。

⁵⁰ 森林認証制度については、第1章第4節(1)92-93ページを参照。

⁵¹ 具体例については、「令和6年度森林及び林業の動向」特集第3節(3)の資料特-25(34ページ)を参照。

(2)持続性の確保に向けて木材利用と再造林をつなぐ取組

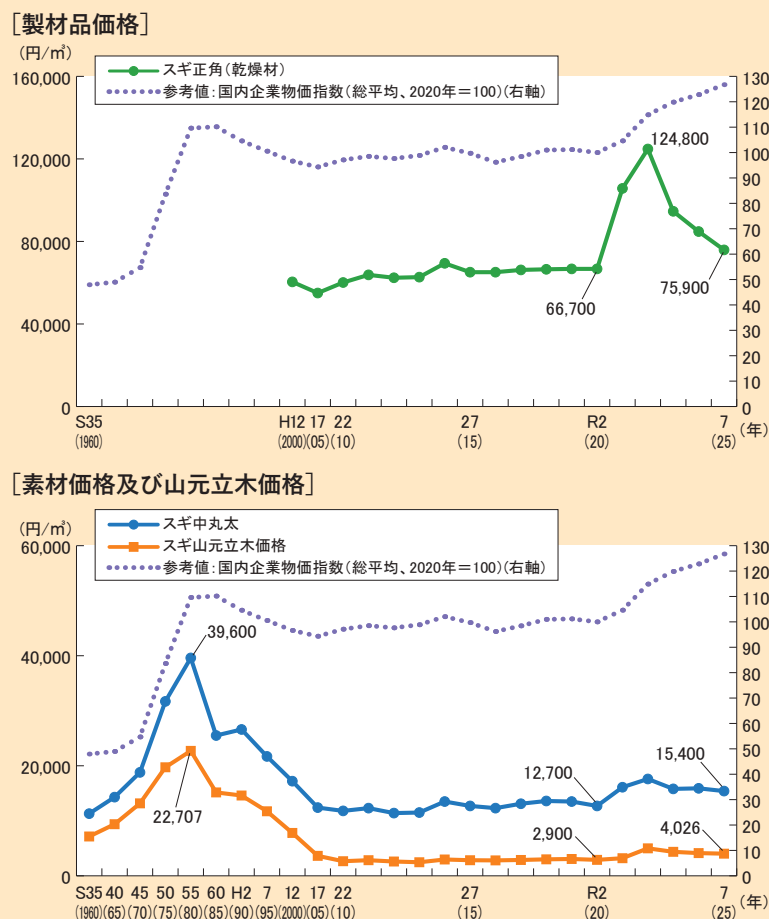
(木材取引における合理的な価格形成)

持続性が確保された国産材に対する期待が高まる一方で、素材価格及び山元立木価格は昭和55(1980)年をピークとして長期的に下落してきており、令和3(2021)年には輸入木材の不足等による国産材の製材品価格の高騰に伴って上昇したものの、その後再び下落している(資料 特-32)。造林初期費用が立木販売収入を上回り、主伐後の再造林が進まないといった状況が続くこととなれば、持続的な国産材供給や公益的機能の発揮に影響が及ぶことが懸念される。

森林資源や木材利用の持続性を確保していくためには、川下の国産材需要を高めることや川上・川中の各段階における生産性向上に向けた取組を進めていくことにより、適切な利益を確保していくことが重要である。川上における素材生産や造林の省力化・低コスト化等の取組に加えて、川中においても、これまでに製材・合板工場の大規模化・集約化が進められ、製品生産の効率化が図られてきているが、更なる生産性向上や、付加価値向上などにも取り組んでいくことが求められる。

また、木材取引においては、住宅生産者等の木材利用事業者の価格決定力が高い傾向にあるが(資料 特-33)、森林の育成において植栽から木材の生産に至るまでには一般的に50年以上の長期間がかかることなどから、価格決定の際に森林育成コストが意識されている割合は低位にとどまるのが現状である(資料 特-34)。

資料 特-32 スギの製材品価格、素材価格及び山元立木価格の推移



注1:「スギ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)の1㎡当たりの価格(木材市売市場における取引価格又は木材販売業者等の店頭売渡し販売価格)。

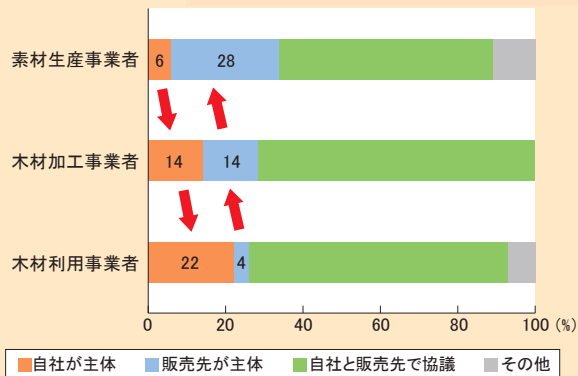
2:「スギ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)の1㎡当たりの製材工場着の価格。

3:平成25(2013)年の調査対象等の見直しにより、平成25(2013)年以降の「スギ正角(乾燥材)」、「スギ中丸太」のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30(2018)年の調査対象等の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。さらに、令和7(2025)年の調査対象等の見直しにより、令和7(2025)年以降のデータは令和6(2024)年までのデータと連続していない。

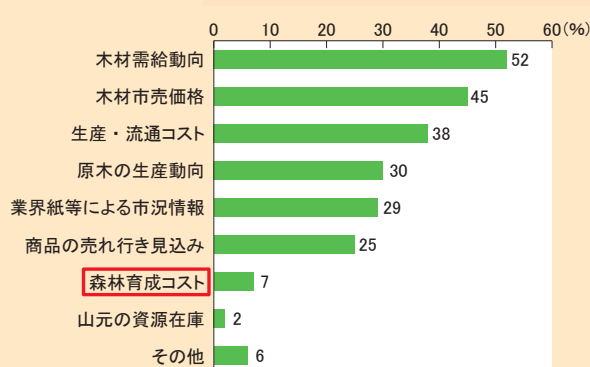
資料:農林水産省「木材需給報告書」、一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」

このため、持続可能な林業・木材産業を実現し、再造林を進めるためには、川上から川下までの関係者が再造林を含む森林の育成コストへの理解を深めた上で、価格が形成されることが重要である。

資料 特-33 木材の販売価格の決定主体



資料 特-34 木材の購入時の価格決定の際に参考とする情報



(再造林を担保する木材取引に向けた取組)

持続可能な木材利用に向け、再造林が可能となる価格で木材を取引する協定を締結するなど、川上から川下までの関係者が一体となって取り組む先行事例もみられる。

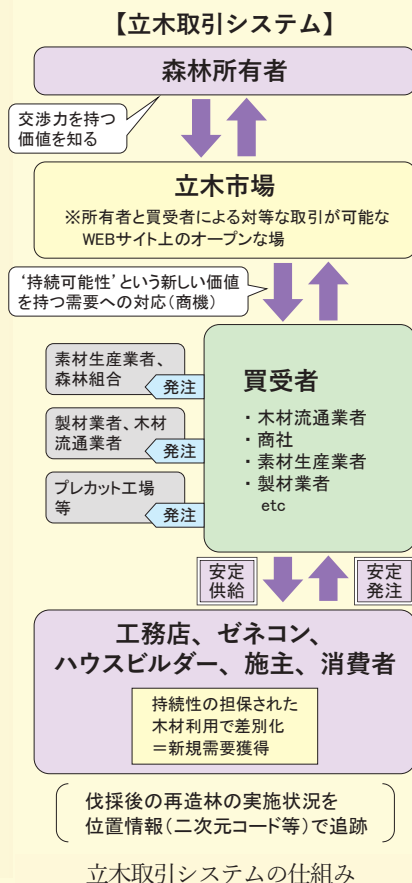
例えば、令和5(2023)年6月には、ウイング株式会社、佐伯広域森林組合、ウッドステ

事例 特-2 持続性の確保された木材流通のための立木取引システム

一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会は、持続性が確保された木材の流通のため、令和6(2024)年12月から令和7(2025)年3月までの間、「立木取引システム」をインターネット上に開設し試行的な運用を行うとともに、令和8(2026)年2月から取組を再開し、出品者、買受者の公募を開始している。

同システムでは、持続的に経営される森林のみを対象として、インターネット上で立木の売買を行うことができる。具体的には、森林所有者が伐採後の再造林や保育を実施することを条件に、立木の出品を受け付けている。出品に当たっては、再造林や保育に必要な経費を含めた持続可能な林業経営が可能となる価格を最低希望価格として提示することで、森林資源の持続性を確保することとしている。

同システムを通じて、出品者は再造林等が可能な価格で立木を販売することができ、買受者は持続性が確保された木材をオープンな場で購入することで、森林の持続的な経営への貢献をPRできる。



ーション株式会社、佐伯市の4者が都市の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定を締結し、伐採、再造林、育林コストを織り込んだ水準で木材の取引価格を設定した。これにより、再造林に関わる費用や負担を透明化し、その応分の責任を取引関係者で相互負担する仕組みとなっている⁵²。

また、一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会では、持続的な森林経営に向けてオープンな立木価格の形成を目指す「立木取引システム」について、試行的な運用を経た上で、令和8(2026)年2月から本格的な取組を開始している(事例 特-2)。

(木材の適正取引の推進に向けた取組)

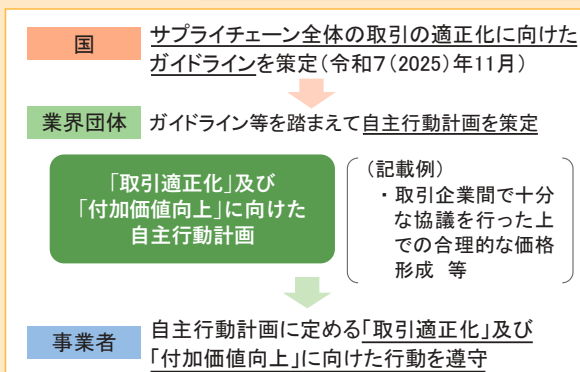
サプライチェーンの各段階で適切な価格交渉が行われ、適正な木材取引が行われることが、林業・木材産業を持続可能な産業とすることにつながる。我が国全体としても、価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠となっている中、林野庁においても取引ルールの周知・徹底を図るとともに、令和7(2025)年11月にサプライチェーン全体の取引の適正化に向けた「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を策定し、普及に努めている。本ガイドラインにおいては、取引に当たり、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)や「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(中小受託取引適正化法)に関して問題となり得る事例や留意すべき点、望ましい取引の在り方等について整理している。また、業界団体による本ガイドライン等を踏まえた自主行動計画の策定を促進することで、業界全体での適正取引を推進していくこととしている(資料 特-35)。

また、川上から川下までの幅広い関係者が参加する「国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会」において、木材の価格形成に関する理解の醸成等を図っている。

(再造林支援のための基金等)

再造林を直接担う造林事業者に加えて、素材生産事業者、木材流通事業者、木材加工事業者等が連携して、森林所有者が負担する再造林費用の支援を行うなどの基金等の設立の動きが広がっている。これらの基金等は、道県や市町の単位で地域の関係者が主体となった取組が多く、令和7(2025)年度にも滋賀県、高知県で新たに創設され、令和7(2025)年度末時点で、全国20道県で30の再造林支援の基金等が設立されている⁵³(資料 特-36)。木材の購

資料 特-35 適正取引の推進に向けたガイドラインの策定



資料 特-36 再造林基金のイメージ



⁵² 具体的な取組内容については、「令和5年度森林及び林業の動向」第Ⅲ章第2節(2)の事例Ⅲ-2(137ページ)を参照。

⁵³ 林野庁整備課調べ。

入者側も含め、関係者が再生林を自らの問題として捉えて資金を拠出することで森林所有者の負担軽減を図っており、再生林促進の効果が期待できる。

このほか、各地域の実情に即して、地方公共団体が森林整備等を主な目的として導入している住民税の超過課税や、森林環境譲与税を財源として、森林所有者等の再生林費用の負担軽減を行う取組もみられる(事例 特－3)。

事例 特－3 栃木県における超過課税を活用した再生林支援等の取組

栃木県では、県民全体の理解と協力の下で、森林を守り育て次の世代に引き継いでいくため、平成20(2008)年度に住民税の超過課税として「とちぎの元気な森づくり県民税」を創設し、森林整備等の財源として活用している。

具体的には、本格的な利用期を迎えた人工林について森林資源の循環利用を進めるため、主伐後の地 拵 え、植栽、下刈りに対して支援するほか、植栽した苗木への忌避剤の散布等に対して支援しており、再生林や獣害対策等に伴う森林所有者の費用負担の軽減に効果を上げている。また、境界等が不明な森林の解消を図るため、森林組合等による地籍調査への支援等も併せて実施している。

さらに、県の森林環境譲与税を活用して、森林経営管理制度等が円滑に運用されるよう市町村職員を対象とした研修会等を開催するなど、両税を活用した取組を一体的に進めることによって、森林の公益的機能の持続的な発揮に貢献している。



とちぎの元気な森づくり県民税を活用して実施する植栽及び下刈りの様子

5. 森林資源の循環利用に向けた「森の国・木の街」づくり

(1) 「森の国・木の街」づくりに向けた取組

(「森の国・木の街」づくりの全国展開)

現在、我が国の森林は本格的な利用期を迎え、この豊かな森林資源を活かしながら次世代に継承していく大きな転換期にあるといえる。持続可能な社会の実現に向けて、地球温暖化防止や生物多様性の保全といった森林や木材に期待される役割が最大限に果たされるよう、森林資源の循環利用を確たるものとする必要がある。

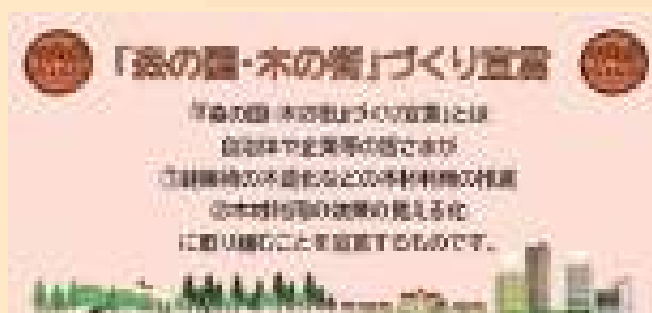
農林水産省では、令和7(2025)年7月に、我が国の豊かな森林資源を背景とした「森の国」らしい国づくりに向け、全国で街の木造化を進める「森の国・木の街」づくりに向けた取組を開始した。

本取組においては、令和8(2026)年度から木材利用による炭素貯蔵効果がSHK制度に位置付けられることを踏まえ、木材利用の環境貢献の効果等について広く普及し、地方公共団体や企業などの参画も得ながら、街の木造化を推進することとしている。SHK制度において木材利用による炭素蓄積変化量の報告が可能になる建築物としては、企業等が所有するオフィスや店舗などの非住宅建築物、賃貸マンション等の共同住宅のほか、地方公共団体が整備する公共建築物等が該当する。

(「森の国・木の街」づくり宣言」への参画の拡大)

令和7(2025)年10月からは、具体的な取組として、建築物への木材利用やその効果の見える化を通じて、森林資源の循環利用を進め、地球温暖化の防止や地域の持続可能な発展などに貢献することを宣言する「森の国・木の街」づくり宣言への参画の募集を行っている。令和8(2026)年3月末時点で、地方公共団体や、林業・木材産業関係、建築関係等の企業など計435者が「森の国・木の街」づくり宣言を行っており、例えば、宮崎県や熊本県はシンポジウムや県民会議の場で宣言を行うなど、宣言を通じた木材利用の機運醸成を図っている(資料 特-37)。今後も、全国で建築物の木造化・木質化が進むよう、宣言への参画の輪を広げていくこととしている。

資料 特-37 「森の国・木の街」づくり宣言の概要と取組例



※「森の国・木の街」づくり宣言に参画した場合

- ・参画した地方公共団体・企業を林野庁ホームページにおいて紹介
- ・林野庁から、建築物の木造化に使える補助金などの情報や、木材利用の効果の見える化に関する情報を提供

「森の国・木の街」づくり宣言

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/rinyahp/20251001-1.html>



宮崎県では「みやざき木づかい県民会議総会」において宣言
(令和7(2025)年10月)



熊本県では「くまもとの木造建築受賞記念シンポジウム-モク活2025-」において宣言
(令和7(2025)年11月)

(2)多様な主体で支える森林資源の循環利用

(森林資源の循環利用の確立に向けて)

TNFD提言等による情報開示や、建築物ライフサイクルカーボン評価の制度化の検討、SHK制度の見直しなど、環境への配慮を求める社会的な情勢を背景に、企業による木材利用、森林づくりへの参画が広がりをみせている。また、森林由来 J-クレジットの販売収益の活用を通じた森林整備や、化石資源由来プラスチックの代替としての木質系新素材等の新たな木材利用など、森林・林業・木材産業以外の他分野から森林資源の循環利用への参画も期待される。

このような動きを継続的なものとし、更に大きな流れとしていくためにも、木材利用と再造林をつなぐ取組も含めて、木材利用の拡大や再造林の推進を一層図っていくことが必要であり、幅広い関係者が相互に連携して取り組んでいくことが求められる。さらに、森林資源の循環利用の確立に向けては、木材利用や再造林に加えて、森林・林業・木材産業等の各分野にわたる幅広い取組が必要である。

(多様な森林整備の推進)

森林資源の循環利用に向け、資源の維持造成を行っていく上では、林業適地の人工林において主伐・再造林を実施した後も、保育や間伐などの森林整備を着実に進めていく必要がある。また、林業を継続するための条件が厳しい人工林においては、帯状又は群状の伐採を行い、侵入広葉樹を活用しながら針広混交林化等を進めていくことも必要である。これらの推進に当たっては、令和 6 (2024) 年に林野庁が作成した「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」等も踏まえ、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散、尾根筋の保護樹帯⁵⁴の設置、溪畔林の保全のほか、木材生産と生物多様性保全の両立を目指す「保持林業」⁵⁵など、生物多様性保全にも配慮した森林施業を進めていくことが重要である。

このほか、我が国には、人工林以外に、原生的な天然林や里山林といったタイプの森林が存在し、それぞれが異なる生物相を形成しており、生物多様性保全の観点からは、面的な広がりにおいてこれら多様な森林がバランスよく配置されていることが重要である。引き続き、原生的な天然林等は保護・管理を行うとともに、里山林の継続的な利活用等を推進していくことが必要である。

(林業・木材産業の健全な発展)

林業は、木材生産により収入を得ながら森林整備を行うことによって、森林資源の循環利用に大きな役割を果たしている。森林資源の循環利用の確立に向け、木材生産や再造林を始めとする森林整備が継続的に行われるためには、林業経営が成り立つことが必要であり、森林の集積・集約化や新技術も活用した林業の省力化・生産性向上、林業従事者の育成・確保等に努め、望ましい林業構造を確立し、林業の持続的かつ健全な発展を図っていく必要がある⁵⁶。

また、林業生産活動によって供給される木材(原木)を建築物等において利用可能とするためには、原木を加工して様々な木材製品を製造する木材産業が不可欠であり、森林資源

⁵⁴ 隣接する林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため、伐採時に一定の幅で帯状に残す林分。

⁵⁵ 「保持林業」については、「令和 6 年度森林及び林業の動向」特集第 3 節(2)28-30ページを参照。

⁵⁶ 林業の省力化・生産性向上や林業従事者の育成・確保については、第Ⅱ章第 1 節(3)-(4)109-128ページを参照。

の循環利用になくてはならない存在である。川上から川下までの相互利益の拡大に向けて、国産材製品の加工・流通の効率化、地域の実情に応じた合理的な木材サプライチェーンの構築等に努め、国産材製品の安定的な供給体制を構築していく必要がある⁵⁷。その際、令和8(2026)年3月に林野庁が作成した「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイドンス」も踏まえ、森林・林業・木材産業等の関係者が、持続可能な木材の供給・利用に向け、それぞれの役割を果たしながら相互に連携して取り組んでいくことが重要である。

(国民理解の醸成)

森林資源の循環利用の確立に向けた各般の施策を推進していくためには、関係者が一体となって努力してだけでなく、幅広い国民各界各層の理解を得ていく必要がある。

特に、国民の多くは木材製品の消費者として、森林資源の循環利用に関わる。内閣府が令和5(2023)年に実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、様々な建築物や製品に木材を利用していくべきと考えている国民は約9割に上り、木材利用に関する理解は進みつつある一方で、森林破壊につながる印象があるなどの理由から木材を利用すべきでないと考えている国民がいることも事実である。このため、木材を利用することが、森林資源の循環利用のサイクルを通じて、森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるなど、その公益的な意義について積極的に発信していくことが必要である。また、子供の頃から木材を利用する意義を学び、日常生活において木材を意識して使う機会を増やしていくことが重要であることから、引き続き「木づかい運動」や「木育」⁵⁸等に取り組んでいく。同時に、森林資源や木材利用の持続性の確保のため、消費者が適正に取引されている木材を選択できることが重要であることから、国や地方公共団体、森林・林業・木材産業等の関係者が一体となって、そのための環境を整えていくことが求められる。

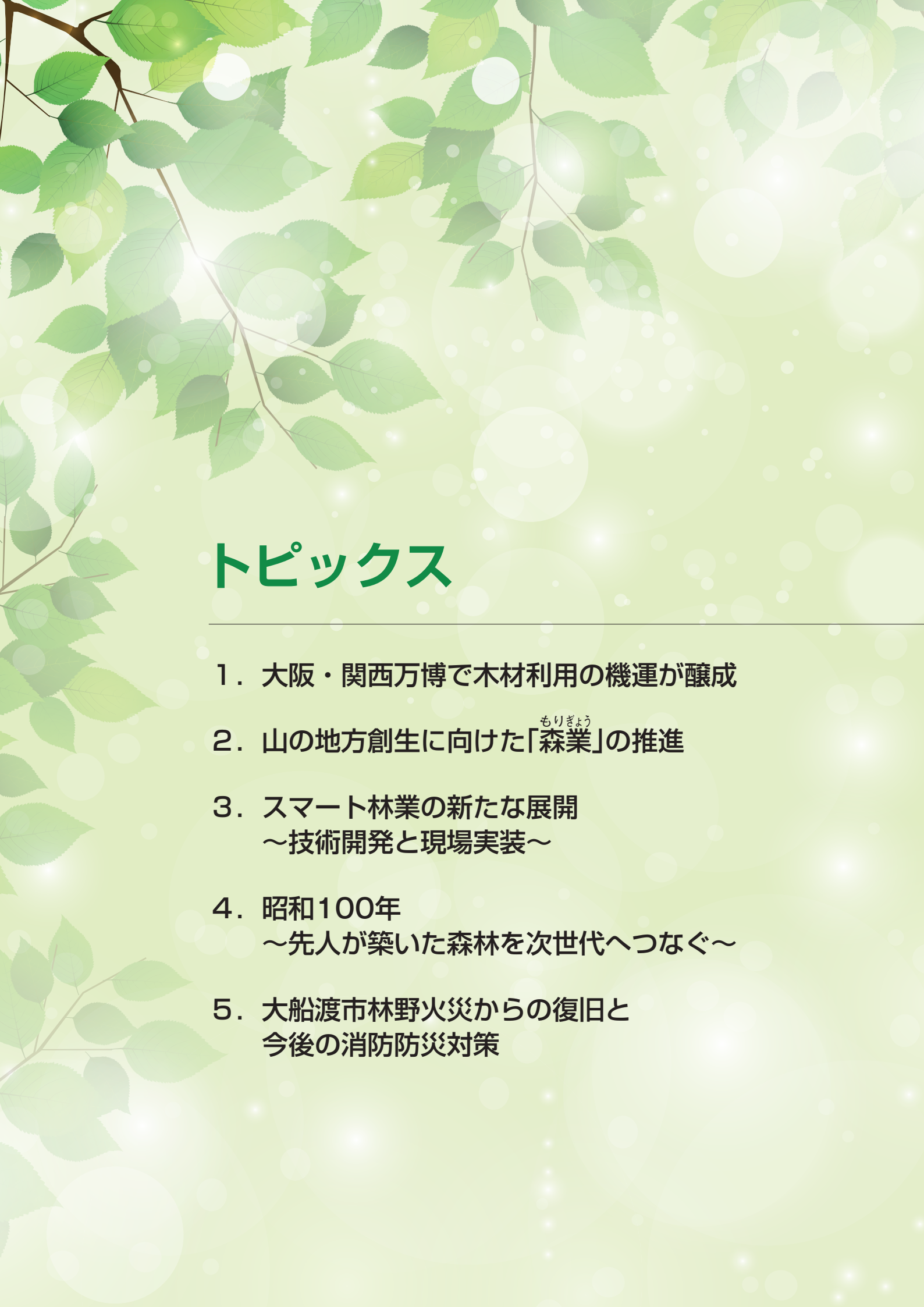
今後も、森林や木材に対する社会の期待に応えられるよう、幅広い多様な主体の理解・参画も得ながら、森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、森林資源の循環利用を確立していく(資料 特-38)。

資料 特-38 森林資源の循環利用の推進



⁵⁷ 国産材製品の加工・流通の効率化については、第Ⅲ章第3節(2)180-186ページを参照。

⁵⁸ 「木づかい運動」や「木育」など消費者等に対する木材利用の普及については、第Ⅲ章第2節(4)173-176ページを参照。



トピックス

1. 大阪・関西万博で木材利用の機運が醸成
2. 山の地方創生に向けた「^{もりぎょう}森業」の推進
3. スマート林業の新たな展開
～技術開発と現場実装～
4. 昭和100年
～先人が築いた森林を次世代へつなぐ～
5. 大船渡市林野火災からの復旧と
今後の消防防災対策

1. 大阪・関西万博で木材利用の機運が醸成

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が令和7(2025)年4月13日から10月13日までの184日間にわたり開催されました。大阪・関西万博は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組を加速させる絶好の機会であり、その取組の一環として、会場内の様々な施設等に木材が使用されました。

大阪・関西万博のシンボルとして建設された「大屋根リング」は、全周約2km、高さ約12~20mで、約27,000m³の木材が使用されました。令和7(2025)年3月には、「最大の木造建築物」として、ギネス世界記録に認定されました。柱と梁にはスギやヒノキなどの集成材が使用され、来場者が歩くことのできるスカイウォークの床(屋根材)には直交集成板(CLT)が使用されました。大屋根リングに使用された木材については、約7割が国産材(スギ、ヒノキ)、約3割が輸入材(オウシュウアカマツ)でした。

また、日本政府が開催国として出展した日本館は、熊本県、岡山県、高知県のスギ材を原料としたCLTを内外壁に使用し、CLTと鉄骨が複合された構造で建設されました。円環状に配置されたCLTにより循環を表現しており、会期終了後の解体や再利用が容易となるよう工夫された設計で、CLTは板状のまま使用されました。CLTの使用量は全体で約1,600m³でした。

さらに、民間の国内パビリオンにおいても外装等に国産材が使用されたほか、海外パビリオンにおいても、輸送距離等の面から二酸化炭素排出量の少ない日本産の木材を含め、多くの木材が使用されました。このほか、会場内のベンチ等にも木材が使用されました。

林野庁でも、ウッドデザイン賞の受賞作品等の展示や、「木づかいシンポジウム2025 in 万博」の開催を通じて、木材利用の普及を行ったほか、遠隔操作等の先進技術を活用した林業機械の体験型展示を通じて、我が国の林業の未来のイメージを発信しました。

大阪・関西万博において使用された木材については、大屋根リングの一部が、令和6年能登半島地震の災害公営住宅(石川県珠洲市)や、令和8(2026)年に愛媛県で開催予定の「第76回全国植樹祭」、令和9(2027)年に神奈川県横浜市で開催予定のGREEN×EXPO 2027¹などで再利用される予定であるなど、会期終了後の活用に向けた動きも広がっています。

大阪・関西万博における象徴的な建築物への木材利用、さらには今後の再利用を通じて、木材が多くの人々の目に触れ、木材の良さや木材利用の意義が広く浸透することで、木材利用の機運が更に高まることが期待されます。

大阪・関西万博のシンボル「大屋根リング」



(写真提供：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会)



(写真提供：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会)

CLTを使用した日本館



(写真提供：経済産業省)

¹ 正式名称は「2027年国際園芸博覧会」。

2. 山の地方創生に向けた「森業」の推進

山村地域は、人口減少が著しく、高齢化が進行しており、存続が危ぶまれる集落も存在するなど、厳しい状況に置かれています。

一方で、新型コロナウイルス感染症を契機とした暮らし方・働き方の変化等を背景に、都市部住民による移住の動きや山村地域にある有形無形の地域資源への関心の高まりがみられ、山村振興に向けた各般の施策が進められる中、森林浴やアウトドアスポーツなど森林空間を活用した取組も広がりつつあります。

また、気候変動に対する企業の関心の高まりなどを背景に、森林由来 J-クレジットの創出が拡大しており、都市部企業と山村地域の間で関係構築や資金循環が進み、森林整備が更に促進されるなど、新たな潮流が生まれ始めています。

このような中、農林水産省が令和 7 (2025) 年 5 月に取りまとめた「地方みらい共創戦略」では、地方の経済社会の維持・発展には、農林水産業の活性化が不可欠であり、異分野との連携や多様な主体との共創を通じた農林水産業・地域資源の高付加価値化が重要であるとして、特に森林分野においては、「森業」の推進が位置付けられました。これを踏まえ、林野庁では、文化的サービスを始めとする森林の多様な生態系サービス²の提供・活用により、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組を森業として推進することとしています。

森業の取組としては、森林浴やトレイルライド、環境学習・林業体験等の森林空間を活用した体験プログラムに加え、企業研修のフィールドとしての森林利用や、森林由来 J-クレジットの取引を通じた地域と企業とが連携した森林づくり活動などが考えられます。林野庁では、森業に取り組む地域の創意工夫を凝らした事例や、各種支援策等の情報を集約した森業ポータルを開設し、誰もが森業を身近に感じられる環境を整えています。

森業の推進を通じて、森林の価値を最大限に引き出し、山村地域における新たな雇用と収入機会の創出、森林・林業に携わる人・企業の増加や関係人口の拡大による山村の振興、ひいては適正な森林管理にもつながることが期待されます。



森業の推進について

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/morigyo.html



資料：森林の生態系サービスの図については、環境省生物多様性センターホームページを参考に作成。

→第Ⅱ章第3節(2)を参照

² 森林の多様な生態系サービス(Ecosystem services)は、森林の有する多面的機能と同義であると捉えられる。森林の有する多面的機能と生態系サービスの関係については、「令和 6 年度森林及び林業の動向」特集第 1 節(1)5 ページを参照。

3. スマート林業の新たな展開～技術開発と現場実装～

林業は、多様な自然条件下での作業が多く、伐倒や下刈りなど人力作業を中心に労働負荷の高い作業も多く残っており、労働安全の確保や生産性の向上等が課題となっています。

このため、林野庁では、林業における労働安全の確保や生産性の向上、労働負荷の軽減に向けて、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」を策定・改定し、機械の遠隔操作技術やドローンなど、異分野の先進技術の積極的な導入等に取り組んできました。これまでに実用化された技術については、順次現場実装が進んでおり、例えば、集材作業において遠隔操作の機能を有する架線式グラップルと油圧集材機を導入した徳島県徳島市の事例では、3人1セットで行っていた作業が2人1セットで可能となり、従来の作業システムと比較して素材生産の生産性が2割向上するなどの成果が上がっています。遠隔操作の機能を有するフォワーダを導入した静岡県浜松市の事例においても、1人のオペレータがグラップルに搭乗したままフォワーダを遠隔操作することで、集材作業の省人化が図られています。林野庁の支援により近年実用化された、遠隔操作の機能を有する伐倒機械や下刈り機械なども、令和7(2025)年度末までにそれぞれ現場実装が開始されています。

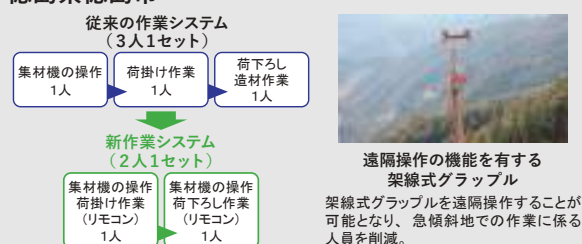
一方で、多様な林地の条件に応じた最適な作業システムを構築するためには、林業機械の林内走行性能の向上や、急傾斜地での安全性等の向上に必要なウインチアシストを備えた伐倒機械、植栽作業等の機械化に向けた技術の開発など、更なる取組が必要です。このため、AIや自動運転等の新技術を取り込みつつ、機械メーカー等による技術開発を促進することに加え、自動運転等に不可欠な林内通信技術の開発にも取り組む必要があります。

また、リモートセンシングを活用した森林資源調査の普及が進んでいることも踏まえ、地域一体でデジタル技術の活用やデータ連携に取り組むことにより、従来の業務手順や商慣習を根本的に見直し、森林管理から生産・流通分野までの効率化を目指す「林業DX(デジタルトランスフォーメーション)」を推進していくこととしています。

林野庁では、これらの技術を「スマート林業技術」と位置付けた上で、現場への更なる定着を目指して、令和8(2026)年3月に「スマート林業技術の現場実装ビジョン」を策定し、スマート林業の必要性、目指すべき将来像等を提示しました。スマート林業機械の開発・実用化や、それらを組み合わせた新たな作業システムの構築などを通じて、林業の現場に新しい選択肢を示し、「安全で、楽しく、効率的なスマート林業」の実現を目指していくこととしています。

スマート林業技術の導入例

徳島県徳島市



導入による効果

- ・急傾斜地での集材作業における労働安全の確保と効率性の向上
- ・素材生産の生産性は約2割向上

静岡県浜松市



導入による効果

- ・2名のオペレータによる作業が1名の作業に
- ・生産効率の向上と労働強度の低下が期待

→第Ⅰ章第1節(3)、第Ⅱ章第1節(4)を参照

4. 昭和100年～先人が築いた森林を次世代へつなぐ～

令和8(2026)年は、昭和元(1926)年から起算して満100年となります。これからの森林・林業を考えるため、森林資源の利用と造成をめぐる「昭和100年」の歴史を紹介します。

(戦中・戦後の伐採と戦後の造林運動：昭和初期～昭和20年代半ば)

昭和10年代頃から、軍需物資等としての木材需要により大量に森林の伐採が行われ、戦後も復興のために伐採が続きました。戦中から戦後にかけて大量の伐採が行われる一方で、造林を行う余力は少なかったため、造林未済地が拡大し、森林は大きく荒廃しました。

こうした中、昭和20年代には、治山事業による荒廃地等の計画的な復旧整備や保安林の指定等が強力に推進されました。また、造林未済地への造林が推進され、昭和21(1946)年には造林補助事業が公共事業として位置付けられました。さらに、昭和25(1950)年には、「造林臨時措置法」が制定され、伐採跡地等の計画的な造林が推進されるとともに、昭和26(1951)年には、森林法改正により伐採許可制と植栽の義務付けが措置されました。この時期には、国民的な国土緑化運動も開始され、昭和25(1950)年には「第1回全国植樹祭」が開催されるとともに、荒廃した国土を緑化することを目的に「緑の羽根募金」が開始されました。これらの取組により、戦中・戦後に発生した荒廃森林はほぼ解消されました。

(木材需要の高まりを受けた拡大造林：昭和20年代後半～昭和30年代)

昭和20年代後半には、戦後の経済復興に伴い住宅建築等のための木材需要が高まる中、木材供給は追いつかず、昭和30年代以降は、木材価格も大幅に上昇しました。また、石油やガスへの燃料転換や化学肥料の使用が一般化したことに伴い、広葉樹等の里山林の薪炭林等としての利用が減少し、天然林の伐採と人工林化を望む声が大きくなりました。

これらを背景として、国有林では昭和32(1957)年に「国有林生産力増強計画」を策定するなど、木材生産の増大と人工林の造成を図り、さらに政府は昭和36(1961)年に「木材価格安定緊急対策」を決定して、緊急増伐、木材輸入の拡大等を進めました。緊急増伐が行われた伐採跡地には、早期の森林の回復と将来の収益性を見込み、成長が早く建築用材等としての利用価値が高いスギ、ヒノキ等の針葉樹を植栽する拡大造林が進展しました。また、この頃には、都市部への人口集中と農山村の過疎化が進む中、山村の主要産業である林業の振興が重要な課題となっていました。昭和39(1964)年には、旺盛な木材需要に対応した国産材の供給を図ることができるよう、林業総生産の増大等を目標とする林業基本法が制定されました。

(林業の低迷と森林に対するニーズの多様化：昭和40年代～平成10年代半ば)

昭和40年代になると、拡大を続けた木材需要は輸入材により賄われるようになり、国産材の供給は減少し、山村の過疎化や高齢化も相まって林業生産活動は停滞しました。また、昭和50年代には木材需要が頭打ちとなり、昭和60年代以降、円高方向への推移により輸入材の価格が相対的に下落したことに伴って輸入が増大しました。さらに、平成3(1991)年にバブル景気が崩壊し木材需要が減少したこともあり、木材価格は長期的に低迷しました。このような中で、間伐等が行



昭和100年
国有林の歩み

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/showa100/kokuyurin.html>



昭和30年頃の植付けの様子
(岐阜県高山市)

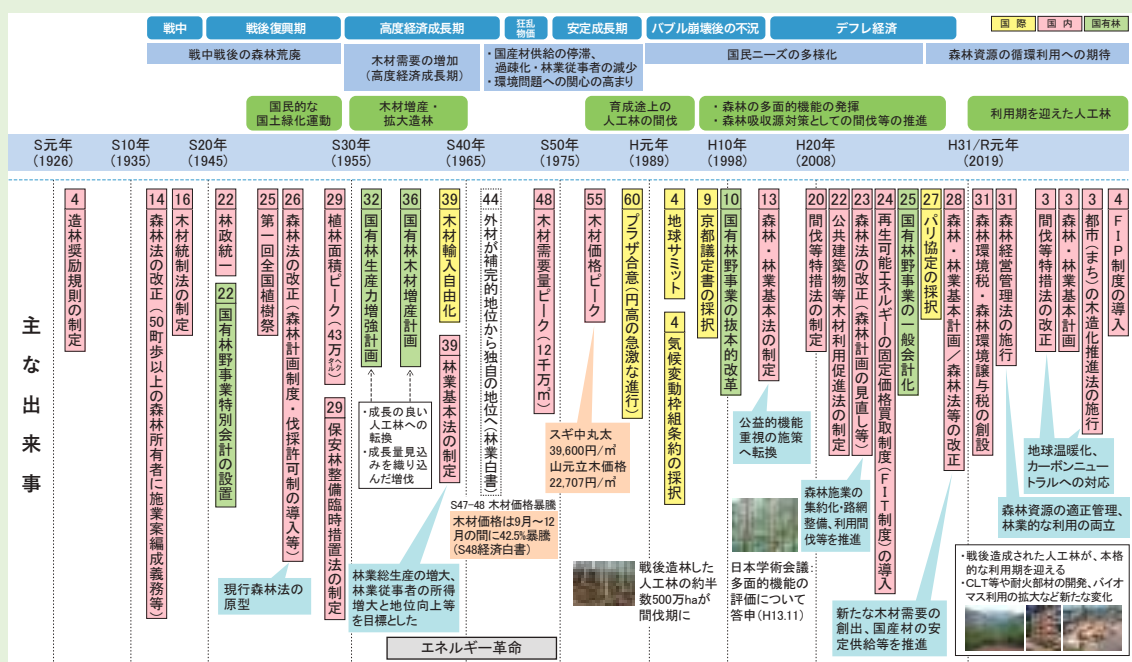
われないなどの状況が広がっていきました。

このように林業が低迷する中で、森林に対するニーズは多様化していきました。昭和40年代後半以降、身近な自然の減少や公害の発生など生活環境が悪化する中、豊かな自然環境を保持する場としての森林の役割に対する期待が高まるとともに、平成4(1992)年に気候変動に関する国際連合枠組条約が採択されると、地球温暖化防止に貢献する役割も注目され、森林の多面的機能の一層の発揮が求められるようになりました。国有林についても国民からの要請の変化等を踏まえ、平成10(1998)年に公益的機能を重視した管理経営への転換を行いました。このような中、平成13(2001)年には、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展を理念として森林・林業基本法が制定されました。

(利用可能な森林資源の充実：平成10年代後半～令和時代)

平成10年代後半からは、人工林の成長とともに、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として、間伐等が本格的に進められました。これに伴い出材が増加した間伐材等は、技術革新や加工施設の整備等により合板等での利用が進んだほか、平成24(2012)年に導入された再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度により、木質バイオマス発電施設の燃料としての利用が進みました。一方で、森林所有者の高齢化や相続による世代交代などにより、所有者の把握や境界の明確化が困難なケースもみられるようになりました。このため、平成31(2019)年から、市町村が主体となって経営管理を行う森林経営管理制度が導入されるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、安定的な財源を確保しながら、森林整備が進められてきました。

令和の時代に入った現在においては、昭和時代に実施された造林やこれまでの治山対策が実を結び、森林が回復・成長したことにより、歴史的にみると全国的に山腹崩壊等の山地災害の発件数が減少しています³。それと同時に、森林資源が充実し、循環利用が可能な環境が整ってきています。時代とともに新技術の開発も進展してきており、林業の労働安全の確保や生産性の向上に向けたスマート林業技術の開発、中高層建築物の木造化・木質化等に向けた技術の開発も進んできています。こうした新技術の活用も図りつつ、昭和時代からの歴史的な経緯を踏まえながら、将来の森林・林業の姿を描き、次世代に森林を受け継いでいくことが重要となっています。



³ 森林の回復・成長による山地災害の減少については、「令和4年度森林及び林業の動向」特集第2節(2)12-14ページを参照。

5. 大船渡市林野火災からの復旧と今後の消防防災対策

令和7(2025)年2月26日に岩手県で発生した大船渡市林野火災は、記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、地形等の影響により急激に拡大し、我が国においては昭和39(1964)年以降で最大の規模となる約3,370haの林野火災となりました。

大船渡市により令和7(2025)年4月に大船渡市林地再生対策協議会が設置され、国や岩手県が参画しながら、被災地の林地再生に向けた協議を行ってきました。同協議会は、令和8(2026)年3月までに4回開催され、森林復旧の進め方についてフローチャートで整理し、被害の調査結果や保全対象の位置関係などを踏まえ復旧方法を検討した上で、第4回協議会において「令和7年大船渡市大規模林野火災等に係る森林再生計画」を策定しました。

復旧に当たっては、令和7(2025)年3月28日に局地激甚災害に指定されたことにより適用された森林災害復旧事業を最大限活用することとしており、令和8(2026)年2月には人工林約1,280haを復旧予定として採択を行い、令和7(2025)年度中に、23haの被災木の伐採に着手しています。また、被災木の伐採により発生する木材の利活用に向けて、強度試験等の取組も進められています。このほか、今後の大雨等により土砂や流木の流出のおそれがある箇所について、災害関連緊急治山事業により治山ダムの設置等を進めています。

大船渡市において大規模な林野火災が発生したことなどを踏まえ、林野庁では、消防庁と共に「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、令和7(2025)年8月に報告書を取りまとめました。報告書では、林野火災における予防・警報のあり方として、林野火災注意報・林野火災警報の創設及び的確な発令⁴のほか、林野火災に係る広報・啓発の強化⁵、延焼しにくい多様な林相への誘導や消火活動に必要な林道等の整備などの林野火災に強い地域づくりが位置付けられました。また、林野火災発生後の災害復旧及び二次災害の防止活動として、土砂流出を抑制し被災森林の迅速な復旧を図るための治山対策の適切な実施も位置付けられています。

林野庁では、報告書を踏まえ、国民の生命・財産を守るため、林野火災の予防を始めとする対策の具体化に取り組んでいくこととしています。



山火事を防ぐためにできること。乾燥・強風の季節は特に注意！

<https://www.gov-online.go.jp/article/202601/entry-10685.html>



消火活動の様子
(令和7(2025)年3月)



被害の現地調査
(令和7(2025)年5月)



焼損した被災木の伐採
(令和8(2026)年1月)

⁴ 林野火災注意報及び林野火災警報は市町村長により発令される。林野火災注意報の発令時には林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の努力義務が課され、林野火災警報の発令時には林野周辺の区域において火の使用が制限される。

⁵ 林野庁、気象庁、消防庁は林野火災に対する取組の一環として、顕著な少雨時に火の取扱いの注意喚起を行うこととし、令和8(2026)年1月に初めて3庁合同での記者会見を実施した。

農林水産祭における天皇杯等三賞の受賞者

林業・木材産業の活性化に向けて、全国で様々な先進的な取組がみられます。このうち、特に内容が優れていて、広く社会の賞賛に値するものについては、毎年、秋に開催される農林水産祭において、天皇杯等三賞が授与されています。ここでは、令和7(2025)年度の受賞者(林産部門)を紹介します。

天皇杯

出品財：経営(林業経営)

大白川生産森林組合 新潟県魚沼市

大白川生産森林組合は、かつて薪炭林だったブナの共有林を昭和47(1972)年に受け継ぎ、地元の森林組合や建設会社の協力も得ながら間伐・小面積皆伐を計画的に進め、50年以上にわたり地域のブナ林の持続的管理に取り組んでいます。また、同生産森林組合も参画するスノービーチ(雪国のブナ)プロジェクトの関係者により、腐朽菌等による被害痕を個性として取り入れた木製家具など、木材としての課題を克服した新たな製品が数多く生み出され、ブナ材の販売額向上につながっています。これらの川上から川下までが連携した、ブナ林の持続的管理とブランド化によるブナ材の高付加価値化の取組が広く注目されています。



内閣総理大臣賞

出品財：技術・ほ場(苗ほ)

吉田 正平 氏 岩手県住田町^{すみたちょう}

吉田氏は、平成9(1997)年に吉田樹苗の経営を引き継いで以降、県内外の苗木生産者を訪問しながら技術力の向上に努め、県内生産者として初めてスギの挿し穂による苗木生産に成功しました。コンテナ苗の生産にも県内で初めて着手し、生産技術を確立させるなど県内コンテナ苗生産の第一人者として知られており、スギ及びカラマツのコンテナ苗の生産は年間約50万本に上っています。また、県内外からの視察を積極的に受け入れるなど、苗木生産の技術・知識の普及を進めるとともに、作業員休憩所の設置や作業員の希望に応じた勤務時間の設定など、働きやすい環境の整備にも積極的に取り組んでいます。



日本農林漁業振興会会長賞 出品財：経営(林業経営)

常陸太田市森林組合 茨城県常陸太田市

常陸太田市森林組合は、施業の集約化を図るため、森林所有者と10年以上の長期間の森林整備受託契約を締結し、計画的、集約的な森林施業を実施しています。森林整備においては、長伐期多間伐施業を中心に進め、所有者の要望により、皆伐・再造林も実施しています。また、市有林では、森林情報のデジタル化による台帳整備に協力するとともに、15年間の市有林施業計画を提案し、まず5年間の施業受託を契約することで、事業量を確保し組合の経営基盤の強化を図っています。さらに、市有林と周辺私有林一括作業など、計画的な施業の集約化を進めてコストを削減し、森林所有者の山林所得向上も実現しています。



森林×^{アクト}ACTチャレンジ

林野庁では、企業等による森林^{もり}づくり活動を2050年ネット・ゼロへの貢献や生物多様性保全等の観点から顕彰する「森林×ACTチャレンジ」を実施しています。ここでは令和7(2025)年の受賞者と取組内容を紹介します。



森林×ACTチャレンジ

https://www.rinya.maff.go.jp/j/ki-kaku/forest_act_challenge.html



農林水産大臣賞(グランプリ)

京王電鉄株式会社

(森林^{もり}づくり部門)

鉄道事業を営むインフラ企業として、都市と自然が身近にある京王線沿線の豊かな自然環境の維持に努めています。また、社有林(北海道)及び京王水源の森(山梨県甲州市)の森林保全活動に加え、「高尾山口駅」の駅舎や全天候型遊戯施設「京王あそびの森HUGHUG」(東京都日野市)の遊具等に沿線エリアの多摩産材を活用しています。このほか、日本山岳会「高尾の森づくりの会」と共同で「高尾の森 親子森林体験スクール」を実施し、親子で学ぶ環境プログラムを提供しています。(122t-CO₂)



京王水源の森での集合写真



多摩産材を活用した
高尾山口駅コンコース



林野庁長官賞(優秀賞)

森林づくり部門(整備した森林に係るCO₂吸収量と取組内容を顕彰)

協同組合ウエル造林

福島県等において森林所有者等を対象に、伐採後の再造林の重要性に関するシンポジウムを県内の林業関係団体と連携して毎年開催し、確実な再造林に向けた理解醸成に取り組むとともに、溪流沿いの森林の保残等、生物多様性保全に配慮した取組を実施しています。(263t-CO₂)



福島県の再造林推進を考える
シンポジウム

セガサミーホールディングス株式会社

長野県南相木村の「セガサミーの森」において、森林整備資金の提供や社員による森林^{もり}づくり活動に取り組むとともに、南相木村の方々と同社のイベントに招待するほか、SNSを活用して同地域の魅力を発信しています。(404t-CO₂)



セガサミーの森での集合写真

J-クレジット部門(購入した森林由来J-クレジット量と活用内容を顕彰)

延岡市(宮崎県)/延岡西日本マラソン大会

「ゼロカーボンシティのべおか」の実現に向け、九州三大マラソンの一つである「延岡西日本マラソン大会」において、市内で創出した森林由来J-クレジットを活用し、大会運営に伴うCO₂をオフセットするとともに、森林由来J-クレジットに対する地元企業や森林所有者の理解醸成に取り組んでいます。(42t-CO₂)



延岡西日本マラソン大会



交互に並ぶ針葉樹人工林と広葉樹天然林(福島県いわき市)

第 I 章

森林の整備・保全



森林の有する多面的機能を適切に発揮していくためには、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進するとともに、保安林の計画的な配備、治山対策、野生鳥獣被害対策等により森林の適切な管理及び保全を推進する必要がある。また、国際的課題への対応として、持続可能な森林経営の推進、地球温暖化対策等が進められている。

本章では、森林の適正な整備・保全の推進、森林整備及び森林保全の動向や、森林に関する国際的な取組について記述する。

1. 森林の適正な整備・保全の推進

(1) 我が国の森林の状況と多面的機能

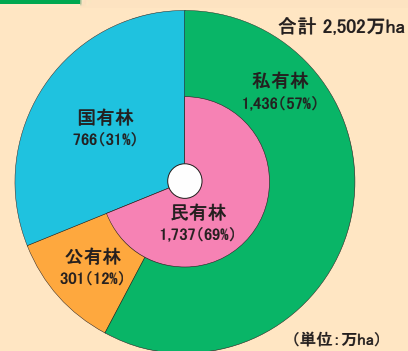
(我が国の森林の現状)

我が国の森林面積はほぼ横ばいで推移しており、令和4(2022)年3月末時点で2,502万ha¹であり、国土面積3,780万ha²のうち約3分の2が森林となっている。

我が国の森林の約4割に相当する1,009万haは人工林である。終戦直後や高度経済成長期に造林されたものが多く、その約6割が51年生以上で、本格的な利用期を迎えている(資料Ⅰ-1)。

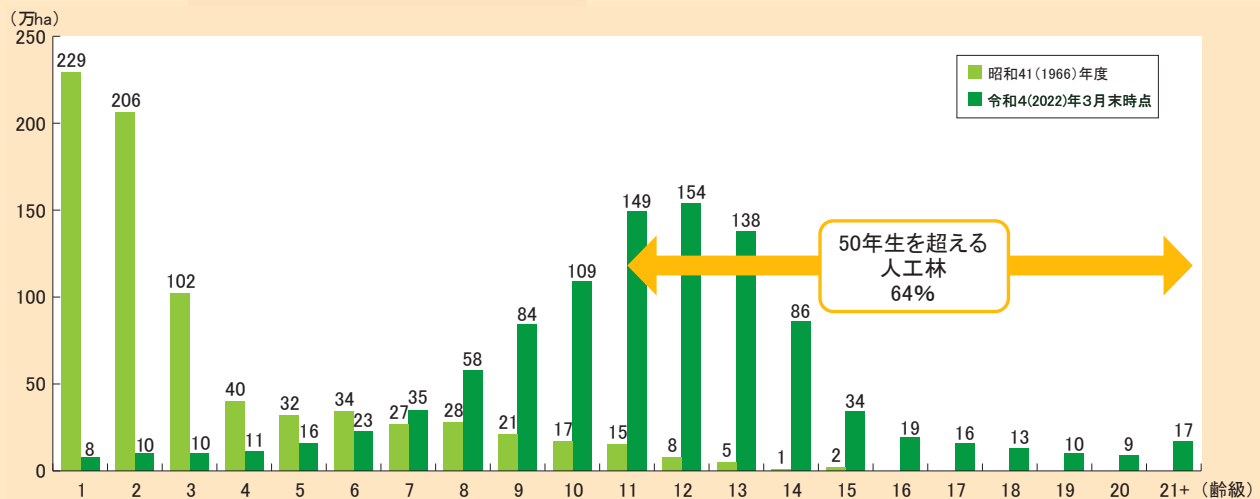
我が国の森林蓄積は人工林を中心に年々増加してきており、森林資源現況調査によると、令和4(2022)年3月末時点で約56億m³、このうち人工林が約35億m³と約6割を占めている。所有形態別にみると、森林面積の57%が私有林、12%が公有林、31%が国有林となっている(資料Ⅰ-2)。私有林は、総人工林面積の64%、総人工林蓄積の72%を占めている³。

資料Ⅰ-2 森林面積の内訳



注: 令和4(2022)年3月31日時点の数値。
資料: 林野庁「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」

資料Ⅰ-1 人工林の齢級構成の変化



注: 「齢級」は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を1齢級と数える。
資料: 林野庁「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」、林野庁「日本の森林資源」(昭和43(1968)年4月)

¹ 林野庁「森林資源の現況(令和4年3月31日現在)」

² 国土交通省「令和8年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」

³ 林野庁「森林資源現況調査」の森林蓄積は、各都道府県が採用している成長モデルにより算出された蓄積を集計したものであり、主に林業目的樹種を対象に作成したものであること、高齢級の精度が不十分となっていることに留意が必要である。

(森林の多面的機能)

我が国の森林は、様々な働きを通じて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を支える基盤であり、これらの働きは「森林の有する多面的機能⁴」と呼ばれている。具体的には水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能と、木材等生産機能がある。

水源涵養機能とは、森林土壌の働きによる洪水の緩和、河川流量維持、水質の浄化等の機能のことである。

山地災害防止機能・土壌保全機能とは、樹冠や下草、落葉等が土壌を雨滴から保護することで侵食を防ぎ、樹木の根が土砂や岩石を固定することで土砂の流出や崩壊を防ぐ機能のことである。

快適環境形成機能とは、気温や湿度等を適度なものとするほか、強風やこれに伴う飛砂及び塩分、騒音、塵埃等から、農地、道路、鉄道、住環境等を守る機能のことである。

保健・レクリエーション機能とは、安らぎや癒し、行楽、スポーツの場を提供する機能のことである。

文化機能とは、文化的価値のある景観や歴史的風致を構成し、文化財等に必要な用材等を供給する機能のことである。

生物多様性保全機能とは、希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供する機能のことである。

地球環境保全機能とは、樹木が大気中の二酸化炭素を吸収し、立木や木材として固定するとともに、バイオマス燃料として化石燃料を代替することなどにより地球温暖化防止に貢献する機能のことである。

木材等生産機能とは、木材やきのこ等の林産物を産出・供給する機能のことである。

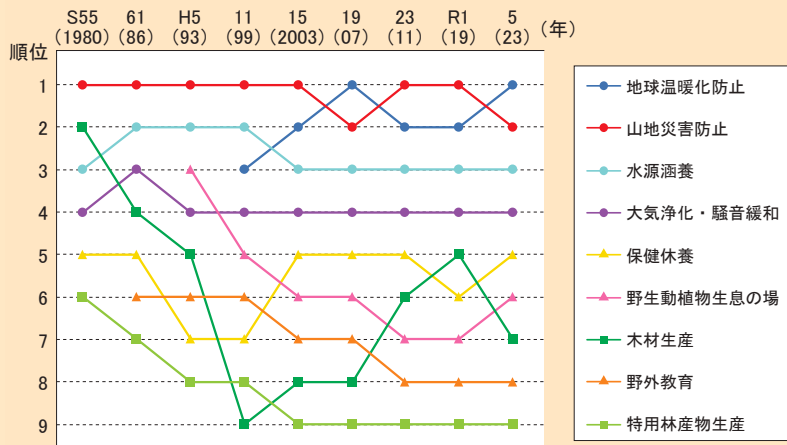
内閣府が令和5(2023)年に実施した「森林と生活に関する世論調査」において、森林の有する多面的機能のうち森林に期待する働きについて尋ねたところ、地球温暖化防止、山



森林の有する多面的機能について

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tamenteki/>

資料1-3 森林に期待する働きの変遷



注1：回答は、選択肢の中から複数回答。

2：選択肢は、特にない、わからない、その他を除き記載している。

資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55(1980)年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61(1986)年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5(1993)年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11(1999)年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15(2003)年、平成19(2007)年、平成23(2011)年、令和元(2019)年、令和5(2023)年)に基づいて林野庁企画課作成。

⁴ 森林の有する多面的機能について詳しくは、「平成25年度森林及び林業の動向」第I章第1節(1)-(2)8-18ページを参照。貨幣評価できる一部の機能だけでもその評価額は年間70兆円とされている。「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」など一定の仮定の範囲においての数字であり、少なくともこの程度には見積もられるといった試算の範疇を出ない数字であるなど、その適用に当たっては細心の注意が必要である。

地災害防止、水源涵養と回答した者の割合が多かった(資料Ⅰ－3)。

(SDGsや2050年ネット・ゼロに貢献する森林・林業・木材産業)

地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景に持続可能な開発目標(SDGs)に対する注目が高まっている。SDGsでは、17の目標の中の一つに「持続可能な森林の経営」を含む目標(目標15)が掲げられているなど、森林の多面的機能がSDGsの様々な目標の達成に貢献している。

また、SDGsでは気候変動への対策も目標として掲げられている(目標13)。我が国は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年ネット・ゼロの実現を目指しており、大気中の温室効果ガスの吸収源としての森林の役割に期待が寄せられている。我が国の令和6(2024)年度の二酸化炭素吸収量のうち、森林の吸収量⁵は8割以上を占めている(資料Ⅰ－4)。これには、森林を伐採して搬出した木材に由来する製品(伐採木材製品)という形で長期間炭素が貯蔵される効果も含まれる。

(国土強靱化^{じん}に資する森林・林業・木材産業)

我が国は、国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれてきたことから、災害に対する国全体の強靱性を向上させることが重要となっている。このため、人命の保護や国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興等が図られるよう、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化^{じん}」を推進することとしており、森林・林業・木材産業も大きな役割を有している。

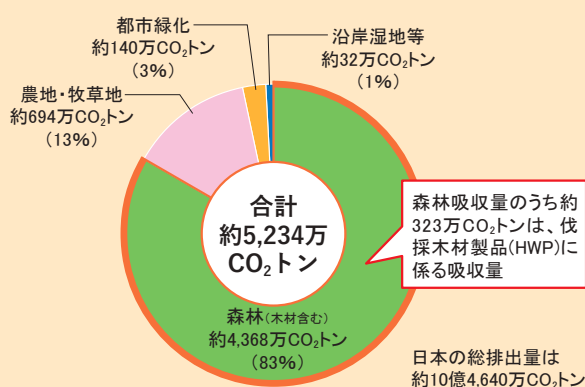
国土強靱化^{じん}に関する国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画(令和5(2023)年7月閣議決定)では、流域治水と連携しながら、きめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を図るとともに、間伐や主伐後の再造林の確実な実施、災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良、重要インフラ周辺の森林整備を推進することとしている。また、地域住民等が一体となった森林の保全管理や山村活性化の取組等により地域の森林の整備を行うとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進することとしている。さらに、森林整備が着実に進むよう、製材品や直交集成板(CLT⁶)等の建築用木材の供給・利用を促進し、森林資源の循環利用を図ることとしている。これらを通じて、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進することとしている。



森林×SDGs

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/genjo_kadai/SDGs_shinrin.html

資料Ⅰ－4 我が国の二酸化炭素吸収量(令和6(2024)年度)



注：吸収源活動による二酸化炭素吸収量を計上しており、森林については、平成2(1990)年以降に間伐等の森林経営活動等が行われている森林の二酸化炭素吸収量を計上。

資料：国立研究開発法人国立環境研究所「2024年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について」に基づいて林野庁計画課作成。

⁵ 従来の算定方法による算出。令和7(2025)年度以降の森林吸収量の算定への適用を目指している新たな算定方法については、「令和6年度森林及び林業の動向」第Ⅰ章第4節(2)96ページを参照。

⁶ Cross Laminated Timberの略。一定の寸法に加工されたひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着したもの。

(2) 森林の適正な整備・保全のための森林計画制度

(ア) 森林・林業基本計画

(森林・林業施策の基本的な方向を明示)

政府は森林・林業基本法に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画を策定し、おおむね5年ごとに見直すこととしている。森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)では、新技術を活用した「新しい林業」の展開や、木材産業の競争力の強化などに取り組むこととしており、間伐や再造林などにより森林の適正な管理を図りながら、森林資源の持続的な利用を一層推進して引き続き林業・木材産業の成長産業化に取り組むことにより、2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととしている。



森林・林業基本計画
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/>

(森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標)

森林・林業基本計画では、森林の整備・保全や林業・木材産業等の事業活動等の指針とするため、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標を定めている。

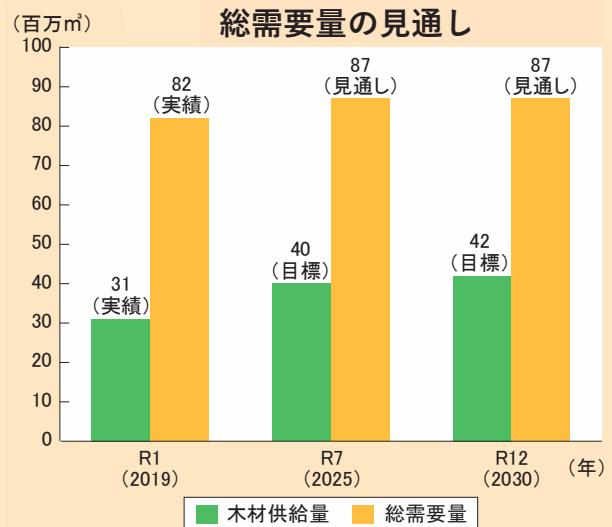
森林の有する多面的機能の発揮に関する目標では、5年後、10年後及び20年後の目標とする森林の状態を示しており、これに向けた森林の誘導の方向として、自然的・社会的条件の良い森林については育成単層林として整備を進めるとともに、急斜面の森林や林地生産力の低い育成単層林等については、自然条件等を踏まえつつ育成複層林としていくこととしている(資料Ⅰ-5)。林産物の供給及び利用に関する目標では、10年後(令和12(2030)年)における国産材と輸入材を合わせた木材の総需要量を8,700万 m^3 と見通した上で、国産材の供給量及び利用量の目標を令和元(2019)年の実績の約1.4倍に当たる4,200万 m^3 としている⁷(資料Ⅰ-6)。

資料Ⅰ-5 森林・林業基本計画における森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

	令和2年	目標とする森林の状態		
		令和7年	令和12年	令和22年
森林面積(万ha)				
育成単層林	1,010	1,000	990	970
育成複層林	110	130	150	190
天然生林	1,380	1,370	1,360	1,340
合計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万 m^3)	5,410	5,660	5,860	6,180
ha当たり蓄積(m^3/ha)	216	225	233	246
総成長量(百万 $\text{m}^3/\text{年}$)	70	67	65	63
ha当たり成長量($\text{m}^3/\text{ha年}$)	2.8	2.7	2.6	2.5

注1：森林面積は、10万ha単位で四捨五入している。
2：目標とする森林の状態は、令和2(2020)年を基準として算出している。
3：令和2(2020)年の値は、令和2(2020)年4月1日の数値である。
資料：「森林・林業基本計画」(令和3(2021)年6月)

資料Ⅰ-6 森林・林業基本計画における木材供給量の目標と総需要量の見通し



注：令和元(2019)年の値は、実績の数値である。
資料：「森林・林業基本計画」(令和3(2021)年6月)

⁷ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

また、森林・林業基本計画では、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、①森林の有する多面的機能の発揮に関する施策、②林業の持続的かつ健全な発展に関する施策、③林産物の供給及び利用の確保に関する施策、④国有林野の管理経営に関する施策、⑤その他横断的に推進すべき施策を定めている。

(イ)全国森林計画・地域森林計画等

(全国森林計画・森林整備保全事業計画)

農林水産大臣は、森林法に基づき、5年ごとに15年を一期とする全国森林計画を策定し、全国の森林を対象として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を示すこととされている。令和5(2023)年10月には、令和6(2024)年度から令和20(2038)年度までの15年間を計画期間とする全国森林計画が策定された。



森林計画制度

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/

同計画では、盛土等の安全対策の適切な実施、木材合法性確認の取組強化、花粉発生源対策の加速化等の記述が追加されたほか、伐採立木材積や造林面積等の各種計画量について、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に即し、計画期間に見合う量が計上されている。

また、農林水産大臣は、全国森林計画の策定と併せて5年ごとに森林整備保全事業計画を定めることとされている。令和6(2024)年5月に策定された同計画では、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間における間伐や人工造林、路網整備、花粉発生源対策等の森林整備や山地災害の復旧・予防等の治山事業に関する実施の目標及びその達成状況を測定する成果指標等を設定している。

(地域森林計画等)

森林法に基づき、全国森林計画に即して全国158の森林計画区(流域)ごとに、都道府県知事は地域森林計画を、森林管理局長は国有林の地域別の森林計画を、それぞれ立てることとされており、各計画において地域の特性を踏まえた森林の整備及び保全の目標並びに森林の区域(ゾーニング)及び伐採等の施業方法の考え方が提示されている。また、市町村長は地域森林計画に適合して市町村森林整備計画を立てることとされており、全国森林計画と地域森林計画で示された水源涵養機能や木材等生産機能などの森林の機能の考え方等を踏まえながら、重視すべき機能に応じて各市町村が主体的に設定したゾーニングや、路網の計画を図示している。地域森林計画は市町村森林整備計画の指針として、市町村森林整備計画は森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範として定められている。

このほか、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として作成することができる森林経営計画等を通じて、森林の有する多面的機能の発揮の確保を図っている。

(3) 研究・技術開発及び普及の推進

(研究・技術開発のための戦略及び取組)

林野庁では、森林・林業・木材産業分野の課題解決に向けて、研究・技術開発における対応方向及び研究・技術開発を推進するために一体的に取り組む事項を明確にすることを目的として、「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」をおおむね5年ごとに策定している。令和4(2022)年に策定された同戦略に基づき、高度なセンシング技術等の応用による造林・育林・伐倒作業等の各種作業の省力化・低コスト化、花粉発生源対策や気候変動適応等に対応した優良品種の開発、気候変動が国内外の森林・林業に及ぼす影響の予測、我が国の森林吸収量算定手法の改善に資するモニタリング技術の高度化、CLTの更なる利活用技術の開発、改質リグニンやセルロースナノファイバー(CNF)⁸等の用途開発や製造技術の高度化、森林における放射性セシウムの動態解明と予測技術の高度化等の研究・技術開発を推進することとしている。

(林業イノベーションの推進)

林野庁は、森林資源調査から木材の生産・流通・利用に至る分野の課題解決に向けて、令和4(2022)年に改定した「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、令和7(2025)年までのタイムラインに沿って、情報通信技術(ICT)等を活用した森林資源管理や生産管理などの実証・普及、自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の開発・実証、第2世代精英樹⁹(エリートツリー)等の開発・普及、改質リグニン等の木質系新素材の開発等を推進している。



林業イノベーション

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/index.html>

同プログラムに基づく取組を通じて、複数の遠隔操作の機能を有する林業機械の実用化、デジタル技術を活用した地域拠点の創出、改質リグニンの製造技術の進展等の一定の成果が得られた一方、実用段階に至ったスマート林業技術の安全確保や木質資源の高付加価値利用に向けた技術の多様化などの新たな課題が顕在化した。このため、更なる林業イノベーションの推進に向けて、施策の体系に沿って構成要素を再編し、令和8(2026)年3月に「スマート林業技術の現場実装ビジョン」¹⁰及び「木質系新素材の社会実装ビジョン」¹¹を策定した。

また、林業イノベーションを推進するために必要な組織・人材・情報が集まる場として、令和5(2023)年に開設した「森ハブ・プラットフォーム」には、林業だけでなく、製造業やサービス業などの異分野を含む幅広い業種が参画しており、イベント開催や調査、情報発信を通じて、林業と異分野企業等との連携と協業を促進している。同プラットフォームには、令和8(2026)年2月時点で524の事業者等が参画している。

そのほか、林野庁では、自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の実用化及び普及

⁸ 改質リグニンやセルロースナノファイバーについては、第Ⅲ章第2節(3)167-169ページを参照。

⁹ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等を行って得られた個体の中から成長等がより優れたものを選抜して得られた精英樹のこと。

¹⁰ 「スマート林業技術の現場実装ビジョン」については、第Ⅱ章第1節(4)127ページを参照。

¹¹ 「木質系新素材の社会実装ビジョン」については、第Ⅲ章第2節(3)167ページを参照。

に向けて、令和6(2024)年に「林業機械の自動運転・遠隔操作に関する安全対策検討会」を設置し、令和7(2025)年4月に「林業機械の遠隔操作に関する安全性確保ガイドライン～Ver. 1.0～」を公表した。同ガイドラインでは、実用化段階にある遠隔操作の機能を有する林業機械を対象に、安全性確保のための関係者の取組や使用上の条件等についての指針を示している。令和7(2025)年4月からは、自動運転の機能を有する林業機械を対象に加えた同ガイドラインの改定に向けて検討を進めている。

(林業普及指導事業の実施等)

研究や技術開発で得られた成果は、林業現場で活用するために普及を進める必要がある。各都道府県に配置された林業普及指導員は、林業普及指導事業として、関係機関等との連携の下、地域全体の森林の整備・保全や林業・木材産業の成長産業化を目指した総合的な視点に立ち、森林所有者や林業従事者、これらの後継者、市町村の担当者等に直に接して、森林・林業に関する技術及び知識の普及や、森林の施業等に関する指導等を行っている。令和7(2025)年4月時点で、全国で活動する林業普及指導員は1,173人となっている。また、林業普及指導事業の効果的な推進を図るため、森林整備や林業経営等の各分野において先進的な技術や知識を有している林業研究グループ等の人材を林業普及指導協力員とするなど、関係組織等との役割分担や連携強化が進められている。

さらに、林野庁では、森林・林業に関する専門知識・技術について一定の資質を有する「森林総合監理士(フォレスター)」の育成を進めている。森林総合監理士は、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村森林整備計画の策定等の市町村行政を技術的に支援するほか、施業集約化を担う「森林施業プランナー」等に対し指導・助言を行う人材である。林野庁では、森林総合監理士を目指す技術者の育成を図るための研修や、森林総合監理士の技術水準の向上を図るための研修などを行っている。令和8(2026)年3月末時点で、都道府県職員や国有林野事業の職員を中心に2,052人が森林総合監理士として登録されている(事例Ⅰ-1)。

事例Ⅰ－１ 森林総合監理士による集約化に向けた路網構築への技術支援

鳥取県では、既設路網の沿線を中心に間伐等の森林施業を実施してきたが、施業地の奥地化に伴い、搬出コストが増加しており、施業の実施が難しくなっていた。

奥地の森林における施業を進めるためには、集約化団地の設定と路網の検討が必要であり、森林総合監理士が中心となって「路網のあり方検討会」を開催し、地域の森林組合と共に、森林GISを活用した集約化団地の設定や、ICTを活用した路網設計支援ソフト(FRD)を用いた路網の検討を行った。

検討を進める中で、路網の新設ではなく、幅員が狭い、橋梁の規格が小さい等の理由により利用されていない既設の林道や農道、公道を改良し、活用することが有効であることが判明したことから、これらの道路に係る市町の担当職員を検討会のメンバーに加え、既設道路の課題を共有し改良の提案を行うなど、路網計画について意見交換を行った。これにより、既設道路の改良を含めた実行性のある路網計画が作成されるとともに、集約化団地の設定が進み、これを核とする森林経営計画の作成にもつながっている。

同県では、地域の森林組合等が引き続き効率的な路網の配置や利用を実現し、集約化の取組を進めていけるよう、今後も地域の関係者と連携しながら森林総合監理士による技術支援等を行っていくこととしている。



QGISを用いて検討する「路網のあり方検討会」

2. 森林整備の動向

(1) 森林整備の推進状況

(森林整備による健全な森林づくり)

森林の有する多面的機能の適切な発揮に向けては、間伐や主伐後の再造林などの森林整備を確実に行いつつ、森林資源の適正な管理・利用を進めることが必要である。また、自然条件等に応じて、複層林化¹²、長伐期化¹³、針広混交林化や広葉樹林化¹⁴を推進するなど、多様で健全な森林づくりを進めることも必要となっている。

特に、水源涵養機能や山地災害防止機能・土壌保全機能等を発揮させるためには、樹冠や下草が発達し、樹木の根が深く広く発達した森林とする必要がある。このため、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行う必要がある。

(森林整備の実施状況)

林野庁では、森林整備事業により、森林所有者等による間伐や再造林、路網整備等を支援するとともに、国有林野事業においては、間伐や再造林、針広混交林化等の多様な森林整備を実施している¹⁵。また、国立研究開発法人森林研究・整備機構では、水源林造成事業により奥地水源地域の保安林を対象として、森林の造成等を実施している。

このような取組の結果、令和6(2024)年度の主な森林整備の実施状況は、人工造林面積が3.5万haであったほか、保育、間伐等の森林施業を行った面積が41万haであった(資料Ⅰ－7)。

(適正な森林施業の確保等のための措置)

森林の立木の伐採行為の実態や伐採後の森林の更新状況を把握することは、適正な森林施業の確保を図る上で重要となる。このため、市町村森林整備計画において標準的な森林施業等の方法を示すとともに、森林所有者等が立木の伐採を行おうとするときは、あらかじめ、市町村長に対して伐採及び伐採後の造林の届出を行う伐採造林届出制度を運用している。林野庁では、適正な伐採と更新の確保を一層図るため、権利関係や境界関係などを確認できる添付書類を規定する同制度の見直しを行い、令和5(2023)年度から運用を開始している。

また、衛星画像を活用し、インターネット上で伐採箇所を抽出するシステムを普及することにより、市町村職員等による効率的な伐採状況の把握・監視を促進している。

資料Ⅰ－7 森林整備の実施状況 (令和6(2024)年度)

(単位：万ha)

作業種	民有林	国有林	計
人工造林	2.5	1.0	3.5
保育、間伐等の森林施業	30	11	41

資料：林野庁整備課・業務課調べ。

¹² 針葉樹一斉人工林を带状、群状等に択伐し、その跡地に人工更新するなどにより、複数の樹冠層を有する森林を造成すること。

¹³ 従来の単層林施業が40～50年程度以上で主伐(皆伐等)することを目的としていることが多いのに対し、これのおおむね2倍に相当する林齢以上まで森林を育成し主伐を行うこと。

¹⁴ 針葉樹一斉人工林を带状、群状等に択伐し、その跡地に広葉樹を天然更新等により生育させることにより、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林や広葉樹林にすること。

¹⁵ 国有林野事業の具体的取組については、第Ⅳ章第2節(1)-(2)200-211ページを参照。

(2) 再造林の着実な実施

(再造林の必要性)

我が国の人工林が本格的な利用期を迎えている中、森林の有する公益的機能の発揮や森林資源の持続的な利用を確保していくためには、適正な伐採と主伐後の再造林を着実に進めていくことが必要である。また、2050年ネット・ゼロに向けて、中長期的な森林吸収量の確保が必要となっている一方で、我が国の人工林は、高齢級の割合が増え、二酸化炭素吸収量が減少傾向にあることから、成長の旺盛な若い森林を造成するためにも、主伐後の再造林を進めていくことは重要である。

しかし、再造林を進めるに当たり、立木などの販売収入で造林費用を賄えないことや再投資の意欲が湧かないこと、育林従事者の減少などが課題となっていることから、林野庁では林業適地の選定や、造林の省力化・低コスト化に向けた取組等を進めている。

(林業適地の選定)

林野庁では、全国森林計画に基づく適正な伐採及び主伐後の再造林を着実に進めていくこととしており、自然的・社会的条件等を勘案し再造林を行うべき森林を明らかにするため、市町村森林整備計画における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の設定を進めている。また、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(以下「間伐等特措法」という。)により、成長等に優れた樹木(特定母樹)の増殖を促進するとともに、特定母樹から採取された種穂から育成された苗木(特定苗木)を活用した再造林を推進するため、特定苗木を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進する「特定植栽促進区域」の設定を進めている。

さらに、都道府県や市町村が林業適地を適切に判定し、これらの区域設定や路網計画の効率的な策定につなげられるよう、GISを活用した補助ツールの普及に取り組んでいる。令和7(2025)年度までに補助ツール等を活用した林業適地の判別が全都道府県で行われることを目標としており¹⁶、令和7(2025)年3月末時点で38都道府県で行われている。

(造林の省力化・低コスト化に向けた取組)

再造林については、地 拵 え、植栽、下刈りといったそれぞれの作業における労働負荷やコストを低減する技術の開発・実証が進められている。

林野庁では、造林の省力化・低コスト化に向けて、伐採・搬出作業と並行又は連続して地 拵 えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業や、低密度植栽、下刈りの省略等を推進している。また、一貫作業では伐採と再造林のタイミングを合わせる必要があることから、春や秋の植栽適期以外でも高い活着率が見込めるコンテナ苗の活用が有効である。

林野庁では、造林の省力化・低コスト化を推進するための取組を森林整備事業等により支援しているほか、令和7(2025)年3月に「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」を策定し、造林に係る省力化・低コスト化技術の定着に向けて普及に取り組んでいる。

さらに、人工造林面積に占める造林の省力化・低コスト化を行った面積の割合を令和10(2028)年度までに85%とする目標を設定しており¹⁷、令和6(2024)年度の省力・低コスト造林実施面積の割合は60%となっている。

¹⁶ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

¹⁷ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

(地域における再造林の推進に向けた取組)

各地域では、再造林の推進に向けて、再造林に係る協定締結や基金の創設などの様々な取組が行われている¹⁸。また、令和6(2024)年7月には、宮崎県において都道府県では全国初となる再造林に関する条例が制定されるとともに、令和8(2026)年3月には、秋田県においても制定されており、他の都道府県への再造林の推進に向けた取組の更なる広がりが期待される。

(優良種苗の安定供給)

再造林の推進には苗木の安定供給が重要である。令和6(2024)年度の苗木の生産量は、約6,600万本となっており、近年横ばい傾向にある。このうち、約6割をコンテナ苗が占めている(資料Ⅰ－8)。

また、同年度の苗木生産事業者数は、全国で878となっており、同様に近年横ばい傾向にあるが、そのうちコンテナ苗生産事業者数は近年増加しており、614となっている¹⁹。

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター(以下「林木育種センター」という。)では、収量の増大と造林・保育の効率化に向けて、林木育種によりエリートツリーの選抜が行われてきており、更に改良を進めるため、エリートツリー同士を交配した次世代のエリートツリーの開発も進められている。

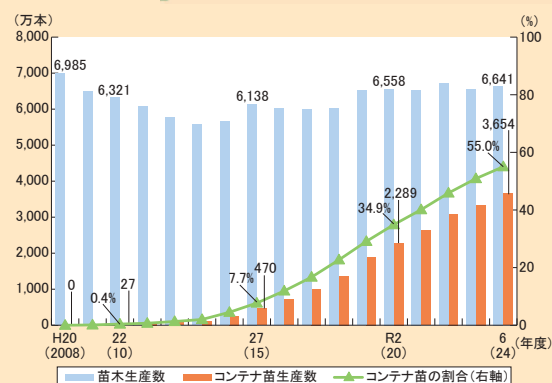
農林水産省では間伐等特措法に基づき、エリートツリー等のうち、成長や雄花着生性等に関する基準²⁰を満たすものを特定母樹に指定しており、令和8(2026)年3月末時点で、581種類(うちエリートツリー398種類)となっている(資料Ⅰ－9)。林野庁では、成長等に優れた品種の供給体制の整備を図るため、特定母樹を増殖する事業者の認定や採種園・採穂園²¹の整備、コンテナ苗生産施設等の整備を推進している。



特定母樹

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/kanbatu/boju.html>

資料Ⅰ－8 苗木の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

資料Ⅰ－9 特定母樹の指定状況

(単位: 種類)

育種基本区	スギ	ヒノキ	カラマツ	トドマツ	計
北海道			3	32	35
東北	115		27		142
関東	105	48	72		225
関西	71	50			121
九州	44	14			58
計	335 (193)	112 (76)	102 (100)	32 (29)	581 (398)

注1：令和8(2026)年3月末時点。

2：()内の数字は特定母樹に指定されたエリートツリーの種類数。

3：「カラマツ」にはグイマツ(北海道の1種類)を含む。

資料：林野庁研究指導課調べ。

¹⁸ 具体的な取組については、特集第4節(2)30-32ページを参照。

¹⁹ 林野庁整備課調べ。

²⁰ 成長量が同様の環境下の対照個体と比較しておおむね1.5倍以上、材の剛性や幹の通直性に著しい欠点がなく、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下等。

²¹ 苗木を生産するための種子や挿し穂を採取する目的で、精英樹等を用いて造成したほ場。

従来の苗木と比べ成長等に優れた特定苗木²²は、下刈り期間の短縮による育林費用の削減及び伐期の短縮による育林費用回収期間の短縮に加えて、二酸化炭素吸収量の向上も期待されることから、これらの苗木を積極的に用いた再生造林を推進している。

令和6(2024)年度の特定苗木の生産本数は、スギが九州を中心とした21県で649万本、グイマツ(クリーンラーチ²³)が北海道で88万本、ヒノキが三重県など8県で13万本、合計751万本となっており、苗木生産量の約1割となっている(資料I-10)。

農林水産省は、「みどりの食料システム戦略」(令和3(2021)年5月策定)において、特定苗木の活用を、令和12(2030)年までに苗木生産量の3割²⁴、令和32(2050)年までに9割とする目標を設定している。

資料I-10 特定苗木の樹種別生産実績(令和6(2024)年度)

(単位：万本)

	スギ	うち 特定苗木	ヒノキ	うち 特定苗木	カラマツ	うち 特定苗木	グイマツ	うち 特定苗木	その他	合計	うち 特定苗木
樹種別 生産実績	3,052	649	727	13	1,656	—	192	88	1,014	6,641	751

注1：令和6(2024)年秋から令和7(2025)年夏の実績。

2：グイマツのうち特定苗木は、グイマツとカラマツを掛け合わせたクリーンラーチの数値。

資料：林野庁整備課調べ。

(3)花粉発生源対策

(「花粉症対策の全体像」に基づき花粉症対策を推進)

スギ花粉症患者の数については、耳鼻咽喉科医及びその家族約2万人を対象とした全国的な疫学調査によると、有病率は平成10(1998)年の16%から令和元(2019)年には39%に達していると推定されている²⁵。

令和5(2023)年5月、政府は「花粉症対策の全体像」を決定し、その中では、花粉の発生源であるスギ人工林の伐採・植替え等の

「発生源対策」や、花粉飛散量の予測精度向上や飛散防止剤の開発などの「飛散対策」、治療薬の増産等の「発症・曝露対策」を3本柱として総合的に取り組み、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示している。同年10月には、「花粉症対策の全体像」が想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」として取りまとめた。



林野庁における
花粉発生源対策

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/kafun/

²² 特定母樹から採取された種穂から育成された苗木。

²³ 強度があるグイマツ特定母樹「中標津5号」と成長の早いカラマツ精英樹の掛け合わせにより得られた、強度があり成長の早い特性を併せ持つグイマツF1世代の総称。

²⁴ 林野庁では、3,000万本程度を想定。

²⁵ 松原篤ほか「鼻アレルギーの全国疫学調査2019(1998年、2008年との比較)：速報－耳鼻咽喉科医およびその家族を対象として－」(日本耳鼻咽喉科学会会報 123巻6号(2020))

(花粉発生源対策の目標)

「花粉症対策の全体像」においては、令和15(2033)年度に花粉発生源となるスギ人工林²⁶を約2割減少させることを目指している。また、将来的(令和5(2023)年度から約30年後)には花粉発生量の半減を目指すこととしている。

これを実現するため、スギ人工林の伐採量を増加させるとともに、花粉の少ない苗木²⁷や他樹種による植替えを推進することとしている。

花粉を発生させるスギ人工林の減少を図っていくためには、伐採・植替え等の加速化、スギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、生産性向上と労働力の確保等の対策を総合的に推進する必要がある²⁸。

(スギ人工林の伐採・植替え等の加速化)

「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」に基づき、人口の多い都市部周辺などにおいて重点的に伐採・植替え等を実施する区域(スギ人工林伐採重点区域)²⁹が都道府県により設定されており、令和8(2026)年4月時点で約100万haとなっている。

スギ人工林伐採重点区域内では、伐採・植替え等の加速化のため、林業経営体による集約化と合わせた森林所有者への伐採・植替えの働き掛け等への支援を実施するとともに、路網の開設・改良を推進している。また、森林環境譲与税等を活用することにより、林業生産に適さないスギ人工林を広葉樹林化するなど地方公共団体による森林整備を促進することとしている。

伐採・植替えに当たっては、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、伐採後の適切な更新が必要であり、再造林を確実に確保する観点からも、伐採・植替えの一貫作業を推進している。令和7(2025)年12月には、人口集中地域における花粉発生源対策として、より効果的な取組が実施できるよう、三大都市圏の市町村を含む都府県を対象に「三大都市圏花粉発生源対策推進会議」を開催し、各都府県の取組等を共有することで、伐採・植替えの取組の促進を図っている。

(花粉の少ない苗木の生産拡大)

花粉の少ないスギ苗木の生産量は平成26(2014)年度の258万本から令和6(2024)年度の1,919万本³⁰まで大幅に増加し、スギ苗木の生産量の約6割に達している(資料Ⅰ-11)。

「花粉症対策の全体像」では、令和15(2033)年度には花粉の少ないスギ苗木の生産割合をスギ苗木の生産量の9割以上に引き上げることを目指している。

花粉の少ない苗木の生産拡大に向けては、林木育種センターにおける原種苗木増産施設、都道府県等における採種園・採穂園、苗木生産事業者におけるコンテナ苗生産施設の整備を進めるなど、官民を挙げて花粉の少ない苗木の生産体制の強化を進めている。また、細

²⁶ 20年生以下のスギ人工林は花粉の飛散がわずかであることから、20年生を超えるスギ人工林を花粉発生源となるスギ人工林とした。

²⁷ 無花粉品種(花粉を全く生産しないもの)、少花粉品種(花粉の生産量が一般的な品種の1%以下であるもの)、低花粉品種(雄花が相当程度少ない品種を選抜したもの)の苗木及び特定苗木。

²⁸ 花粉発生源対策については、「令和5年度森林及び林業の動向」特集第3節16-23ページを参照。

²⁹ ①県庁所在地、政令指定都市、中核市、施行時特例市及び東京都区部から50km圏内にあるまとまったスギ人工林のある森林の区域、又は、②スギ人工林の分布状況や気象条件等から、スギ花粉を大量に飛散させるおそれがあると都道府県が特に認める森林の区域。

³⁰ 令和6(2024)年秋から令和7(2025)年夏の実績。

胞増殖技術を活用してスギの未熟種子からスギ苗木を大量生産する技術の開発を進めている。

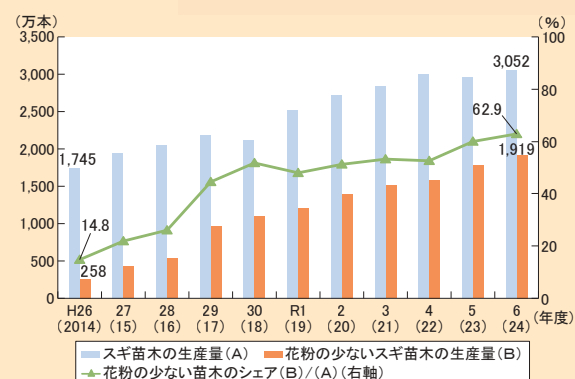
さらに、花粉の少ない苗木の品種については、林木育種センターと都府県が連携し、令和8(2026)年3月末時点では、無花粉スギ35品種、少花粉スギ161品種等が開発されている。首都圏に位置する神奈川県では、県民の花粉症への関心が高く、他の都道府県に先駆けて、花粉の少ない苗木の品種開発が進められている(事例Ⅰ-2)。

令和7(2025)年3月には、林木育種センターが全国で初めてエリートツリー由来の少花粉スギ品種を開発³¹し、令和8(2026)年3月末時点で14品種となっている³²。

(その他の花粉症対策)

スギ花粉の発生を抑える技術の実用化に向けては、スギの雄花だけを枯死させる日本固有の菌類(*Sydowia japonica*)や食品添加物(トリオレイン酸ソルビタン)を活用したスギ花粉飛散防止剤の開発が進展している。林野庁では、スギ林への花粉飛散防止剤の効果的な散布方法の確立や散布による生態系への影響調査、製品化に向けた技術開発等を支援している。

資料Ⅰ-11 花粉の少ないスギ苗木の生産量等の推移



注：花粉の少ないスギ苗木については、平成29(2017)年度までは特定苗木を除いて集計。
資料：林野庁整備課調べ。



³¹ 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センタープレスリリース「全国初！エリートツリー由来の少花粉スギ品種を開発—スギ花粉の発生源対策に貢献—」(令和7(2025)年3月27日付け)

³² 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センタープレスリリース「エリートツリー由来の少花粉スギ13品種を追加開発—スギ花粉の発生源対策を加速化—」(令和8(2026)年3月31日付け)

事例Ⅰ－２ 花粉の少ない品種(少花粉及び無花粉スギ・ヒノキ)の選抜と実用化の先駆け

神奈川県は、首都圏に位置し、花粉症の有病率も高く、県民の花粉症への関心が極めて高いことから、花粉発生源対策の推進が課題となっている。

このため、神奈川県自然環境保全センターが主体となって、他の県に先駆けて花粉の少ない品種(少花粉・無花粉のスギ・ヒノキ)の選抜と実用化を行ってきた。また、令和4(2022)年には全国で初めてとなる無花粉ヒノキ「丹沢 森のミライ」を品種登録するとともに、採穂園を整備し、生産を開始している。

神奈川県では、県内で生産する苗木を全て花粉の少ない品種に転換し、花粉の少ない森林づくりに向けて花粉発生源対策を計画的に進めており、令和6(2024)年までに自然環境保全センターの所轄する県有林において、花粉の少ない苗木を植栽した面積は43.1haとなっている。



無花粉スギ閉鎖系採穂園



無花粉ヒノキ「丹沢 森のミライ」(左)と従来品種(右)の雄花と雌花の比較

〔「丹沢 森のミライ」は花や実をつけるが、花粉や種子はできない〕

(4)路網の整備

(路網整備の現状と課題)

路網は、間伐や再造林などの施業を効率的に行うとともに、木材を安定的に供給するために重要な生産基盤であり、林野庁では、役割に応じて林道(林業専用道を含む。)と森林作業道に区分している(資料Ⅰ－12)。我が国においては、地形が急峻^{しゅん}で、多種多様な地質が分布しているなど厳しい条件の下、路網の整備を進めてきており、令和6(2024)年度末の総延長は44.7万km、路網密度は25.6m/haとなっている³³。

その内訳をみると、相対的に開設コストの低い森林作業道に比べ、10トン積以上のトラックが通行できる林道の整備が遅れている。木材流通コストの低減を図るためには、大型車両により効率的に木材を運搬することが重要であり、大型の林業機械の運搬等のためにも幹線となる林道の整備を進めていくことが不可欠である。

また、山地災害が激甚化する中、災害に強い路網の整備が求められており、開設から維持管理までのトータルコストも考慮して、強靱な路網の開設に加え、排水施設の設置等の路網の改良を行うなど、新設・既設の双方について必要な整備を進めることが重要である。

³³ 林野庁整備課調べ。

(望ましい路網整備の考え方)

森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)では、傾斜や作業システムに応じ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を引き続き推進するとともに、走行車両の大型化等への対応を踏まえた幅員の拡張、災害の激甚化への対応を踏まえた排水機能の強化や橋梁の老朽化対策等による路網の強靱化・長寿命化を図ることとしている。

また、同計画では、林道等の望ましい総延長の目安を25万km程度とした上で、令和17(2035)年までに約21万kmを目安に整備するとともに、改築・改良により質的向上を図ることで、大型車両が安全に通行できる林道の延長を7,000kmまで増やしていくこととしている(資料Ⅰ-13)。

令和7(2025)年度には、林野庁において、有識者による「路網整備検討会」を開催し、これまでの路網整備の取組の評価や課題の整理を行うとともに、森林・林業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、森林施業の多様化、気候変動に伴う災害の激甚化への対応、デジタル技術の進展や技術者の減少への対応について、今後の路網整備の方向性を取りまとめて公表した。

(路網整備を担う人材育成)

路網整備には、路網ルートの設定や設計・施工に高度な知識・技能が必要であり、林野庁や都道府県等では、ICT等の先端技術を活用した路網設計等ができる技術者や、路網整備の現場で指導的な役割を果たす人材の育成を目的とした研修を実施している。

資料Ⅰ-12 路網整備における路網区分及び役割

林道

○林道(効率的な森林の整備や地域産業の振興等を図る道)

- ・主に森林施業を行うために利用される恒久的施設(不特定多数の者も利用可能)
- ・木材運搬のためのトラック(20トン積トラック等)に加え、一般車両の通行も想定
- ・森林整備の基盤はもとより災害時の代替路など地域インフラ等となる骨格的な道



○林業専用道(主として間伐や造林等の森林施業の用に供する林道)

- ・専ら森林施業を行うために利用される恒久的施設
- ・10トン積トラックや林業用車両の走行を想定
- ・木材等の安全・円滑な運搬が可能な規格・構造を有する丈夫な道

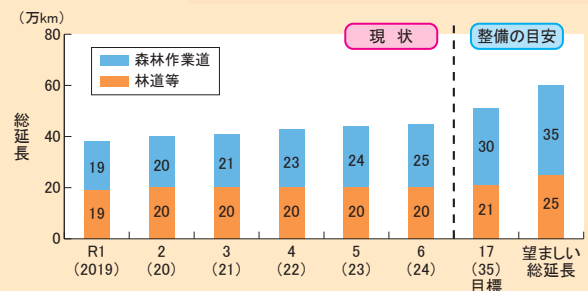


○森林作業道(導入する作業システムに対応し、森林整備を促進する道)

- ・森林所有者や林業事業者が森林施業を行うために利用
- ・主として林業機械(2トン積程度のトラックを含む)の走行を想定
- ・経済性を確保しつつも繰り返しの使用に耐える丈夫な道



資料Ⅰ-13 林内路網の現状と整備の目安



注：林道等には、森林作業道のうち「主として木材輸送トラックが走行可能な高規格の作業道」を含む。

資料：「現状」は林野庁整備課調べ。「整備の目安」は森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)の参考資料。

(5) 森林経営管理制度及び森林環境税・森林環境譲与税

(ア) 森林経営管理制度

(制度の概要)

これまで、私有林では、森林経営計画の作成を通じて施業の集約化を推進してきたが、森林所有者の高齢化や相続による世代交代・不在村化、未登記等により、所有者の特定や境界の明確化に多大な労力がかかることから、民間が主体の取組だけでは森林整備が進みにくい状況にあった。このため、平成31(2019)年4月に森林経営管理法が施行され、市町村が主体となって森林の経営管理を行う森林経営管理制度が導入された。

同制度では、市町村が、森林所有者に対して、経営管理の現況や今後の見通しを確認する調査(以下「意向調査」という。)を実施した上で、市町村への委託希望の回答があった場合には、市町村が森林の経営管理を受託することが可能となる。市町村は、森林の経営管理を受託する際に経営管理権集積計画³⁴を作成し、受託した森林のうち、林業経営に適した森林は、経営管理実施権配分計画³⁵を作成した上で、一定の要件を満たす地域の民間事業者³⁶に再委託する。再委託を受けた林業経営者³⁷は間伐や主伐・再造林³⁸などの森林整備を実施する。一方、林業経営に適さない森林は、市町村森林経営管理事業等により市町村が自ら管理する。

また、所有者の一部又は全部が不明な場合等に、所有者の探索や公告、都道府県知事による裁定など一定の手続を経て、市町村に経営管理権を設定することを可能とする特例(所有者不明森林等の特例)も措置されている。

(制度の進捗状況)

令和6(2024)年度末までに、意向調査については、約118万haで実施されており、回答があった面積のうち、約4割について市町村への委託希望があった。

市町村が所有者から経営管理を受託する際に作成する経営管理権集積計画については、41道府県431市町村で28,938ha作成され、うち343市町村で11,822haの森林整備(市町村森林経営管理事業)が実施された。また、民間事業者への再委託を行う際に作成する経営管理実施権配分計画については、24道府県86市町村の3,715haで作成され、56市町村で884haの森林整備が実施されている。

そのほか、林業経営体へのあっせん、市町村と所有者との協定の締結、市町村独自の補助の活用等の手法も含めると、市町村への委託希望の森林のうち約4割で森林整備につながる動きがみられている。しかしながら、林業経営者への再委託は低位にとどまっており、



森林経営管理制度
(森林経営管理法)について

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>

³⁴ 市町村が森林所有者から森林の経営管理を受託する(市町村に経営管理権を設定する)際に作成する計画。

³⁵ 市町村が経営管理権を有する森林について、民間事業者への再委託を行う(経営管理実施権の設定をする)際に作成する計画。

³⁶ 民間事業者については、①森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指す、②経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められるといった条件を満たす者を都道府県が公表している。

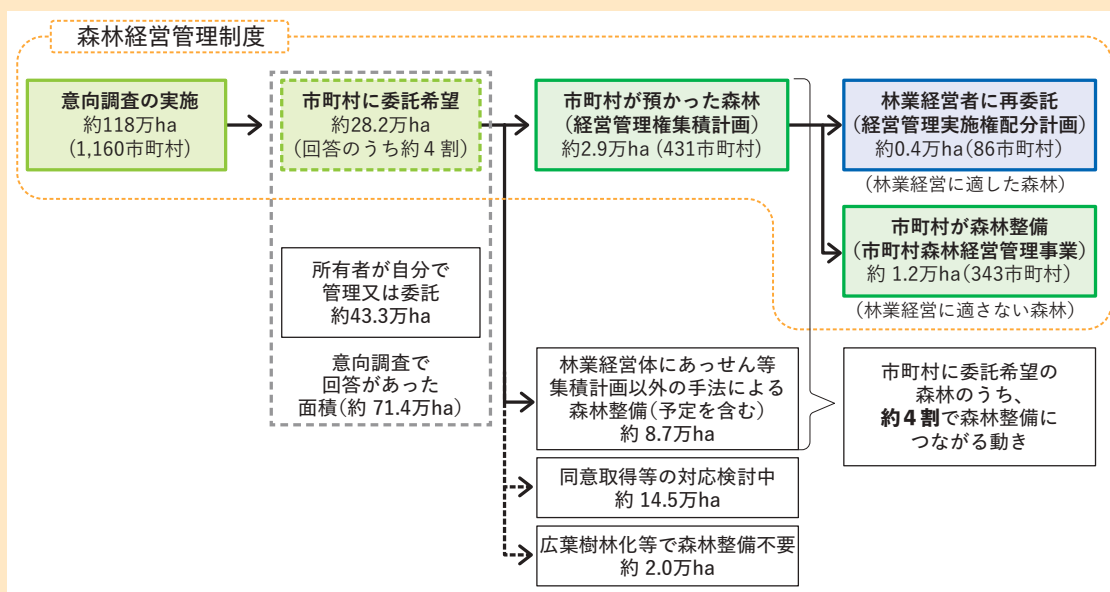
³⁷ 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者。

³⁸ 経営管理実施権配分計画に基づき主伐を実施する場合は、主伐後に植栽を行う必要がある。

林業経営に適した森林における循環利用への貢献は限定的となっている(資料Ⅰ-14)。また、所有者不明森林等への対応については、令和7(2025)年度末までに12市町において特例措置が活用されている。

このように同制度を活用した森林整備は全国で進められており、制度の推進に当たっては、周辺市町村の関係者との連携による体制整備や都道府県等による市町村支援など、地域の状況に応じて様々な取組が展開されている(事例Ⅰ-3)。

資料Ⅰ-14 令和6(2024)年度までの森林経営管理制度等による森林整備の推進状況



資料：林野庁森林利用課調べ。

(制度の改正)

同制度の運用については、積極的な取組がみられる一方で、林業経営体など地域の関係者と市町村との連携が不十分で集約化につながっていない、林務担当職員を始めとした市町村職員の不足等により市町村の体制が十分でないなどの課題もある。

こうした状況を踏まえ、令和7(2025)年5月には、現行の仕組みに加えて、受け手となる林業経営体など地域の関係者が森林の経営管理の将来

像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを創設することや、市町村の事務負担の軽減などを内容とする「森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律」が国会で成立した。

資料Ⅰ-15 森林経営管理法の一部改正の概要

森林経営管理法の一部改正の概要

森林の集積・集約化を進める新たな仕組みの創設

- 市町村は、単独又は都道府県等と共同で、川中・川下を含む地域の関係者で協議し、受け手となる林業経営体や路網整備等の方針といった森林の将来像を定める「集約化構想」を作成
(林業経営体は「集約化構想」作成の提案も可能)
- 構想に基づき、所有権を含む森林の経営管理のための権利を、出し手である所有者から、受け手となる林業経営体に迅速に設定又は移転できる仕組みを創設

市町村の事務負担の軽減

- 市町村に対する共有林の経営管理権の設定(間伐、間伐材の販売、保育)に必要な共有者の同意要件を緩和(全員→持分の1/2超)
- 所有者不明森林等について、市町村への経営管理権設定に関する公告期間を短縮(6か月→2か月)
- 市町村の長が「委託を受けて市町村事務を支援する法人(経営管理支援法人)」を指定できる仕組みを創設

資料：林野庁企画課作成。

林野庁では、同法の施行に向けて、都道府県や市町村などに対して改正内容の周知を行い、同法は令和8(2026)年4月に施行されている(資料Ⅰ-15)。

(イ)森林環境税・森林環境譲与税

(税制の概要)

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養など、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる。一方で、森林所有者や境界が不明な森林の増加、担い手の不足等により手入れが行き届いていない森林の存在が大きな課題となっている。このような現状の下、森林の恩恵を受ける国民一人一人が負担を分かち合い森林を支える仕組みとして、平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

森林環境税は、令和6(2024)年度から課税が開始され、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円が賦課徴収されている。森林環境譲与税は、市町村による森林整備等の財源として、森林環境税の収入額を、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分^{あん}して譲与されており、令和6(2024)年度から、譲与割合はそれぞれ55%、20%、25%となっている。

(森林環境譲与税の使途と活用状況)

森林環境譲与税は、令和元(2019)年度から先行して譲与されており、その使途は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充て、都道府県においては、市町村の支援等に関する費用に充てるものとされている。譲与額は令和元(2019)年度の総額200億円から段階的に引き上げられ、令和6(2024)年度以降は平年度で総額約600億円が譲与される。



森林を活かすしくみ
森林環境税・森林環境譲与税
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/231018.html>

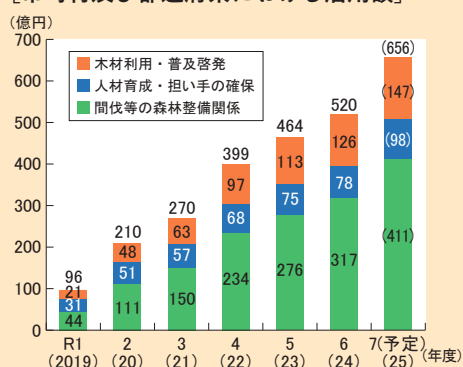
市町村及び都道府県における活用額は、令和5(2023)年度の464億円から令和6(2024)年度は520億円に増加しており、令和7(2025)年度の予定では656億円が計画されている。市町村における取組状況を使途別にみると、令和6(2024)年度は、全体の82%の市町村が間伐等の森林整備関係、41%の市町村が人材育成・担い手の確保、63%の市町村が木材利用・普及啓発に取り組んだ。取組実績としては、令和6(2024)年度の間伐等の森林整備面積は約6.4万haで、令和元(2019)年度の10倍以上になるなど、取組が着実に進展している。また、流域の上流と下流などの関係にある地方公共団体が連携した取組も広がりを見せており、令和6(2024)年度は78件の取組が実施された³⁹(資料Ⅰ-16、事例Ⅰ-4)。

森林環境譲与税の活用を促進するため、林野庁と総務省は、令和4(2022)年度から、市町村が森林環境譲与税を活用して実施可能な具体的な取組項目を整理した「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例」を公表している。森林環境譲与税に対する国民の理解が深まるよう、引き続き市町村等における森林環境譲与税の一層の有効活用を促すとともに、森林環境譲与税を活用した取組成果の一層の情報発信に取り組むこととしている。

³⁹ 地方公共団体への聞き取り結果による。地方公共団体により様々な形の連携があるため、必ずしも全ての取組を網羅したものではない。

資料Ⅰ－16 森林環境譲与税の活用状況

〔市町村及び都道府県における活用額〕



〔市町村における主な取組実績〕

主な取組実績	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
森林整備面積 (うち間伐面積)	約0.6万ha (約0.4万ha)	約1.8万ha (約1.0万ha)	約3.1万ha (約1.4万ha)	約4.3万ha (約2.0万ha)	約5.2万ha (約2.3万ha)	約6.4万ha (約2.6万ha)
林道、森林作業道等の整備	約9.0万m	約23.8万m	約42.0万m	約51.4万m	約86.7万m	約117.8万m
木材利用量	約0.5万m ³	約1.3万m ³	約2.3万m ³	約2.8万m ³	約3.1万m ³	約3.7万m ³
イベント、講習会等	約900回	約1,000回	約1,800回	約2,400回	約2,600回	約3,600回

注1：「令和7(2025)年度」は、予算額について令和7(2025)年4月時点で地方公共団体への聞取り結果を取りまとめたもの。

2：取組実績には、他の財源を組み合わせで行った事業の実施分も含まれる。

資料：総務省・林野庁森林利用課調べ。

(ウ)市町村に対する支援

森林経営管理制度を円滑に進めるためには、市町村の役割が重要であるが、林務担当職員が不足している市町村もある。このため、林野庁では、人材育成、体制整備等を通じて、市町村の支援に取り組んでいる。

人材育成については、市町村への技術的助言・指導を行う者(通称：森林経営管理リーダー)を養成するため、都道府県の地方機関やサポートセンター等の職員を対象とする「森林経営管理リーダー育成研修」を開催しており、7年間で51か所で開催し、計1,067人が参加した。

体制整備については、市町村が森林・林業の技術者を雇用する「地域林政アドバイザー制度⁴⁰」の活用を促している。林野庁は、アドバイザー活用希望のある市町村の情報を林業技術者団体等に提供するとともに、当該市町村の一覧を林野庁ホームページで公表している。令和6(2024)年度には、219の地方公共団体で353人のアドバイザーが活用された。

このほか、都道府県でも、森林環境譲与税の活用により、市町村に提供する森林情報等の精度向上・高度化、都道府県レベルの事業支援団体の運営支援、市町村職員の研修等、地域の実情に応じた市町村支援の取組が展開されている。

⁴⁰ 平成29(2017)年度に創設され、市町村が雇用(法人委託)する際に要する経費については、特別交付税の算定の対象となっている。なお、平成30(2018)年度から都道府県が雇用(法人委託)する場合も対象となった。

事例Ⅰ－３ 地域に応じた森林経営管理制度の取組

長野県上田市 ～市町村森林経営管理事業の実施～



〈間伐後の状況〉

上田市では、防災・減災を主な目的として、これまで施業履歴がなく管理されていない森林を針広混交林へ誘導するため、森林経営管理制度を活用し、市町村森林経営管理事業により、除伐や間伐を実施する方針を示している。

ハザードマップで警戒区域等が設定され、集落等の保全対象がある地域において、令和5(2023)年度までに意向調査及び地元説明会を進め、令和6(2024)年度に22haの経営管理権集積計画を作成した。そのうち6haについて間伐を実施するなど、森林整備を推進している。

山形県山形市 ～経営管理実施権配分計画に基づく主伐・再造林～



〈再造林後の状況〉

山形市では、施業履歴のない私有林の人工林において、林業経営に適した森林は林業経営体へ再委託し、適さない森林は市による森林整備を実施している。

市、県、林業関係団体等で構成される「山形市森林経営管理推進会議」を開催し、事業を進める上での課題や検討事項について関係者間で協議を行い、これまで61haの経営管理実施権配分計画を作成して、林業経営体への再委託につなげている。

令和6(2024)年度には2haの主伐・再造林を実施した。

北海道苫小牧市 ～所有者不明森林における特例措置の活用～



〈倒木等が発生している状況〉

苫小牧市では、森林経営管理制度の推進に当たり、林業経営の効率化や森林管理の適正化が図られることが期待できる森林を対象にモデル地区を設定した。このうち0.17haの森林の所有者が不明であり、将来的に倒木被害が発生するおそれがあることから、整備が必要と判断し、令和7(2025)年1月に所有者不明森林の特例を活用し、同年9月に経営管理権を設定した。

周辺の森林と一体的に危険木の伐採も含めた間伐を実施し、健全な森林の育成を目指して取り組んでいる。

鳥取県 ～鳥取県森林経営管理支援センターによる市町村支援～



〈市町村へ助言を行う様子〉

鳥取県では、森林経営管理制度の取組の進展とともに変化する市町村からのニーズを踏まえ、令和5(2023)年度に「鳥取県森林経営管理支援センター」を新たに設置し、同支援センターを中核として県、県地方事務所等、林業経営体が協力・連携し、市町村を支援している。

これまで、市町村別の長期的な森林整備スケジュールの作成や、歩掛や仕様の整備、県内市町の意向調査や森林整備の監督の受託などの取組を実施してきた。同支援センターの設置により、ノウハウを蓄積しながら、市町村が抱える課題の解決に向けた糸口を提供することで、継続的な事業実施につながっている。

事例Ⅰ－４ 地域に応じた森林環境譲与税を活用した取組^注

宮城県 南三陸町 ～森林経営管理制度を活用した森林整備～



〈間伐前、間伐後の状況〉

南三陸町では、町を4地域に区分し、各地域においてモデルケースとなる経営管理権集積計画の作成を行うことで、同計画作成に向けた町全体のスキームの構築と問題点の洗い出しを実施している。

4つのモデルのうち1か所では42.35haの計画作成が完了し、令和6(2024)年度は、市町村森林整備事業(切捨間伐)14.78haを実施した。また、別の箇所では計画作成に向けた改善点等のフィードバックも行っている。

【事業費：781万円】

新潟県 長岡市^{ながおか} ～花粉症対策にも資する森林整備の推進～



〈花粉症対策による森林整備
(主伐後)の状況〉

長岡市では、森林整備を一層推進するため、林業経営体等が国及び県の補助を受けて実施する森林整備について、市による上乗せ補助を実施している。

令和6(2024)年度は、森林環境保全直接支援事業による再造林と間伐・保育事業に加え、新たに花粉症対策である林相転換特別対策による森林整備等にも支援することとし、同対策による主伐・再造林0.79haのほか、森林環境保全直接支援事業による再造林、下刈り、間伐への上乗せ補助を実施した。【事業費：2,621万円】

群馬県 中之条町 ～「林業実践学校」の開催による人材確保～



〈刈払機・チェーンソー講習会の様子〉

中之条町では、地域における急速な人口減少や高齢化に伴い、山林所有や森林経営に対する関心の希薄化が課題となっている。

このため、森林の手入れを行える人材の安定的な確保に向けて、森林所有者や森林経営に意欲を示す者等を対象に刈払機やチェーンソーの取扱いなどの基本的な林業技術の習得を目的とした「林業実践学校」を開講し、刈払機講習会に64名、チェーンソー講習会に7名が参加した。【事業費：199万円】

茨城県 鹿嶋市・大子町 ～海と森のつながりを考えるツアーの開催～



〈森林での講義、間伐体験の様子〉

鹿嶋市では、将来を担う市内の子供たちに、身近にある海と森がそれぞれの役割を果たしながらつながっていることを学んでもらうため、大子町と連携して体験ツアーを開催した。

鹿嶋市内の小学校4～6年生20名が参加し、大子町において森林の役割などの講義や間伐体験を通じて海と森のつながりを学ぶとともに、間伐した木材を同町内小学校の学校林内の階段に使用するなど、同町内の小学校との交流も深めた。【事業費：109万円】

注：事業費は森林環境譲与税を財源とした額を記載。

(6) 社会全体で支える森林づくり (全国植樹祭と全国育樹祭)

「全国植樹祭」は、国土緑化運動の中心行事であり、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで毎年春に開催されている。令和7(2025)年5月には、「第75回全国植樹祭」が埼玉県で開催された。天皇陛下は、ケヤキ、スギ(少花粉)、トチノキをお手植えになり、ヒノキ(少花粉)、アカシデをお手播きになった。令和8(2026)年には、「第76回全国植樹祭」が愛媛県で開催される予定である。また、「全国育樹祭」は、皇族殿下の御臨席を仰いで毎年秋に開催されている。令和7(2025)年10月には、「第48回全国育樹祭」が秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席の下、宮城県で開催された。令和8(2026)年には、「第49回全国育樹祭」が和歌山県で開催される予定である。

(多様な主体による森林づくり活動が拡大)

近年、気候変動の分野では、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言等に加えて、令和7(2025)年3月にサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が、気候関連開示基準を含む国内のサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)の公表を行うなど、企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報開示の動きが進んでいる。自然資本の分野においても、「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」の提言等により、企業が自然資本への依存度等の評価を行いつつ、事業活動全体が自然資本と生態系サービスに及ぼす影響や、その損失による事業活動への影響等に関する情報開示に向けた取組が進められている。

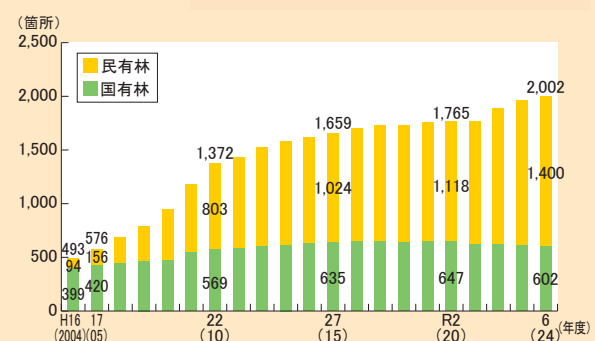
これらを背景として、企業の社会的責任(CSR)活動や自然資本に対する取組として、森林づくりに関わろうとする企業が増加しており、顧客、地域住民、NPO等との協働、募金等を通じた支援、企業の所有森林を活用した地域貢献など多様な取組が行われている。企業による森林づくり活動の実施箇所数は増加しており、令和6(2024)年度は2,002か所で実施された(資料Ⅰ-17)。

林野庁では、森林づくり活動を行いたい企業等と森林所有者、林業関係者等とのマッチングや活動場所のコーディネート等の取組を支援している。

また、令和7(2025)年4月には、森林に関わる企業を対象に、TNFD情報開示を行う上での参考となるよう、「森林の有する多面的機能に関する企業の自然関連財務情報開示に向けた手引き」を作成し、公表した。

さらに、令和8(2026)年3月には、企業等による森林づくり活動の促進や森林の機能に対する理解醸成を図るため、林地における水資源貯留機能を簡易的に測定できる手法⁴¹を公表した。

資料Ⅰ-17 企業による森林づくり活動の実施箇所数の推移



注：民有林の数値については、企業等が森林づくり活動を行う森林の設定箇所数。国有林の数値については、「法人の森林」の契約数及び「社会貢献の森」制度による協定箇所数。

資料：林野庁森林利用課・経営企画課・業務課調べ。

⁴¹ 森林の水源涵養機能のうち水資源貯留機能については、地形、地質条件、森林土壌の発達など様々な条件が複雑に関わって発揮されるものであるが、本手法は、林地における水源涵養の効果を簡易に数値化する観点で、各種の条件を単純化して提示したものである。

このほか、平成20(2008)年に開始された「フォレスト・サポーターズ」登録制度は、個人や企業などが日常の生活や業務の中で自発的に森林整備や木材利用に取り組む仕組みとなっており、その登録数は令和8(2026)年3月末時点で7.3万件となっている。

くわえて、SDGsや2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する森林づくりを推進することを目的として、令和4(2022)年に「森林づくり全国推進会議」が発足した。経済、地方公共団体、教育、消費者、観光等各界の企業・団体が会員となり、森林づくりに向けた国民運動を展開している。令和7(2025)年11月には第4回森林づくり全国推進会議が開催され、企業による防災・減災や生物多様性保全に資する森林づくり活動等の取組や、産官学民連携による森林づくりの取組等を行っている会員からの事例報告に加え、地域の森林に関する課題に取り組む高校生によるSDGsアイディアの発表が行われた。今後も引き続き、企業等による森林づくり活動の普及啓発に取り組むこととしている。

(森林の地球温暖化防止への貢献等の見える化)

企業等が実施する森林整備の取組について、その成果を二酸化炭素吸収量として認証する取組が33都府県において実施されている⁴²。

また、カーボンニュートラルへの貢献や生物多様性保全などの観点から、企業等が実施した森林整備の認知度を高めるとともに、更なる取組の拡大・促進を図るため、顕彰制度「森林×ACTチャレンジ」を令和4(2022)年に創設した。令和7(2025)年は、応募総数30件(森林づくり部門26件、J-クレジット部門4件)の中から、4件(グランプリ1件、優秀賞3件)を表彰した⁴³。

(森林関連分野の環境価値のクレジット化等の取組)

農林水産省、経済産業省及び環境省は、平成25(2013)年度から省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの活用等による温室効果ガスの排出削減量や森林管理による温室効果ガス吸収量をクレジットとして国が認証する仕組み(J-クレジット制度)を運営している。



J-クレジット制度

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/J-credit.html

J-クレジット制度のうち、森林吸収分野では、森林整備を実施するプロジェクト実施者が森林吸収量の認証を受けてクレジットを発行し、それを企業や団体等が購入することにより、更なる森林整備等の推進のための資金が還流するため、地球温暖化対策と地域振興を一体的に後押しすることができる。企業等のクレジット購入者は、入手したクレジットを「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK制度)における報告やカーボン・オフセットなどに利用することができ、このような取組により、経済と環境の好循環が図られることが期待される。令和3(2021)年度には吸収量算定に係る現地調査に代えて航空レーザ計測データの活用を可能とするとともに、令和4(2022)年度には、主伐後の再造林の実施による吸収源の確保に取り組むプロジェクト実施者等を後押しできるよう吸収量の算定方法を見直すなど、クレジットの創出を行いやすくする形で制度改正が行われた⁴⁴。

⁴² 林野庁森林利用課調べ。

⁴³ 「森林×ACTチャレンジ」受賞者の紹介は46ページを参照。令和6(2024)年に「森林×脱炭素チャレンジ」から「森林×ACTチャレンジ」に名称を変更。

⁴⁴ J-クレジット制度の見直しについては、「令和4年度森林及び林業の動向」トピックス4(32-33ページ)を参照。

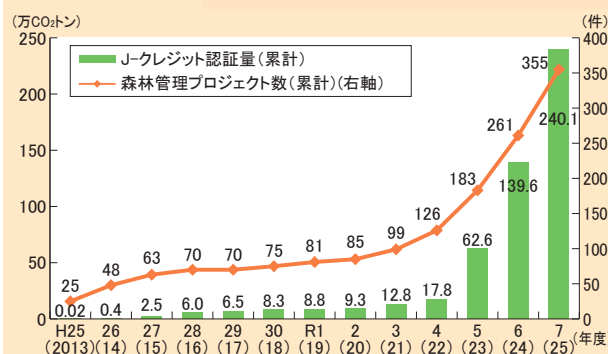
現在、森林吸収分野として承認されている森林経営活動、植林活動及び再造林活動の3つの方法論に基づき、平成25(2013)年度の制度開始から令和7(2025)年度末までの累計で355件の森林管理プロジェクトが登録されており、このうち令和7(2025)年度の新規登録件数は94件で過去最大となっている。クレジット認証量は、同期間の累計で240.1万CO₂トンであり、このうち100.5万CO₂トンが令和7(2025)年度に認証された⁴⁵(資料Ⅰ-18)。認証量が大幅に伸びた主な要因は、認証見込量10万CO₂トン超の大規模プロジェクトの認証が始まったことによるものである。

再生可能エネルギーの分野では、木質バイオマス固形燃料の方法論が承認されており、令和7(2025)年度末までの累計で、169件のプロジェクトが登録され、クレジット認証量は211万CO₂トンとなっている。

令和5(2023)年度以降は、J-クレジットを扱う取引プラットフォーム開設の動きが活発化している。東京証券取引所では、令和5(2023)年度にカーボン・クレジット市場を開設し取引を開始しており、同市場における令和8(2026)年3月末時点での森林由来J-クレジットの取引実績は、累計19,953CO₂トン、取引平均価格は1CO₂トン当たり5,584円となっている⁴⁶。その他にも、民間主導による森林由来J-クレジットの取引に特化したプラットフォームも開設されている。また、令和8(2026)年度から本格的に稼働する排出量取引制度(GX-ETS)では、制度対象者は各年度の排出実績量について10%を上限としてJ-クレジット等による控除が可能となり、J-クレジットの需要拡大につながる可能性がある。こうした動きにより、森林関連分野を含むJ-クレジット全体の取引が更に活性化することが期待される。

林野庁では、プロジェクト実施者となる森林・林業関係者の裾野拡大や森林由来J-クレジットの創出・活用拡大を後押しするため、セミナー等を通じた制度の普及や優良事例の情報発信に取り組んでいる。また、令和7(2025)年3月には、森林整備による生物多様性の保全や水源の涵養^{かん}、資源の循環利用、地域経済への貢献等の便益を非炭素プレミアム価値として、企業等の需要者に対して訴求するための「森林吸収系J-クレジットの非炭素プレミアム価値を訴求するための手引き」を作成し、公表している。他の排出削減系のクレジットにはない非炭素プレミアム価値を訴求することにより、森林由来J-クレジットの取引が選好され、その販売収益が森林整備の財源として活用されるとともに、それを購入する需要者が投資家等からも評価されるような好循環が期待される(事例Ⅰ-5)。

資料Ⅰ-18 森林管理プロジェクトの登録件数及びクレジット認証量の推移(累計)



資料：林野庁森林利用課作成。

⁴⁵ J-クレジットの登録件数及び認証量は、国内クレジット及びJ-VERクレジットからの移行分を含む。

⁴⁶ 森林吸収分野以外の主なJ-クレジットである省エネルギー分野と再生可能エネルギー分野の取引実績はそれぞれ357,311CO₂トン、719,746CO₂トン、1CO₂トン当たりの取引平均価格はそれぞれ2,927円、4,590円(電力と熱の加重平均)となっている。

事例Ⅰ－５ 森林由来 J-クレジットを通じた企業との連携による森林の価値訴求と持続可能な森林整備の取組

三重県尾鷲市^{おわせ}では、林業が古くから基幹産業として地域の発展に寄与してきたが、近年は林業従事者数の減少や放置林の増加が地域の課題となっている。このような状況を踏まえ、同市はゼロカーボンシティ宣言の中で「22世紀に向けたサステナブルシティの実現」を掲げ、林業の新しい価値づくりとして森林由来 J-クレジットの創出・販売に力を入れている。

その取組の一環として、同市が戦略パートナーとして協定を結んでおり、NFT^注を環境保全に紐づけるサービスの運営を行っている株式会社paramita(東京都新宿区)との連携の下、市有林から創出した J-クレジットを販売している。また、販売の取組を通じて、二酸化炭素の価値だけでなく、森林がもたらす水源涵養や生物多様性等の価値訴求も行うなど、森林由来 J-クレジットを購入することの意義を分かりやすく示すことで、企業の呼び込みを行っている。

このような森林の価値訴求に関する取組は、クレジット販売収益の活用にとどまらない森林整備にもつながっている。同市で生産される水産物を調達する外食事業者は、海の環境保全が持続的な事業に直結するとして、山と海が近接する同市に対して企業版ふるさと納税を行い、森林や藻場の再生活動の支援に貢献している。

こうした取組をきっかけとして、令和 8 (2026) 年 1 月には、同市におけるネイチャーポジティブ経営を企業と議論し合う「尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議 in みなとみらい」を神奈川県横浜市で開催した。国内の主要な大手企業、環境保全に取り組むNPO、地方公共団体、研究機関などから100名を超える担当者が一堂に会し、尾鷲市のこれからの森林整備や林業の在り方、自然資本の価値についてディスカッションが行われた。同会議では、協賛する 8 企業等により、海・山・里山が一体となった自然を有する尾鷲市を舞台としたネイチャーポジティブ経営についての事業提案が行われた。

このように、森林由来 J-クレジットの創出・販売を契機とした新たな関係人口の創出や森林の価値の積極的な訴求に取り組んでおり、森林の価値を最大限に生かしたサステナブルな地域づくりのための取組が進められている。

注：金融取引で利用されるブロックチェーン技術を用いて、デジタル資産の唯一性と所有権を改ざんできない形で証明する仕組み。



森林由来 J-クレジット創出・購入を契機とした森林整備



「尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議inみなとみらい」協賛企業による事業提案の様子

(森林環境教育の推進)

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育の取組が進められている。その取組の一例として、学校林⁴⁷を活用し、植栽、下刈り、枝打ち等の体験や、植物観察、森林の機能の学習等が、総合的な学習の時間等で行われている。学校林を保有する小中高等学校は全国で約2,200校あり、その保有面積は1.6万haである⁴⁸。

また、子供たちが心豊かな人間に育つことを目的として、「緑の少年団」による学習活動、地域貢献活動、レクリエーション活動が行われている⁴⁹。令和8(2026)年1月時点で、全国で2,955団体、31万人が加入している。

さらに、高校生が造林手や木工職人などの名人を訪ね、一対一で聞き書きし技術や生き方を学び、その成果を発信する「聞き書き甲子園⁵⁰」については、令和7(2025)年度、93人の高校生が15地域(22市町村)を訪れ聞き書きをするとともに、その成果発表の場となるフォーラムが令和8(2026)年3月に開催された。

くわえて、身近な森林を活用した森林環境教育に取り組む保育所・幼稚園・認定こども園が増えてきている。令和7(2025)年11月には、幼児期からの森林とのふれあいを一層推進するため、行政機関、専門家等による発表や意見交換等を行う「こどもの森づくりフォーラム⁵¹」が、全国植樹祭の関連事業として奈良県で開催された。

このほか、林野庁においては、林野図書資料館が、森林の魅力や役割、林業の大切さについて分かりやすく表現した漫画やイラストを作成・配布しており、地方公共団体の図書館等と連携した企画展示等や地域の小中学校等の森林環境教育に活用されている(資料Ⅰ-19)。

資料Ⅰ-19
漫画を活用した森林・林業の発信



漫画で楽しく学ぶ
森林・林業・木材
産業の魅力

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tosyo/manga.html>

⁴⁷ 学校が保有する森林(契約等によるものを含む。)であり、児童及び生徒の教育や学校の基本財産造成等を目的に設置されたもの。

⁴⁸ 公益社団法人国土緑化推進機構「学校林現況調査報告書(令和3年調査)」

⁴⁹ 公益社団法人国土緑化推進機構ホームページ「緑の少年団」

⁵⁰ 農林水産省、文部科学省、環境省、関係団体及びNPOで構成される実行委員会の主催により実施されている取組。平成14(2002)年度から「森の聞き書き甲子園」として始められ、平成23(2011)年度からは「海・川の聞き書き甲子園」と統合し、「聞き書き甲子園」として実施。

⁵¹ 林野庁、関係団体及びNPOで構成される実行委員会の主催により実施。令和5(2023)年度から全国植樹祭の関連事業として開催。奈良県は令和9(2027)年に全国植樹祭を開催予定。

(緑の募金による森林づくり活動の支援)

「緑の募金⁵²」は平成7(1995)年に制定・施行された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく寄附金募集の取組であり、法律に基づく取組となってから、令和7(2025)年をもって、30年の節目を迎えている。

令和6(2024)年の「緑の募金」には、総額約20億円の寄附金が寄せられた。寄附金は、①水源林の整備や里山林の手入れ等、市民生活にとって重要な森林の整備及び保全、②苗木の配布や植樹祭の開催、森林ボランティア指導者の育成等の緑化推進活動、③熱帯林の再生や砂漠化の防止等の国際協力に活用されているほか、地震、台風、豪雨、山火事等の被災地における緑化活動や木製品提供等に対する支援にも活用されている⁵³(事例Ⅰ－6)。

事例Ⅰ－6 「緑の募金」を活用した山火事被災地への支援

「緑の募金」では、令和7(2025)年2月から3月にかけて岩手県大船渡市^{おおふなと}等で発生した大規模な林野火災を受けて、同年3月に「復旧支援使途限定募金」の支援対象に新たに「山火事」を追加し、林野火災の被害により失われた森林の復旧等を目的とした募金を受け付けている。

大船渡市においては同年7月に、森林ボランティア活動を実施している三陸森の会(青森県青森市)が緑の募金を活用して、登米町森林組合(宮城県登米市)と三陸中部森林管理署の協力の下、間伐材を使用した「組手^註 什^註」を簡易収納棚として組み立て、林野火災で被災した34世帯の仮設住宅居住者に提供する支援活動を行った。仮設住宅の収納場所には限りがあることから、被災者から組手什の利便性に対して喜ぶ声が寄せられている。

緑の募金を運営する公益社団法人国土緑化推進機構は、今後も被災地の支援を継続していくこととしている。

注：釘やねじを使用せずに木材をはめ込むだけで棚等が組み立てられる加工木材。



三陸森の会等による組手什の組立て



仮設住宅に届ける様子



組手什(組立什器)

⁵² 森林整備等の推進に用いることを目的に行う寄附金の募集。昭和25(1950)年に、戦後の荒廃した国土を緑化することを目的に「緑の羽根募金」として始まり、現在は、公益社団法人国土緑化推進機構と各都道府県の緑化推進委員会が実施主体として実施。

⁵³ 緑の募金ホームページ「災害復旧支援」

3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

(保安林)

森林は、水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能を有しており、公益的機能の発揮が特に要請される森林については、農林水産大臣又は都道府県知事が森林法に基づき保安林に指定し、立木の伐採、土地の形質の変更等を規制している。保安林には、水源かん養保安林を始めとする17種類がある。令和6(2024)年度には、新たに1.0万haが保安林に指定され、同年度末で、全国の森林面積の49.1%、国土面積の32.5%に当たる1,230万haの森林が保安林に指定されている(資料Ⅰ-20、21)。



保安林制度

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2.html

資料Ⅰ-20 保安林の種類別面積

森林法 第25条 第1項	保安林種別	面積 (ha)	
		指定面積	実面積
1号	水源かん養保安林	9,279,859	9,279,859
2号	土砂流出防備保安林	2,629,309	2,560,490
3号	土砂崩壊防備保安林	60,987	60,574
4号	飛砂防備保安林	16,057	16,036
5号	防風保安林	56,131	55,987
	水害防備保安林	624	604
	潮害防備保安林	14,308	12,448
	干害防備保安林	126,337	100,033
	防雪保安林	31	31
6号	防霧保安林	61,443	61,215
	なだれ防止保安林	19,163	16,569
	落石防止保安林	2,581	2,541
7号	防火保安林	387	292
8号	魚つき保安林	60,112	26,718
9号	航行目標保安林	1,107	319
10号	保健保安林	704,369	92,715
11号	風致保安林	28,056	11,828
合 計		13,060,862	12,298,259
森林面積に対する比率(%)		-	49.1
国土面積に対する比率(%)		-	32.5

注1：令和7(2025)年3月31日時点の数値。

2：実面積とは、それぞれの種別における指定面積から、上位の種別に兼種指定された面積を除いた面積を表す。

資料：林野庁治山課調べ。

資料Ⅰ-21 保安林の種類と役割の例



森林の水源涵養機能により、洪水や渇水を緩和し、各種用水を確保する水源かん養保安林(山梨県甲府市)



河川や海洋の生物に豊富な栄養を提供し、魚が集まりやすくするための魚つき保安林(愛媛県西予市)

(林地開発許可)

保安林に指定されていない民有林において、工場・事業場用地や農用地の造成、土石の採掘等の一定規模を超える開発を行う場合は、森林法に基づき、都道府県知事の許可が必要とされている。令和6(2024)年度には、978ha(169件)について林地開発の許可が行われた。このうち、工場・事業場用地及び農用地の造成が438ha(85件)、土石の採掘が367ha(39件)

となっている⁵⁴。

再生可能エネルギー推進の手段として期待される太陽光発電設備の設置について、近年、森林内での設置事例が多数みられ、災害発生等の懸念があることから、森林の公益的機能の発揮と調和した太陽光発電設備の適正な導入を図ることが重要な課題となっている。このため、林野庁では、太陽光発電設備の特殊性を踏まえ、令和元(2019)年に開発行為の許可基準の整備等を行った。令和4(2022)年には、この許可基準の運用状況や小規模な林地開発の検証・分析等を行い、その結果を踏まえ、太陽光発電設備の設置に係る林地開発については、規制対象となる開発面積の規模を令和5(2023)年4月から1ha超から0.5ha超に引き下げたほか、開発行為全般に関しても、開発行為の一体性を判断するための目安や、より強い雨量強度に対応できる防災施設の基準を示すなど、森林の公益的機能の確保に向けた見直しを行った。令和元(2019)年度以降は、太陽光発電設備の設置に係る林地開発許可の面積及び件数は減少傾向にある。また、風力発電設備の設置等についても、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていくこととしている。

一方で、太陽光発電設備の設置については、一部において許可条件に違反する開発行為も発生しており、災害等の発生を十分に防止できていないなどの課題もあることから、令和7(2025)年5月に成立した「森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律」により、令和8(2026)年4月から許可条件違反に対する罰則や命令違反者の公表に係る仕組みを新設した。くわえて、令和7(2025)年12月に決定された「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージ⁵⁵」を踏まえ、大規模な太陽光発電設備の設置に係る残置森林率等の許可基準を見直すことや、開発行為の利害関係者に対する市町村長による必要に応じた意見聴取、開発を許可した後に長期間未着手となっている場合への対応について技術的助言として示すなど、法改正と併せて運用を見直すことにより、林地開発許可制度の規律を強化した。

(盛土等の安全対策)

令和3(2021)年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途(宅地、森林、農地等)や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)が令和5(2023)年5月に施行された。

盛土規制法において、都道府県知事等⁵⁶は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することができ、規制区域内で行われる盛土等を許可又は届出の対象として、災害防止のために必要な許可基準に沿った安全対策の実施を確認するなどの措置を講ずることとなる。また、既存の盛土等も含め、土地所有者や行為者などの責任を明確化し、災害防止のために必要なときは都道府県知事等が是正措置等を命ずることができることとされている。

林野庁では、国土交通省等と連携し、規制区域の指定要領、工事に係る許可基準、安全

⁵⁴ 林野庁治山課調べ。

⁵⁵ 令和7(2025)年12月23日 大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定

⁵⁶ 指定都市、中核市の長を含む。

対策の進め方をまとめたガイドライン等の整備を行うとともに、盛土規制法による規制が速やかに実効性を持って行われるよう、規制区域指定のための基礎調査や安全対策の実施について都道府県等を支援するなど、盛土等による災害の防止に向けた取組を進めている。令和8(2026)年3月末時点で、129の地方公共団体のうち、122で規制区域が指定されている。

(2) 山地災害等への対応

(治山事業の目的及び実施主体)

治山事業⁵⁷は、森林の有する公益的機能の確保が特に必要なものとして指定される保安林等において、山腹斜面の安定化や荒廃した溪流の復旧整備などを実施するものであり、森林の維持・造成を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を守ることにより寄与するとともに、水源の涵養^{かん}や、生活環境の保全・形成を図る重要な国土保全施策の一つである(事例Ⅰ－7)。

事例Ⅰ－7 令和7(2025)年9月に発生した大雨における北海道の治山施設の効果

令和7(2025)年9月20日から21日にかけて、前線を伴った低気圧が発達しながら北海道を通過し、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、北海道太平洋側を中心に大雨となり、最大1時間降水量は北海道の厚真町で88.5mm、白糠町で49.0mmを記録するなど、7地点で観測史上1位の値を更新した。

このような中、白糠町新興^{しんこう}地区では、北海道が整備した治山ダム3基(平成15(2003)年度及び平成16(2004)年度施工)が溪床勾配を緩和したため、土砂や流木が溪床に堆積し下流への流出が抑制された結果、当地区における山地災害による被害が軽減された。

一方で未対策であった近隣の溪流では流出した土砂が下流の道路を塞ぐ被害が発生し、治山ダムの有無による被害の違いが確認された。



未対策溪流で下流に土砂が流出している様子



治山ダムによる土砂等の流出抑制効果

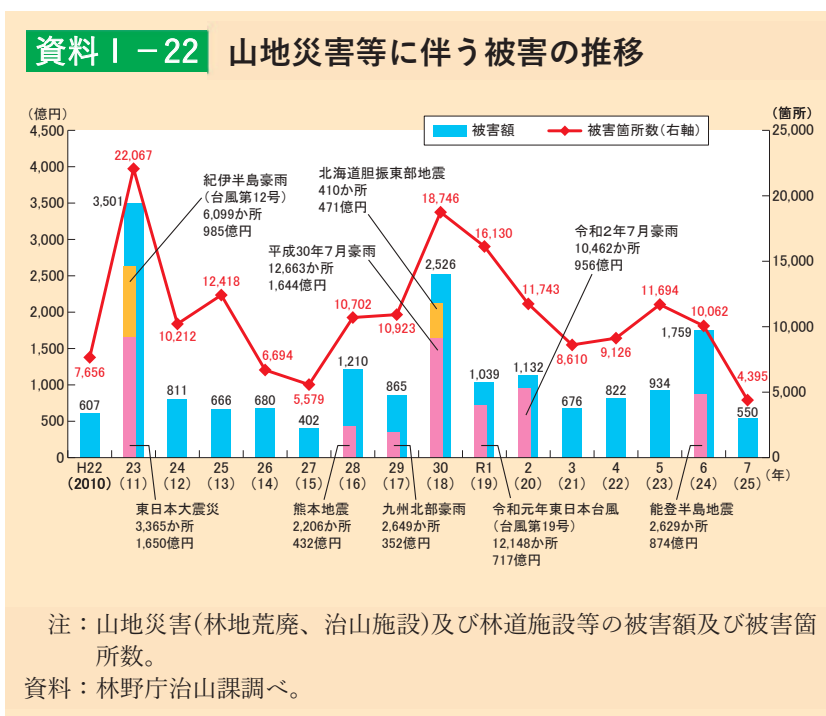
(令和7(2025)年9月)

⁵⁷ 森林法で規定される保安施設事業及び地すべり等防止法で規定される地すべり防止工事に関する事業。

民有林野内は都道府県が、国有林野内は国(森林管理局)が実施主体となる。また、民有林野内であっても事業規模の大きさや高度な技術の必要性を考慮し、国土保全上特に重要と判断されるものについては、都道府県の要請を踏まえ国が実施主体となる場合がある(民有林直轄治山事業)。

(山地災害等の発生状況、迅速な対応及び復旧状況)

近年は、気候変動の影響により、短時間強雨の年間発生回数が増加し、線状降水帯の発生等による記録的豪雨によって、期間中の総降水量が増加する傾向がみられる。また、このような大雨の激化・頻発化等により全国各地で激甚な山地災害が発生している。令和7(2025)年は、8月6日からの大雨等により、山地災害等の被害箇所は、林地荒廃622か所、治山施設73か所、林道施設等3,700か所の計4,395か所、被害額は約550億円に及んだ(資料Ⅰ-22)。



このような山地災害等の発生に対し、林野庁では、初動時の迅速な対応に努めるとともに、特に大規模な被害が発生した場合には、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)との協定に基づく人工衛星からの緊急観測結果の被災県等への提供、ヘリコプターやドローンを活用した被害状況調査、被災地への職員派遣(農林水産省サポート・アドバイsteam(MAFF-SAT))等の技術的支援及び災害復旧等事業の採択等を通じて、早期復旧に向けて取り組んでいる。令和7(2025)年については、12県へ延べ140人をMAFF-SATとして派遣したほか、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等との合同の現地調査等、応急対策や復旧工法に関する技術的助言を行っている。

また、大規模な崩壊地を復旧する場合など、復旧に高度な技術を要する場合には、地方公共団体からの要請を踏まえ、国直轄による復旧整備を行っている。令和6年能登半島地震及び令和6(2024)年9月20日からの大雨で発生した大規模な山腹崩壊等については、復旧の拠点を石川県内に配備し、国直轄による集中的な復旧整備を進めている。これまでに、治山ダムの設置等による土砂の流出抑制対策に加え、荒廃が広域に及んでいることなどを踏まえ、ヘリコプターによる緑化対策も進めてきている(資料Ⅰ-23)。引き続き、関係機関と連携し面的な復旧対策を実施し、能登地域の早期復旧・復興に取り組んでいくこととしている。

なお、令和7(2025)年は、全国で129か所において災害復旧等事業の採択を行い、各地で復旧対策を実施している。

近年発生した大規模な山地災害からの復旧状況については、例えば、流木災害が顕著に認められた平成29年7月九州北部豪雨や、中国・四国地方を中心に土石流等多発した平成30年7月豪雨(西日本豪雨)では、国直轄及び関係道府県による集中的かつ計画的な復旧対策が進められ、被災地における森林の回復がみられるようになってきている(資料Ⅰ－24)。

資料Ⅰ－23 令和6年能登半島地震及び令和6(2024)年9月20日からの大雨からの復旧状況



被害箇所の様子と
設置された治山ダム(令和7(2025)年11月)
(輪島市興徳寺区域)



被害箇所の様子と
緑化状況(令和7(2025)年10月)
(輪島市大久保区域)

資料Ⅰ－24 平成30年7月豪雨からの復旧状況(愛媛県西予市^{せいよ})



被災直後(平成30(2018)年7月)



施工直後(令和3(2021)年3月)



緑化の状況(令和6(2024)年7月)

(防災・減災、国土強靱化に向けた取組)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2(2020)年12月閣議決定)において重点的に取り組むべきとされている、人命・財産の被害を防止・最小化するための対策として、林野庁では、山地災害危険地区⁵⁸や重要なインフラ施設周辺などを対象とした治山対策及び森林整備に取り組むとともに、あらゆる関係者で協働して水災害対策を実施する「流域治水⁵⁹」の取組を関係省庁と連携して推進しており、具体的には、森林の保水力の維持・向上のための対策、砂防事業と連携した土砂・流木の流出抑制対策を実施している。

⁵⁸ 都道府県及び森林管理局が、山地災害により被害が発生するおそれのある地区を調査・把握しているものであり、昭和47(1972)年に調査が開始されて以来、事業実施箇所の選定等に活用している。

⁵⁹ 流域治水の取組については、「令和4年度森林及び林業の動向」特集第4節(2)21-22ページを参照。

また、森林・林業基本計画及び全国森林計画における位置付けを踏まえ、土砂流出量の増大や流木災害の激甚化等に対応して、きめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制や渓流域での流木化のおそれのある危険木の伐採等を推進するとともに、洪水被害が甚大になることが懸念される中、森林の保水機能向上を図る筋工⁶⁰等の設置と保安林整備による森林土壌の保全強化を推進している。さらに、既存治山施設を有効活用するため、補修や機能強化(かさ上げ、増厚、流木捕捉機能の付加等)を各地で進め、効率的な事前防災対策につなげている。

これらの事業の実施に当たっては、災害の激甚化や急峻な地形など厳しい施工条件等を踏まえて、事業者の労働安全確保も図りつつ、より短期間で効率的に事業を実施し、地域の安全性を高めるため、航空レーザ計測データの活用やICTの導入等を推進している。

これらに加え、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、地域住民に対する山地災害危険地区の地図情報の提供、防災講座等のソフト対策を実施している。

こうした治山対策を計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においては、土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区における治山対策の実施率向上等を重要業績評価指標(KPI)として設定している。また、森林整備保全事業計画においては、治山事業の実施により周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落数の増加を目標として設定している。具体的には、令和10(2028)年度までに6万500集落を目標としており(基準値5万8,100集落(令和5(2023)年度))、令和6(2024)年度末では約5万8,400集落となっている。

令和7(2025)年6月には、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、南海トラフ地震等の大規模地震への対応に向けて、令和5(2023)年6月に改正された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定された。同計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とし、推進が特に必要となる施策として山地災害危険地区等における森林整備対策・治山対策が位置付けられている。山地災害危険地区については、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、令和6(2024)年度から令和7(2025)年度にかけて全国で再点検を実施したところであり、その結果も活用しながら、山地災害危険地区や重要なインフラ周辺などのうち特に緊要度の高いエリア等において、森林の防災・保水機能を発揮させるため、再造林等の森林整備や治山施設の整備・強化などを実施することとしている。

くわえて、近年の山地災害の激甚化や事業の担い手を取り巻く環境の変化などを踏まえ、林野庁では、令和7(2025)年度に、学識経験者等を交えて「気候変動や社会情勢の変化を踏まえた今後の治山対策の在り方検討会」を開催した。同検討会では、①災害の激化及び複合的な要因による山地災害への対応、②自然的・社会的変化に応じた予防治山対策、③流域保全の対策、④事



気候変動や社会情勢の変化を踏まえた今後の治山対策の在り方検討会

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_3.html#r7tisankentokai

⁶⁰ 山地斜面において、丸太を等高線に沿って配置し、地表水を分散させ表面侵食を防止するとともに、土壌を保持し雨水の浸透を促進する工法。

業実施の効率化、⑤中期的な視点による技術開発等の方向性について取りまとめており、林野庁では、この内容を今後の治山対策に反映していくこととしている。

(海岸防災林の整備)

我が国の海岸では、飛砂・風害、潮害等を防ぐため、マツ類を主体とする海岸防災林の整備・保全が全国で進められてきた。これに加え、東日本大震災では海岸防災林が津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉等の被害軽減効果を発揮したことを踏まえ、平成24(2012)年に、海岸防災林の整備を津波に対する「多重防御」施策の一つとして位置付け⁶¹、被災した海岸防災林の再生及び全国的な海岸防災林の整備を進めている。

具体的には、根の緊縛力を高め、根返りしにくい林帯を造成するため、盛土による生育基盤の確保、植栽等の整備を進めてきたところであり、今後は、海岸部は地下水位が高いエリアが多いことに留意した適切な保育管理等を通じて、津波に対する被害軽減を含む潮害の防備、飛砂・風害の防備等の機能が総合的に発揮される健全な海岸防災林の育成を図ることとしている。林野庁は、令和10(2028)年度までに、適切に保全されている海岸防災林等の割合を100%とする目標を定めており(基準値98%(令和5(2023)年度))⁶²、令和6(2024)年度における割合は98%となっている。

(3)森林における生物多様性の保全

生物多様性の保全に関する国際的な取組は、生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)の下で進められており、2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)第二部において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。この中で、2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとるとの目標が掲げられており、この考え方は2021年のG7の合意文書において「ネイチャーポジティブ(自然再興)」と呼ばれている。また、その具体的な目標の一つとして、陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域⁶³及び保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域(OECM⁶⁴)により保全する「30by30目標」等が位置付けられている(資料Ⅰ-25)。

我が国においては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を受けて、令和5

資料Ⅰ-25 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」における主な森林関係部分の概要

〈目標1〉	すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
〈目標2〉	劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
〈目標3〉	陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全(30by30目標)
〈目標10〉	農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
〈目標15〉	事業者(ビジネス)が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる

資料：環境省ホームページ「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に基づいて林野庁企画課作成。

⁶¹ 中央防災会議防災対策推進検討会議「防災対策推進検討会議 最終報告」(平成24(2012)年7月31日)

⁶² 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

⁶³ 陸域については自然公園、自然海浜保全地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域。

⁶⁴ Other Effective area-based Conservation Measuresの略。

(2023)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、令和12(2030)年に向けた目標として、ネイチャーポジティブの実現を掲げている。

また、30by30目標を契機として、令和5(2023)年4月から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する仕組みが開始され、令和7(2025)年4月には、自然共生サイトを法制化する「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(以下「地域生物多様性増進法」という。)が施行された。同法に基づき、ネイチャーポジティブの実現に向けて、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動計画(増進活動実施計画等)を国が認定しており、令和8(2026)年3月時点で367件が認定を受けている(事例Ⅰ－8)。

事例Ⅰ－8 地域資源の活用と生物多様性保全に貢献する自然共生サイトの取組

東急不動産ホールディングス株式会社(東京都渋谷区)では約660haの広大な敷地を有する東急リゾートタウン蓼科(長野県茅野市)において、森林経営計画に基づく森林管理の実施や、希少種を含む動植物のモニタリングを通じて、生物多様性の保全に取り組んでいる。令和6(2024)年2月に自然共生サイトの認定を受け、さらに令和7(2025)年9月には地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画の認定を受けている。

東急リゾートタウン蓼科の森林は、カラマツを主体とした人工林やミズナラ等の落葉広葉樹林により構成されており、人工林については間伐の実施により林床植生の育成を図るとともに、落葉広葉樹林については自然の推移に委ねることを基本として保全を図っている。間伐材については、建材や家具、バイオマスボイラーの燃料として、同リゾートタウン内での活用に取り組み、地域資源の地産地消も実現している。

同社では、引き続き地域資源の積極的な活用による地域経済への貢献と生物多様性の保全を図っていくこととしている。



東急リゾートタウン蓼科に広がる森林



管理地内に生息する動植物
(ニホンリス(上)・サクラソウ(下))

林野庁では、針広混交林化、長伐期化等による多様な森林づくりを推進するとともに、国有林野においては「保護林」及び「緑の回廊」の設定等を通じて、原生的な森林生態系の保護・管理等を実施している。また、治山事業においても、現地の実情に応じて、郷土種による緑化や治山施設の改良等により、生物多様性保全の取組を行っている。

さらに、林業生産活動においても、生物多様性を確保していくことが重要となっていることから、令和6(2024)年3月に、生物多様性を高めるための林業経営の在り方を示すことを目的として、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を取りまとめ、生物多様性の保全に一層配慮した具体的な森林管理手法を示した。令和7(2025)年3月には、森林経営計画の作成者が生物多様性保全の取組を計画に任意で記載できるよう、森林経営計画の運用見直しを行い、同指針の実効性を高める取組を促進している。また、森林整備事業の実施に当たっても、本指針に基づき森林の生物多様性保全に資する取組の推進に努めることとしている。

(4) 森林被害対策の推進

(野生鳥獣による被害の状況)

野生鳥獣による森林被害面積は近年減少傾向で推移しており、令和6(2024)年度は前年度から904ha減少し4,256haとなっている。このうちシカによる被害は、森林被害面積全体の約6割を占めており(資料Ⅰ-26)、長期にわたるシカの生息頭数の増加及び生息域の拡大によって森林被害は依然として深刻な状況にある。

シカによる被害の内訳としては、食害による植栽木の成長阻害や枯死、木材価値の低下のほか、下層植生の消失等による土壌流出などがある。

環境省によると、北海道を除くシカの個体数⁶⁵の推定値(中央値)は、令和5(2023)年度末時点で230万頭⁶⁶であり、依然として高い水準にある⁶⁷。また、シカの分布域は、昭和53(1978)年度から平成30(2018)年度までの間に約2.7倍に拡大し、近年では東北地方や北陸地方、中国地方において分布域が拡大している⁶⁸。

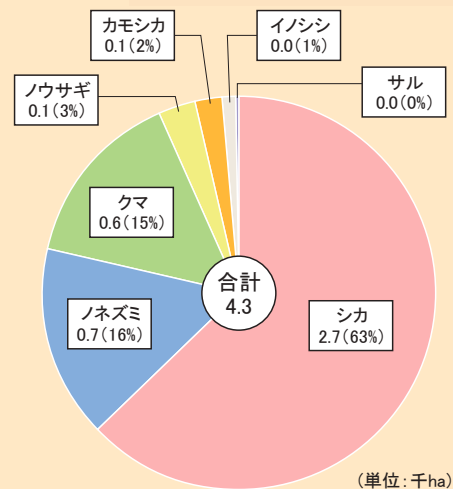
その他の野生鳥獣被害としてはノネズミやクマなどによる被害がある。この中でもツキノワグマは、本州以南において、立木の樹皮を剥ぐことによる枯損や木材価値の低下を引き起こしている。



病虫害や動物被害から
森林を守る！

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/index.html>

資料Ⅰ-26 主要な野生鳥獣による森林被害面積(令和6(2024)年度)



注1: 数値は、国有林及び民有林の合計で、森林管理局及び都道府県からの報告に基づいて集計したもの。

2: 森林及び苗畑の被害。

資料: 林野庁研究指導課・業務課調べ。

⁶⁵ 北海道については、北海道庁が独自に個体数を推定しており、令和6(2024)年度末において東部地域30万頭、北部地域21万頭、中部地域22万頭、南部地域5～18万頭と推定。

⁶⁶ 推定値は、120～443万頭(90%信用区間)。

⁶⁷ 環境省プレスリリース「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」(令和8(2026)年4月23日付け)

⁶⁸ 環境省プレスリリース「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査の結果について(令和2年度)」(令和3(2021)年3月2日付け)

(野生鳥獣被害対策を実施)

造林地等における野生鳥獣対策としては、シカ等の侵入を防ぐ防護柵や、立木をクマによる剥皮被害から守る防護テープ、苗木を食害から守る食害防止チューブの設置等が行われている。また、各地域の地方公共団体、鳥獣被害対策協議会等によりシカ等の計画的な捕獲、捕獲技術者の養成等が行われている。

環境省と農林水産省は、令和10(2028)年度までにシカ及びイノシシの個体数を平成23(2011)年度比⁶⁹で半減させる捕獲目標を設定している。令和6(2024)年度の捕獲頭数は、シカ73.9万頭(前年度比2.2%増)、イノシシ64.3万頭(前年度比23.2%増)⁷⁰であった。半減目標達成に向けて引き続き捕獲強化が必要であり、シカの生息頭数が増加している地域を対象とした集中的な捕獲や県境をまたぐ捕獲の強化、効果的・効率的な捕獲に向けたICT等の新技術の普及、捕獲従事者の育成等を実施している。

林野庁では、森林整備事業により、森林所有者等による造林等の施業と一体となった防護柵等の被害防止施設の整備や、囲いわな等による鳥獣の誘引捕獲等に対する支援を行うとともに、シカ等による森林被害緊急対策事業等により、林業関係者等による森林内での効率的な捕獲を促進するための生息場所の確認、捕獲個体処理施設の配備等、捕獲に必要な条件整備への支援を行っている。生息密度は低いものの生息分布が拡大している地域においても、今後シカ被害の拡大が懸念されることから、生息状況把握の取組についても支援を行っている(事例 I-9)。

国有林野においても、森林管理署等が実施するシカの生息状況調査等の結果を地域の協議会に提供し、知見の共有を図り、効果的な被害対策の実施等に取り組んでいる⁷¹。

また、クマ類による人身被害が人の生活圏や森林内で多発している状況を踏まえて、令和6(2024)年4月には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部が改正され、クマ類が指定管理鳥獣に指定された。さらに同月、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図るための施策を取りまとめた「クマ被害対策施策パッケージ」が公表され、これに基づく取組が行われてきた。

令和7(2025)年11月には、クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、「クマ被害対策パッケージ」が新たに策定・公表された。同パッケージでは、関係省庁が連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行することにより、人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現することとしている。林野庁では、クマ類の生息環境の保全・整備の取組として、針広混交林や広葉樹林への誘導、病虫害被害の防除を行うとともに、人の生活圏への出没防止の取組として、林縁部における雑草木の刈払い等による緩衝林帯の整備を推進することとしている。

⁶⁹ 平成23(2011)年度におけるシカの個体数は310万頭、イノシシの個体数は121万頭(環境省における令和3(2021)年度末時点の推定値)。

⁷⁰ 環境省速報値。シカの捕獲頭数は、北海道のエゾシカを含む数値。

⁷¹ 国有林野における鳥獣被害対策等については、第IV章第2節(1)206ページを参照。

事例Ⅰ－９ シカの鳴き声の音声解析による生息把握技術(ボイストラップ法)のシカ対策への活用

シカの生息密度が低い地域での生息把握調査の手法については、オスジカが発する鳴き声を検知するボイストラップ法が有効であることが明らかになっている。

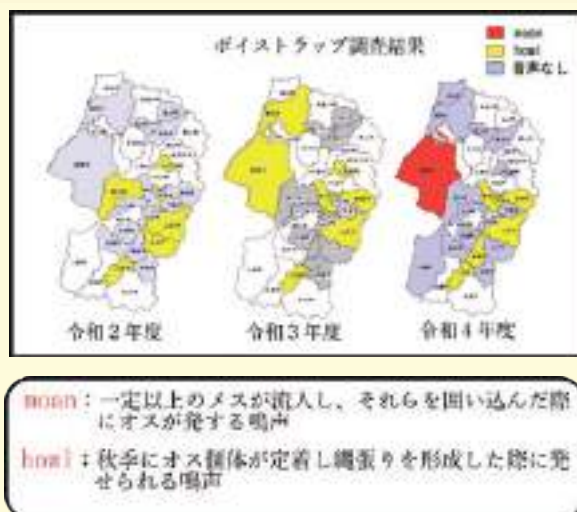
山形県は、現状ではシカの生息密度は低い状態で推移しているが、近年、シカの定着・増加とそれに伴う被害発生が危惧されている。このような地域においては、シカの生息状況の変化を正確に把握する必要があるが、直接観察や痕跡発見が困難であり、自動撮影カメラや痕跡調査ではシカの生息状況の有効な情報を得にくいことが課題となっている。

このような中、山形県がボイストラップ法を用いた生息状況の把握を行った結果、これまで目撃情報のほとんどなかった地域においてシカの生息が確認されるとともに、鳴き声の違いから、一部の地域ではオスが縄張りを形成するだけでなく、メスの流入など繁殖の段階に進む可能性があることが確認された。

同県では、この調査結果を基に、新たにシカが定着しつつある地域においてシカの利用場所等を特定し、捕獲活動を進めることとしており、ボイストラップ法は、生息分布拡大の最前線の地域におけるシカ対策を検討するための手法の一つとして普及が期待されている。



設置されたボイストラップ



ボイストラップ調査結果

(「松くい虫」による被害の状況)

松くい虫⁷²被害は、マツノザイセンチュウという体長約1mmの外来の線虫が、在来のマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入し枯死させるマツ材線虫病である。松くい虫被害は、長期的に減少傾向にあるものの、北海道を除く46都府県で確認されており、我が国最大の森林病虫害被害である。

松くい虫被害量(材積)については、令和5(2023)年度には夏季の高温少雨等により12年ぶりに増加し、令和6(2024)年度は前年度比23.8%増で、39.0万m³となった(資料Ⅰ－27)。

⁷² 松くい虫は、森林病虫害等防除法により、「森林病虫害等」に指定されている。

林野庁は、令和 7 (2025) 年度までに、保全すべき松林⁷³の被害率が 1 % 未満に抑えられている都府県の割合を 100% とする目標を設定しており⁷⁴、令和 6 (2024) 年度は 85% となっている。また、保全すべき松林の被害先端地域⁷⁵の被害率が全国の被害率を下回することも目標としているが、令和 6 (2024) 年度における全国の被害率 0.41% に対し、被害先端地域は 0.51% となっている。

これらの目標達成に向け、都府県と連携しながら、保全すべき松林を対象として、薬剤散布・樹幹注入等の予防と被害木を伐倒してくん蒸処理を行うなどの駆除を支援するとともに、マツノザイセンチュウに対して抵抗性を有する抵抗性マツの植栽や、保全すべき松林の周辺における広葉樹等への樹種転換を推進している。

抵抗性マツについては、林木育種センターが品種の開発を行い、令和 6 (2024) 年度までに 624 品種を開発している⁷⁶。令和 6 (2024) 年度には、これらを用いた抵抗性マツの苗木が 59 万本生産され、マツ苗木の約 8 割を占めるようになってきている⁷⁷。また、より抵抗性の高い第 2 世代のアカマツとクロマツを開発し、原種苗木の生産・配布を進めている。さらに、林野庁では、令和 5 (2023) 年度から、抵抗性マツで造成された海岸防災林における松くい虫被害リスクと効果的な被害対策に関する調査を支援している。

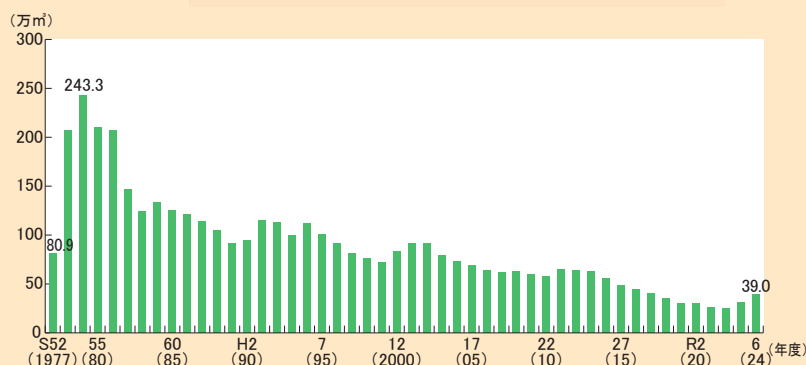
(ナラ枯れ被害の状況)

「ナラ枯れ」は、ナラ菌が体長 5 mm 程度の甲虫であるカシノナガキクイムシ⁷⁸によってナラ類やシイ・カシ類の樹体内に持ち込まれ樹木を枯死させるナラ・カシ類萎凋病である。

ナラ枯れによる枯死や倒木等の被害は、令和 5 (2023) 年度に北海道、令和 6 (2024) 年度に愛媛県で初めて確認されるなど、これまでに 45 都道府県で発生しており、被害区域が拡大している。令和 6 (2024) 年度の被害量(材積)は前年度比 44.2% 増の 18.8 万 m³ となっており、高水準で推移している(資料 I-28)。

林野庁では、特に守るべき樹木及びその周辺において、健全木への粘着剤の塗布やビニールシート被覆等による侵入予防と被害木のくん蒸による駆除等を推進するとともに、令和 5 (2023) 年度から被害拡大地域の状況や防除対策の効果、被害木を含めた広葉樹材の

資料 I-27 松くい虫被害量(材積)の推移



資料：林野庁研究指導課・業務課調べ。

⁷³ 保安林等公益性の高い森林を対象に都道府県知事等が高度公益機能森林又は地区保全森林として定めた松林。

⁷⁴ 森林・林業基本計画(令和 3 (2021) 年 6 月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

⁷⁵ 高緯度、高標高など被害拡大の先端地域となっている区域。

⁷⁶ 林野庁研究指導課調べ。

⁷⁷ 林野庁整備課調べ。

⁷⁸ カシノナガキクイムシを含むせん孔虫類は、森林病虫害等防除法により、「森林病虫害等」に指定されている。

利活用等についての実態調査を支援している。また、ナラ枯れ被害は高齢級化した森林の大径木に多くみられることから、伐採・更新を行い若返らせることによる被害を受けにくい健全な森林づくりを推進している。

(外来カミキリムシの確認)

国際自然保護連合(IUCN)が世界の侵略的外来種ワースト100に挙げているツヤハダゴマダラカミキリは、令和2

(2020)年に兵庫県で発見されたことを皮切りに、本州各地で生息が確認されている。本種は、海外において幅広い樹種の樹木に甚大な被害を及ぼしており、その中の多くの樹種は日本国内の森林にも自生しており、被害を受ける可能性があることから、林野庁では、関係省庁や地方公共団体と連携して注意喚起や情報発信を行うなど監視強化に努めている。また、令和5(2023)年には、本種が「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物に指定されたことから、飼養や運搬等の禁止事項や防除を行う際の手続などについて周知している。

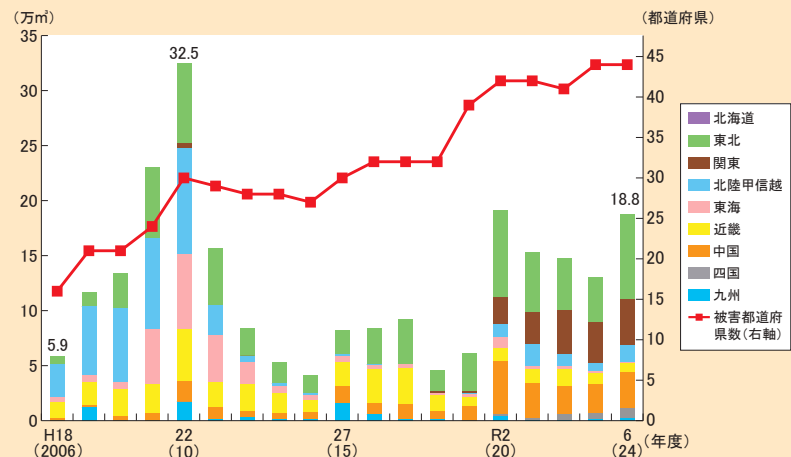
(林野火災の状況と対策)

令和6(2024)年における林野火災⁷⁹の発生件数は831件、焼損面積は1,073haであった(資料Ⅰ-29)。

令和7(2025)年2月から3月には、岩手県大船渡市や岡山県岡山市、愛媛県今治市などにおいて、また令和8(2026)年に入ってから3月までの間に、山梨県上野原市、大月市において大規模な林野火災が発生した。林野火災は、例年冬から春までに集中して

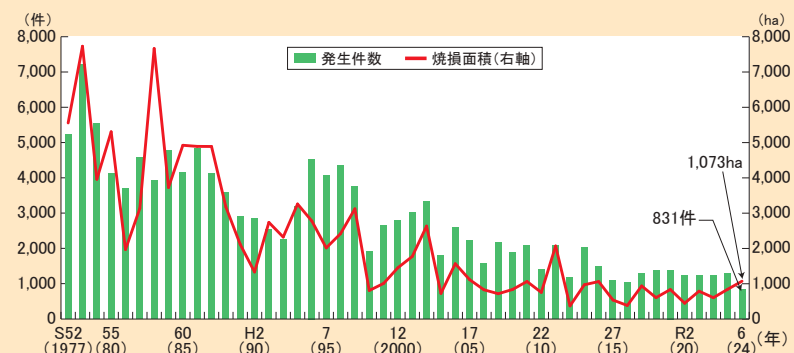
発生しており、発生原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものである。このため、林野庁では、入山者が増加する春を中心に、消防庁と連携して「全国山火事予防運動」の実施やパトロールの強化などの啓発活動を行っている。また、令和6(2024)年度には、林野火災の発生の危険性が高い日と場所を特定した重点的な警戒活動を可能とするた

資料Ⅰ-28 ナラ枯れ被害量(材積)の推移



資料：林野庁研究指導課・業務課調べ。

資料Ⅰ-29 林野火災の発生件数及び焼損面積の推移



資料：消防庁プレスリリース「令和6年(1～12月)における火災の状況(確定値)」(令和7(2025)年11月25日付け)に基づいて林野庁研究指導課作成。

⁷⁹ 林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。山火事や森林火災と呼ばれるものも林野火災に含まれる。

め、林野火災発生危険度予測システムを構築し、普及を図っている。

また、令和7(2025)年2月に岩手県大船渡市において、過去60年で最大規模の林野火災が発生したことなどを踏まえ、林野庁では、消防庁と共に「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、今後取り組むべき火災予防や消防活動等について検討し、同年8月に報告書を公表した。同報告書を踏まえ、林野庁では、林野火災に係る広報・啓発の強化や防火水槽などの山火事防止施設を備えた消火活動にも活用できる林道の整備、延焼しにくい多様な林相への誘導など、林野火災に強い地域づくりを進めていくこととしている。

(森林保険制度)

森林についての火災、気象災、噴火災による損害を填補する森林保険⁸⁰の運営は、国立研究開発法人森林研究・整備機構が実施している。契約面積は、令和6(2024)年度末時点で51.2万haと減少傾向が続いているが、毎年、林野火災や自然災害が発生しており、令和6(2024)年度は、火災、雪害、水害等の災害による損害に対して、総額約2億円の保険金が支払われた。

森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットである森林保険を活用し、様々なリスクに備えることの有効性は近年ますます高まっていることから、本制度の普及のため、公式キャラクターや森林保険の解説動画を公開するなどのSNSの活用による情報発信の強化に取り組んでいる。

⁸⁰ 森林保険法に基づく公的保険。

4. 国際的な取組の推進

(1) 持続可能な森林経営の推進

(世界の森林は依然として減少)

国際連合食糧農業機関(FAO)の「世界森林資源評価2025」によると、2025年の世界の森林面積は約41億haであり、世界の陸地面積の32%を占めている⁸¹。世界の森林面積は、南米、アフリカ等の熱帯林を中心に依然として減り続けている(資料Ⅰ－30)。

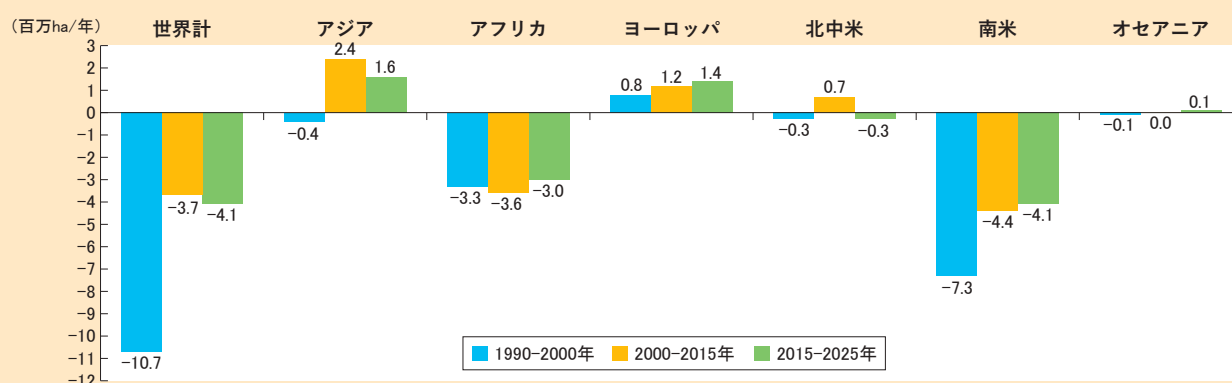
森林減少の面積⁸²は、10年間の年平均でみると1990～2000年の1,070万haから、2015～2025年の412万haとなっており、1990年代と比較して減少の速度は半減しているものの、依然として減少が継続していることから、引き続き森林減少を止めるための積極的な取組が求められている。



森林・林業分野の
国際的取組

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/index.html>

資料Ⅰ－30 世界の森林面積の変化(1990-2025年)



資料：FAO「世界森林資源評価2025」のデータに基づいて林野庁計画課作成。

(「持続可能な森林経営」に関する国際的議論)

国際連合では、1992年に国連環境開発会議(地球サミット)において「森林原則声明⁸³」が採択されて以降、2000年に「森林に関する国際的な枠組(IAF)⁸⁴」が採択され、これに基づき、経済社会理事会の下に設置された国連森林フォーラム(UNFF)において森林問題の解決策を議論している。

2015年には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGsが示された。森林に関しては、目標15において「持続可能な森林の経営」が掲げられているほか、17の目標の多くに関連している。

⁸¹ FAO (2025) Global Forest Resources Assessment 2025: 11.

⁸² 森林減少から森林増加を差し引いた値。

⁸³ 正式名称は「Non-legally binding authoritative statement of principles for a global consensus on the management, conservation and sustainable development of all types of forests(全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明)」。世界の全ての森林における持続可能な経営のための原則を示したものであり、森林に関する初めての世界的な合意である。

⁸⁴ UNFF及びそのメンバー国、「森林に関する協調パートナーシップ」、森林の資金動員戦略の策定を支援する「世界森林資金促進ネットワーク」及びUNFF信託基金から構成される。2015年5月に開催されたUNFF第11回会合(UNFF11)において、IAFを強化した上でこれを2030年まで延長することなどが決定された。

2017年には、IAFの戦略計画である「国連森林戦略計画2017－2030(UNSPF)」がUNFFでの議論を経て国連総会で採択された。UNSPFには、SDGsを始めとする国際的な目標等における森林分野の貢献を目的に、2030年までに達成すべき6の「世界森林目標」及び26のターゲットが掲げられている。

このほか、2023年に我が国で開催された「G7広島サミット」や2024年にイタリアで開催された「G7プーリア・サミット」において、「持続可能な森林経営と木材利用の促進へのコミット」等が盛り込まれた成果文書が採択され、従来からその重要性が共有されてきた持続可能な森林経営のみならず、木材利用の促進の重要性についても認識が広がっている。2025年6月にカナダで開催された「G7カナダスキス・サミット」においては、各国で記録的な山火事が発生していることを踏まえ、山火事の防止や山火事からの回復に向けた国際協力を加速させることを内容とする「カナダスキス山火事憲章」が採択された。

また、2025年5月にニューヨークの国連本部で開催されたUNFF第20回会合(UNFF20)においては、UNSPFの実施に関して、世界森林目標に係る具体的な取組や課題について議論が行われた。同会合では、オーストリアにより「持続可能な森林ベースのバイオエコノミーアプローチの促進」イニシアティブが立ち上がり、我が国もパートナー国の一つとして参加した。

林野庁では、2025年9月に同イニシアティブの一環として、同国との協力の下、国際シンポジウム“WOOD, HEALTH AND SOUND”「木材、健康、響き」を開催し、木材利用の可能性と課題について議論した。

(持続可能な森林経営の基準・指標)

地球サミット以降、森林や森林経営の持続可能性を客観的に把握するものさしとして、国際的な基準・指標⁸⁵の作成及び評価に関する取組が、自然条件や社会条件等の違いに応じて複数の枠組みで進められている。そのうち、我が国が参加する「モントリオール・プロセス⁸⁶」においては、温帯林及び亜寒帯林を有する12か国が7基準54指標を定めている(資料I－31)。モントリオール・プロセスの参加国は、7基準54指標に基づきデータを収集し、国別報告書等を作成しており、我が国では、2025年3月に第4回国別報告書を公表した。同報告書では、2019年の第3回国別報告書以降における我が国の森林・林業をめぐる状況の変化について、その傾向や推移を含めて取りまとめている。

⁸⁵ 「基準」とは、森林経営が持続可能であるかどうかをみるに当たり森林や森林経営について着目すべき点を示したものの。「指標」とは、森林や森林経営の状態を明らかにするため、基準に沿ってデータやその他の情報収集を行う項目のこと。

⁸⁶ アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、メキシコ、ニュージーランド、韓国、ロシア、米国、ウルグアイの12か国が参加し、1994年から、基準・指標の作成と改訂、指標に基づくデータの収集、国別報告書の作成等に取り組んでいる。

資料Ⅰ－31 モントリオール・プロセスの7基準54指標(2008年)

基 準	指標数	概 要
1 生物多様性の保全	9	森林生態系タイプごとの森林面積、森林に分布する自生種の数等
2 森林生態系の生産力の維持	5	木材生産に利用可能な森林の面積や蓄積、植林面積等
3 森林生態系の健全性と活力の維持	2	通常の範囲を超えて病虫害・森林火災等の影響を受けた森林の面積等
4 土壌及び水資源の保全・維持	5	土壌や水資源の保全を目的に指定や管理がなされている森林の面積等
5 地球的炭素循環への寄与	3	森林生態系の炭素蓄積量、その動態変化等
6 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進	20	林産物のリサイクルの比率、森林への投資額等
7 法的・制度的・経済的な枠組み	10	法律や政策的な枠組み、分野横断的な調整、モニタリングや評価の能力等

資料：林野庁ホームページ「森林・林業分野の国際的取組」

(森林認証の取組)

森林認証制度は、第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮に関する一定の基準に基づいて当該基準に適合した森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品(認証材)を非認証材と分別して表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す仕組みである。

国際的な森林認証制度として、世界自然保護基金(WWF)を中心に発足した森林管理協議会(FSC)の「FSC認証」と、ヨーロッパ11か国の認証組織により発足した森林認証制度相互承認

プログラム(PEFC)の「PEFC認証」の2つがあり、それぞれ1億7,008万ha⁸⁷、2億9,598万ha⁸⁸の森林を認証している。我が国で創設された森林認証制度としては、一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC/PEFC-J)の「SGEC認証」があり、PEFC認証との相互承認を行っている。

また、加工及び流通の過程において、認証材を他の木材と分別管理できる体制が必要であり、これらの認証の一部として、その体制を審査して承認する制度(CoC⁸⁹認証)が導入されている。2025年12月時点で、FSC認証とPEFC認証のCoC認証は、世界で延べ8.2万件

資料Ⅰ－32 主要国における認証森林面積とその割合

	FSC (万ha)	PEFC (万ha)	認証面積 (万ha)	森林面積 (万ha)	認証森林の 割合(%)
オーストリア	0	343	343	390	88
スウェーデン	1,907	1,640	2,284	2,793	82
フィンランド	259	1,715	1,751	2,254	78
ドイツ	118	885	862	1,148	75
カナダ	4,494	12,783	15,591	36,882	42
米国	1,458	3,347	4,029	30,890	13
日本	43	221	259	2,491	10

注：認証面積は、FSC認証とPEFC認証の合計(2025年12月時点)から、重複取得面積(2023年中間報告)を差し引いた総数。

資料：FSC「Facts & Figures」(2025年12月1日)、PEFC「PEFC Global Statistics」(2025年12月)、SGEC/PEFC-J「SGEC/PEFC-FM認証事業体リスト」(2025年12月)、PEFC「PEFC and FSC Double Certification(2016-2023)」、FAO「世界森林資源評価2025」

⁸⁷ FSC「Facts & Figures」(2025年12月1日時点)

⁸⁸ PEFC「PEFC Global Statistics」(2025年12月時点)

⁸⁹ Chain of Custody(管理の連鎖)の略。

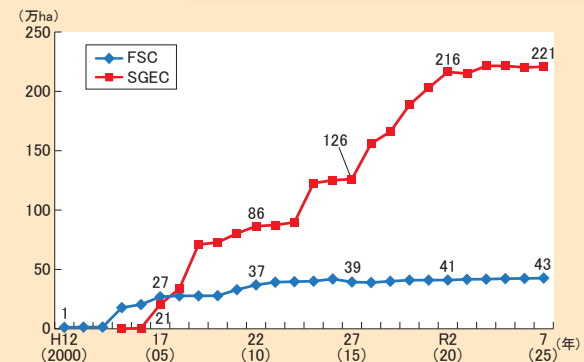
以上取得されている⁹⁰。

(我が国における森林認証の状況)

我が国における森林認証は、主にFSC認証とSGEC認証によって行われている。

令和7(2025)年12月時点の国内における認証面積は、FSC認証は43万ha、SGEC認証は221万haとなっている。我が国の森林面積に占める認証森林の割合は1割程度と、欧州の国々に比べ低位にあるが、SGEC認証を中心に認証面積は漸増傾向にある(資料I-32、33)。CoC認証の取得件数については、我が国でFSC認証が2,253件、SGEC認証(PEFC認証を含む⁹¹)は496件となっている⁹²。林野庁では、川上から川下までの連携による認証材の需要拡大や供給体制の構築の取組等を促進している。

資料 I - 33 我が国におけるFSC及びSGECの認証面積の推移



資料：FSC及びSGEC/PEFC-Jホームページに基づいて
林野庁計画課作成。

(2)地球温暖化対策と森林

(気候変動に関する政府間パネルによる科学的知見)

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっている。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)⁹³は、地球温暖化問題に関する研究成果についての評価を行い、1990年以降、それらの結果をまとめた報告書を公表しており、2023年3月に第6次評価報告書統合報告書が公表された。

統合報告書では、地球温暖化が人間活動の影響で起きていることは疑う余地がないこと、人為起源の気候変動は多くの気象と気候の極端現象を引き起こし、広範囲にわたる悪影響と関連した損失・損害を引き起こしていることなどを指摘し、この10年間に行う選択や実施する対策が現在から数千年先まで影響を持つとして、この間の大幅で急速かつ持続的な緩和と加速化された適応の行動は、予測される損失と損害を軽減し、多くの共便益をもたらすことを強調している。

森林・林業関連については、適切な森林経営が気候変動緩和・適応の両面で有益であること、木材製品など持続可能な形で調達された農林産物を他の温室効果ガス排出量の多い製品の代わりに使用できることなどが紹介されている。



地球温暖化防止に向けて

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/

⁹⁰ FSC「Facts & Figures」、PEFC「PEFC Global Statistics」

⁹¹ 相互承認によりいずれかのCoC認証を受けていれば、SGEC認証森林から生産された木材を各認証材として取り扱うことができる。

⁹² FSC「Facts & Figures」(2025年12月1日時点)、SGEC/PEFC-J「SGEC/PEFC-COC認証事業体リスト」(令和7(2025)年12月3日時点)

⁹³ 世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により1988年に設立された政府間組織。気候変動に関する最新の科学的知見(出版された文献)について取りまとめた報告書を定期的に作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とする。IPCC評価報告書は、気候変動対策に不可欠な科学的基礎を提供するものと位置付けられている。

(国連気候変動枠組条約の下での気候変動対策)

気候変動に関する国際連合枠組条約(国連気候変動枠組条約)は1992年に採択された国際的な枠組みであり、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を目的としている。2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)においては、2020年以降の国際的な気候変動対策の枠組みとしてパリ協定が採択された⁹⁴(資料Ⅰ－34)。これは先進国、開発途上国を問わず全ての国が参加する公平かつ実効的な法的枠組みであり、全ての参加国と地域に、2020年以降の温室効果ガス削減目標である「国が決定する貢献(NDC)」を定めることなどを求めている。

2018年のCOP24ではパリ協定の本格運用に向けて実施指針(ルールブック)が採択され、我が国の森林は、引き続き吸収源として排出削減目標の達成に貢献することが可能となった。

2023年のCOP28では、パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイク(GST)に関する決定が採択され、パリ協定の気温目標達成に向けて、2030年までに森林の消失及び劣化を食い止め、その状況を好転させるための取組の強化などが記載された。

2024年のCOP29では、国際的に協力して温室効果ガスの削減や吸収・除去対策を実施することを規定しているパリ協定第6条について、詳細な運用ルールが決定され、完全運用化が合意された。これを踏まえ、我が国としては、二国間クレジット制度(JCM)⁹⁵を活用したプロジェクト(森林分野を含む。)の拡大・加速等に一層取り組むこととしている。

2025年11月に、広大な熱帯林を有するアマゾン流域に位置するブラジル・ベレンで開催されたCOP30では、緩和作業計画⁹⁶に関する議論において、グローバル対話⁹⁷の成果として、森林の炭素貯蔵庫・吸収源としての重要な役割に加え、気候変動対策と生物多様性保全との相乗効果、持続可能な森林経営の重要性等が決定文書に明記された。

(国際的なイニシアチブ等を通じた気候変動対策の促進)

2021年のCOP26では、我が国を含む140か国以上が参加し、2030年までに森林の消失や土地劣化の状況を好転させることを目標に掲げる「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が公表された。この目標の実現に向けて、我が国を含む12の国・地域が、

資料Ⅰ－34 パリ協定の概要

パリ協定とは

- 開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。
- 2015年のCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択され、2016年11月に発効。

協定の内容

- 世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制及び1.5℃までに抑える努力を継続。
- 各国は削減目標を提出し、対策を実施。(削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる。)
- 削減目標は5年ごとに提出・更新。
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成。
- 開発途上国への資金支援について、先進国は義務、開発途上国は自主的に提供することを奨励。

森林関連の内容(協定5条)

- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
- 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)の実施及び支援を奨励。

⁹⁴ パリ協定の採択については、「平成27年度森林及び林業の動向」トピックス4(5ページ)を参照。

⁹⁵ 開発途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の「国が決定する貢献(NDC)」の達成に活用する制度。JCMについては、(3)98ページを参照。

⁹⁶ 2030年までの温室効果ガス排出削減・吸収促進の強化を目指したもの。

⁹⁷ 緩和に関する各国の知見や課題を共有する対話。年2回開催され、2025年5月は森林がテーマとなり、林野庁からも知見を共有。

森林分野の気候変動対策のために合計120億ドルの公的資金の確保を約束した。これに関連して、我が国は約2.4億ドルの資金支援を行うことを表明した。また、これらの取組を加速するため、2022年のCOP27では、英国の主導により「森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ(FCLP)」が新たに立ち上げられ、我が国を含む27の国・地域⁹⁸が参加した。

2023年のCOP28で、FCLPは、我が国を始め計17か国が賛同して「持続可能な木材によるグリーン建築」イニシアチブ⁹⁹を発表し、これを進めるためのワーキンググループが発足した。

2025年のCOP30では、同ワーキンググループを通じて策定された「責任ある木造建築の原則」が公表され、我が国を始めとする15か国及び300を超える民間企業等が賛同した。

「責任ある木造建築の原則」は、森林から建築物に至るまで、木材の責任ある利用を導く科学的根拠に基づく原則であり、気候・自然・人々への利益の最大化、持続可能な森林経営、建築環境の変革、活力あるバイオエコノミーの実現を目的として、建築分野への木材需要の増加について、責任を持った対応をするための5つの原則が定められている(資料Ⅰ－35)。

(地球温暖化対策計画と森林吸収量目標)

我が国は、2050年ネット・ゼロの実現に向け、令和12(2030)年度の温室効果ガス排出削減目標として平成25(2013)年度排出量比46%削減を掲げ、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。

令和7(2025)年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和17(2035)年度及び令和22(2040)年度における我が国の温室効果ガス排出削減目標について、それぞれ平成25(2013)年度排出量比60%削減、同73%削減を掲げている。森林吸収量の目標については、令和22(2040)年度における目標は平成25(2013)年度排出量比5.1%確保することとされた。これは、算定方法を国際的な標準に合わせ、標本調査による全国レベルの森林調

資料Ⅰ－35 「責任ある木造建築の原則」の概要

責任ある木造建築の原則

1. 既存建築物の長寿命化

○現存する建築物を、再利用、改修及び／又は木材、バイオベース資材、二次利用資材及びその他の低炭素資材を利用して長寿命化。

2. ライフサイクル全体の算定

○木造建築物の新築及び改修は、安全性と強靱性を備え、ライフサイクル全体への影響を最小限に抑え、運用効率を最適化し、そして材料由来のエンボディドカーボン排出量及びその他の環境影響を最小限に抑えるように設計・施工。

3. 持続可能な森林経営の確保

○木質建築資材は、持続可能な森林経営のベストプラクティスに従って管理された森林から調達。

4. 木材の炭素貯蔵ポテンシャルの最大化

○適切な場合には建築などの耐久性のある製品への使用を優先し、奨励。再利用を容易にするための解体設計や、木材部品を後続の建物にカスケード利用することで、建築における木材利用の循環性を推進。

5. 責任ある木造建築バイオエコノミーの促進

○建設における責任ある木材利用の利点と実践について、「森林から建築まで」のバリューチェーン全体のステークホルダーに情報、教育、研修を提供。木造建築経済と木材文化の繁栄のため、イノベーション、研究と開発を支援・奨励。

資料Ⅰ－36 我が国の温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標

	地球温暖化対策計画
	目標年度
	令和22(2040)年度
日本の温室効果ガス削減目標	73% 削減 (平成25(2013)年度排出量比)
森林吸収量目標	5.1% 確保 (同上記)

注：森林吸収量目標には、間伐等の森林経営活動等が行われている森林の吸収量と、伐採木材製品(HWP)に係る吸収量を計上。

資料：「地球温暖化対策計画」(令和7(2025)年2月閣議決定)及び同関連資料

⁹⁸ 2025年2月時点で、38の国・地域が参加。

⁹⁹ 2030年までに、低炭素建築を支援し、建築環境における持続可能な方法で管理された森林から生産された木材の利用を増加させる政策やアプローチを推進するもの。

査(National Forest Inventory(NFI))データを活用した直接推計による方法へ見直したことから、従来の算定方法と比べて数値が大きくなっているものである¹⁰⁰(資料Ⅰ－36)。

この目標達成に向けては、森林・林業基本計画に基づき、再造林等の確実な実施等の適切な森林の整備、保安林制度等の運用を通じた森林の適切な管理・保全及び炭素を長期的に貯蔵する木材の利用を推進することが重要であり、地方公共団体、森林所有者、民間事業者、国民など各主体の協力を得つつ、取組を進めていくこととしている。

森林吸収量の実績¹⁰¹については、令和6(2024)年度に4,368万CO₂トン、このうち伐採木材製品(HWP)¹⁰²に係る吸収量は323万CO₂トンであった¹⁰³。

(開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)への対応)

開発途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出量は、世界の排出量の約1割を占めるとされていることから¹⁰⁴、パリ協定においては、開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積の強化(REDD+(レッドプラス))の実施及び支援が奨励されている。

我が国は、緑の気候基金(GCF)等への資金拠出を通じた支援や技術支援のほか、JCMの下でのREDD+活動を推進している。

また、国立研究開発法人森林研究・整備機構に開設されたREDDプラス・海外森林防災研究開発センターでは、REDD+の実施に必要な技術解説書や独立行政法人国際協力機構(JICA)と共に立ち上げた「森から世界を変えるプラットフォーム」による情報提供等により、開発途上国や民間企業等のREDD+活動を支援している。

(気候変動への適応)

気候変動の悪影響を最小限に抑える気候変動適応は、気候変動緩和と並ぶパリ協定の目的であり、我が国の気候変動対策として緩和策と適応策は車の両輪と位置付けられている。気候変動適応計画(令和5(2023)年5月閣議決定)及び農林水産省気候変動適応計画(令和5(2023)年8月改定)を踏まえ、森林・林業分野では、異常な豪雨による土石流等の災害の発生に備え、保安林の計画的な配備や、治山施設の設置、路網の強靱化・長寿命化等のほか、渇水等に備えた森林の水源涵養機能の適切な発揮に向けた森林整備、高潮や海岸侵食に対応した海岸防災林の整備、気候変動による影響の継続的なモニタリング、病害虫対策、気候変動の影響に適応した品種開発等の調査・研究の推進等に取り組んでいる。

¹⁰⁰ 令和3(2021)年10月閣議決定の地球温暖化対策計画においては、平成25(2013)年度排出量比2.7%(3,800万CO₂トン)を目標としている。森林吸収量の算定方法の見直しについては、「令和6年度森林及び林業の動向」第Ⅰ章第4節(2)96ページを参照。

¹⁰¹ 従来の算定方法による算出。

¹⁰² 京都議定書第二約束期間以降、搬出後の木材による炭素貯蔵量全体の変化を温室効果ガス吸収量又は排出量として計上することができる。

¹⁰³ 二酸化炭素換算の吸収量については、国立研究開発法人国立環境研究所「2024年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について」による。

¹⁰⁴ IPCC(2022) IPCC Sixth Assessment Report: Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change, the Working Group III contribution, Summary for Policymakers: 6.

(3)我が国の国際協力

(我が国の取組)

我が国は、JICAを通じて、専門家派遣、研修員受入れ及び機材供与を効果的に組み合わせた技術協力、研修等を実施している(資料 I - 37)。令和 7 (2025)年度にはバングラデシュでの沿岸域における気候変動対策に関し、新たに森林・林業分野の技術協力プロジェクトを開始した。

また、JICAを通じて開発資金の低利かつ長期の貸付け(円借款)を行う有償資金協力による造林、人材の育成等の活動支援や、供与国に返済義務を課さない無償資金協力による森林管理のための機材整備等を行っている。

さらに、林野庁は補助事業を通じて開発途上国における森林減少の抑止や持続可能な森林経営等の取組を支援するとともに、生態系を活用した防災・減災機能の強化に資する技術開発等を推進している。

(国際機関を通じた取組)

国際熱帯木材機関(ITTO)は、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を目的として1986年に設立された国際機関であり、横浜市に本部を置いている。加盟国は、生産国と消費国の計75か国及びEUである。2025年10月時点で、我が国は、ITTOへの資金拠出を通じて、計21件の生産国でのプロジェクト等を支援している。

2025年10月に開催された第61回国際熱帯木材理事会(ITTC61)では、ITTOの設置根拠となる「2006年の国際熱帯木材協定」の再交渉に向けて検討すべき、次期協定において対象とする物品やサービスの範囲などの要素について加盟国間で更なる分析を進めることなどが決定された。我が国は、ベトナムにおける持続可能なアカシア人工林経営への転換、トーゴにおける保護林の地域コミュニティの生活と両立した保全活動等への支援を表明した。これらのプロジェクト等を通じ、熱帯林の保全と脱炭素社会の実現、持続可能な木材サプライチェーンの構築等を推進することとしている¹⁰⁵。

さらに、我が国はFAOへの拠出を通じ、森林保全と農業を両立し森林減少・劣化の抑止に有効なアプローチを普及させるプロジェクトを支援している。2025年8月に開催された第9回アフリカ開発会議(TICAD 9)では、林野庁、FAO、ITTOが協力し、同プロジェクト成果の活用事例の報告を含む、アフリカにおける分野横断的な連携を促進するセミナーを開催した。同年11月の第31回FAOアジア太平洋林業委員会(APFC31)では、「持続可能な農業食料システムの構築に貢献する健全な森林の育成」に係る活動の一つとして同プロジェクトが取り上げられ、各国の政策担当者が、最も効果的な森林減少・劣化抑止策を作成できるように支援するツールについて紹介された(事例 I - 10)。

資料 I - 37 独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた森林・林業分野の技術協力プロジェクト等(累計)

地域	実施中件数	終了件数	計
アジア	8	84	92
大洋州	0	6	6
中南米	4	32	36
欧州	4	4	8
中東	0	3	3
アフリカ	4	30	34
計	20	159	179

注1：令和 7 (2025)年12月末時点の数値。

2：終了件数は昭和51(1976)年から令和 7 (2025)年12月末までの実績。

資料：林野庁計画課調べ。

¹⁰⁵ 林野庁ホームページ「第61回国際熱帯木材理事会の結果について」

(JCMを活用した森林分野プロジェクトの推進)

我が国では、グローバルサウス等のパートナー国において、政府や日本の企業が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られる温室効果ガス排出削減・吸収の効果を、両国の貢献度合いに応じて配分するJCMを展開している。林野庁では、日本の企業等がJCMを活用して森林分野のプロジェクトを実施するために必要となる、森林分野のガイドライン類の作成及びパートナー国との調整に取り組んでいる。

これまで、2018年にカンボジアと、2019年にラオスとの間で、REDD+を対象にしたガイドライン類が承認され、これらに基づき、日本の企業等が現地でREDD+プロジェクトを実施してきた。

林野庁は、2024年のCOP29におけるパリ協定第6条の詳細な運用ルールを反映し、かつ植林を活動対象に加えた森林分野ガイドラインの改訂に取り組んできており、2025年5月に農林水産省が策定した「農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ」(ミドリ・インフィニティ)においても、森林分野におけるJCMの案件形成に向けてパートナー国との協議を推進することとしている。同年11月には、フィリピンとの間で、改訂された森林分野ガイドライン類が初めて承認された。2026年3月には、カンボジアとの間でも改訂された森林分野ガイドライン類が承認された。

事例Ⅰ－10 FAOを通じた森林減少の抑止に向けたプロジェクトの推進

世界の森林面積が依然として減少する中、特にアフリカや南米では、農業に起因する森林減少・劣化が進行しており、気候変動対策や生物多様性保全、SDGsの達成に向けて、森林と農業の調和を図ることが重要となっている。このため、林野庁ではFAOと共に、2023年10月に、世界的な森林減少・劣化の抑止を目的とする新たなプロジェクトを開始した。

本プロジェクトでは、各国の政策担当者が自国の状況に応じて、最も効果的な森林減少・劣化の抑止策を作成できるように支援する「ソリューションズ・ツリー」の開発を行った。同ツールの開発に当たっては、各国で実施されている方策の分析及び費用対効果の検証を行っており、ツール上で森林減少・劣化の抑止実現のために必要な社会モデルを選択すると、それに応じた効果的な政策や実施手段が提示される。具体的には、「土地利用の管理体制強化」、「持続可能な生産モデルの構築」、「責任ある方法で生産された農産物の消費と貿易の拡大」といったモデルから優先すべき一つを選択すると、実現に必要な解決策や対策が列挙される。政策担当者が、これらに対し、自国の状況や優先順位を踏まえた検討を行い、具体的な森林減少・劣化の抑止策を設計することができる。

また、本プロジェクトでは、アジア・太平洋、アフリカ、南米の各地域で同ツールの普及のためのワークショップを開催しており、こうした取組を通じて、持続可能な森林経営と農業の両立に当たっての効果的な方策が展開され、世界の森林減少・劣化の抑止に貢献することが期待される。



ソリューションズ・ツリーをタブレットで活用している様子



TICAD 9 における普及活動



演習林での伐木実習(高知県香美市)

第Ⅱ章

林業と山村(中山間地域)



我が国の林業は、森林資源の循環利用等を通じて森林の有する多面的機能の発揮に寄与してきた。森林の集積・集約化等を通じた林業経営の効率化や、林業従事者の育成・確保等に向けた取組が進められてきており、近年は国産材の生産量の増加、木材自給率の上昇等、活力を回復しつつある。

また、林業産出額の約4割を占める特用林産物は木材とともに地域資源として、中山間地域に位置する山村は住民が林業を営む場として、地方創生にそれぞれ重要な役割を担っている。

本章では、林業生産、林業経営、林業従事者の育成・確保及び所得向上等について記述するとともに、きのご類を始めとする特用林産物や山村の動向について記述する。

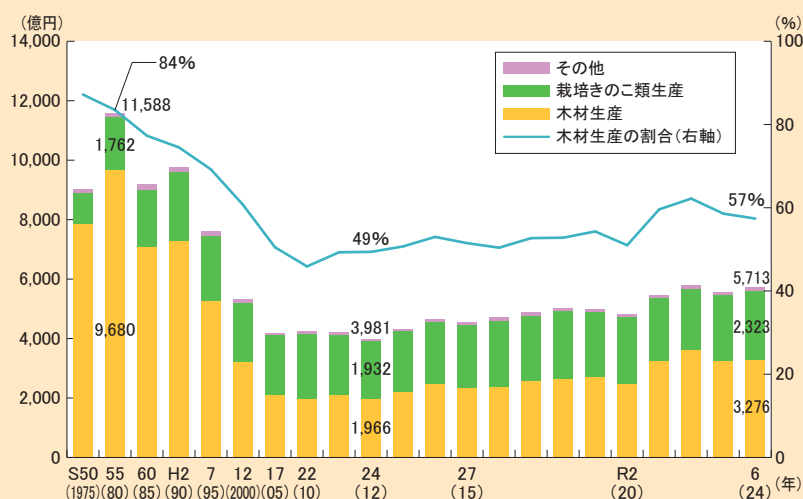
1. 林業の動向

(1) 林業生産の動向

(木材生産の産出額の推移)

我が国の林業は、長期にわたり木材価格の下落等の厳しい状況が続いていたが、近年は国産材の生産量の増加、木材自給率の上昇等、その活力を回復させつつある。我が国の林業産出額は、丸太輸出の増加、木質バイオマス発電施設での燃料材利用の増加等により平成25(2013)年以降増加傾向で推移してきており、令和6(2024)年は、栽培きのご類の価格の上昇や燃料用チップ素材の生産量の増加などから前年比2.9%増の5,713億円となった。

資料Ⅱ－1 林業産出額の推移



注：「その他」は、薪炭生産及び林野副産物採取。
資料：農林水産省「林業産出額」

このうちの約6割を占める木材生産の産出額は、令和6(2024)年は前年比0.8%増の3,276億円となった。また、令和6(2024)年の栽培きのご類生産の産出額は2,323億円となり、前年比で5.7%増加している(資料Ⅱ－1)。

(国産材の素材生産量の推移)

令和6(2024)年の国産材総供給量は、前年比1.4%増の3,481万 m^3 となった¹。このうち、製材、合板及びチップ用材については、平成14(2002)年を底に増加傾向で推移してきたが、令和6(2024)年は、前年比4.3%減の1,976万 m^3 となっている²。

令和6(2024)年の素材³生産量を樹種別にみると、スギは前年比1.7%減の1,172万 m^3 、ヒノキは前年比5.1%減の302万 m^3 、カラマツは前年比5.7%減の173万 m^3 、広葉樹は前年比20.7%減の137万 m^3 となり、樹種別割合は、スギが59.3%、ヒノキが15.3%、カラマツが8.8%、広葉樹が6.9%となっている。また、国産材の地域別素材生産量をみると、令和6(2024)年は多い順に、九州(25%)、東北(24%)、北海道(14%)が上位となっている(資料Ⅱ－2)。

(素材価格の推移)

素材価格⁴は、年平均価格でみると、スギ、ヒノキについては昭和55(1980)年をピークに

¹ 林野庁「令和6(2024)年木材需給表」。パルプ用材、その他用材、しいたけ原木、燃料材、輸出を含む数量。

² 農林水産省「令和6年木材需給報告書」

³ 製材品・合板等の原材料に供される丸太等(原木)。

⁴ 製材工場着の価格。木材価格の推移については、第Ⅲ章第1節(3)152-153ページを参照。

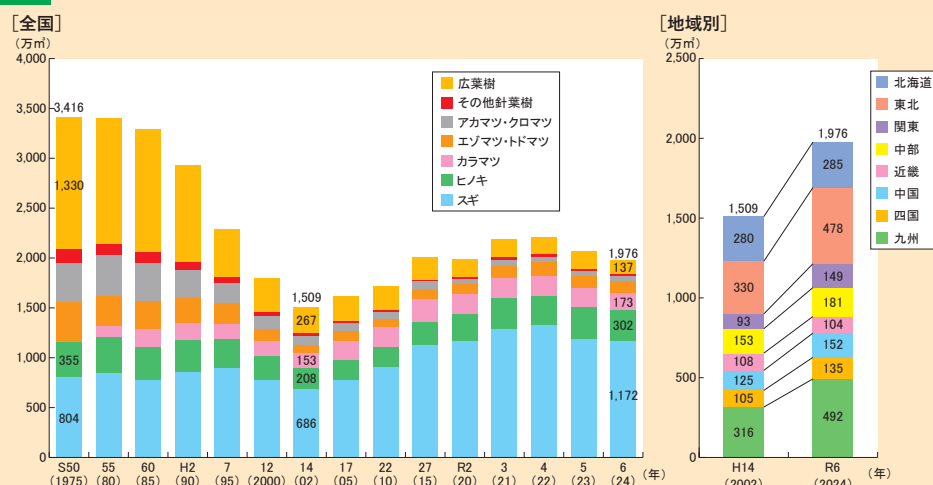
下落してきた。平成20年代以降は横ばいで推移してきており、令和2(2020)年にはスギが12,700円/m³、ヒノキが17,200円/m³となった。カラマツについては、平成16(2004)年を底に若干上昇傾向で推移し、令和2(2020)年は12,500円/m³となった。

令和3(2021)年には国産材の需要の高まりなどを受けて上昇し、令和7(2025)年にかけては下落傾向にあるものの、価格上昇前の令和2(2020)年よりも高い水準で推移している。令和7(2025)年は、スギが15,400円/m³、ヒノキが25,300円/m³、カラマツが15,400円/m³となった。

(山元立木価格の推移)

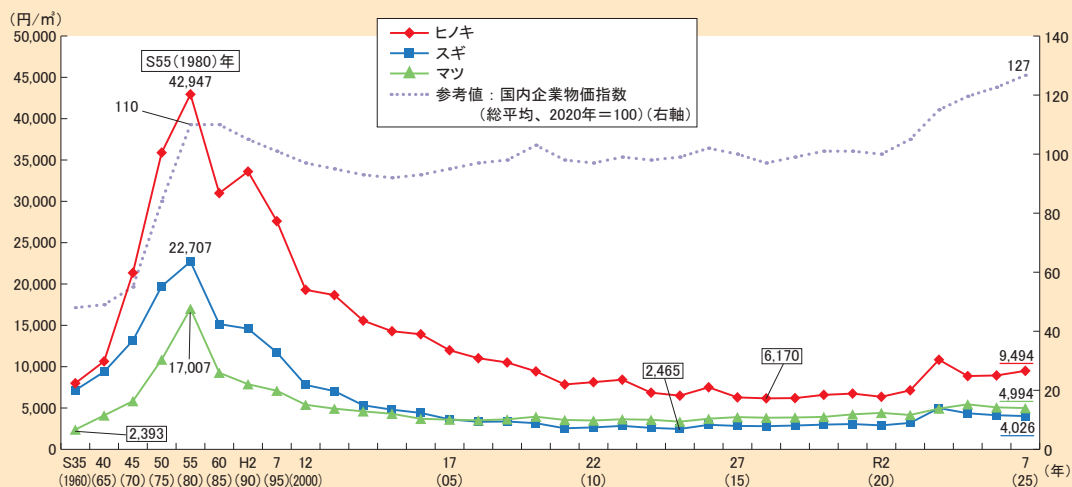
令和7(2025)年3月末時点の山元立木価格は、スギが前年同月から2.4%下落し4,026円/m³、ヒノキが6.2%上昇し9,494円/m³、マツ(北海道のトドマツ、エゾマツ、カラマツ)が1.7%下落し4,994円/m³となった(資料Ⅱ-3)。

資料Ⅱ-2 国産材の素材生産量の推移



注：製材工場、合単板工場及び木材チップ工場に入荷した製材用材、合板用材(平成29(2017)年からはLVL用を含んだ合板等用材)及び木材チップ用材が対象(その他用材、しいたけ原木、燃料材、輸出用丸太を含まない。)。資料：農林水産省「木材需給報告書」

資料Ⅱ-3 全国平均山元立木価格の推移



注1：マツ山元立木価格は、マツ(北海道のトドマツ、エゾマツ、カラマツ)の価格。

2：四角囲みの数値は最低値。

資料：一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」

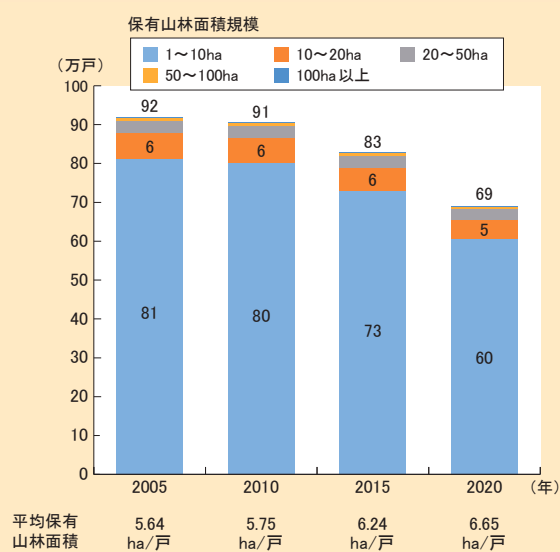
(2) 林業経営の動向

(林家)

2020年農林業センサスによると、林家⁵の数は69万戸⁶となっている。保有山林⁷面積が1ha以上10ha未満の林家の数が全体の88%と小規模・零細な所有構造となっており、5年前の前回調査(2015年農林業センサス)と比べ、この層の林家の割合は大きく変化していない。なお、平均保有山林面積は6.65ha/戸と増加している(資料Ⅱ-4)。

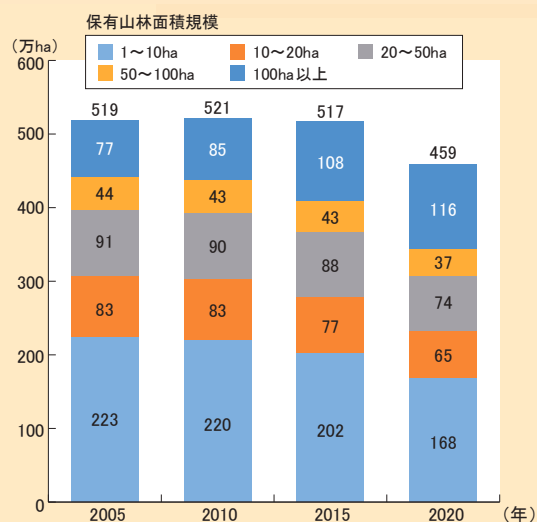
保有山林面積の合計は459万haであり、前回調査から減少しているが、100ha以上の規模の林家の面積は116万haと、前回調査から増加し、保有山林面積の合計に占める割合も上昇している(資料Ⅱ-5)。

資料Ⅱ-4 林家の数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

資料Ⅱ-5 林家の規模別保有山林面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

(林業経営体)

令和2(2020)年の林業経営体⁸数は3.4万経営体で、前回調査の8.7万経営体と比べて大幅に減少している(資料Ⅱ-6)。

林業経営体数を組織形態別にみると、個人経営体⁹は82%(2.8万経営体)と大半を占める(資料Ⅱ-7)。自伐林家については、明確な定義はないが、保有山林において素材生産を

⁵ 保有山林面積が1ha以上の世帯。

⁶ 2020年農林業センサスでは、保有山林面積が1ha以上の林家を対象としている。国土交通省「令和5年世帯土地統計」によると、1ha未満の山林の所有世帯数(ここでいう「所有」とは、固定資産税を納付している場合(相続手続中の場合も含む。)をいう。)は、126万世帯となっている。

⁷ 自らが林業経営に利用できる(している)山林のこと。保有山林=所有山林-貸付山林+借入山林

⁸ ①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林経営計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③受託や立木の購入により過去1年間に200㎡以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者。なお、森林経営計画については(4)122ページを参照。

⁹ 個人(世帯)で事業を行っており、法人化していない林業経営体。

行う家族経営体¹⁰に近い概念と考えると、2,954経営体存在する¹¹。

林業経営体の保有山林面積の合計は332万haで、前回調査の437万haから減少しているが、平均保有山林面積は100.77ha/経営体と、前回調査から約2倍に増加している(資料Ⅱ-6)。

林業経営体数及び保有山林面積の減少要因としては、山林の高齢級化の進行等により直近5年間に間伐等の施業を行わなかったため調査対象外となった者が増加したことが一因と推察される。

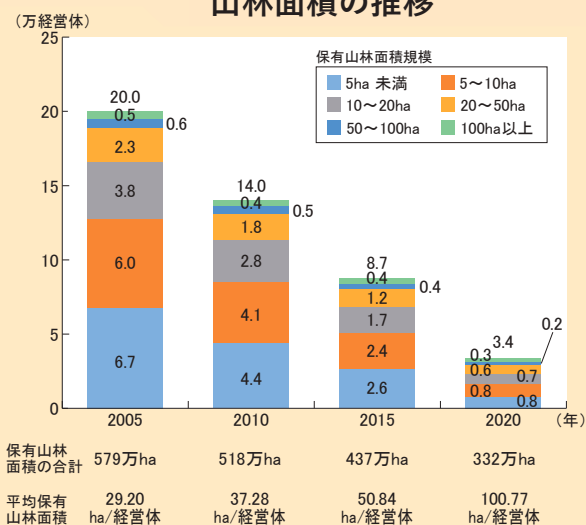
(林業経営体の作業面積)

保有山林について、作業面積の推移をみると、間伐、下刈り等の育林作業面積の減少が顕著である。作業面積を組織形態別にみると、個人経営体の占める割合が低下しており、特に間伐では大きく低下している。

作業受託については、森林組合や民間事業体¹²の占める割合が大きく、作業の中心的な担い手となっている。このうち、植林、下刈り、間伐は森林組合が、主伐は民間事業体为中心的な担い手となっている(資料Ⅱ-8)。主伐を行う林業経営体には、主伐後の再造林を実施することが期待されており、森林所有者に適切に働き掛けることが重要である。主伐のみを行う民間事業体においても森林組合等の造林事業者と連携した再造林の取組がみられる。

また、作業ごとの受託とは異なり林業経営体が保有山林以外で期間を定めて一連の作業・管理を一括して任されている山林の面積は98万haであり、その約9割を森林組合又は民間事業体が担っている¹³。

資料Ⅱ-6 林業経営体数及び保有山林面積の推移



注：平均保有山林面積は、保有山林がある林業経営体における平均値。

資料：農林水産省「農林業センサス」

資料Ⅱ-7 林業経営体数の組織形態別内訳

(単位：経営体)

	林業経営体	素材生産を行った林業経営体	林業作業の受託を行った林業経営体
法人化していない経営体	29,080	3,745	1,326
個人経営体	27,776	3,582	1,236
法人化している経営体	4,093	1,861	2,000
民間事業体	1,994	1,182	1,211
森林組合	1,388	533	647
その他	711	146	142
地方公共団体・財産区	828	233	23
合 計	34,001	5,839	3,349

注1：法人化している経営体のうち、その他の中には、「農事組合法人」、「農協」、「その他の各種団体」、「その他の法人」を含む。

2：農林業センサスにおける森林組合は、森林組合法に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

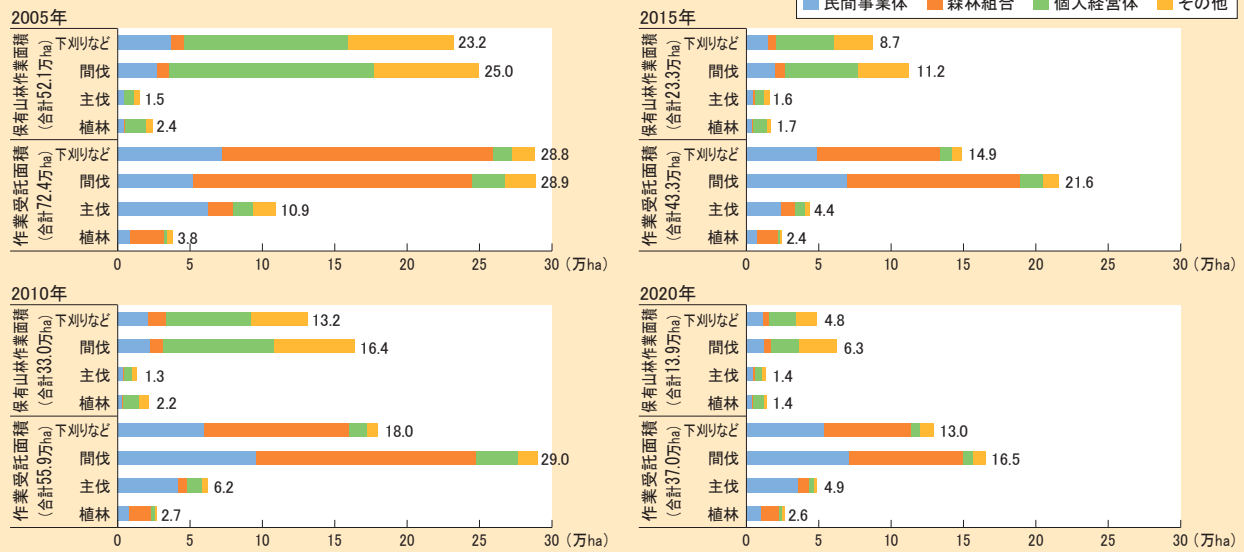
¹⁰ 1世帯(雇用者の有無は問わない。)で事業を行う者をいう。なお、法人化した形態である一戸一法人を含む。2005年農林業センサスから2015年農林業センサスまでの区分。

¹¹ 農林水産省「2020年農林業センサス」(組替集計)

¹² 民間事業体とは、株式会社(有限会社を含む。)、合名・合資会社、合同会社、相互会社。

¹³ 農林水産省「2020年農林業センサス」。森林組合が53万ha、民間事業体が35万ha。

資料Ⅱ－８ 組織形態別の作業面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

(林業経営体による素材生産量は増加)

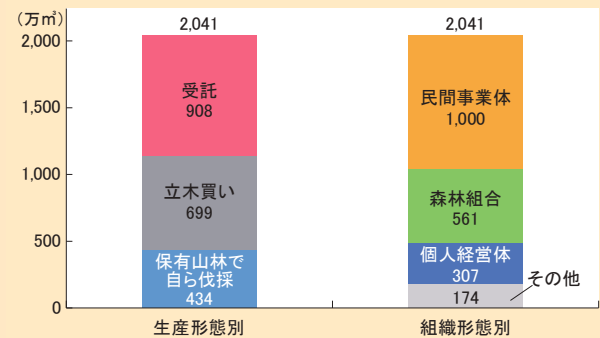
素材生産量の約8割は森林所有者からの受託や立木買いにより生産されており、民間事業体や森林組合が素材生産全体の約8割を担う状況となっている(資料Ⅱ－9)。

また、素材生産を行った林業経営体数は、令和2(2020)年で5,839経営体であり、前回調査の10,490経営体から減少する一方で、素材生産量の合計は増加し、1経営体当たりの平均素材生産量は3.5千 m^3 と、前回調査の1.9千 m^3 から増加している。年間素材生産量が1万 m^3 以上の林業経営体による生産量は、生産量全体の約7割を占めるまで伸展しており、規模拡大が進んでいる(資料Ⅱ－10)。

素材生産を行った林業経営体数を組織形態別にみると、特に個人経営体は、前回調査の7,519経営体から大幅に減少し、3,582経営体となっている(資料Ⅱ－11)。

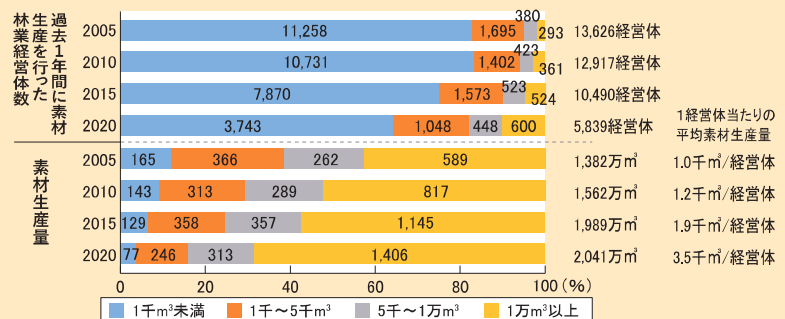
また、令和5年林業経営統計調査結果に基づき、会社経

資料Ⅱ－9 生産形態別及び組織形態別の素材生産量



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

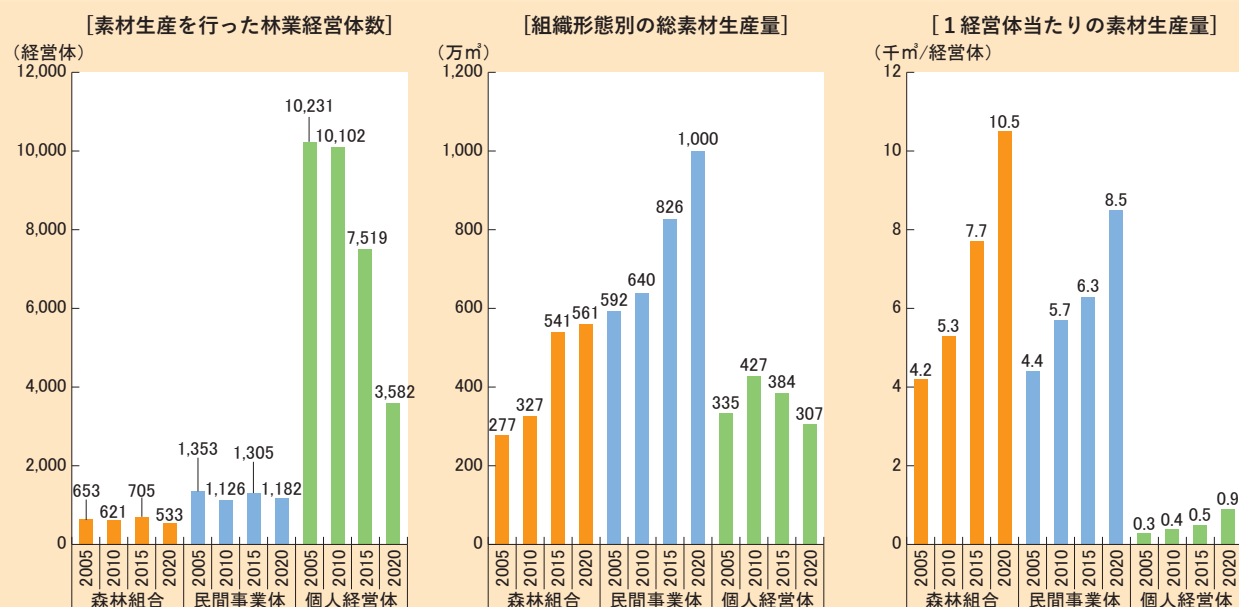
資料Ⅱ－10 素材生産量規模別の林業経営体数等の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)

営体¹⁴の素材生産量を就業日数(通年雇用・素材生産従事者)で除した1人・日当たり素材生産量(労働生産性)を算出すると平均で8.1m³/人・日である。林野庁は、令和12(2030)年度までに、林業経営体における主伐の労働生産性を11m³/人・日、間伐の労働生産性を8m³/人・日とする目標を設定している¹⁵。

資料Ⅱ－11 組織形態別の素材生産量等の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)

(林業所得に係る状況)

令和5年林業経営統計調査結果によると、個人経営体¹⁶の1経営体当たりの年間林業粗収益は467万円で、林業粗収益から林業経営費を差し引いた林業所得は145万円となっている。

会社経営体の経営状況をみると、1経営体当たり林業事業売上高は1億2,820万円、林業事業営業費用は1億2,541万円であり、林業事業営業利益は279万円となっている¹⁷。

(森林組合の動向)

森林組合は、森林組合法に基づく森林所有者の協同組織で、組合員である森林所有者に対する経営指導、森林施業の受託、林産物の生産・加工・販売等を行っている。また、森林経営管理制度の主要な担い手として、森林の経営管理に必要な権利の集積と経営管理の集約化(以下「森林の集積・集約化」という。)を推進し労働生産性を高めることや、木材の販売を強化し収益力を高めることが求められている。これらの取組を通じて組合員や林業従事者の収益を確



森林組合の育成

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keiei/kumiai/index.html>

¹⁴ 会社経営体の調査の対象は、農林水産省「2020年農林業センサス」に基づく林業経営体のうち、株式会社、合名・合資会社等で、①過去1年間の素材生産量が1,000m³以上、②過去1年間の受託収入が3,000万円以上のいずれかに該当する経営体。

¹⁵ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

¹⁶ 個人経営体の調査の対象は、農林水産省「2020年農林業センサス」に基づく林業経営体のうち、保有山林面積が20ha以上で、一定程度以上の施業を行っている経営体。

¹⁷ 会社経営体における林業事業外営業利益を含む営業利益は1,218万円。

保することで、組合員の再造林への意欲を高め、地域において持続的な林業経営の推進に寄与することが、より一層期待されている。

令和5年度森林組合統計によると、令和5(2023)年度の組合数は602で、全国の組合員数は146万人となっている。組合員が所有する森林面積は1,040万haであり、民有林面積全体の約6割を占め、また、令和2(2020)年の全国における植林、下刈り等の受託面積に占める森林組合の割合は約5割となっており¹⁸、我が国の森林整備の中心的な担い手となっている。また、令和5(2023)年度の素材生産量は671万m³であり、平成25(2013)年度の452万m³と比べると、10年間で大幅に増加している。

森林組合の総事業取扱高は、令和5(2023)年度には2,942億円、1森林組合当たりでは4億8,865万円となっており、事業規模も拡大傾向にある。

一方、総事業取扱高が1億円未満の森林組合が15%を占めるなど、経営基盤の強化が必要な森林組合も存在する(資料Ⅱ-12)。また、個々の森林組合の得意とする分野も異なる。

令和2(2020)年に森林組合法が改正され、事業、組織の再編等による経営基盤の強化を図るため、事業譲渡、吸収分割及び新設分割が組合間の連携手法として導入され、合併に限らずそれぞれの状況に応じた連携手法の選択が可能となった。また、販売事業等に関し実践的な能力を有する理事の配置が義務付けられ、各組合においては販売担当の役職員等に加え、地域の林業・木材産業関係者や民間企業などからも当該理事として配置されている。さらに、理事の年齢や性別に偏りが生じないよう配慮する旨の規定が設けられ、現役の職員等の若年層や女性が理事に就任している組合もみられる。

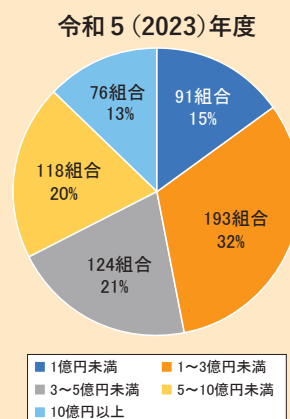
また、森林組合等が生産する原木¹⁹を森林組合連合会が取りまとめ、さらに、複数の森林組合連合会が連携し、大口需要者に販売する協定を結ぶ取組等、森林組合系統内での連携による経営基盤の強化の取組が進展している。森林組合系統が令和3(2021)年に策定した森林組合系統全体の運動方針では、国産材供給量の5割以上を森林組合系統で担うことなどを掲げている。

(2025年は「国際協同組合年」)

2025年は、国際連合が定めた国際協同組合年(International Year of Cooperatives : IYC)であり、2012年に続き2回目となった。国際連合は今回のIYC2025を通じて、協同組合の持続可能な開発目標(SDGs)の実現への貢献に対する認知度の向上や、協同組合の振興の取組を講ずることを、各国政府や関係機関に対して求めている。

我が国では、平成24(2012)年の1回目の国際協同組合年を契機に、異なる協同組合同士

資料Ⅱ-12 総事業取扱高別の森林組合数及び割合



資料：林野庁「令和5年度森林組合統計」(組替集計)

¹⁸ 農林水産省「2020年農林業センサス」

¹⁹ 製材品・合板等の原材料に供される丸太等。

が連携して社会課題の解決に取り組む機運が高まり、平成30(2018)年に、一般社団法人全国農業協同組合中央会や全国森林組合連合会を始めとする協同組合全国組織等により日本協同組合連携機構(JCA)が設立された。

令和6(2024)年には、JCAが事務局となり、全国森林組合連合会等の各種協同組合が参加する形で「2025国際協同組合年全国実行委員会」が発足し、令和7(2025)年にかけて、国際協同組合年に関わるイベントの実施や広報活動など協同組合の認知度を高める活動が行われた。都道府県単位でも、森林組合等の各種協同組合が連携・協力し、様々なイベントが開催された。また、令和7(2025)年5月には、第217回通常国会で「国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議」が採択された。

(民間事業体の動向)

素材生産、森林整備等の施業を請け負う民間事業体²⁰は、令和2(2020)年には1,211経営体となっている(資料Ⅱ-7)。このうち植林を行ったものは426経営体(35%)、下刈り等を行ったものは565経営体(47%)、間伐を行ったものは826経営体(68%)となっている。

また、受託又は立木買いにより素材生産を行った民間事業体は980経営体となっており、このうち505経営体(52%)が年間素材生産量が5,000m³未満の小規模な林業経営体である²¹。安定的な事業量の確保のために、民間事業体においても、施業の集約化²²や経営の受託などを行う取組が進められている。

林野庁では、民間事業体等の経営基盤の強化を図るため、低利な資金貸付けや利子助成、林業信用保証等の様々な措置を実施している。令和8(2026)年4月の改正森林経営管理法の施行に併せて、森林の取得や素材生産に必要な機械の取得等に対する資金の拡充を行うこととしている。また、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証においては、創業間もない民間事業体等に対して、将来性を評価した保証引受等により資金調達の円滑化を支援している。

(3) 林業従事者の育成・確保及び所得向上

(林業従事者の現状)

林業従事者数は長期的に減少傾向であったが、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて横ばいに転じ、4.4万人となっている(資料Ⅱ-13)。

年齢階層別に林業従事者数をみると、昭和55(1980)年には45～54歳の林業従事者数が突出して多く、特徴的な山型の分布であったが、年齢階層ごとの人数差は縮小し、山は徐々に低くなり平準化が進展している。特に高齢層が辞めていく中で、若年層が恒常的に就業し続けたことがこの傾向に寄与したものと考えられる(資料Ⅱ-14)。林業従事者の若年者率は、全産業の若年者率が低下する中、平成2(1990)年から平成22(2010)年にかけて上昇した後に横ばいで推移するとともに、平均年齢は、平成7(1995)年の56.2歳をピークに令和2(2020)年には52.1歳まで下がっており、若返り傾向にある(資料Ⅱ-13)。

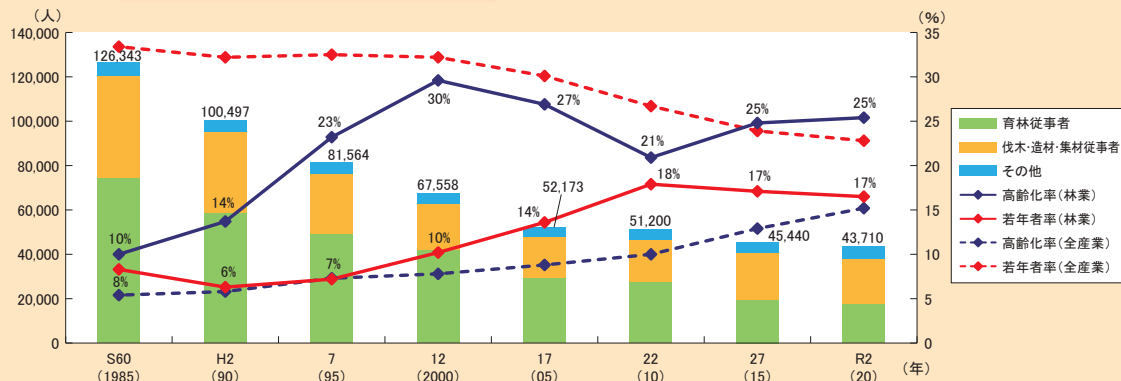
²⁰ 調査期間の1年間に林業作業の受託を行った林業経営体のうち、株式会社(有限会社を含む。)、合名・合資会社、合同会社、相互会社の合計。

²¹ 農林水産省「2020年農林業センサス」

²² 隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて路網整備や間伐などの森林施業を一体的に実施すること。

従事する作業別に林業従事者数をみると、育林従事者については、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけての減少率が29%であったのに対して、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけての減少率は10%となり、減少幅が縮小している。育林従事者数を年齢階層別にみると、45～49歳の年齢層が増加している。伐木・造材・集材従事者数については、素材生産量の増加が続く中で、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて横ばいで推移している。伐木・造材・集材従事者数を年齢階層別にみると、40～44歳が最も多くなっており、若返りが進んでいる(資料Ⅱ-13、14)。

資料Ⅱ-13 林業従事者数の推移



[内訳]

(単位: 人)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
林業従事者	126,343 (19,151)	100,497 (14,254)	81,564 (10,468)	67,558 (8,006)	52,173 (4,488)	51,200 (3,020)	45,440 (2,750)	43,710 (2,730)
育林従事者	74,259 (15,151)	58,423 (10,848)	48,956 (7,806)	41,915 (5,780)	28,999 (2,705)	27,410 (1,520)	19,400 (1,240)	17,480 (1,320)
伐木・造材・集材従事者	46,113 (2,870)	36,486 (2,326)	27,428 (1,695)	20,614 (1,294)	18,669 (966)	18,860 (610)	20,910 (690)	20,480 (490)
その他の林業従事者	5,971 (1,130)	5,588 (1,080)	5,180 (967)	5,029 (932)	4,505 (817)	4,930 (890)	5,130 (820)	5,750 (920)

[平均年齢]

(単位: 歳)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
全産業	41.9	42.5	43.3	43.9	45.0	45.8	46.9	48.0
林業従事者	52.2	54.5	56.2	56.0	54.4	52.1	52.4	52.1

注1:「林業従事者」とは、就業している事業体の「日本標準産業分類」を問わず、林木・苗木・種子の育成、伐採、搬出、処分等の仕事及び製炭や製薪の仕事に従事する者で、調査年の9月24日から30日までの一週間に収入になる仕事を少しでもした者等をいう。

2:「高齢化率」とは、65歳以上の従事者の割合。

3:「若年者率」とは、35歳未満の従事者の割合。

4:内訳の()内の数値は女性の内数。

5:2005年以前については、「林業従事者」ではなく「林業作業員」。

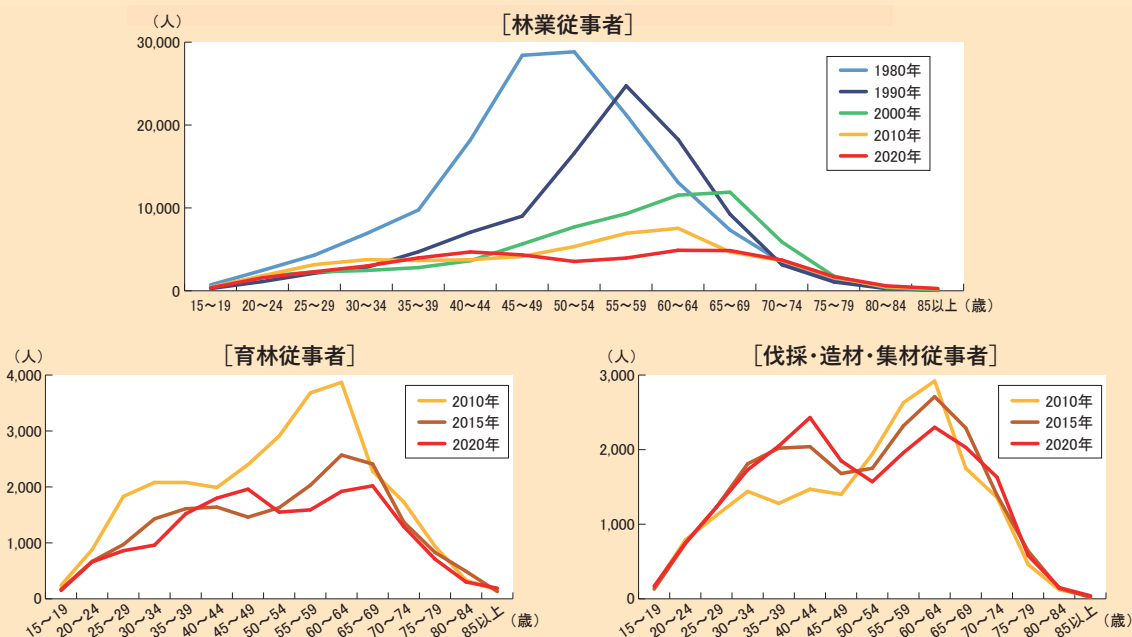
6:「伐木・造材・集材従事者」については、1985年、1990年、1995年、2000年は「伐木・造材作業員」と「集材・運材作業員」の和。

7:「その他の林業従事者」については、1985年、1990年、1995年、2000年は「製炭・製薪作業員」を含んだ数値。

8:1985～1995年の平均年齢は、総務省「国勢調査」に基づいて試算。

資料:総務省「国勢調査」

資料Ⅱ－14 年齢階層別の林業従事者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

(林業従事者の確保)

林業生産活動を継続させていくためには、施業を担う林業従事者の育成・確保が必要である。また、林業従事者の確保は、山村の活性化の観点からも重要である。林業従事者の確保のためには、継続して新規就業者を確保するとともに、人材育成や労働環境の改善などを通じて定着率を高めていくことが重要である。

林野庁では、森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)を踏まえ、「グリーン成長」の実現に向けた木材生産や再造林・保育を担う林業従事者の確保を促進するため、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を令和4(2022)年に変更し、林業従事者が生きがいを持って働ける魅力ある林業の実現に向けた取組を推進している。

林業従事者の確保に向けては、林業に関心のある都市部の若者等が就業相談等を行うイベントの開催や、就業希望者の現地訪問の実施及び林業への適性を見極めるためのトライアル雇用の実施への支援のほか、林業経営体に就業した幅広い世代に対して、林業に必要な基本的な知識や技術・技能の習得等の支援を行う「緑の雇用」事業により、新規就業者の確保・育成を図っている。地方公共団体においても、地域独自の林業研修制度により人材を確保する取組がみられる(事例Ⅱ－1)。



「緑の雇用」事業と林業労働力の確保・育成について
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/index.html>

事例Ⅱ－１ 地域独自の林業研修制度を活用した人材の確保・育成

高知県仁淀川町は、森林が約9割を占め、県内屈指の高い森林率となっている。このうち、民有林面積の約74%に当たる約2万haが人工林であるが、同町における林業の主要な担い手である自伐林家は、高齢化や後継者不足によりその数が激減している状況にあった。

このため、地域の林業の将来を担う人材の確保に向け、平成27(2015)年度に町独自で1年間の林業研修制度(仁淀川町林業研修生制度)を創設し、即戦力となる人材を確保・育成する取組を開始した。

同制度は、仁淀川町、仁淀川森林組合、仁淀川林産協同組合からなる仁淀川町森林管理推進協議会が主体となって運営している。研修希望者に対して、仁淀川町が研修前に林業の現場の視察やチェーンソーの操作体験などができる視察・体験ツアーを実施し、ツアーを通じて就業に意欲を持った者に対しては、仁淀川林産協同組合が受入事業体の調整等を行っている。研修期間中、研修生には、同林産協同組合から月額17万円の研修手当が支給され、住宅も無償で提供される。研修生は、チェーンソーや林業機械に関する講習を受け、実務経験等を積みながら必要な資格を取得し、研修終了後には、町内の林業事業体に就職する仕組みとなっている。同協議会では、定住を促進するため、研修生や就職した者を対象に地域の交流会を定期的に設けるなどの取組も行っている。

制度開始から令和7(2025)年度までに53人が研修に参加しており、そのうち37人が同町に定住し、林業を担う人材として活躍している。近年は、定住者の中から、研修生をサポートする者や造林業等で起業する者が出てくるなど、同制度を通じて、様々な形で同町の林業を支える人材が生まれている。



チェーンソー伐倒を行う研修生



研修生と定住者の交流会

令和6(2024)年度は「緑の雇用」事業を活用し708人が新規に就業しており(資料Ⅱ－15)、同事業を活用した令和4(2022)年度の新規就業者の3年後(令和6(2024)年度末)の定着率は73.2%で、全産業(高校卒)の62.1%²³よりも高い状況となっている。林野庁は、「緑の雇用」事業による新規就業者を毎年度1,200人、就業3年後の定着率を令和7(2025)年度までに80%とすることを目標としている²⁴。

また、林野庁では、季節ごとに作業量変動する農業や、機械の操作などで共通点の多い建設業等の他産業との連携、施業適期の異なる他地域との連携による林業従事者確保の

²³ 厚生労働省「新規高卒就職者の離職状況(令和4年3月卒業者)」に基づいて試算。

²⁴ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

取組を支援している。

そのほか、林業分野における障害者雇用の促進を図るため、造林作業や山林種苗生産などの分野で、地方公共団体による林福連携の動きがみられる。

くわえて、林業分野における外国人材の受入れに必要な仕組みの整備も進められている。特定技能制度は、生産性の向上や国内人材の確保のため

の取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度であり、令和6(2024)年に林業分野が追加された²⁵。また、同年、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的としている技能実習制度に、林業職種(育林・素材生産作業)が追加されたことにより、技能実習1号から技能実習2号及び3号へ移行できるようになり、1号から通算して最大5年の技能実習が可能となった²⁶。なお、技能実習で修得した技能等を評価する試験として、技能検定²⁷が活用されている。

さらに、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が令和6(2024)年に公布され、技能実習制度に代わる制度として育成就労制度が創設された。令和9(2027)年4月の同制度の運用開始に向け、令和8(2026)年1月に分野別運用方針が閣議決定され、林業分野における運用の内容が定められた²⁸。

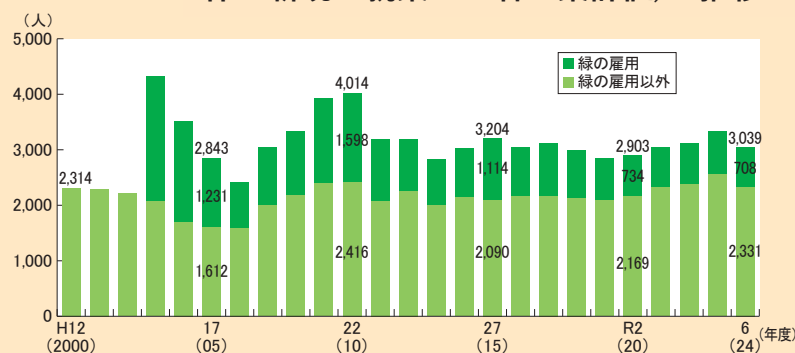
林野庁では、引き続き、外国人材の技能を評価する試験の実施など外国人材の円滑な受入れの取組を支援するとともに、林業分野における育成就労制度の運用開始に向けて、関係省庁と連携し、必要な準備を進めている。

令和7(2025)年10月末時点で、林業を営む事業所に雇用されている外国人労働者は327人となっている²⁹。

(高度な知識と技術・技能を有する従事者の育成)

林業従事者にとって、林業が長く働き続けられる魅力ある産業となるためには、林業作業における労働安全の確保と生産性の向上や、能力評価等を活用した他産業並みの所得、

資料Ⅱ-15 新規就業者数(現場技能者として林業経営体へ新規に就業した者の集計値)の推移



注：「緑の雇用」は、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等による1年目の研修を修了した者を集計した値。
資料：林野庁ホームページ「林業労働力の動向」

²⁵ 「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」に位置付けられたことによる。

²⁶ 特定技能制度及び技能実習制度における木材産業分野の動向については、第Ⅲ章第3節(2)185ページを参照。

²⁷ 技能検定については、(3)118-119ページを参照。

²⁸ 「林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和8(2026)年1月23日閣議決定)

²⁹ 厚生労働省プレスリリース「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和7年10月末時点)」(令和8(2026)年1月30日付け)

安定した雇用環境の確保が必要である。

林野庁では、林業従事者の技術力向上やキャリア形成につながる取組を後押しするため、キャリアアップのモデルを提示し、林業経営体の経営者による教育訓練の計画的な実施や、現場管理責任者等のキャリアに合わせた研修を支援している。現場管理責任者等の育成目標は、令和7(2025)年度までに7,200人としており³⁰、令和6(2024)年3月末時点で6,752人となっている。

また、林業技術や安全作業意識の向上、林業の社会的地位の向上、新規就業者数の拡大等を目的として、安全作業を基本とした上で、チェーンソー作業の正確性やスピードを競う日本伐木チャンピオンシップが開催されている。令和7(2025)年10月に開催された「第4回日本伐木チャンピオンシップin鳥取」において優秀な成績を収めた選手は、令和8(2026)年3月にスロベニアで開催された世界伐木チャンピオンシップに日本代表として出場した。このほか、各地で伐木技術を競う地域独自の大会が開催されている(資料Ⅱ-16)。

(林業大学校等での人材育成)

林業従事者の技術の向上を図り、安全で効率的な作業を行うためには、就業前の教育・研修も重要である。

林業への就業に必要な技術や知識を習得させる機関として、各地で林業大学校が設置されており、令和7(2025)年度に開校したかごしま林業大学校を加え、同年度末時点で全国において28校となっている³¹。林業大学校は、林業経営、労働安全等の様々な分野について学ぶ機会を提供しており、林業の現場で即戦力となる人材や将来林業経営を担う人材を輩出するなど、林業従事者の育成・確保において重要な役割を担っている(事例Ⅱ-2)。また、学生の確保のため、高校生を対象とした林業大学校に関する説明会やオープンキャンパスなどを通じて、学校施設や実習内容などの紹介を行っている。

林野庁では、緑の青年就業準備給付金事業により、林業大学校等において林業への就業を目指して学ぶ学生等を対象にした給付金の給付を支援し、就業希望者の裾野の拡大を図るとともに、将来的な林業経営の担い手の育成を支援している。令和7(2025)年4月時点で、令和6(2024)年度に給付金を受けた卒業生のうち240人が林業に就業している。

林業高校は、森林・林業に関する学科・コース・科目を設置し、学習指導要領に記載された3科目「森林科学」「森林経営」「林産物利用」のいずれかを履修できる高等学校で、令和7(2025)年度末時点で全国において70校となっている³²。林野庁では、これらの林業

資料Ⅱ-16 伐木技術を競う地域独自の大会



愛知県で行われた「あいち伐木競技会」の様子

³⁰ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

³¹ 林野庁研究指導課調べ。

³² 林野庁研究指導課調べ。

大学校や林業高校を支援するため、森林技術総合研修所において教職員向け研修を実施しているほか、授業や自習用の教材として活用できるスマート林業オンライン学習コンテンツの作成・配信、地域協働型スマート林業教育プログラムの作成・実施を行うとともに、教職員等の情報共有を目的としたスマート林業教育推進サミットを開催している。また、森林や林業の魅力を肌で感じることができる貴重な機会として、林業研究グループが高校生を対象に実施する林業機械の体験学習等を支援している。

森林・林業に関する学部・学科・コースを設置している4年制大学及び専門職大学は、令和7(2025)年度末時点で全国においてそれぞれ32校、2校となっている³³。



³³ 林野庁研究指導課調べ。

事例Ⅱ－２ 林業現場で活躍する人材を育てる林業大学校

兵庫県立森林大学校は、林業に関する知識や技術だけでなく、森林について幅広く学ぶことができる２年制の専修学校として、平成29(2017)年４月に宍粟市に開校した。２年間で県有林等を活用した1,000時間を超える豊富な実習が組まれており、林業就業に役立つ最大22の資格が取得可能である。

また、未来の森林や林業の在り方を総合的に考える力を身に付けられるよう、最新のスマート林業技術や獣害対策、森林セラピー^注なども学べる特色あるカリキュラムが組まれているほか、林業事業体への就業体験や地域イベントへの出展を通じて地域への貢献力を養うことも目的としたカリキュラムも組まれている。

100名を超える卒業生の９割が森林・林業分野又は木材産業分野に就職し、一次産業を支える貴重な人材として活躍している。

北はりま森林組合(兵庫県多可町)には、令和7(2025)年４月時点で６名の卒業生が就職している。ある卒業生は、伐倒やウインチ集材、フォワーダによる運材を主に担当しているが、最近ではハーベスタ造材についても技術習得に取り組んでいる。同大学校の卒業生は、安全意識が高く、基礎を身に付けているため、上達のスピードが速いと職場内で高く評価されている。大阪府出身で田舎暮らしに憧れて同組合に就職した別の卒業生も、同大学校で身に付けた知識や技術を活かした働きぶりで高評価を得ている。休暇が取得しやすい点も含めた職場環境が気に入っており、古民家修理の趣味を楽しみながら田舎暮らしを謳歌している。

また、同大学校の就業体験授業がきっかけで翔真林業株式会社(兵庫県宍粟市)を進路先として選んだ卒業生は、フォワーダによる運材やプロセッサによる造材を主に担当している。同社で現場作業を行う初の女性社員であったため、当初は不安なことも多かったが、体調を考慮した働き方に対する職場の理解も深く、安心して働くことができる環境の中で充実した日々を送っている。

兵庫県立森林大学校を始め各地で設置されている林業大学校において、林業現場で即戦力となる人材の育成が一層期待されている。

注：森林セラピーは、特定非営利活動法人森林セラピーソサエティの登録商標。



卒業生の職場の様子

(安全な労働環境の整備の必要性)

安全な労働環境の整備は、林業従事者を守り、継続的に確保し定着させ、林業を持続可能な産業とするために必要不可欠である。

林業労働における死傷者数は長期的に減少傾向にあるものの、ここ数年は横ばい傾向にある(資料Ⅱ-17)。

林業における労働災害発生率は、令和6(2024)年の死傷年千人率³⁴でみると23.3で全産業平均(2.3)の約10倍となっており³⁵、安全確保に向けた対応が急務である。林野庁は、令和3(2021)年以後10年を目途に林業における死傷年千人率を半減させることを目標としている³⁶。

林業経営体の経営者や林業従事者には、引き続き、労働安全衛生関係法令等の遵守の徹底が求められる。

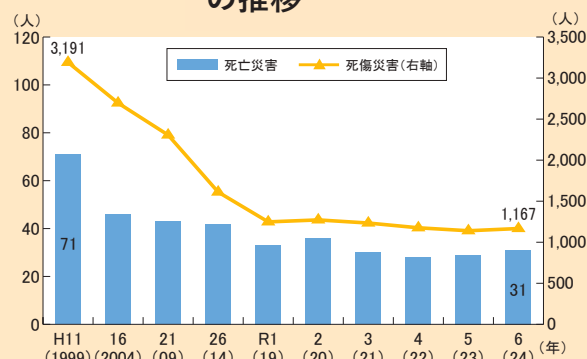
(林業労働災害の特徴に応じた対策)

林業労働災害は、①伐木作業中の死亡災害が全体の7割を占めており、特にかかり木に関係する事故が多い、②経験年数の少ない林業従事者の死亡災害が多い、③高齢者や小規模事業体の事故が多い、④被災状況が目撃されずに発見に時間を要するなどの特徴がある³⁷。

このような状況を踏まえ、農林水産省は令和3(2021)年に「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定し、林業経営体の経営者や林業従事者自身の安全意識の向上を図るとともに、林野庁では、都道府県や林業関係団体に対し、林業労働災害の特徴に対応した安全対策の強化を図るための留意事項³⁸を取りまとめ、労働行政や都道府県等との連携を図りながら、林業労働安全衛生対策を推進している。

具体的には、林業従事者のチェーンソーによる切創事故を防止するための安全靴や、緊急連絡体制を構築するための無線機や衛星携帯電話を含む安全衛生装備・装置の導入、林業経営体の安全管理体制の確保のための診断、ベテラン作業員向けの伐木技術の学び直し研修への支援を行っているほか、「緑の雇用」事業の研修生に対して行う法令遵守や安全確保のための研修を支援している。また、労働安全の確保のための自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の開発・実証に対しても支援を行っており、令和7(2025)年度末時点で、油圧式集材機とロージンググラップルを組み合わせた架線集材システムや、下刈り

資料Ⅱ-17 林業の労働災害発生件数の推移



注：令和2(2020)年から令和6(2024)年までは新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

資料：厚生労働省「労働災害統計」



森林で働く人たちの安全
で快適な職場づくり

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/index.html>

³⁴ 労働者1,000人当たり1年間で発生する労働災害による死傷者数(休業4日以上)を示すもの。

³⁵ 厚生労働省「労働災害統計(令和6年)」

³⁶ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

³⁷ 林野庁経営課において平成29(2017)～令和元(2019)年の労働災害の分析を行った結果による。

³⁸ 「林業労働安全対策の強化について」(令和3(2021)年11月24日付け3林政経第322号林野庁長官通知)

機械、伐倒機械について、遠隔操作の機能を有する機種が販売されている。

さらに、都道府県等が地域の実情に応じて、厚生労働省、関係団体等と連携して行う林業経営体への安全巡回指導や、林業従事者に対する各種の研修等の実施を支援している。

(雇用環境の改善)

令和5年度森林組合統計によると、林業に従事する雇用労働者の賃金の支払形態については、月給制が徐々に増加しているものの34%と低い状況にある。一方、年間就業日数210日以上雇用労働者の割合は上昇しており、令和5(2023)年度には68%と通年雇用化が進展している(資料Ⅱ-18)。それに伴い、雇用労働者の社会保険への加入割合も上昇し8割以上となっている³⁹。林野庁は、森林組合の雇用労働者の年間就業日数210日以上の者の割合を令和7(2025)年度までに77%まで引き上げることを目標としている⁴⁰。

「緑の雇用」事業に取り組む事業体等への調査結果によると、林業従事者の全世代平均の年間平均給与は、平成29(2017)年の343万円から令和4(2022)年の361万円と5%上昇している。しかし、全産業平均の458万円と比べると100万円程度低い状況にあり、特に30代から50代にかけて全産業平均との差が大きく、所得向上が重要である(資料Ⅱ-19)。このため、林野庁では、販売力やマーケティング力の強化、森林の集積・集約化や路網の整備及び林業機械の導入による林業経営体の収益力向上、林業従事者の多能工化⁴¹、キャリアアップや能力評価による処遇の改善等を推進している。

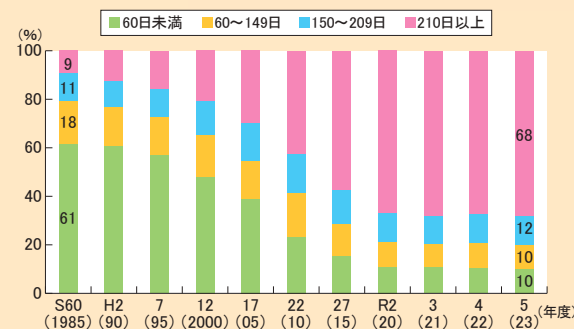
また、令和6(2024)年には、林業従事者の技能向上、就業環境の整備及び社会的・経済的地位の向上、労働災害の減少への寄与を目的として、技能検定の職種に「林業職種」が新設された。林業職種の技能検定は、育林作業、素材生産作業において必要な技能や知識が対象で、複数等級(1級、2級、3級及び基礎級⁴²)が用意されており、各級において学科試験及び実技試験が実施されている。本検定



林業技能検定

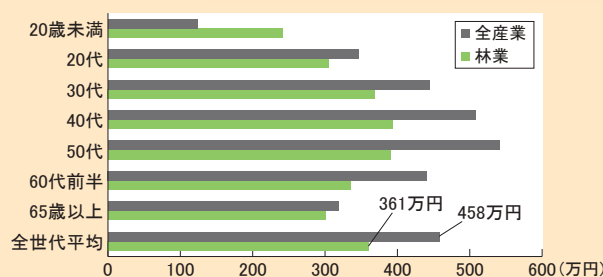
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/241210.html>

資料Ⅱ-18 森林組合の雇用労働者の年間就業日数



資料：林野庁「森林組合統計」

資料Ⅱ-19 全産業と林業従事者の年間平均給与



注1：全産業は、1年を通じて勤務した給与所得者の年間平均給与。

2：林業は、令和5(2023)年度アンケート調査結果における年間就業日数210日以上者のについて、年齢別、給与別回答者数により試算。

資料：国税庁「令和4年分民間給与実態統計調査」、林野庁経営課調べ。

³⁹ 林野庁「森林組合統計」

⁴⁰ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

⁴¹ 1人の林業従事者が、素材生産から造林・保育までの複数の林業作業や業務に対応できるようにすること。

⁴² 基礎級は技能実習生を対象とする試験として実施されている。

の合格者は「林業技能士」と名乗ることができ、令和7(2025)年度に行われた試験により1～3級で計161人が合格し、これまでに239人⁴³の林業技能士が誕生している。試験業務を行う指定試験機関として一般社団法人林業技能向上センターが指定されており、林野庁では、技能検定の目的が達成されるよう、引き続き支援を行っていくこととしている。

(林業活性化に向けた女性の活躍促進)

かつて、多くの女性林業従事者が造林や保育作業を担ってきた。これらの作業の減少もあって女性従事者数は減少し、平成22(2010)年以降は約3,000人で推移しており、令和2(2020)年には2,730人となった(資料Ⅱ-13)。

近年は、林業機械の導入等により女性林業従事者の活躍の場が広がっており、林野庁では、新規就業者向けの研修を実施する林業経営体に対して、女性も含めた林業従事者の就業環境の整備等の支援を実施している。また、森林資源を活用した起業や既存事業の拡張の意思がある女性を対象に、地域で事業を創出するための対話型の講座を実施する取組等についても支援している。

女性の森林所有者や林業従事者等による女性林業研究グループが全国各地にあり、特産品開発等の林業振興や地域の活性化に向けた様々な研究活動を行っている。その女性林業研究グループからなる「全国林業研究グループ連絡協議会女性会議」が各地域での取組を取材し全国に発信するとともに、全国規模の交流会等を実施している。

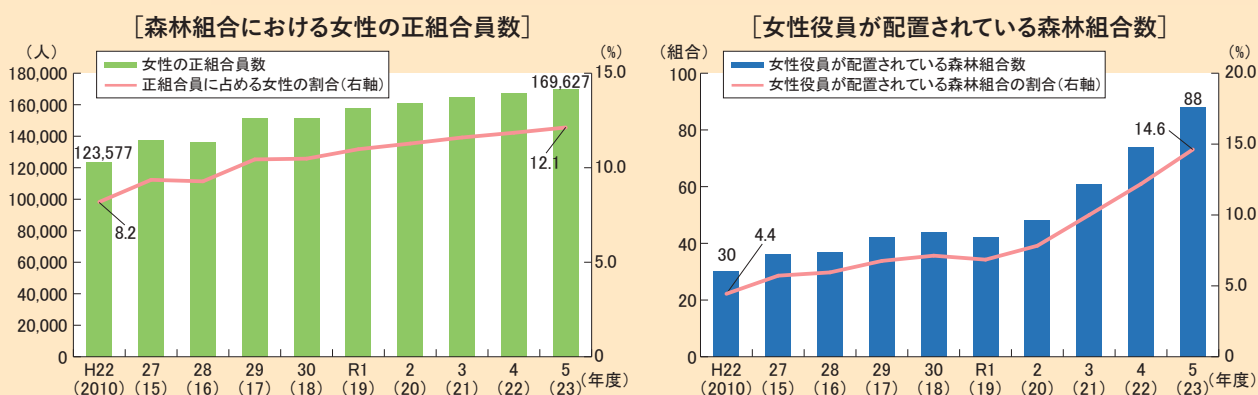
森林組合においては、正組合員に占める女性の割合や、女性役員が配置されている森林組合の割合が低いなど、女性が森林組合の意思決定に関わる機会は少ない状況となっていることから、令和2(2020)年に改正された森林組合法において、森林組合の理事の年齢や性別に偏りが生じないように配慮する旨の規定が設けられた⁴⁴。これにより、女性役員を配置する森林組合の割合は徐々に上昇し、令和5(2023)年度には14.6%となっている(資料Ⅱ-20)。森林組合の中には、女性役員が定着し、組合運営において活躍する例もみられる(事例Ⅱ-3)。



林業における女性の活躍

https://www.rinya.maff.go.jp/j/ken_sido/fukyu/woman.html

資料Ⅱ-20 森林組合における女性の正組合員数及び女性役員が配置されている森林組合数



資料：林野庁「森林組合統計」

⁴³ 令和8(2026)年3月末時点の数値。

⁴⁴ 森林組合の動向については、(2)107-108ページを参照。

事例Ⅱ－３ 森林組合における女性理事の定着と活躍

京丹波森林組合(京都府京丹波町^{きょうたんぱちょう})は、平成18(2006)年に3つの森林組合が合併してできた組合である。平成23(2011)年に初めて女性理事が選出され、この女性理事の参画により理事会の議論が活発化した。このため、同組合では、今後も女性理事が選出されるよう、合併前の3地区から1名ずつの推薦に向けて調整を行ってきた。その結果、最初の女性理事の任期が終わった平成26(2014)年以降も女性理事が選出され、平成29(2017)年以降は3名の女性理事が選出されている。

同組合では、理事に組合員への情報伝達の役割を果たしてもらいたいとの考えから、管内の森林・林業の現状を知ってもらうため、理事会の開催日に併せて現場研修を実施しており、現場の業務に精通していない女性理事に対しては、別日に現場視察の機会を設けている。また、女性理事は、小学生に対する森林学習、木工製品製作体験の試行への協力等、希望に応じて活動している。

女性理事は、このような機会を通じて林業への見識を深め、地域の女性の集まりの中で森林組合の取組を伝えており、その地域内では、森林組合や林業への理解が広がっている。また、相続により女性が森林所有者となっている場合も多く、女性同士で親しみを感じやすいことから、作業道を入れる際の説明が円滑に進むなどのメリットも生じている。

森林所有者の森林への関心が低下している中、男女問わず、森林組合や森林への親近感を高めることが重要であることから、同組合では毎年感謝祭を開催している。その中でも女性が参加しやすいプログラムを設けており、感謝祭を通じ組合と組合員との交流が生まれ、女性理事候補の推薦にもつながっている。



女性理事



現場視察の様子

(4) 林業経営の効率化に向けた取組

(林業経営の効率化の必要性)

我が国の林業は、地域によってばらつきはあるものの、山元立木価格に対して造林初期費用が高くなっていることが多い。50年生のスギ人工林の平均的な林分条件で主伐を行った場合で試算すると、丸太の販売額が513万円/ha⁴⁵、うち森林所有者にとっての販売収入である山元立木価格が181万円/ha⁴⁶であり、この両者の差は伐出・運材等のコストという構造になっている。一方で、地拵^{ごしら}えから植栽、下刈りまでの造林初期費用は307万円/ha⁴⁷と、山元立木価格を上回っている(資料Ⅱ-21)。

この収支構造を改善し、森林資源と林業経営の持続性を確保していくためには、丸太の販売単価の上昇に加え、伐出・運材や育林の生産性向上、低コスト化等により、林業経営の効率化を図ることが重要な課題となっている。

(ア) 森林の集積・集約化

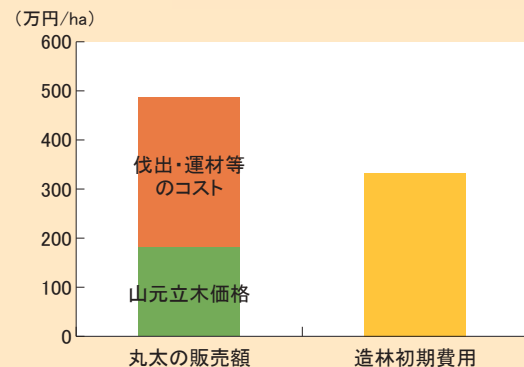
(森林の集積・集約化の必要性)

我が国の人工林は、本格的な利用期を迎えているが、山元立木価格の長期低迷等に起因し、森林所有者の林業経営への関心が薄れていることなどにより、適切な利用がされていない森林も存在する。森林所有者の関心を高めるためには、林業経営の利益を確保し、森林所有者に還元していくことが重要であり、生産性向上やコスト低減、販売力の強化などを図る必要がある。

具体的には、林業経営体への集積・集約化を進めることにより、経営管理を一括して行い、路網の合理的な配置や林業機械を効果的に使った作業を可能とするとともに、径級や質のそろった木材をまとめて供給するなど需要者のニーズに応えつつ、供給側が一定の価格決定力を有するようにしていくことが重要である。

私有人工林において、森林経営管理制度⁴⁸や森林経営計画制度などの活用により集積・集

資料Ⅱ-21 現在の主伐と再造林の収支イメージ



注1：スギ人工林(50年生)の1ha当たりの算出額。

2：山元立木価格及び丸太価格は素材出材量を450m³/haと仮定して試算。

3：造林初期費用は森林整備事業の令和7(2025)年度標準単価を用い、スギ3,000本/ha植栽、下刈り5回、獣害防護柵400mとして試算。

資料：農林水産省「令和7年木材需給報告書」、林野庁「令和6(2024)年木材需給表」、一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調(2025年3月末現在)」

⁴⁵ 素材出材量を450m³/ha(森林生態系多様性基礎調査(NFI)(第5期)より推計したスギ人工林(50年生)の蓄積(600m³/ha)に利用率0.75を乗じた値)とし、中丸太(製材用材)、合板用材、チップ用材の販売比率4：1：5と仮定して、「令和7年木材需給報告書」の価格に基づいて試算。

⁴⁶ 一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調(2025年3月末現在)」に基づいて試算(素材出材量を450m³/haと仮定し、スギ山元立木価格4,026円/m³を乗じて算出。)。山元立木価格の推移については、(1)103ページを参照。

⁴⁷ 森林整備事業の令和7(2025)年度標準単価を用い、スギ3,000本/ha植栽、下刈り5回、獣害防護柵400mとして試算。

⁴⁸ 森林経営管理制度については、第1章第2節(5)64-66ページを参照。

約化された面積は、令和6(2024)年度時点で約4割(約274万ha)となっており⁴⁹、林野庁は、令和12(2030)年度までに約5割(約320万ha)を集積・集約化させる目標を設定している⁵⁰。

(森林経営計画制度)

森林法に基づく森林経営計画は、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として作成する計画⁵¹であり、効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の有する多面的機能を発揮させることを目的としている。市町村長等から森林経営計画の認定を受けた者は、計画に基づく造林、間伐等の施業に対する森林環境保全直接支援事業による支援や、山林所得等の税制特例などを受けることができる。



森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者がたてる「森林経営計画」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_6.html

近年、森林所有者の高齢化や相続による世代交代・不在村化、未登記等により、森林所有者の特定や森林境界の明確化に多大な労力を要していることから、令和7(2025)年3月末時点の全国の森林経営計画作成面積は477万haで、民有林面積の28%にとどまっている⁵²。

各都道府県では、森林経営計画の作成に資するよう、林野庁が発出した森林関連情報の提供等に関する通知⁵³に基づき、林業経営体に対して森林簿、森林基本図、森林計画図等の情報の提供に取り組んでいる。

(所有者特定、境界明確化等に向けた取組)

森林法により、平成24(2012)年度から、新たに森林の土地の所有者となった者に対しては、市町村長への届出が義務付けられている⁵⁴。その際、把握された森林所有者等に関する情報を行政機関内部で利用するとともに、他の行政機関に、森林所有者等の把握に必要な情報の提供を求めることが可能となっている⁵⁵。

国土調査法に基づく地籍調査の実施状況⁵⁶については、北海道、東北、九州の各地方では調査が進んでいる一方で、関東、中部、北陸、近畿の各地方では大幅に遅れている府県もあり、地域間の進捗の差が大きくなっている。また、令和6(2024)年度末時点での進捗率が宅地で52%、農用地で71%であるのに対して、林地⁵⁷では47%にとどまっており、林地における地籍調査の進捗が遅れている。このような中、国土交通省では、リモートセンシ

⁴⁹ 林野庁森林利用課調べ。

⁵⁰ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

⁵¹ 5年を1期とする計画。林班(原則として、天然地形又は地物をもって区分した森林区画の単位(面積はおおむね60ha))又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上の森林を対象とする場合(林班計画)や、市町村が定める一定区域において30ha以上の森林を対象とする場合(区域計画)、所有する森林の面積が100ha以上の場合(属人計画)がある。

⁵² 林野庁計画課調べ。

⁵³ 「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」(平成24(2012)年3月30日付け23林整計第339号林野庁長官通知)

⁵⁴ 「森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について」(平成24(2012)年3月26日付け23林整計第312号林野庁長官通知)

⁵⁵ 「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」(平成23(2011)年4月22日付け23林整計第26号林野庁長官通知)

⁵⁶ 国土交通省ホームページ「全国地籍調査の実施状況」

⁵⁷ 地籍調査では、私有林のほか、公有林も対象となっている。

ングデータを活用した調査手法(航測法)の活用を促進するなど、山村部における地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図っている。林野庁では、森林境界の明確化を図るため、森林整備地域活動支援対策により、地上法⁵⁸で必要な現地立会等が省略できる航測法(資料Ⅱ-22)や、性能の高い機器を用いた現地測量への支援を全国の市町村等に対して行っている。また、これらの森林境界

明確化と地籍調査の成果等が相互に活用されるよう、国土交通省と協力しながら、都道府県、市町村における林務担当部局と地籍調査担当部局の連携を促している。

(所有者不明森林への対応)

我が国では、相続に伴う所有権の移転登記が行われていないことなどから所有者が不明となっている森林が生じている。

所有者不明森林については、適切な経営管理が行われただけでなく、森林の集積・集約化を進める障害にもなっている。令和元(2019)年に内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」で、所有者不明森林の取扱いについて尋ねたところ、「間伐等何らかの手入れを行うべき」との意見が91%に上った。

森林経営管理制度において、市町村により意向調査や境界確認が行われているが、森林所有者が不明な場合には、一定の手続を経て、市町村が経営管理権を設定できることとする特例措置が講じられている。林野庁では、「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」を作成・改訂し、特例措置活用の留意点をQ&A形式で整理するとともに、活用場面をケーススタディで紹介している。令和6(2024)年度までに173市町村で登記簿等に基づく森林所有者約14,000人の探索を実施し、このうち、令和6(2024)年度末時点で約7,500人が森林所有者として判明している。また、令和7(2025)年度末までに12市町において特例措置が活用されている。このほか、森林経営管理法の改正により手続要件が緩和され、令和8(2026)年4月から、所有者不明森林等について、市町村への経営管理権設定に関する公告期間を6か月から2か月に短縮するなどの措置が講じられている。

所有者不明土地等の発生予防に向けては、相続等により取得した土地を国庫に帰属させる「相続土地国庫帰属制度⁵⁹」の運用が令和5(2023)年度から開始されており、市町村においては、森林所有者自らでは管理できない森林等を公有化する取組もみられる。また、不動産登記法の改正により、令和6(2024)年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行うことが義務化され、令和8(2026)年4月

資料Ⅱ-22 航測法による森林境界の明確化



資料：林野庁森林利用課作成。

⁵⁸ 森林所有者等の現地立会の下、境界(所有権境界等)の確認、境界杭等の設置を行い、測量した上で、作成した図面について森林所有者等の確認・同意を取得して森林境界を確定する測量。

⁵⁹ 相続土地国庫帰属制度については、第IV章第2節(2)211ページを参照。

から、不動産の所有者は、氏名若しくは名称又は住所の変更の日から2年以内に変更の登記の申請を行うことが義務化されている。

(林地台帳制度)

森林法により、市町村が森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを記載した林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する制度が運用されており、一元的に蓄積された情報について森林の集積・集約化を進める林業経営体へ提供することが可能となっている。市町村は、林地台帳の森林所有者情報を更新する際には、固定資産課税台帳の情報を内部利用することが可能となっているほか、地籍調査や森林の境界明確化の成果などを活用することにより、台帳の精度向上を図ることができる。林野庁では、市町村が林地台帳の運用を円滑に進められるようマニュアルを作成し、公表している。

(外国人等による森林取得状況の把握)

林野庁は、平成22(2010)年度から外国法人等による森林取得について調査を行っており、令和6(2024)年における外国法人等による森林取得の事例は、85件、382haとなっている⁶⁰。

令和8(2026)年2月に、森林の土地の所有者届出書の届出事項及び市町村が管理する林地台帳の記載事項に、所有者の国籍等を追加する改正⁶¹が行われた。届出書の改正は令和8(2026)年4月、林地台帳の改正は令和9(2027)年4月にそれぞれ施行されることとなり、実態を円滑かつ正確に把握することが可能となる。

(森林情報の高度利用に向けた取組)

森林資源等に関する情報を市町村や林業経営体などの関係者間で効率的に共有し、森林の集積・集約化の効率化・省力化等を図るため、都道府県において森林クラウド⁶²の導入が進んでおり、令和7(2025)年3月末時点で、40都道府県において導入されている。また、高精度の航空レーザ計測等によるデータの取得・解析が複数の地方公共団体で実施され、この情報を森林クラウドに集積する取組も進んでいる。

林野庁は、航空レーザ計測を実施した民有林面積の割合を、令和8(2026)年度までに80%とする目標を設定しており⁶³、令和7(2025)年3月末時点で72%の進捗となっている。

さらに、林野庁では、森林・林業に関連するサービスの高度化や創出、業務の効率化等を促すとともに、適正な森林管理や学術研究の発展につながるよう、森林関連情報のオープンデータ化に取り組んでいる。令和7(2025)年度からは、全国一元的に整備した森林計画対象森林の範囲に関する情報や、航空レーザ計測に基づく地形データ及び樹種等の資源解析データ等をG空間情報センターにおいて公開した。森林関連情報のオープンデータ化



森林情報のデジタル化/
オープンデータ化

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/smartforest/smart_forestry.html

⁶⁰ 林野庁プレスリリース「令和6年に外国法人等により取得された森林は全国の私有林の0.003%」(令和7(2025)年9月16日付け)

⁶¹ 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件」(令和8年農林水産省告示第208号)、「森林法施行規則の一部を改正する省令」(令和8年農林水産省令第8号)

⁶² クラウドとは、従来は利用者が手元のコンピューターで利用していたデータやアプリケーションなどのコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。

⁶³ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

に当たっては、引き続き、利用者のニーズを把握し、都道府県等とも協力しながら、社会的・公共的に求められる情報の一元的な整備と公開に取り組むこととしている(資料Ⅱ-23)。

(施業の集約化を担う人材)

施業の集約化に関し、専門的な技能を有する「森林施業プランナー」は、森林経営計画の作成や森林経営管理制度の運用において重要な役割を担っている。施業の集約化の推進に当たって、森林施業プランナーによる「提案型集約化施業⁶⁴」が行われている。

令和8(2026)年3月末時点の現役認定者数は全国で2,442人であり、林野庁は、令和12(2030)年度までに3,500人とする目標を設定し⁶⁵、森林組合や民間事業体の職員等を対象とした研修等の実施を支援している。

(持続的な林業経営を担う人材)

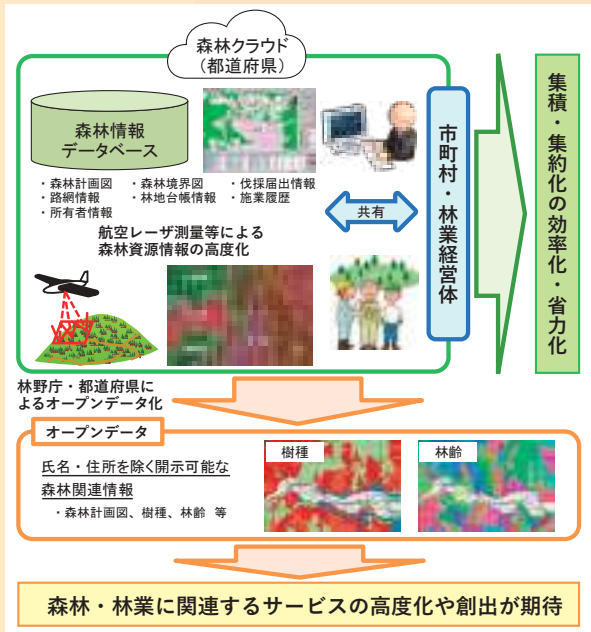
主伐・再造林の増加への対応や木材の有利販売等を進めていくためには、林業経営体の経営力の強化が必要である。林野庁は、人材育成を重視した組織経営や木材価値の向上等の取組を通じた循環型林業経営を実践する者として「森林経営プランナー」の育成を進めている。令和7(2025)年度までに現役人数を500人とする目標に対して⁶⁶、同年度末時点で222人の認定にとどまっており、引き続き育成を図ることとしている。

(イ)労働安全の確保と生産性の向上に向けた取組

(「新しい林業」に向けた取組)

林業は、造林から収穫まで長期間を要し、自然条件下での人力作業が多いという特性があり、これを抜本的に改善して、労働安全を確保するとともに生産性を向上させる必要がある。これまで、林業機械等の導入による生産性の向上等、様々な取組が行われてきた。さらに、森林・林業基本計画では、従来の施業等を見直し、成長等に優れた特定苗木(エリートツリー等の苗木)⁶⁷、自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械等の新技術の活用により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組を推進している。

資料Ⅱ-23 森林関連情報の高度利用(イメージ)



資料：林野庁計画課作成。



「新しい林業」について

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/keiei.html>



林業機械の開発・普及

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/ikai/index.html>

⁶⁴ 施業の集約化に当たり、林業経営体が森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした「施業提案書」を提示して、森林所有者へ施業の実施を働き掛ける手法。

⁶⁵ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

⁶⁶ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

⁶⁷ 特定苗木については、第1章第2節(2)58-59ページを参照。

林野庁では、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度にかけて、全国12か所において、新技術の導入による伐採・造林の省力化や、情報通信技術(ICT)を活用した需要に応じた木材生産・販売など、収益性の向上につながる経営モデルの実証事業を行い、「新しい林業」の経営モデルの構築・普及の取組を支援した。

その中では、地域の特色に応じて、ドローンを活用したレーザ計測による森林資源調査の省力化、林内の走行が可能なICTハーベスタとフォワーダを用いた短幹集材(CTL⁶⁸)作業システムの導入による生産性の向上、ICT等を活用した現場管理の効率化、架線式グラップルの導入による架線集材の荷掛け作業における労働安全の確保、再造林における地拵えの機械化による作業負荷の軽減等の取組が行われた(事例Ⅱ-4)。一方で、ICTハーベスタが造材した原木の径級や長さなどのデータ計測の精度向上や造林の機械化に伴う植栽木の誤伐防止に向けた操作技術の習熟などの課題も明らかとなった。

事例Ⅱ-4 「新しい林業」の経営モデル実証事業の取組成果～CTL作業システムを支える「素材生産管理システム」の構築～

株式会社柴田産業(岩手県一戸町)、住友林業株式会社(東京都千代田区)、岩手大学は、令和4(2022)年度から3年間、CTL作業システムによる生産性の向上に加えて、ICT機器の活用による原木の生産状況に関する情報管理とその共有の効率化に向けた実証事業を実施した。

本事業を通じて構築した「素材生産管理システム」では、伐採現場でICTハーベスタにより記録された、伐採・造材した原木の本数・材積と位置データをシステムに取り込み、モバイルGIS上で表示することで、フォワーダのオペレーターと共有できるようになり、効率的に集材を行うことが可能となった。また、山土場に搬出された原木の材積量もシステム上で確認できることから、施業前にドローンレーザで計測した資源量から計画した伐採材積と実際に生産した材積を比較することにより、作業途中の生産性や進捗率が確認でき、早期の問題把握や作業計画の見直しなど進捗管理が容易に行えるようになった。

本システムは、継続的な生産性の向上や原木の安定供給に資するものであることから、株式会社柴田産業では、実証事業終了後の令和7(2025)年度以降も継続して活用している。また、作業者、作業場所及び作業機械別に作業日報も管理できることから、今後、これらのデータを蓄積することで、現場の状況に応じた精度の高い生産計画の作成と効率的な実行管理につながることが期待される。



ICTハーベスタとフォワーダによるCTL作業システム



モバイルGIS上での伐採・造材した位置の確認

⁶⁸ Cut to Lengthの略。

林野庁では、これらの取組内容を取りまとめた資料の公表や実証動画の公開等を通じて、「新しい林業」に向けた取組の普及を行っている。今後、同事業で得られた成果が、各地域での取組に役立てられることが期待される。

(先端技術等の導入)

林野庁は、令和4(2022)年に改定した「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、ICT等を活用した資源管理・生産管理や、先端技術等を活用した林業機械の開発などを推進しており、機械メーカー等において自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の開発・実証が進められている。林野庁では、令和7(2025)年度までに自動化等の機能を持った林業機械等が8件実用化されることを目標としており⁶⁹、令和7(2025)年度には累計8件が実用化され、目標を達成した。

また、地域一体でデジタル技術をフル活用することにより、原木生産・流通の収益性を向上させる「デジタル林業戦略拠点」の取組を推進している。

デジタル林業戦略拠点では、行政機関、素材生産事業者や森林組合などの原木供給者、製材工場等の原木需要者に加えて、大学・研究機関、金融機関等の多様な関係者で構成される地域コンソーシアムにおいて、森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動のデジタル化が進められている。

林野庁では、令和7(2025)年度までに北海道、静岡県、鳥取県の3地域に対し、林業イノベーションハブセンター(通称：森ハブ)からコーディネーターを派遣し、地域の取組の伴走支援を行っており(事例Ⅱ-5)、令和9(2027)年度までに、全都道府県においてデジタル林業戦略拠点構築に向けた取組を実施することを目標としている⁷⁰。

令和8(2026)年3月には、林業の課題解決に資するスマート林業技術⁷¹の定着を目指し、「スマート林業技術の現場実装ビジョン」を策定し、林業DX(デジタルトランスフォーメーション)⁷²を含むスマート林業⁷³の必要性や目指すべき将来像などを提示した(資料Ⅱ-24)。



デジタル林業戦略拠点

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/digital/digital.html>

⁶⁹ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

⁷⁰ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

⁷¹ 森林管理、木材流通、伐採・搬出・造林等の林業の活動において、労働安全の確保、労働負荷の軽減、労働生産性の向上のいずれかに資するICTや自動運転、林内走行等の新たな技術。

⁷² リモートセンシング、AI、ICT等のスマート林業技術を活用し、情報のデジタル化やデータの利活用等を通じて、業務の従来手順や商慣習を根本的に見直して効率化を図る取組。

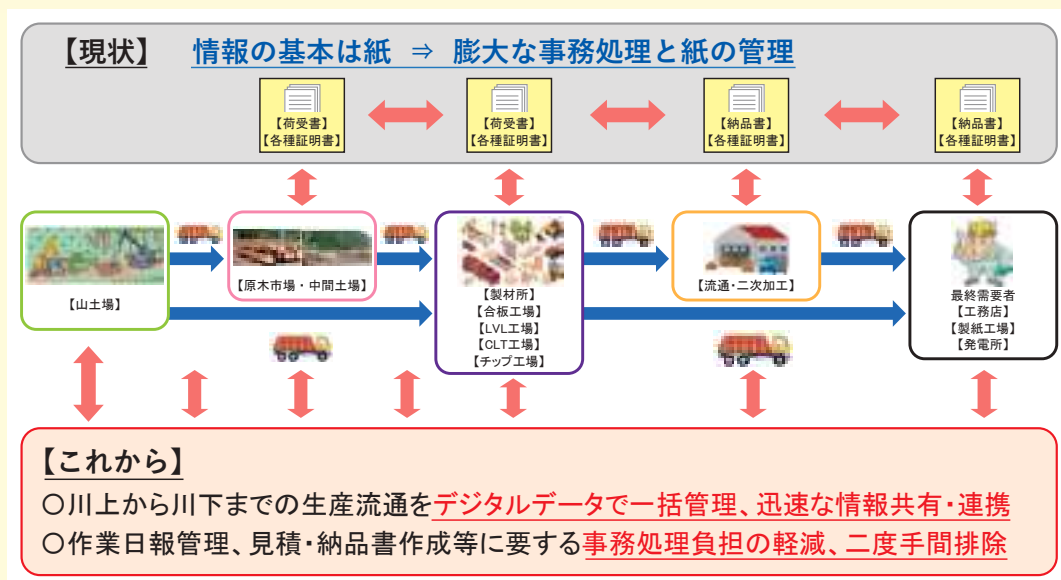
⁷³ 地域や林業経営体の状況に応じた適切なスマート林業技術を、森林管理、木材流通、伐採・搬出・造林等の林業の活動に幅広く導入することで、労働安全を確保するとともに労働負荷の軽減及び労働生産性の向上を実現した林業。

事例Ⅱ－５ 各種証明書のデジタル化とデータ活用に向けた取組

デジタル林業戦略拠点(鳥取地域)では、木材の生産から流通・加工までの関係者、行政等の29団体により、鳥取県デジタル林業コンソーシアムを構成し、生産流通SCM(サプライチェーンマネジメント)システムの構築に取り組んでいる。

鳥取地域では、丸太生産から、木材市場、製材・合板工場、プレカット工場、工務店までに至るサプライチェーンにおいて、これまで見積・納品情報や県産材証明などを紙で運用しており、資料が膨大となり事務処理が煩雑になっていたことから、これらをデジタル処理できるシステムを開発し、試行運用を開始している。

このシステムにより、例えば県産材証明書については、約8割のコスト削減が可能と試算している。また、取引事業者間で十分に共有されてこなかった木材の規格や取引数量などの情報をシステム内で一括管理することで、関係者間の情報共有を円滑化するとともに、将来的には、蓄積されたデータを活用し、木材需給状況の把握や在庫管理の適正化、取引マッチングの促進などを推進していくこととしている。



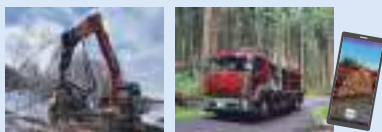
生産流通SCMシステムの構築の概要

資料Ⅱ－24 スマート林業の全体像(イメージ)

林業DX(森林管理～木材の生産・流通分野)

ICT等のデジタル技術の活用とともに、従来の商慣習や業務手順を根本的に見直す“林業DX”により、低コスト化と付加価値向上を実現

<木材生産・流通の効率化>



ICTハーベスタやアプリを活用したデータ共有

伐採・搬出のスマート化

スマート林業機械・機器の活用により、新たな作業システムを構築し、チェーンソーによる伐倒を極力なくすことと労働生産性の大幅な向上を実現

<伐倒>



遠隔操作伐倒機械

<集材>



自動運転フォワーダ

造林のスマート化

スマート林業機械・機器の活用と、作業方法の転換により、労働負荷の高い作業ゼロと省力化を実現

<下刈り>



自動運転下刈り機械

<苗木運搬>



苗木の自動搬送

2. 特用林産物の動向

(1)きのこ類等の動向

(特用林産物の産出額)

「特用林産物」とは、森林原野を起源とする生産物のうち一般に用いられる木材を除いたものの総称であり、食用きのこ類、樹実類や山菜類、漆や木ろうなどの工芸品の原材料、竹材、桐材、木炭、森林由来の精油や薬草・薬樹など多彩な品目で構成されている。その産出額は林業産出額の約4割を占めるなど、地域経済の活性化や山村地域における所得の向上などに大きな役割を果たしている。



特用林産物の生産動向

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/tokusan/index.html>

令和6(2024)年の特用林産物の産出額は2,437億円で、このうち「栽培きのこ類生産」が全体の9割以上を占める2,323億円、樹実類、山菜類、漆等の「林野副産物採取」が43億円、薪、木炭等の「薪炭生産」が71億円となっている⁷⁴。

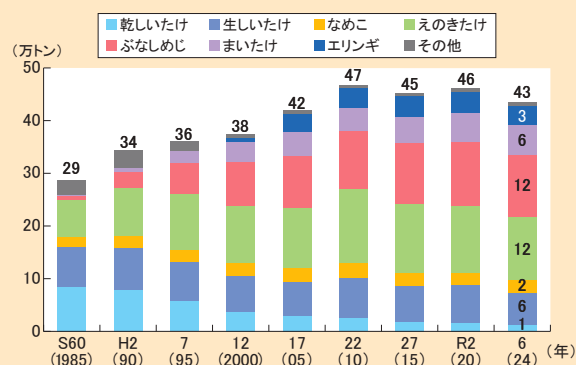
(きのこ類の生産の動向)

栽培きのこ類生産の産出額の内訳をみると、ぶなしめじが574億円で最も多く、次いで生しいたけが558億円、まいたけが368億円の順となっている。

きのこ類の生産量について、令和6(2024)年は、前年比0.2%減の43.5万トンとなった(資料Ⅱ-25)。そのうち乾しいたけについては、生産者の減少、秋季の天候不順等により、前年比13.4%減となった。価格は大きく上昇し、5,766円/kg(前年比27.3%増)となり、昭和58(1983)年以来の高値となっている⁷⁵。一方、まいたけの生産量は前年比2.4%増、えのきたけの生産量は前年比2.7%増となった。食料・農業・農村基本計画(令和7(2025)年4月閣議決定)では、令和12(2030)年のきのこ類の生産量を47万トンと設定している。

令和6(2024)年のきのこ類の生産者戸数は前年比5.0%減の約2.0万戸となっている。そのうち約1.0万戸を占める原木しいたけ生産者については、高齢化の進行や原木調達が困難になってきたことなどにより減少傾向にあり、10年間で半減している⁷⁶。

資料Ⅱ-25 きのこ類の国内生産量の推移



注1：乾しいたけは生重量換算値。

2：平成12(2000)年までの「その他」はひらたけ、まつたけ、きくらげ類の合計。平成17(2005)年以降の「その他」はひらたけ、まつたけ、きくらげ類等の合計。

資料：農林水産省「特用林産基礎資料」

⁷⁴ 農林水産省「林業産出額」。「令和5年度森林及び林業の動向」までは東京都中央卸売市場等の卸売価格等をベースにした農林水産省「特用林産基礎資料」に基づき生産額を算出。

⁷⁵ 林野庁「林業統計要覧」、「森林・林業統計要覧」、農林水産省「特用林産基礎資料」

⁷⁶ 農林水産省「特用林産基礎資料」

(きのこ類の安定供給に向けた取組)

きのこ類は、健康増進効果⁷⁷が広く認められていることなどから、日常の食卓に欠かせない食材であり、国内需要の88%が国内で生産されている⁷⁸。林野庁では、きのこ類の安定供給に向けて、効率的な生産を図るための施設整備等、生産性向上に取り組む生産者の先進的な取組を支援している。また、近年、燃油・電気代に加え、きのこ生産に用いる原木やおが粉の価格高騰等により生産資材の安定的・効率的な調達が困難な状況となっており、経営に影響が生じていることから、省エネ化やコスト低減に向けた施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部に対して支援している。

さらに、乾しいたけの価格が大きく上昇する中で、原木の安定的な供給確保に向けた素材生産事業者との協定の締結や、若手生産者を中心に、生産性向上に向けてデジタル技術を活用した栽培に取り組む動きもみられる(事例Ⅱ－6)。

事例Ⅱ－6 デジタル技術を活用した原木しいたけ栽培

熊本県は原木しいたけの主要な産地であるが、近年、生産者の高齢化や担い手不足に直面している。熊本県椎茸農業協同組合(熊本県熊本市)では、熊本県と連携して、原木しいたけの栽培を次世代につなげるため、デジタル技術を活用した生産の効率化や生産技術のデータ化の取組を進めている。

原木しいたけの栽培においては、温度や湿度、照度、ほだ木の含水率といった生産環境がしいたけの生育や質に大きな影響を与える。生産環境の変化への対応については、これまで生産者の経験や勘に頼る部分が多く、経験豊富な生産者であっても環境条件の変化の正確な把握は難しい場合もあることから、しいたけの発生に最適な条件の分析や収穫時期の予測ができないなど、適切な生産管理に課題があった。

このような課題に対応するため、同組合では生産場所に温度や湿度、照度、ほだ木の含水率等を計測するセンサーを設置し、環境データを収集する取組を開始した。これにより、リアルタイムかつ継続的に正確な環境データの取得が可能となるとともに、同データと収穫量データを照合し、最適な条件の分析や予測が行えるようになり、しいたけの品質向上や生産増加につながっている。同組合の組合員であり、環境データを活用した高品質化に取り組む石原敬氏が「第72回全国乾椎茸品評会」の冬菇^{どんこ}の部において農林水産大臣賞を受賞するなど、若手生産者を中心としたデジタル化の取組により、地域でのしいたけの生産意欲も高まりをみせている。

同組合では、今後、この取組を継続、発展させ、更なる生産の効率化や生産技術のデータ集積の推進を通じて、原木しいたけ栽培技術の次世代への継承を目指すこととしている。



センサーを設置した生産地の様子及び収集した環境データの画面



農林水産大臣賞を受賞した石原敬氏

⁷⁷ 低カロリーで食物繊維が多い、カルシウム等の代謝調節に役立つビタミンDが含まれているなど。

⁷⁸ 農林水産省「令和6年度食料需給表」

(きのこ類の消費拡大に向けた取組)

令和6(2024)年度におけるきのこ類の一人当たりの年間消費量は前年度比3.1%増の3.3kgとなった⁷⁹。きのこ類の関係団体や民間企業では、消費拡大に向け、きのこ料理コンクールの開催⁸⁰等を通じたきのこのおいしさや機能を消費者に伝えるPR活動のほか、産地のブランド化や機能性に着目した新商品開発などの取組を展開している。また、一般社団法人日本きのこマイスター協会では、きのこマイスター認定講座を開設し、きのこの知識、機能、調理方法等について普及を図ることのできる人材を育成している。

また、消費者が国産原木又は菌床由来のしいたけと輸入菌床由来のものとを区別できるようにするため、消費者庁は、令和4(2022)年に原産地表示のルールを見直しており、これに基づき原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地として表示することとしている。

さらに、生産者等において菌床やほだ木⁸¹に国産材が使用されていることをマークで表示するなどの取組も進められている。

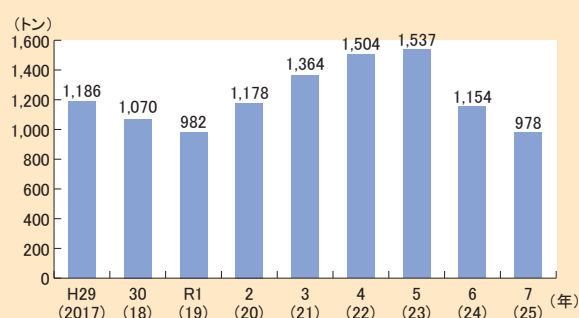
(きのこ類の輸出拡大に向けた取組)

きのこ類の輸出量については、海外における和食の普及や健康的な食生活への関心の高まりに伴い、令和元(2019)年以降、香港等の近隣国・地域向け、北米向け等が増加していた。令和7(2025)年のきのこ類の輸出量は、乾しいたけが増加したものの、生鮮きのこ類については鮮度保持の課題等から減少しており、前年比15.3%減の978トンとなった(資料Ⅱ-26)。輸出額については、前年比1.2%減の10億円となっている⁸²。

林野庁では、きのこ類の輸出を促進するため、令和7(2025)年は、インドネシア、シンガポール、マレーシアでの生鮮きのこの市場調査等を行うとともに、輸出に向けた生産者の生産意欲の向上等を目的に、国内産地での輸出事業者と生産者等との情報交換会の開催、生産者団体等が行う輸出時の輸送手段や品質管理などの検証を支援した。

きのこ類は栄養繁殖が可能で増殖が容易であることから、生鮮きのこ類の輸出に当たっては、輸出先で無断培養されることにより、潜在的な輸出機会の喪失や、逆輸入による国内産地への影響が懸念される。このため、農林水産省では、主要なきのこ類のDNAデータベースの構築を支援するなど、育成者権の保護に関する体制の整備に取り組んでいる。

資料Ⅱ-26 きのこ類の輸出量の推移



注1：令和3(2021)年までは、生鮮きのこ、一時保存きのこ、乾きくらげ、乾白きくらげ、乾しいたけ、その他乾きのこ、保存・調整きのこの合計。令和4(2022)年以降は、令和3(2021)年までの7品目及びボルチーニ、ジロール、生しいたけ、まつたけ、トリュフの合計。

2：令和7(2025)年については、確々報値。

資料：財務省「貿易統計」

⁷⁹ 農林水産省「令和6年度食料需給表」。令和6(2024)年度については、概算値。

⁸⁰ 「令和5年度森林及び林業の動向」第Ⅱ章第2節(1)の事例Ⅱ-5(106ページ)を参照。

⁸¹ 原木にきのこの種菌を植え込んだもの。

⁸² 財務省「貿易統計」。令和3(2021)年から、乾きくらげ類、調整きのこ、保存処理をしたきのこ及びしいたけ以外の乾燥きのこを集計項目に追加した。令和7(2025)年については、確々報値。

なお、令和7(2025)年のきのこ類の輸入額は、前年比0.2%増の156億円(11,375トン)となっており、その多くは中国産の乾しいたけと乾きくらげが占めている⁸³。

(2)薪炭・竹材・漆の動向

(薪炭の動向)

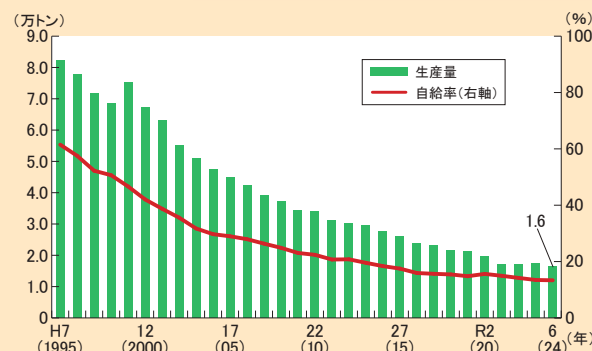
木炭は、家庭用の燃料としては使用する機会が少なくなっているが、飲食店、茶道等では根強い需要があるほか、電力なしで使用できるなどの利点から災害時の燃料としても活用されている。木炭(黒炭、白炭、粉炭、竹炭及びオガ炭)の国内生産量は、長期的に減少傾向にあり、令和6(2024)年は前年比6.4%減の1.6万トンとなった(資料Ⅱ-27)。

多孔質⁸⁴である木炭は、燃料としての利用以外にも浄水施設のろ過材や消臭剤としての利用のほか、近年では、土壌改良材として農地に施用する「バイオ炭⁸⁵」が注目されている。バイオ炭の農地施用は、難分解性の炭素を土壌に貯留する効果があり、気候変動緩和効果も期待できることから、J-クレジット制度⁸⁶において、温室効果ガスの排出削減活動としてクレジット化が可能となっている。また、国産木炭は、和食文化の拡がりに加え、その品質の高さによる海外の需要も期待されることから、海外市場への参入を目指す動きもみられる。

これらの取組が木炭の需要の拡大につながり、伝統的な製炭技術の継承や大径化が進む薪炭林の若返りにもつながることが期待される。

販売向け薪の生産量についても、石油やガスへの燃料転換等により減少傾向が続いていた。平成19(2007)年以降は、ピザ窯やパン窯用などとしての利用や、アウトドア需要等を背景に増加傾向で推移してきたが、令和6

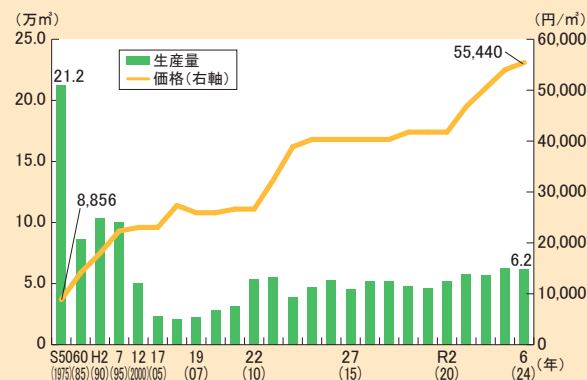
資料Ⅱ-27 木炭の国内生産量の推移



注：生産量は、黒炭、白炭、粉炭、竹炭、オガ炭の合計。

資料：農林水産省「特用林産基礎資料」、財務省「貿易統計」

資料Ⅱ-28 販売向け薪の国内生産量と価格の推移



注1：生産量は丸太換算値。1層積m³を丸太0.625m³に換算。

2：価格は卸売業者仕入価格。

資料：農林水産省「特用林産基礎資料」

⁸³ 財務省「貿易統計」。令和7(2025)年については、確々報値。

⁸⁴ 木炭は表面に無数の微細な孔を持つ。孔のサイズ分布や化学構造によって、水分子やにおい物質などの吸着機能や、孔内に棲息する微生物による分解機能を有し、湿度調整や消臭、水の浄化などの効果を発揮する。これらの効果は、木炭の原材料や炭化温度により異なる。

⁸⁵ 燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物。

⁸⁶ J-クレジット制度については、第Ⅰ章第2節(6)71-73ページを参照。

(2024)年の生産量は、前年比1.0%減の6.2万³となった(資料Ⅱ－28)。

(竹材の動向)

竹材は従来、身近な資源として、日用雑貨、建築・造園用資材、工芸品等様々な用途に利用されてきた。このような利用を通じて整備された竹林は、里山の景観を形作ってきたのみならず、食材としてのたけのこを供給する役割を果たしてきた。しかし、プラスチック等の代替材の普及や住宅様式の変化、安価な輸入たけのこの増加等により、国内における竹材やたけのこの生産は減退してきた。このため、管理が行き届かない竹林の増加や、周辺森林への竹の侵入などの問題も生じている。

竹材の生産量は、製紙原料としての利用の本格化等を背景に、平成22(2010)年から増加に転じたが、平成29(2017)年以降再び減少傾向にあり、令和6(2024)年は前年比2.2%減の88万束⁸⁷となった(資料Ⅱ－29)。

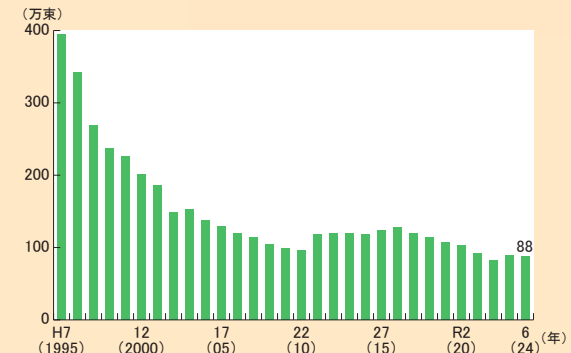
近年では、竹資源の有効利用に向けた取組として、家畜飼料や土壌改良材などの農業用資材、竹材の抽出成分を原料にした洗剤等の日用品、舗装材等の土木資材等への活用が進められている。また、たけのこととしての収穫適期を過ぎて成長した若い竹をメンマに加工・販売することで竹林整備につなげる取組や、竹資源の需要と供給のミスマッチ等の解決に向けた産学官連携の取組も行われている⁸⁸。

(漆の動向)

漆は、樹木であるウルシから採取された樹液と樹脂の混合物を精製した塗料で、食器、工芸品、建造物等の塗装や接着に用いられてきた。化学塗料の発達や生活様式の変化などを背景に、漆の消費量は長期的に減少しており、令和6(2024)年の国内消費量は31.2トンと、昭和55(1980)年と比較して6.9%となっている⁸⁹。令和6(2024)年の国内生産量は消費量の5.7%に相当する1.8トンとなっており、岩手県等の主要産地において、天候に恵まれ前年に比べて作業日数が確保できたことなどから、前年比8.5%増となった(資料Ⅱ－30)。

平成26(2014)年度に文化庁が国宝・重要文化財建造物の保存修理に原則として国産漆を使用する方針としたことを背景に、各産地では漆の生産振興に力を入れるとともに、生産

資料Ⅱ－29 竹材の国内生産量の推移



資料：農林水産省「特用林産基礎資料」

資料Ⅱ－30 漆の国内生産量の推移



資料：農林水産省「特用林産基礎資料」

⁸⁷ 2.6万トン(1束当たり30kgとして換算)。

⁸⁸ 例えば、「令和6年度森林及び林業の動向」第Ⅱ章第2節(2)の事例Ⅱ－4(128ページ)を参照。

⁸⁹ 農林水産省「特用林産基礎資料」

者からの生漆の買取価格の引上げを図ったことから、国産漆の生産量は平成27(2015)年以降増加に転じた。しかし、国産漆の生産量は、国宝・重要文化財建造物の理想的な修理周期での保存修理における漆の年平均使用量である約2.2トン⁹⁰に満たない上、工芸品等向けの国産漆の需要もあることから、国産漆の生産量を増やしていくことが重要となっている。このような中、漆の産地ではウルシ林の造成・整備等が進められている(事例Ⅱ－7)。

事例Ⅱ－7 地域の人々と共に取り組む漆文化を守る活動

特定非営利活動法人丹波漆(京都府福知山市)は、国内で数少ない漆の産地である福知山市の夜久野地域において、ウルシの植栽・管理や漆掻き技術の継承に取り組みながら、地域の人々と共に漆文化を守る活動を行っている。

毎年100本のウルシの木を植樹することを目標に、植樹祭等を通じてウルシの木を植える取組を進めており、同法人が平成24(2012)年に設立した当時約400本だったウルシの木は約1,800本となっている。それに伴い、漆掻き職人は1人から5人に増え、技術の継承も図っている。また、多くの人に漆について知ってもらい、協力を得ることがこれらの取組の継続につながると思ひから、「丹波漆」の魅力や生産状況などに関する講演会を実施するほか、福知山市営「やくの木と漆の館」と協働で漆を使用した工芸品の展示や「漆掻き現場見学&漆塗り体験」ツアーの開催を行っている。さらに、丹波漆を次世代に受け継ぐため、学生と共に漆の魅力を広める活動にも力を入れている。

同法人は、令和6(2024)年に全国で日本文化財漆協会(東京都台東区)、日本うるし掻き技術保存会(岩手県二戸市)に次いで3番目、西日本では初めての団体として、文化庁から選定保存技術^注「日本産漆生産・精製」の保存団体に認定された。令和7(2025)年6月には、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に丹波漆を出展し、地域住民もスタッフとして加わりながら、会場での展示や、植栽地からの漆掻きの生中継等を通じて丹波漆の魅力をPRするなど、認定後も様々な活動を行っており、今後も同法人の活動が地域の人々の参画も得ながら発展していくことが期待される。

注：文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能である「文化財保存技術」のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として選定している。



漆掻き



植樹祭の様子

(写真提供：特定非営利活動法人丹波漆)

⁹⁰ 文化庁プレスリリース「文化財保存修理用資材の長期需要予測調査の結果について」(平成29(2017)年4月28日付け)

3. 山村(中山間地域)の動向

(1)山村の現状

(山村の役割と特徴)

中山間地域⁹¹に位置する山村は、林業を始めとする様々な生業が営まれる場であり、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている。

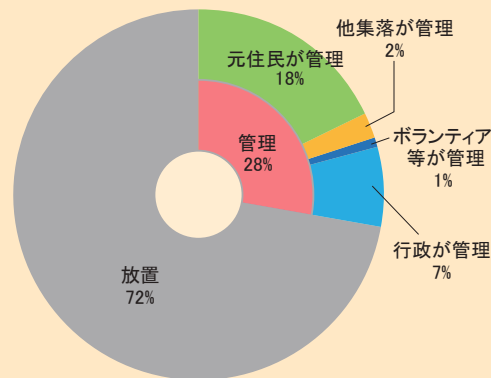
山村振興法に基づく「振興山村⁹²」は、令和7(2025)年4月時点で、全国市町村数の約4割に当たる734市町村において指定されており、国土面積の約5割、林野面積の約6割を占めているが、その人口は全国の2.5%にすぎない⁹³。

(過疎地域等の集落の状況)

山村においては、過疎化及び高齢化が進行し、集落機能の低下、さらには集落そのものの消滅(無人化)につながるものが懸念されている。

令和6(2024)年度に実施された「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査⁹⁴」によると、前回調査(平成31(2019)年4月時点)以降、141市町村において296集落が無人化している。これらの集落の森林・林地の状況については、28%の集落で元住民、他集落、ボランティア等又は行政が管理をしているものの、残りの集落では放置されている(資料Ⅱ-31)。また、山村地域の集落では、空き家の増加を始めとして、耕作放棄地の増大、獣害・病虫害の発生、公共交通の利便性の低下、働き口の減少、森林の荒廃等の問題が発生しており、地域における資源管理や国土保全が困難になりつつある(資料Ⅱ-32)。

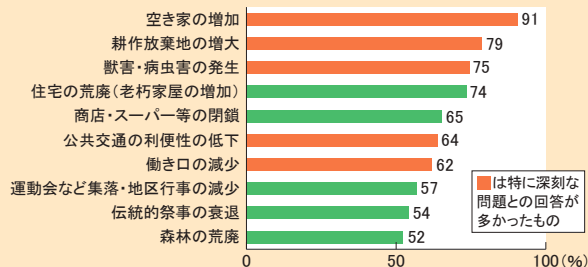
資料Ⅱ-31 無人化集落跡地の森林・林地の管理状況



注:「該当なし」及び「無回答」を除いた合計値から割合を算出。

資料:国土交通省・総務省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書」(令和7(2025)年3月)

資料Ⅱ-32 山村地域の集落で発生している問題上位10項目(複数回答)



注:市町村担当者を対象とした調査結果。

資料:国土交通省・総務省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書」(令和7(2025)年3月)

⁹¹ 農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域のこと。我が国の総土地面積の約6割を占める。

⁹² 旧市町村(昭和25(1950)年2月1日時点の市町村)単位で林野率75%以上かつ人口密度1.16人/町歩未満(いずれも昭和35(1960)年時点)等の要件を満たし、産業基盤や生活環境の整備状況からみて、特にその振興を図ることが必要であるとして山村振興法に基づき指定された区域。1町歩は9,917.36㎡(約1ha)である。

⁹³ 全国の面積・人口については総務省「令和2年国勢調査」、全国の林野面積については農林水産省「2020年農林業センサス」、振興山村の面積については農林水産省「2015年農林業センサス」、振興山村の林野面積については「2015年農林業センサス」と「2020年農林業センサス」により推計。

⁹⁴ 令和7(2025)年に国土交通省及び総務省が公表。令和6(2024)年4月時点の調査。

一方、山村には、豊富な森林資源や水資源、美しい景観のほか、多様な食文化や木の文化を始めとする伝統・文化、生活の知恵や技等、有形無形の地域資源が数多く残されており、都市住民もこのような地域資源に対し大きな関心を寄せている。地方移住に関する相談・問合せ数は増加傾向で推移しているほか(資料Ⅱ－33)、令和5(2023)年に内閣府が行った「森林と生活に関する世論調査」によると、大都市住民のうち農山村に定住してみたい者の割合は28.3%であった。また、近年増加傾向にある外国人観光客も我が国の豊かな自然に対して高い期待を寄せている⁹⁵。

(2)山村の活性化 (山村の内発的な発展)

山村地域での生活を成り立たせていくためには、地域資源を活かした産業の育成等を通じた山村の内発的な発展が不可欠である。

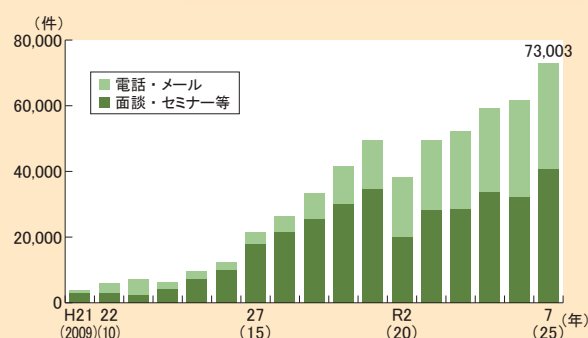
令和7(2025)年3月には山村振興法が改正され、同法の期限が10年間延長された。

林野庁では、林業・木材産業の成長発展を図っているほか、特用林産物、広葉樹、ジビエ等の地域資源の発掘と付加価値向上等の取組を支援している(事例Ⅱ－8)。

また、農林水産省では、山村活性化や自立的かつ持続的な発展を促し、山村への移住・定住や地域間交流の促進を図るため、農山漁村振興交付金(山村活性化対策)により、地域資源を活かした商品の開発等を支援している。

さらに、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験などを楽しむ「農泊」を推進している。我が国では、古くから生活のあらゆる場面で木を使い、各地域の気候や食文化などとも連動し、多様な樹種を使い分けながら古民家等の伝統的な木造建築物や木製食器、漆器などの多様な文化を生み出してきており、このような「木の文化」を継承発展させることが、観光分野等も含めた山村地域の活性化・地方創生につながる。

資料Ⅱ－33 地方移住に関する相談・問合せ数



注：ふるさと回帰支援センター・東京への相談・問合せ数。

資料：公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構プレスリリース「【2025年】移住希望地ランキング公開」(令和8(2026)年2月24日付け)に基づいて林野庁森林利用課作成。



林野庁・農林水産省
における山村振興施策

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sesaku.html>

⁹⁵ 観光庁「訪日外国人の消費動向 2024年 年次報告書」によると、外国人が訪日前に期待していたこと(複数回答)として、「自然・景勝地観光」と回答とした割合は53.6%である。

事例Ⅱ－８ 森林資源を活用した商品開発や体験型交流による地域活性化

山形県尾花沢市^{おぼなざわ}の「細野の山を愛する会」は、地域に豊富に存在する森林資源を活用することで、荒廃した里山の再生と地域の魅力向上を目指す取組を進めている。

尾花沢市細野地区の森林は、かつては薪炭利用が盛んに行われ、生活に密接に関わっていたが、近年では利用が減少し、藪化が進んでいた。

このような中、同会は里山の整備により伐採・搬出される木材のほか、広葉樹のイタヤカエデの樹液、山菜等の地域の森林資源の掘り起こしを積極的に行い、新たな価値創出に取り組んでいる。伐採木は薪材として活用し、イタヤカエデの樹液(メープルサップ)は収穫後、同地区の農産物加工所に無償提供され、地元婦人会が糖度60度のシロップに加工・販売している。また、採取した山菜は地区内の農家レストランに提供されている。近年は、メープルシロップや獣害対策のため収穫した柿の実(干柿)を原料とし、地元産のホップも使ったクラフトビールの商品開発・販売にも新たに取り組んでいる。

このほか、メープルサップの採取やワラビ苗の植付け体験などの活動も展開しており、海外からの観光客も含め、地区内外から多くの参加者が訪れている。体験を通じて細野地区の自然や暮らしに触れた参加者の中には、実際に同地区に移住した例もあり、地域の人口維持や活性化にもつながっている。こうした交流は、地域の魅力を発信するとともに、外部とのつながりを深める重要な機会となっている。

これらの活動は、森林資源を活かした商品開発と体験型交流を通じて、地域経済の循環とコミュニティの再生を促す取組であり、令和6年度豊かなむらづくり全国表彰事業で農林水産大臣賞を受賞するなど、持続可能な地域づくりのモデルとして今後の展開が期待される。



販売用メープルシロップと商品開発されたクラフトビール



ワラビ苗の植付け・山菜採取の体験会の様子

(写真提供：細野の山を愛する会)

(山村地域のコミュニティの活性化)

山村地域の人口が減少し、集落周辺の里山林の手入れが滞る中、集落の維持・活性化を図るためには、地域住民や地域外関係者による里山林の整備を含めた協働活動を通じたコミュニティの活性化が必要である。また、地域資源の活用によって、山村地域やその住民と継続的かつ多様な形で関わる「関係人口」の拡大が期待されている。このため、林野庁では、山村の生活の身近にある里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動の取組を支援している(事例Ⅱ－9)。

事例Ⅱ－９ 自然体験の場の提供や地域の伝統文化の保存に貢献する里山林の利活用

宮崎県国富町では、森林所有者の高齢化等により里山林の管理が行き届かず、竹が侵入して藪化し、イノシシ等による獣害が懸念される状況にあった。森林所有者から依頼を受けて里山林の整備活動に携わっていた地域住民は、地元企業とも連携して、令和5(2023)年に「イノホイの森保全会」を設立し、下刈り、除伐、竹林整備、獣害対策等に取り組むとともに、多様で持続的に資源活用できる里山林を目指して様々な活動を行っている。

例えば、整備した森林を活用し、捕獲技術者の育成のため、新たに狩猟に取り組む者等を対象にわなの設置方法等の技術指導を行っている。また、自然に触れる機会の少ない都市部の親子を対象に、整備活動で生じた草木を利用して布等を染める叩き染め、竹を利用したオカリナ作り、しいたけの駒打ち等の自然体験活動を行っており、参加者から好評を得ている。このほかにも、林内に生育するイヌタラ(カラスザンショウ)を、1,200年前から伝わる郷土玩具「法華嶽うづら車」の材料として提供するほか、会員の一人が技術の継承に取り組むなど、伝統文化の保存に貢献している。

今後も、里山林の資源を活用しながら自然体験イベントを企画・開催し、次世代を担う子供たちが里山林に関心を持ち森林へ足を運ぶきっかけづくりに取り組むとともに、伝統文化の保存に向けた取組を行っていくこととしている。



整備活動で得られた原木を使った
しいたけの駒打ちの様子
(写真提供：イノホイの森保全会)



林内に生育するイヌタラを利用した「法華嶽うづら車」

さらに、林野庁では、地域の新たな支え手を確保できるよう、特定地域づくり事業協同組合制度⁹⁶等の枠組みの活用を推進するとともに、林業高校や林業大学校への就学、「緑の雇用」事業によるトライアル雇用等を契機とした移住・定住の促進を図っている。くわえて、各地の地方公共団体において地域おこし協力隊員が森林・林業分野で活躍している状況を踏まえて、森林・林業分野における地域おこし協力隊制度の活用が更に進むよう、総務省と連携し、同制度の概要や活用事例を掲載した地方公共団体向けのパンフレットを作成している。

このほか、人口の減少、高齢化の進行等により農用地の荒廃が進む農山漁村における農用地の保全等を図るため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づく農用地の保全等に関する事業において、放牧等の粗放的利用や鳥獣緩

⁹⁶ 地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行う制度。特定地域づくり事業とは、マルチワーカー(季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する者)に係る労働者派遣事業等をいう。

衝帯の整備、林地化に取り組むことができることとされている。林地化に当たっては農地転用手続の迅速化が措置されていることから、山際など条件が悪く維持管理が困難な荒廃農地を林地化して管理・活用する取組が進められている。また、林野庁では、令和5(2023)年に市町村の担当者等が検討・調整を進めるための参考として「荒廃農地における植林 優良な取組事例集」を公表した。

(「^{もりぎょう}森業」の推進に向けた取組)

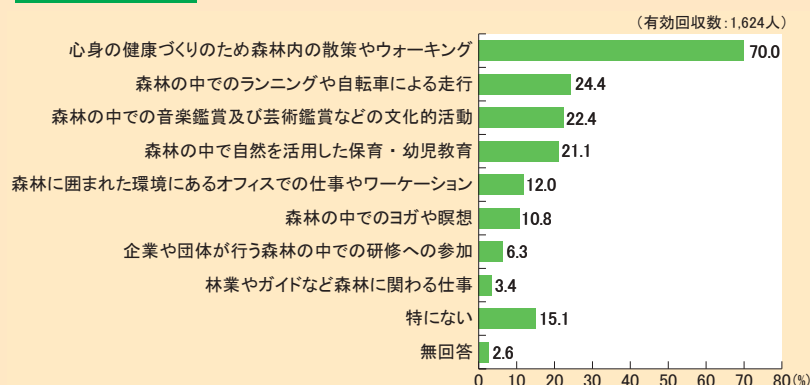
農林水産省が令和7(2025)年5月に取りまとめた「地方みらい共創戦略」では、「里業」・「森業」・「海業」⁹⁷等の主要7分野が位置付けられ、異分野や多様な主体の共創による付加価値創出に資する各種施策に取り組むこととしている。林野庁では、森林浴など森林空間を活用した体験サービスの提供や企業による森林づくり活動⁹⁸、森林由来J-クレジット⁹⁹の取引等を通じて、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組を森業として推進していくこととしている。

森林空間の活用については、心身の健康づくりのための散策やウォーキングのほか、スポーツ、文化、教育等の分野での活用にも一定のニーズがある(資料Ⅱ-34)。近年、人々のライフスタイルや社会情勢が変化する中で、森林環境教育やレクリエーションの場に加え、心と体の健康づくりの場、社員教育やチームビルディングの場等として森林空間を活用しようとする動きもある。このように、様々なライフスタイルやライフステージにおいて森林空間を活用する取組によって、「働き方改革」の実現や健康寿命の延伸が図られるなど、社会課題の解決につながることを期待される。

さらに、山村地域においては、森林空間を活用した体験プログラムや場を提供することによって、山村地域における新たな収入や雇用機会の創出につながるとともに、都市から山村地域を訪れる人の増加や旅行者の滞在期間の延長によって、飲食店や小売店などの地域の関係者の収入の増加、関係人口の創出・拡大にもつながることが期待される。

林野庁では、森林空間を活用して健康・観光・教育分野等での体験プログラムの提供を行い、山村地域に収入・雇用の機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進に取り組

資料Ⅱ-34 森林空間利用に対するニーズ(複数回答)



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(令和5(2023)年)における「日常での森林との関わり方の意向」に基づいて林野庁森林利用課作成。

⁹⁷ 「地方みらい共創戦略」において、里業とは、多様な魅力ある農業地域の資源を活かした取組のこと、森業とは、環境保全や癒しなどの森林の価値を活かした取組のこと、海業とは、海や水産地域の地域資源の魅力・価値を活かした取組のことをいう。

⁹⁸ 企業による森林づくり活動については、第1章第2節(6)70-71ページを参照。

⁹⁹ 森林由来J-クレジットについては、第1章第2節(6)71-73ページを参照。

んでいる(事例Ⅱ－10)。令和7(2025)年度は、森林サービス産業推進地域¹⁰⁰と森林での体験プログラムの活用に関心がある企業をつなぐ「山村と企業をつなぐフォーラム」を開催するなど、企業とのマッチング機会の創出等に取り組んだ。また、森林サービス産業の創出・推進に関心のある地方公共団体や民間事業者、研究者などの様々なセクターで組織する「Forest Style ネットワーク」では、森林空間の活用に関する様々な情報共有等を行っている。

森林サービス産業推進地域における取組の中には国有林の「レクリエーションの森」を観光資源として活用する取組もみられる。国有林野事業においても、「日本美しい森 お薦め国有林」を選定し、外国人観光客も含めた利用者の増加を図るため、標識類等の多言語化、歩道等の施設整備等に取り組んでいる¹⁰¹。

また、農林水産省では、「農泊」の推進の一環として、森林空間を観光資源として活用するための体験プログラムの開発、ワーケーションやインバウンド受入環境の整備、古民家等を活用した滞在環境の整備等を支援している。

¹⁰⁰ 林野庁が、公益社団法人国土緑化推進機構と連携し、「森林サービス産業」の創出・推進に取り組む地域を「森林サービス産業推進地域」として公募し、登録している。

¹⁰¹ 国有林の観光資源としての活用等に向けた取組については、第Ⅳ章第2節(3)214-215ページを参照。

事例Ⅱ－10 森林空間の活用を通じた地域と企業の協働

群馬県上野村は、村面積の9割以上を占める豊かな森林を活用して森林浴を楽しむ「森林セラピー基地^注」としての取組を平成18(2006)年に開始しており、一般社団法人上野村産業情報センターが、森林セラピストや地元ガイドと連携して、神流川源流域の自然散策路を拠点とした健康増進プログラムを提供している。

令和5(2023)年には、健康ウォーキングに加え、源流域の自然を活かしたヨガ体験や「森の瞑想」など、静的なアクティビティを中心としたプログラムの提供も開始した。これらは、心身のバランスを整えることを目的とし、森林の静けさと調和した呼吸法やストレッチを取り入れた内容となっている。こうした取組は、地域の自然資源を活かした健康づくりとしてだけでなく、企業との連携による人材育成や環境学習の機会としても活用されている。例えば、株式会社明電舎(東京都品川区)では、社員研修の一環として、森林浴や焚き火体験、地域の取組の視察等を組み合わせたプログラムを実施している。

これらの活動は、従業員の心身のリフレッシュや自然環境への理解促進に加え、人的資本経営の観点から、ウェルビーイングの向上や自律的な学びの機会の創出につながる取組として位置付けられている。また、地域と企業が協働することで、持続可能な社会づくりや地域活性化にも寄与しており、双方にとって価値ある関係性が築かれている。

このように地域と企業が森林を介して協働することは、社員のウェルビーイングの向上や地域資源の活用、環境意識の醸成など、多面的な成果につながっており、森林サービス産業推進地域としての上野村の取組は、持続可能な社会づくりに向けた共創の場となっている。

注：森林セラピー基地とは、森林セラピーロードが2本以上あり、健康増進やリラックスを目的とした包括的なプログラムを提供している地域。森林セラピーロードとは、生理・心理実験によって癒しの効果が実証され、森林セラピーに適した道として認定された道。森林セラピー、森林セラピスト及びセラピーロードは、特定非営利活動法人森林セラピーソサエティの登録商標。



森林浴の様子



ヨガ体験の様子

(写真提供：一般社団法人上野村産業情報センター)



二宮木材株式会社 本社工場(栃木県那須塩原市)

第Ⅲ章

木材需給・利用と木材産業



我が国では古くから、木材を建築、生活用品、燃料等に多用してきた。我が国の木材需要は近年回復傾向にあり、合板等への国産材の利用が進んだことなどから、国産材供給量は増加傾向にある。

木材の利用は、地球温暖化の防止など、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化にも貢献する。近年では、住宅分野に加え、公共建築物のほか、民間建築物も含めた非住宅分野における構造・内外装での木材利用や、木質バイオマスのエネルギー利用等の多様な木材利用の取組が進められている。

このような中、木材産業の競争力強化や国産材活用に向けた製品・技術の開発・普及等の取組が進められている。

本章では、木材需給の動向、木材利用の動向及び木材産業の動向について記述する。

1. 木材需給の動向

(1) 世界の木材需給の動向

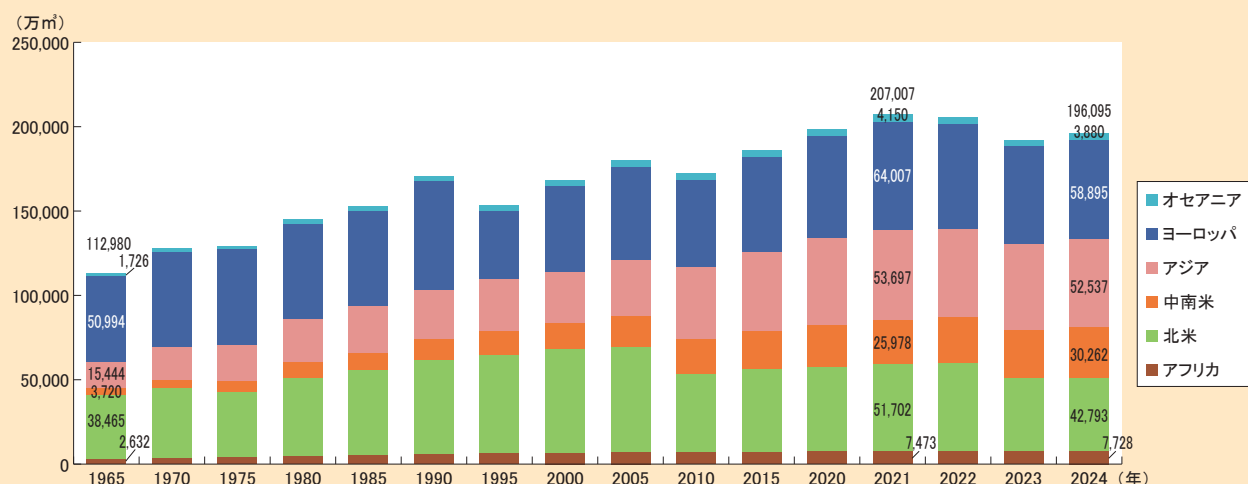
(ア) 世界の木材需給の概況

(世界の木材消費量及び生産量)

国際連合食糧農業機関(FAO)によると、世界の産業用丸太の消費量は、近年おおよそ20億 m^3 で推移しており、2024年は前年比2.0%増の19億6,095万 m^3 であった(資料Ⅲ－1)。産業用丸太以外の燃料用丸太の消費量は、2024年は前年比0.04%減の19億4,786万 m^3 であり、99%以上が生産国内で消費されている。

世界の産業用丸太の生産量は、2024年は前年比2.0%増の19億5,574万 m^3 であった。また、製材品の生産量は、前年比0.3%減の4億4,497万 m^3 、合板等の生産量は、前年比4.5%増の3億9,341万 m^3 であった¹。

資料Ⅲ－1 世界の地域別産業用丸太消費量の推移



注：消費量は生産量に輸入量を加え、輸出量を除いたもの。

資料：FAO「FAOSTAT」(2026年1月9日現在有効なもの)

(世界の木材輸入量の動向)

2024年における世界全体の木材輸入量は、産業用丸太については、前年比1.2%減の9,819万 m^3 であった。中国が世界最大の輸入国であるが、10年前の2014年と比べると、輸入量は5,120万 m^3 から3,610万 m^3 に29.5%減少した。また、世界の輸入量に占める中国の割合も38.0%から36.8%に低下した。我が国の輸入量は415万 m^3 から185万 m^3 に55.4%減少した。

製材品については、前年比0.1%増の1億2,572万 m^3 であった。中国が世界最大の輸入国で、2014年と比べると、輸入量は2,382万 m^3 から2,799万 m^3 に17.5%増加した。一方、我が国の輸入量は625万 m^3 から398万 m^3 に36.2%減少した。

合板等については、前年比8.1%増の8,950万 m^3 であった。米国が世界最大の輸入国で、2014年と比べると、輸入量は966万 m^3 から1,467万 m^3 に51.8%増加した。一方、我が国の輸入量は444万 m^3 から304万 m^3 に31.6%減少した(資料Ⅲ－2)。

¹ FAO「FAOSTAT」(2026年1月9日現在有効なもの)

(世界の木材輸出量の動向)

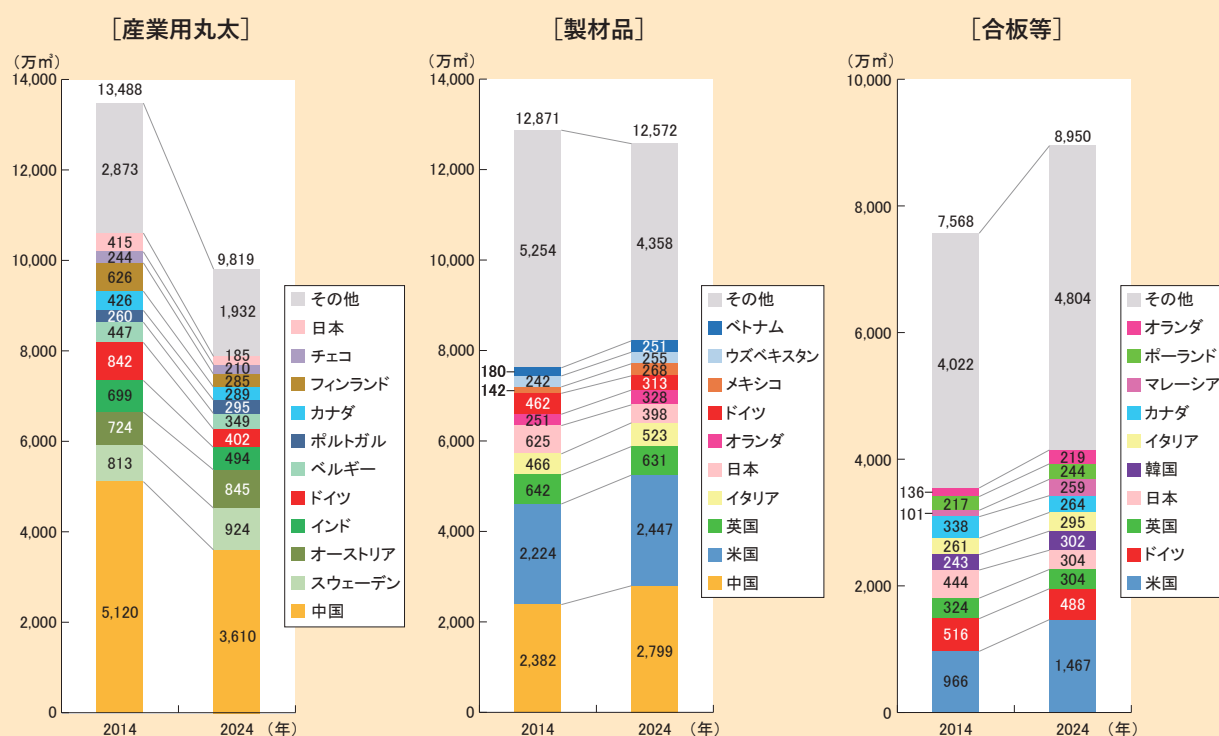
2024年における世界全体の木材輸出量は、産業用丸太については、前年比1.2%減の9,299万 m^3 であった²。ニュージーランドが世界最大の輸出国で、2014年と比べると、輸出量が1,657万 m^3 から2,031万 m^3 に22.6%増加した。

製材品については、前年比0.9%減の1億2,944万 m^3 であった。カナダが世界最大の輸出国で、2014年と比べると、2,950万 m^3 から2,306万 m^3 に21.8%減少した。

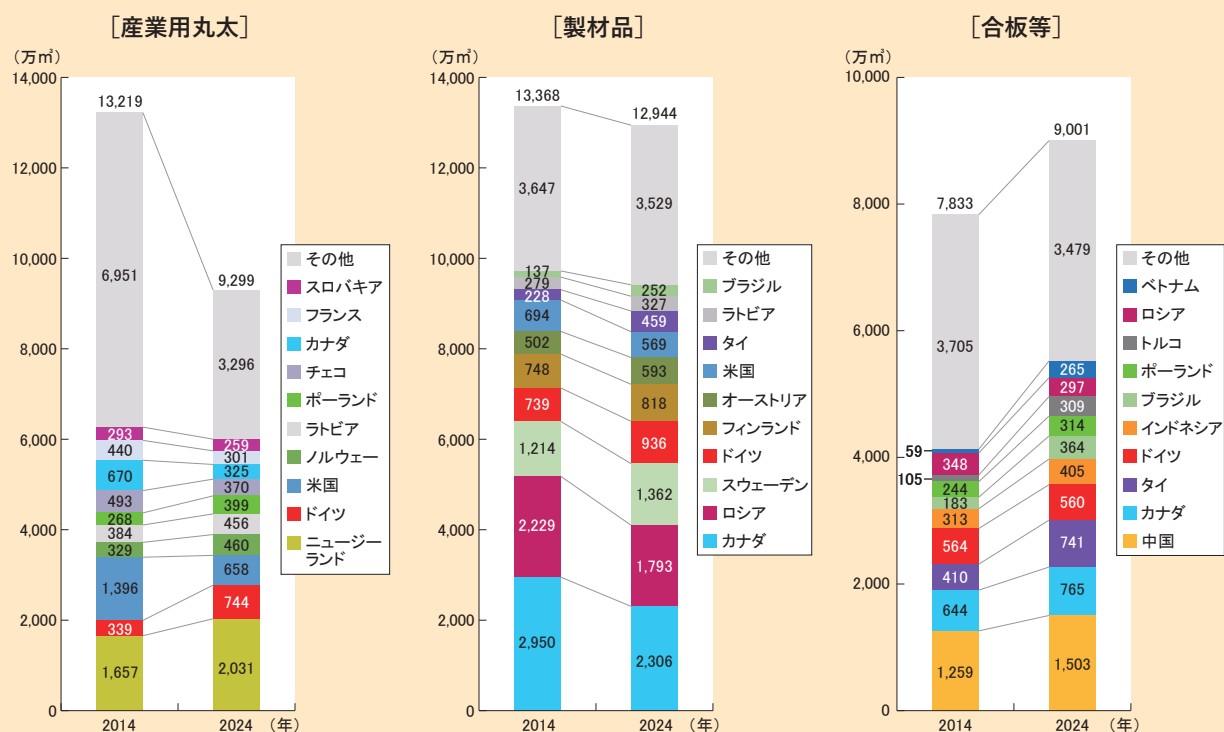
合板等については、前年比4.7%増の9,001万 m^3 であった。中国が世界最大の輸出国で、2014年と比べると、1,259万 m^3 から1,503万 m^3 に19.3%増加した(資料Ⅲ－3)。

² 輸入量と輸出量の差は、輸出入時の検量方法の違い等によるものと考えられる。

資料Ⅲ－２ 世界の木材(産業用丸太・製材品・合板等)輸入量(主要国別)



資料Ⅲ－３ 世界の木材(産業用丸太・製材品・合板等)輸出量(主要国別)



注：合板等には、合板、パーティクルボード、OSB及び繊維板を含む。
資料：FAO「FAOSTAT」(2026年1月9日現在有効なもの)

(イ)2023年の各地域における木材需給の動向³

(北米の動向)

2023年の北米では、インフレや高金利による需要の冷え込みから、前年からの住宅市場の低迷が継続しており、住宅着工戸数は前年比9%減の141万戸となった。新型コロナウイルス感染拡大により高騰した針葉樹製材品価格は、2023年には252米ドル/㎥となり、過去最高水準に近い価格であった前年からは下落した。



木材輸入に関する情報

https://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/mokuzai_yunyuujou.html

2023年の米国における針葉樹製材品生産量は前年比0.8%減の6,350万㎥、カナダの生産量は前年比6.0%減の3,420万㎥となり、特にブリティッシュコロンビア州では、アメリカマツノキクイムシによる虫害は終息したものの、森林火災や州政府の森林政策の影響等により大幅に減少しており、生産量は前年比12.6%減となった。また、米国の針葉樹製材品消費量は前年からほぼ横ばいの8,780万㎥、カナダの消費量は前年比6.4%減の1,200万㎥となった。貿易取引に関しては、米国では需要低迷と低価格を要因として、カナダ、欧州からの針葉樹製材品輸入量がともに減少した。カナダでは針葉樹製材品の輸出が前年比13.7%減の240万㎥となり、40年以上ぶりの低水準となった。

(欧州の動向)

2023年の欧州の針葉樹製材品生産量は、前年比6.8%減の1億730万㎥となった。針葉樹製材品消費量は、住宅着工戸数の顕著な減少等により前年比8.4%減の8,790万㎥となり、2014年以来の低水準となった。欧州産の針葉樹製材品の需要は、北アフリカや中国では前年より増加したものの、それ以外の地域では減少した。

(ロシアの動向)

2023年のロシアの針葉樹製材品生産量は、約3,600万㎥と前年と同水準となっており、4割以上が国内で消費されている。ロシアの針葉樹製材品の輸出は、中国が多く在庫を保持していたことにより減少したが、依然として中国はロシアにとって最も重要な貿易相手国となっている。

(ウ)国際貿易交渉の動向

我が国は、多くの国や地域との間で経済連携協定等の締結に取り組んできた。平成30(2018)年に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」、平成31(2019)年に「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日EU・EPA)」、令和2(2020)年に「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)」、令和3(2021)年に「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)」、令和4(2022)年に「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」が発効した。これらの協定の締結に当たっては、林産物の関税率の引下げが我が国及び相手国の持続可能な森林経営に悪影響を及ぼすことがないよう配慮して交渉を行い、合意に至ったものである。

令和7(2025)年には、米国の関税措置により、我が国から米国へ輸出する木材関連の関税について、主に針葉樹の丸太、製材品、枕木には、1962年通商拡大法第232条に基づき

³ 各地域における木材需給の動向の記述は、UNECE/FAO (2024) Forest Products Annual Market Review 2023-2024による。

10%の分野別関税が、それ以外の木材には、国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき原則として15%の相互関税が適用されることとなった。令和8(2026)年2月20日(米国時間)にIEEPAに基づく関税(相互関税等)は米国の連邦最高裁判所により違法・無効と判断され、これに基づく関税措置は停止された。同日(米国時間)、米国政府は米国に輸入される物品に対し、1974年通商法第122条に基づく10%の暫定輸入関税を課す大統領布告を発表した⁴。

(2)我が国の木材需給の動向

(木材需要の動向)

我が国の木材需要量⁵は、昭和48(1973)年に過去最高の1億2,102万 m^3 となったが、オイルショックやバブル景気崩壊後の景気後退等により減少傾向となり、平成21(2009)年にはリーマンショックの影響により、前年比18.5%減の6,480万 m^3 と大幅に減少した。平成29(2017)年には、木質バイオマス発電施設等での燃料材の利用増加等により、平成20(2008)年の水準を上回るまでに回復した。令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく落ち込んだが、その後、経済活動の回復により木材需要も回復した。令和6(2024)年の木材需要量は、燃料材や建築用材等⁶の需要が増加したことにより、前年比2.5%増の8,187万 m^3 となった。これにより、我が国の人口一人当たりの木材需要量は0.66 m^3 /人となった。

用材全体の需要量は前年に比べて24万 m^3 減少し、前年比0.4%減の5,913万 m^3 であった一方、燃料材は前年に比べて224万 m^3 増加し、前年比11.0%増の2,259万 m^3 となった。また、木材需要全体に占める製材用材の割合は27.3%(2,232万 m^3)、合板用材は9.4%(773万 m^3)、パルプ・チップ用材は32.8%(2,685万 m^3)、その他用材は2.7%(223万 m^3)、燃料材は27.6%(2,259万 m^3)となっている(資料Ⅲ－4)。

(国産材供給量の動向)

我が国における国産材供給量⁷は、平成14(2002)年の1,692万 m^3 を底として、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での燃料材利用の増加等を背景に増加傾向で推移してきた。令和6(2024)年の国産材供給量は、全体で前年比1.4%増の3,481万 m^3 となった(資料Ⅲ－5)。このうち、建築用材等は前年比1.7%減の1,590万 m^3 となった。林野庁は、建築用材等における国産材利用量の目標を定めており、令和7(2025)年度までに2,500万 m^3 を目指すこととしている⁸。

⁴ 米国の関税措置については、林野庁ホームページ「木材輸入に関する情報」のうち「木材貿易の現状」の「3.各国情報」を参照。

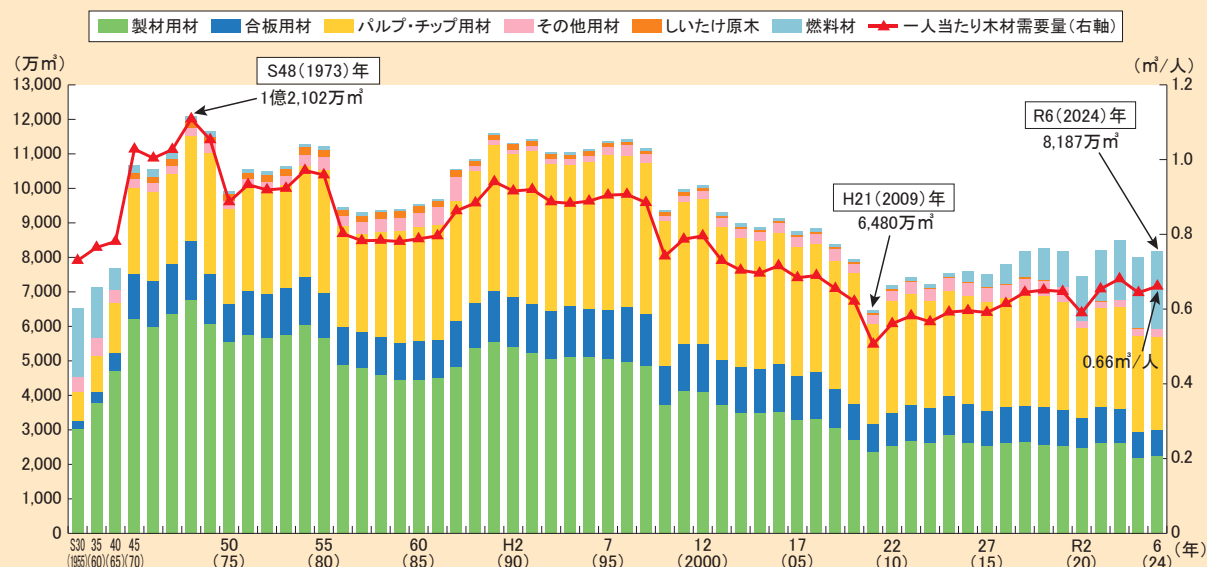
⁵ 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数。このうち、燃料材とは、木炭、薪、燃料用チップ、木質ペレットである。いずれの品目についても丸太換算値。

⁶ 「建築用材等」は、木材需給表における「製材用材」と「合板用材」の合計。

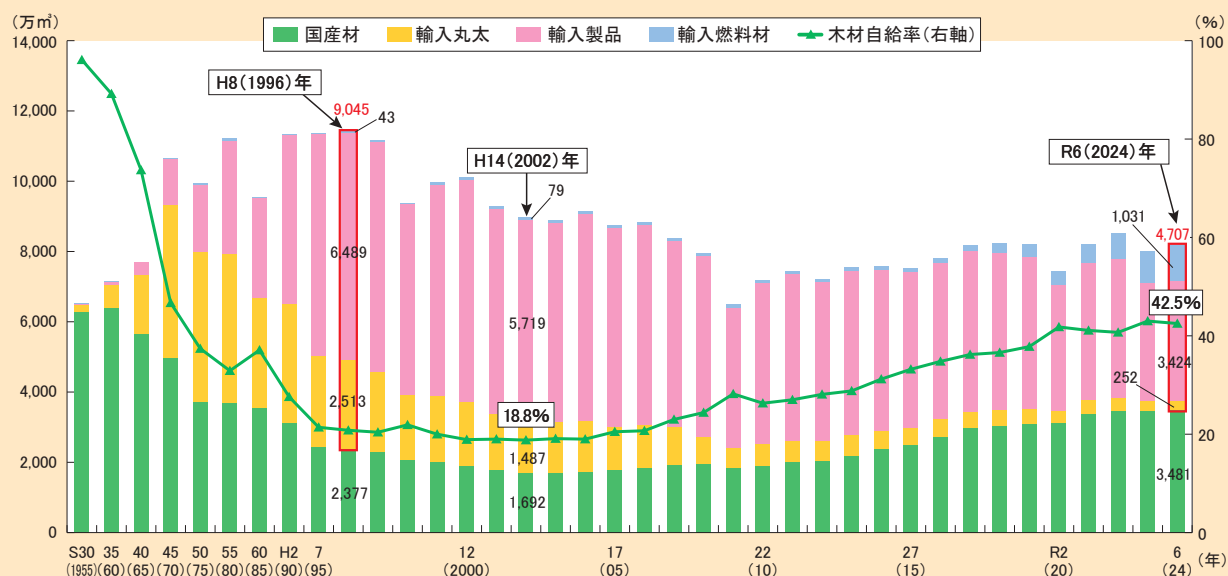
⁷ 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数。いずれの品目についても丸太換算値。

⁸ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

資料Ⅲ－４ 木材需要量の推移



資料Ⅲ－５ 木材供給量と木材自給率の推移



(木材輸入の動向)

我が国の木材輸入量(丸太換算値)⁹は、平成8(1996)年の9,045万 m^3 をピークに減少傾向にあり、令和6(2024)年の木材輸入量は、丸太は減少したものの木材製品及び燃料材がともに増加した結果、前年比3.2%増の4,707万 m^3 となった。このうち、製品の輸入量は、前年から2.0%増加して3,424万 m^3 となった。また、燃料材の輸入量は前年から12.6%増加して1,031万 m^3 となった(資料Ⅲ－5)。

品目別に令和6(2024)年の輸入量(製品ベース)をみると、丸太は、前年比12.0%減の177

⁹ 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、燃料材を含む総数。

万³となった。このうち北米からの輸入は、需要の停滞や大手の製材工場の火災、人件費や物流費などの高騰等により、米国は前年比7.2%減の106万³、カナダは前年比25.4%減の43万³となった。

製材品は、前年比19.3%増の398万³となった。特にEUからの輸入は、令和5(2023)年の過剰在庫の調整等による輸入量の大幅減の反動から、前年比33.1%増の218万³となった。カナダからの輸入についても、EUと同様の理由により輸入量が増加し、前年比8.8%増の83万³となった。

合板は、前年比6.6%増の149万³となった。特にインドネシアやマレーシアからの輸入は、円安の影響による輸入コストの増加や需要の停滞はあるが、令和5(2023)年に減少した反動等により、インドネシアは前年比8.0%増の59万³、マレーシアは前年比11.7%増の59万³となった。

集成材は、前年比18.3%増の77万³となった。特にEUからの輸入は、製材品と同様の理由により、前年比20.7%増の61万³となった。

木材チップは、前年比0.6%減の1,105万トンとなった。輸入木材チップの主な用途である、紙・板紙の内需が長期にわたり減少傾向であり、令和6(2024)年もこん包に使用する段ボールなどの板紙の需要が低調であること、デジタル化の進展による紙の需要減が影響した。ベトナムからの輸入は前年比0.2%減の406万トン、オーストラリアからの輸入は前年比18.0%減の166万トンとなった一方で、タイからの輸入は前年比12.0%増の124万トンとなった。

木質ペレットは、前年比10.0%増の638万トンとなった。国内ではFIT制度及びFIP制度¹⁰を背景とした木質バイオマス発電所の新規稼働が相次いでおり、国内需要の高まりから近年輸入量が急増している。このうち、ベトナムからの輸入量は前年比27.4%増の332万トンであり、年々増加している。一方で、カナダからの輸入量は前年比26.3%減の117万トンとなった。また、近年急増してきた米国からの輸入量については、令和6(2024)年は前年比11.4%減の112万トンとなった(資料Ⅲ-6)。

(ロシア・ウクライナ情勢の影響)

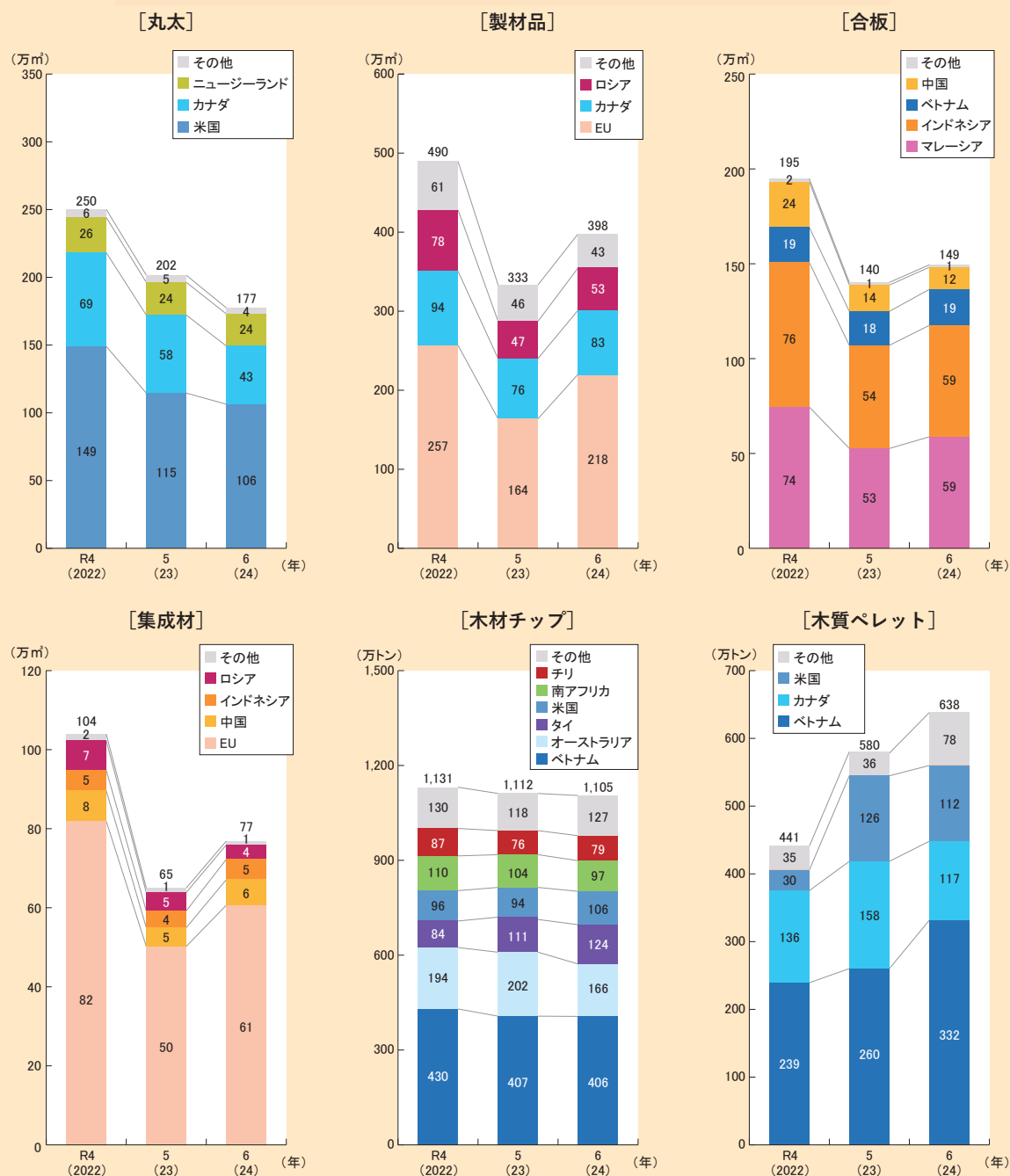
ロシアは、2022年3月に、我が国を含む非友好国¹¹に対して、チップ、丸太及び単板の輸出を禁止することを発表した¹²。また、我が国は、対ロシア制裁の一環として、木材以外の品目と合わせて、同年4月にチップ、丸太及び単板についてロシアからの輸入禁止措置を実施した。ロシアは同年8月に単板、2023年3月に木材チップの輸出禁止措置を一部解除したが、我が国の輸入禁止措置は令和8(2026)年3月末時点で継続している。

¹⁰ FIT制度及びFIP制度については、第2節(3)171-172ページを参照。

¹¹ 日本、米国、英国、EU27か国、韓国等を含む48の国と地域(2022年3月時点)。

¹² 2022年3月9日 ロシア政令第313号

資料Ⅲ－6 品目別の木材輸入量の推移



資料：財務省「貿易統計」

(木材自給率の動向)

我が国の木材自給率¹³は、国産材供給の減少と木材輸入の増加により低下を続け、平成14(2002)年には18.8%となった。その後は、人工林資源の充実や技術革新等による国産材利用の増加等を背景に上昇傾向で推移している。令和6(2024)年は、木材需要量の増加割合に比べて国産材供給量の増加割合が小さかったため、木材自給率は前年より0.4ポイント低下して42.5%となった(資料Ⅲ－5)。自給率を用途別にみると、建築用材等は2.4ポイン

¹³ 林野庁「令和6(2024)年木材需給表」。木材自給率の算出は次式による。

$$\text{自給率} = (\text{国内生産量} \div \text{総需要量}) \times 100$$

ト低下して52.9%となり、うち製材用材は53.6%（前年比2.7ポイント低下）、合板用材は51.0%（前年比1.3ポイント低下）となった。パルプ・チップ用材は16.0%（前年比1.2ポイント低下）、燃料材は54.4%（前年比0.6ポイント低下）となっている（資料Ⅲ－7）。

（3）木材価格の動向

（国産材の製材品価格等）

令和3（2021）年は、国内の住宅需要が回復する中で、米国における住宅着工の増加による木材需要の高まりや海上輸送の混乱などにより、我が国において輸入木材の不足・価格高騰¹⁴が発生した。また、輸入木材の代替として国産材の需要が高まり、国産材の製材品等の価格は春から大幅に上昇した。

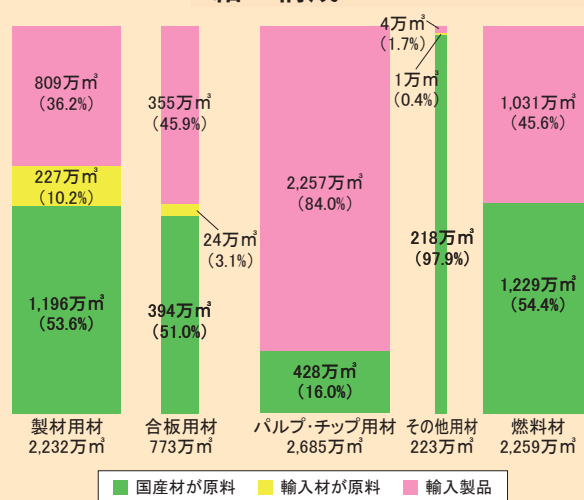
令和7（2025）年には、国産材の製材品等の価格は令和3（2021）年のピークからは下落傾向にある。一方、国内企業物価指数が上昇している中ではあるものの、価格上昇前の令和2（2020）年と比較すると高い状況にある。国産材の製材品の年平均価格は、スギ正角（乾燥材）は75,900円/m³（前年比8,900円/m³安）、ヒノキ正角（乾燥材）は95,500円/m³（前年比7,900円/m³安）となった（資料Ⅲ－8）。

また、令和7（2025）年の針葉樹合板の価格は、1,400円/枚（前年比170円/枚安）であった。一方で、令和7（2025）年の国産針葉樹チップの年平均価格は18,200円/トン（前年比500円/トン高）、国産広葉樹チップの年平均価格は22,900円/トン（前年比1,000円/トン高）となった¹⁵。

（国内の素材価格）

素材¹⁶価格は、令和3（2021）年に国産材の需要の高まりなどを受けて上昇し、令和7（2025）年にかけては下落傾向にあるものの、価格上昇前の令和2（2020）年よりも高い状況にある。令和7（2025）年の年平均価格は、スギは15,400円/m³（前年比500円/m³安）、ヒノキは25,300円/m³（前年比3,000円/m³高）、カラマツは15,400円/m³（前年比100円/m³高）となった（資料Ⅲ－8）。

資料Ⅲ－7 令和6（2024）年の木材需給の構成



注1：しいたけ原木については省略している。

2：いずれも丸太換算値。

3：「パルプ・チップ用材」のチップ及び「燃料材」として使用されるチップは、丸太を原料として製造されたチップに限る。

4：「製材用材」の「輸入製品」には、集成材等を含む。「パルプ・チップ用材」の「輸入製品」には、再生木材（パーティクルボード等）を含む。

資料：林野庁「令和6（2024）年木材需給表」

しょうかく

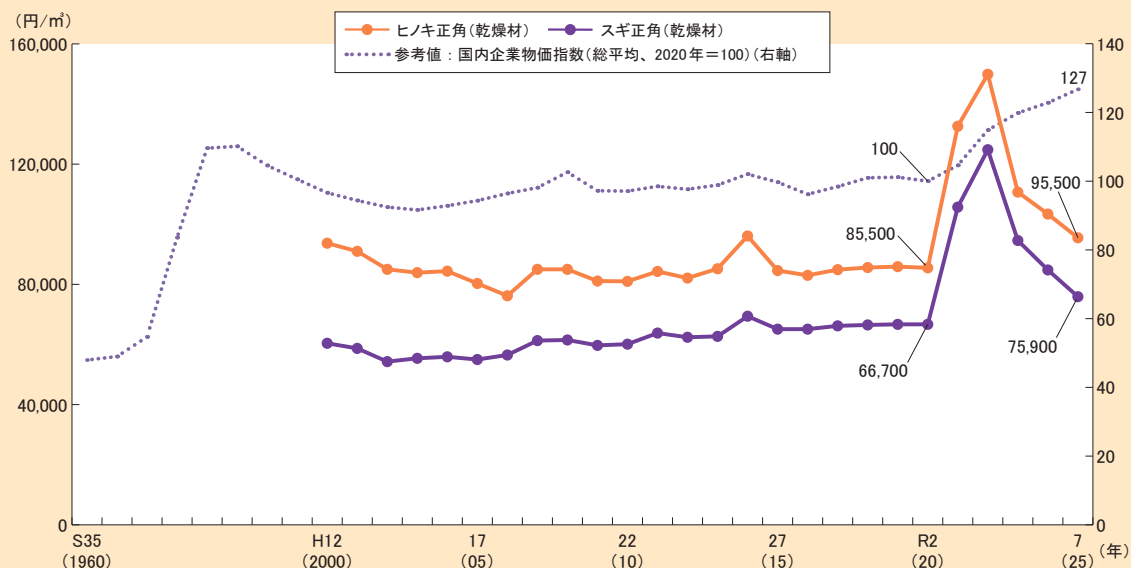
¹⁴ 令和3（2021）年における輸入木材の不足・価格高騰については、「令和3年度森林及び林業の動向」特集1第1節10-14ページを参照。

¹⁵ 農林水産省「令和7年木材需給報告書」

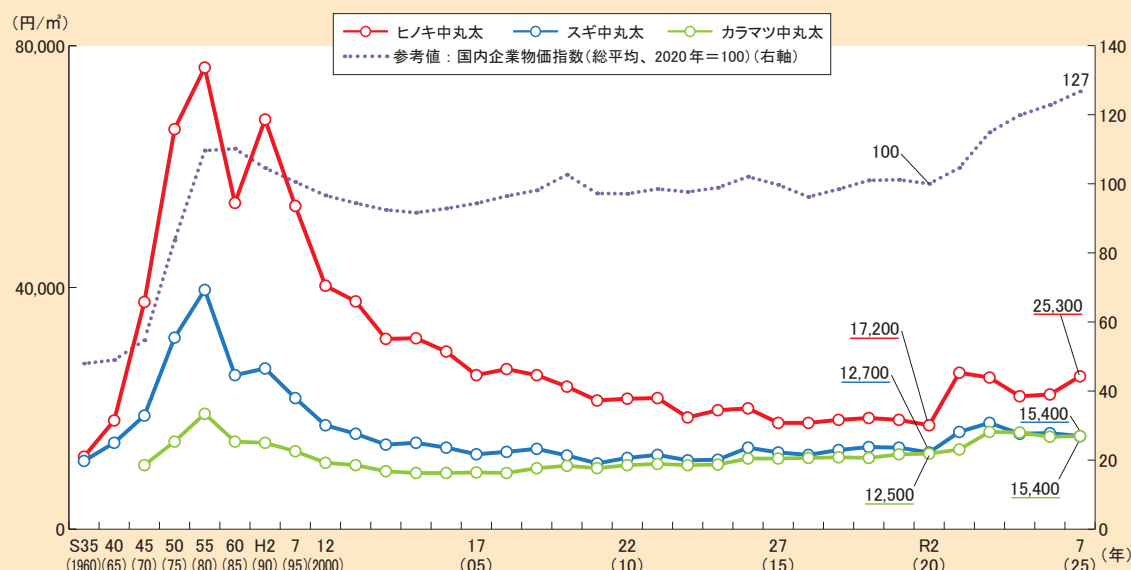
¹⁶ 製材品・合板等の原材料に供される丸太等（原木）。

資料Ⅲ－８ 我が国の木材価格の推移

〔製材品〕



〔素材(丸太)〕



- 注1：「スギ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)、「ヒノキ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)のそれぞれ1㎡当たりの価格(木材市売市場における取引価格又は木材販売業者等の店頭売渡し販売価格)。
- 注2：「スギ中丸太」(径14～22cm、長さ3.65～4.0m)、「ヒノキ中丸太」(径14～22cm、長さ3.65～4.0m)、「カラマツ中丸太」(径14～28cm、長さ3.65～4.0m)のそれぞれ1㎡当たりの製材工場着の価格。
- 注3：平成25(2013)年の調査対象等の見直しにより、平成25(2013)年以降の「スギ正角(乾燥材)」、「スギ中丸太」のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30(2018)年の調査対象等の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。さらに、令和7(2025)年の調査対象等の見直しにより、令和7(2025)年以降のデータは令和6(2024)年までのデータと連続していない。

資料：農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」

(4) 違法伐採対策

(世界の違法伐採木材の貿易の状況)

2022年に英国王立国際問題研究所(チャタムハウス)が公表した報告書¹⁷によると、主要な木材由来製品輸出国37か国について調査した結果、木材由来製品の違法取引の割合は、過去20年間で輸出量、輸出額ともに減少しているものの、国際貿易の全体的増加に伴い、その数量及び金額は増加している。同報告書では、調査対象以外の全ての国の輸出が完全に合法であると仮定すると、調査対象37か国による2018年の違法伐採に係る貿易は、材積ベース(丸太換算値)で世界の輸出の少なくとも4%(約4,000万m³)、金額ベースで3%(約70億ドル)を占めたと推定している。違法伐採や違法伐採木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれや、木材市場における公正な取引を害するおそれがある。EU、オーストラリア等の諸外国では、木材の取引に当たり、市場における最初の出荷者等に対し、木材等の違法伐採のリスクの確認やそのための体制整備等について義務を課している。

(政府調達において合法性・持続可能性が確保された木材等の利用を促進)

我が国では、まずは政府調達において合法性・持続可能性が確保された木材等の利用を促進するため、平成18(2006)年に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく基本方針において、合法性や持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とするよう明記した。同基本方針の策定に併せて林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の証明方法を活用し木材を供給する事業者として、令和8(2026)年3月末時点で、149の業界団体により11,986の事業者が認定されている。

(「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく取組)

民間需要においても、平成29(2017)年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下「クリーンウッド法」という。)により、全ての事業者は合法伐採木材等¹⁸を利用するよう努めることが求められ、特に木材関連事業者¹⁹は、扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を実施することとなった。

このような中、クリーンウッド法の施行状況等を踏まえ、違法伐採対策の取組を強化することを目的として、改正クリーンウッド法が令和7(2025)年4月に施行され、川上・水際の木材関連事業者が合法性確認等に確実に取り組むことが義務付けられた(資料Ⅲ-9)。

また、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずる者は「登録木材関連事業者」として登録を受けることが可能となっており、登録木材関連事業者数は、令和8(2026)年3月末時点で816となっている。

林野庁では、令和7(2025)年度に事業者による合法性確認の取組やイベント出展等の普



クリーンウッド法に関する
情報提供ホームページ
「クリーンウッド・ナビ」
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

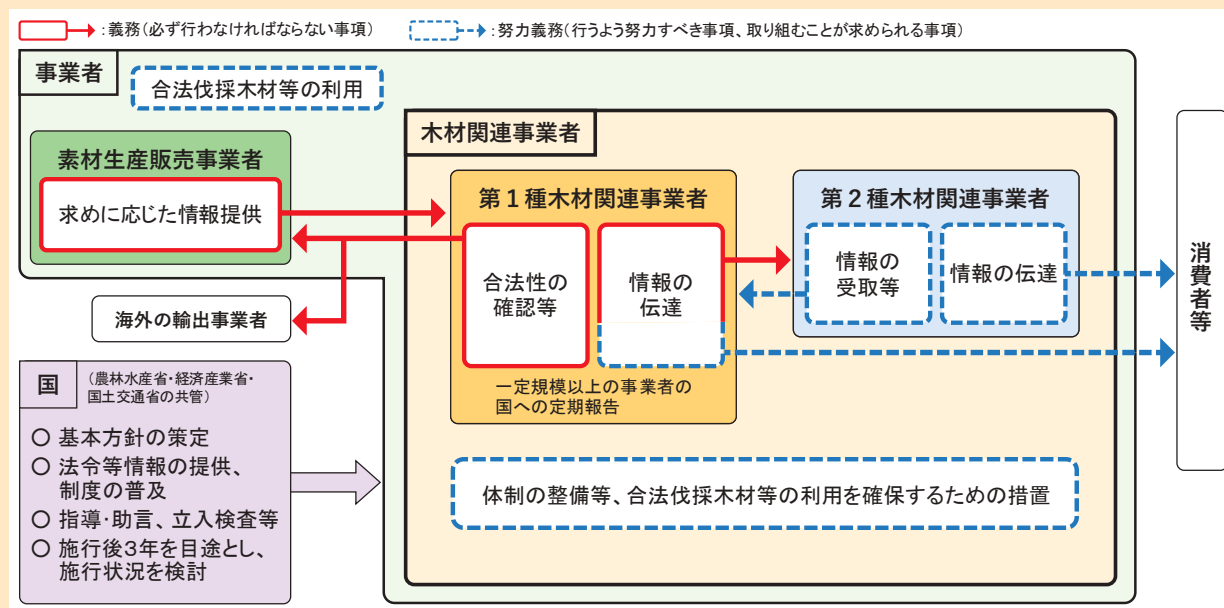
¹⁷ CHATHAM HOUSE (2022) Establishing fair and sustainable forest economies

¹⁸ 我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材等。

¹⁹ 木材等の製造、加工、輸入、販売等を行う者。

及啓発に対する支援のほか、合法性確認情報の伝達等を行うシステムの運用等を行った。また、情報提供ウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、合法伐採木材等に関する情報提供や木材関連事業者の登録促進等の取組を行っている。

資料Ⅲ－９ 改正クリーンウッド法の概要



注：第1種木材関連事業者は、国内市場に最初に木材等を持ち込む川上・水際の木材関連事業者を指し、第2種木材関連事業者は、その他の木材関連事業者を指す。

(国際的な取組)

我が国は、木材生産国における合法性・持続可能性が確保された木材等の流通及び利用に向けた国際支援に取り組んでいる。2025年には、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じて、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築を支援した。

また、「アジア太平洋経済協力(APEC)」の「違法伐採及び関連する貿易専門家グループ(EGILAT)会合」では、2025年7月及び2026年2月に違法伐採対策の取組状況についての情報交換が行われた。我が国からは改正クリーンウッド法の概要等について報告を行った。

2. 木材利用の動向

(1) 木材利用の意義

木材利用は、炭素の貯蔵、エネルギー集約的資材の代替、化石燃料の代替の面で、地球温暖化の防止に貢献する。

樹木には、二酸化炭素を吸収・貯蔵する働きがあり、森林から搬出された木材を建築物等に利用することで、炭素を長期的に貯蔵することができる。また、木材は再加工しやすいため、建築物等として利用した木材をパーティクルボード等に再利用すれば、再利用後の期間も炭素が貯蔵される。建築物等に利用される国産材の炭素貯蔵量の変化量については、パリ協定²⁰に基づく森林の二酸化炭素排出・吸収量の算定・報告に、伐採木材製品(HWP)²¹として計上できることとされている。

また、木材は、製造・加工時のエネルギー消費が鉄やコンクリートなどの建築資材よりも比較的少ないことから、建築物等への木材利用は、建築物等のライフサイクルを通じた二酸化炭素の排出削減に寄与する。さらに、建築物等に利用された後の木材は、化石燃料の代わりに利用することができ、二酸化炭素の排出削減に寄与する。くわえて、木材利用は、地球温暖化防止以外にも、循環型社会の形成、森林の有する多面的機能の発揮、地域経済の活性化に貢献する。

これらの木材利用の意義は、令和3(2021)年に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「都市の木造化推進法」という。)に規定されるとともに、地球温暖化対策計画(令和7(2025)年2月閣議決定)等にも反映されている。

このほか、木材は、調湿作用や高い断熱性などを有することに加え、心理面・身体面等に好影響があることから、快適で健康的な室内環境等の形成にも貢献する。

このような特徴を持つ木材を持続的に利用しながら、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年ネット・ゼロの実現に貢献していくためには、森林資源の循環利用を確立することが重要である(資料Ⅲ-10)。

資料Ⅲ-10 循環利用のイメージ



²⁰ パリ協定については、第Ⅰ章第4節(2)94ページを参照。

²¹ 伐採木材製品(HWP)については、第Ⅰ章第4節(2)95-96ページを参照。

(2) 建築分野における木材利用

(ア) 建築分野における木材利用の概況

(建築物の木造率)

木材は、軽くて扱いやすい割に強度があることから、建築資材等として多く用いられている。

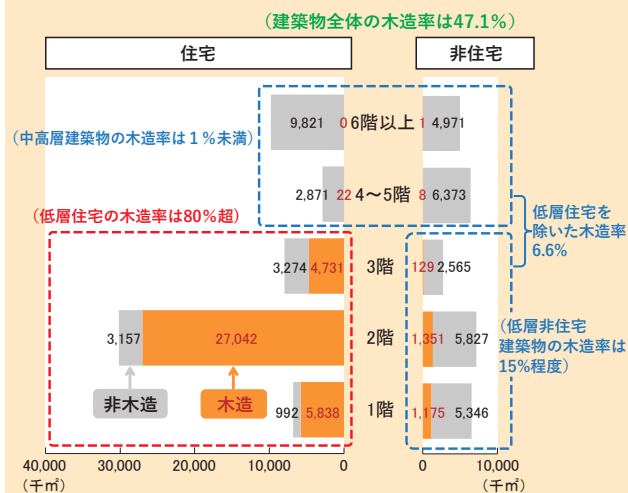
令和 7 (2025) 年の着工建築物の木造率²²(床面積ベース)は47.1%であり、用途別・階層別にみると、1～3 階建ての低層住宅は80%を超えるが、低層非住宅建築物は15%程度、4 階建て以上の中高層建築物は1%未満と低い状況にある(資料Ⅲ－11)。

低層住宅分野は建築用木材の需要の大部分を占めているが、最も普及している木造軸組工法²³の住宅でも、国産材の使用割合は5割程度にとどまっているため、低層住宅分野で国産材の利用を拡大していくことが重要である。

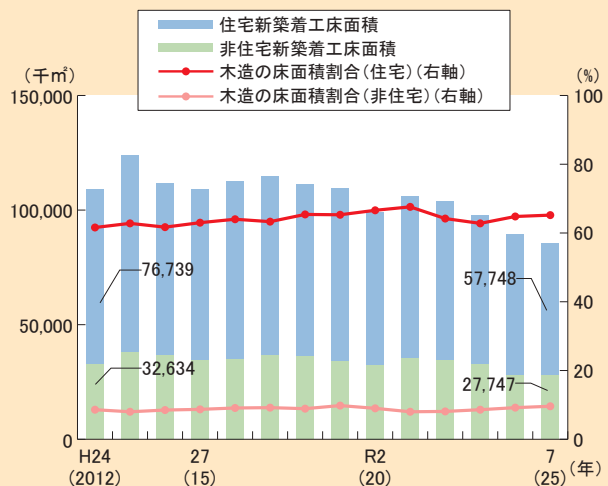
同時に、新設住宅着工戸数が人口減少等により長期的に減少していく可能性を踏まえると、非住宅・中高層建築物での木造化・木質化を進め、新たな木材需要を創出することが重要となっている。

資料Ⅲ－11 新築着工建築物の床面積

[用途別・階層別・構造別の新築着工建築物の床面積(令和 7 (2025) 年)]



[新築着工建築物の床面積の推移]



注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

資料：国土交通省「建築着工統計調査」に基づいて林野庁木材産業課作成。

²² 木造とは、国土交通省「建築着工統計調査」においては、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。

²³ 単純梁形式の梁・桁で床組や小屋梁組を構成し、それを柱で支える柱梁形式による建築工法。

(建築物全般における木材利用の促進)

建築物での木材利用の促進に向けて、都市の木造化推進法²⁴に基づき、木材利用促進本部²⁴は、令和3(2021)年に建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(以下「建築物木材利用促進基本方針」という。)を決定した。同基本方針では、建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項(建築物木材利用促進協定制度の活用等)、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を定めている。



木材の利用の促進について

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>

地方公共団体においては、令和8(2026)年2月末時点で、全ての都道府県と1,657市町村(95%)が都市の木造化推進法に基づく木材の利用の促進に関する方針を策定しており、建築物木材利用促進基本方針に沿って改定が進められている。

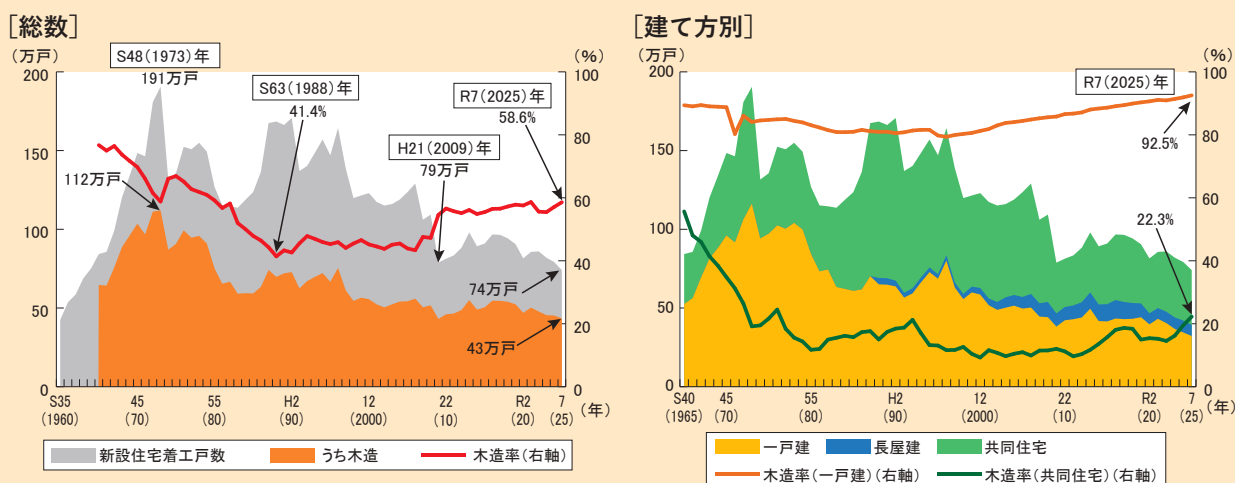
(イ)住宅分野における木材利用の動向

(住宅分野における木材利用の概況)

令和7(2025)年の新設住宅着工戸数は、前年比6.5%減の74万戸で、このうち木造住宅が前年比4.0%減の43万戸であった。一方、新設住宅着工戸数に占める木造住宅の割合(木造率)は、一戸建て住宅では92.5%と特に高く、全体では58.6%となっている(資料Ⅲ-12)。

令和7(2025)年の木造の新設住宅着工戸数における工法別のシェアは、木造軸組工法(在来工法)が76.5%、枠組壁工法(ツーバイフォー工法)が21.1%、木質プレハブ工法²⁵が2.4%となっている²⁶。

資料Ⅲ-12 新設住宅着工戸数と木造率の推移



注1：新設住宅着工戸数は、一戸建、長屋建、共同住宅(主にマンション、アパート等)における戸数を集計したもの。

注2：昭和39(1964)年以前は木造の着工戸数の統計がない。

資料：国土交通省「住宅着工統計」

²⁴ 都市の木造化推進法に基づき設置された組織であり、農林水産大臣を本部長、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣を本部員としている。

²⁵ 木材を使用した枠組の片面又は両面に構造用合板等をあらかじめ工場で接着した木質接着複合パネルにより、壁、床、屋根を構成する建築工法。

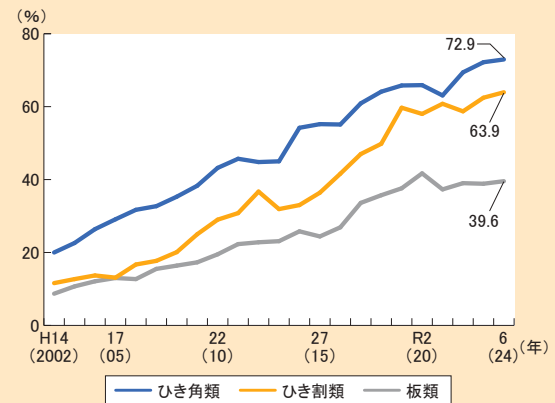
²⁶ 国土交通省「住宅着工統計」(令和7(2025)年)。木造軸組工法については、木造住宅全体からツーバイフォー工法及び木質プレハブ工法を差し引いて算出。

(住宅向けの木材製品への品質・性能に対する要求)

耐震性や省エネルギー性能の向上などの住宅におけるニーズの変化²⁷を背景に、住宅に用いられる木材製品には、寸法安定性や強度等の品質・性能が一層求められている。

この結果、建築用の製材品では、寸法安定性の高い人工乾燥材(KD材²⁸)の割合が上昇している(資料Ⅲ-13)。また、木造軸組工法の住宅を建築する大手住宅メーカーでは、寸法安定性の高い集成材を多く使用する傾向にあるが、柱材等において輸入集成材からスギ集成材等への転換の動きがみられ、それにより住宅一戸当たりの国産材使用割合が上昇している。一方、横架材については、高い曲げヤング率²⁹や多様な寸法への対応が求め

資料Ⅲ-13 建築用の製材品における人工乾燥材の割合



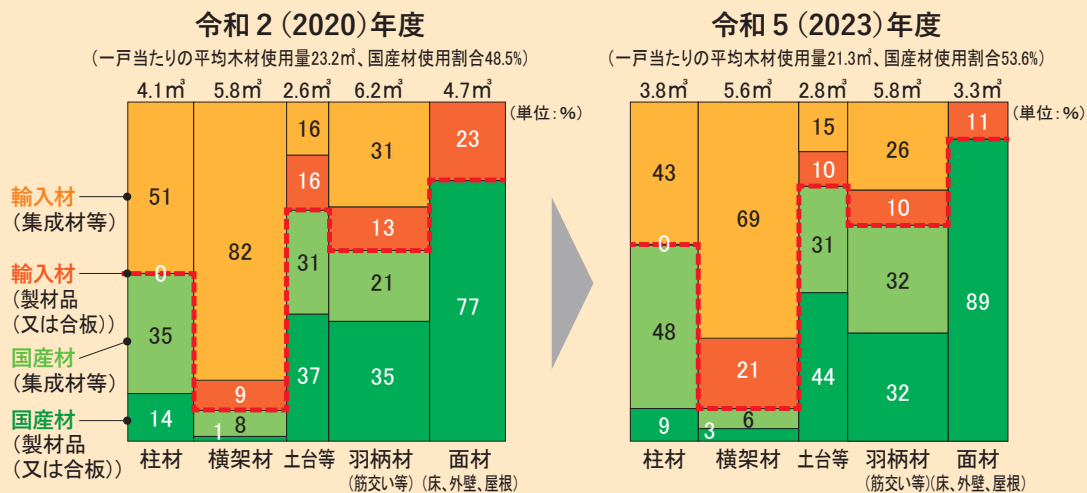
注1：ひき角類は、木口の短辺及び長辺が75mm以上のもので、柱や梁などに使用される。

2：ひき割類は、木口の短辺が75mm未満で長辺が短辺の4倍未満のもので、間柱や垂木などに使用される。

3：板類は、木口の短辺が75mm未満で、かつ長辺が短辺の4倍以上のものをいう。

資料：農林水産省「木材需給報告書」

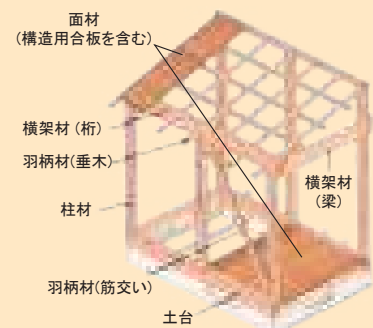
資料Ⅲ-14 木造軸組住宅の部材別木材使用割合(大手住宅メーカー)



注1：国産材と輸入材の異樹種混合の集成材等・合板は国産材として計上。
 2：各部材ごとの「1住宅当たりの平均木材使用量」を積み上げて算出。
 3：「面材」には、製材品を含む。面材のうち、国産材か輸入材か不明分については、不明以外の面材の比から按分。

4：一般社団法人日本木造住宅産業協会の1種正会員(住宅供給会社)を対象としたアンケート調査の結果。同協会は、主に、大手住宅メーカーを始めとした中大規模住宅供給会社で構成されている。

資料：一般社団法人日本木造住宅産業協会「木造軸組工法住宅における国産材利用の実態調査報告書」に基づいて林野庁木材産業課作成。



²⁷ 住宅におけるニーズの変化については「令和3年度森林及び林業の動向」特集2第2節(1)23-25ページを参照。

²⁸ KDはKiln Dryの略。

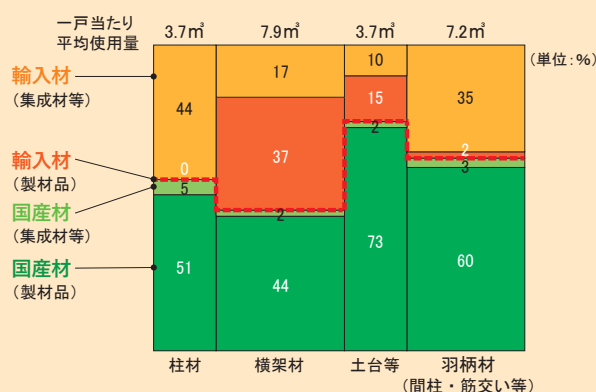
²⁹ ヤング率は材料に作用する応力とその方向に生ずるひずみとの比。このうち、曲げヤング率は、曲げ応力に対する木材の変形(たわみ)のしにくさを表す指標。

られるため、輸入集成材の減少を米マツ製材品等により代替する動きがみられ、引き続き輸入材が高いシェアを持つ状況にある(資料Ⅲ-14)。また、一部の住宅メーカーや工務店では、横架材を含めて国産材を積極的に利用する取組がみられる。特に、工務店では、大手住宅メーカーに比べて、部材によらず国産材製材品の使用割合が比較的高い傾向にある(資料Ⅲ-15)。さらに、工務店等に対して、木材流通業者が国産材仕様の住宅部材をパッケージ化し販売する取組も出てきている(事例Ⅲ-1)。

(地域で流通する木材を利用した住宅の普及)

素材生産業者や製材業者、木材販売業者、大工・工務店、建築士等の関係者の間では、木造住宅の建設に当たりネットワークを構築し、地域で生産された木材を多用して、健康的に長く住み続けられる家づくりを行う取組がみられる。林野庁では、平成13(2001)年度から、関係者が一体となって消費者の納得する家づくりに取り組む「顔の見える木材での家づくり」を推進している。令和6(2024)年度には、関係者の連携による家づくりに取り組む団体数は454、供給戸数は12,372戸となった³⁰。また、政府として進める花粉発生源対策の観点からもスギ材の需要拡大が不可欠であることから、スギ材で対応可能な住宅用部材について、設計変更等によりスギJAS構造材等へ転換する取組を支援している。

資料Ⅲ-15 木造軸組住宅の部材別木材使用割合(工務店)



³⁰ 林野庁木材産業課調べ。

事例Ⅲ－１ 国産材利用の拡大に向けた住宅部材のパッケージ化

ナイス株式会社(神奈川県横浜市)では、令和3(2021)年の木材不足・価格高騰(いわゆるウッドショック)により国産材の安定的な供給ニーズが高まったことを背景に、首都圏を中心として工務店やビルダーの継続的な国産材の利用を促進していくため、構造材、内外装材を国産材仕様とした家づくりを提案する「国産材プレミアムパッケージ」の販売を開始している。

同社は、構造材の基本パッケージとして「無垢材仕様」、「構造用集成材仕様」、「無垢材＋構造用集成材仕様」の3種類を用意しており、要望に合わせた選択を可能としている。また、構造計算等により、梁等の横架材として国産スギの製材品や集成材が使用できることを検証しており、パッケージを国産材仕様にすることでコストダウンが可能となることもアピールしている。ベースとなる樹種は、国産針葉樹のスギ、ヒノキ、カラマツなどを中心に構成している一方で、一部の横架材については、選択肢の一つとしてレッドウッドやベイマツといった外国産材も加えている。

また、同社は首都圏内に計6か所のストックヤードを有し、全国から集荷した多種多様な木材を常時ストックしており、邸別に必要となる部材を集めて(アッセンブルして)供給する体制も整えている。これにより、顧客の要望にきめ細かく対応することが可能となっている。

今後は、改正建築基準法等の施行^注を踏まえた、品質・供給量・価格のバランスが取れた国産材パッケージの提案を予定している。

注：改正建築基準法の施行については、第3節(2)182-184 ページを参照。

		無垢材仕様		構造用集成材仕様		無垢材＋構造用集成材仕様	
		仕様①	仕様②	仕様①	仕様②	仕様①	仕様②
主要構造材	土台	ヒノキKD AZN(K3)	ヒノキKD	ヒノキ集成 AZN(K3)	カラマツ集成 AZN(K3)	ヒノキKD AZN(K3)	ヒノキ集成 AZN(K3)
	大引	ヒノキKD AZN(K3)	ヒノキKD	ヒノキ集成 AZN(K3)	ヒノキ集成 AZN(K3)	ヒノキKD AZN(K3)	ヒノキ集成 AZN(K3)
	柱	ヒノキKD	スギKD	ヒノキ集成	スギ集成	ヒノキKD	スギKD
	長柱	ヒノキKD	ヒノキKD	ヒノキ集成	ハイブリッド 集成	ヒノキKD	ヒノキKD
	梁桁(3m・4m240下)	スギKD	スギKD	カラマツ集成	ハイブリッド 集成	スギKD	ベイマツKD
	梁桁(270上・長尺)	スギKD	ベイマツKD	カラマツ集成	ハイブリッド 集成	ハイブリッド 集成	ハイブリッド 集成
	母屋隅木束頭(小角)	スギKD	スギKD	ヒノキ集成	ヒノキ集成	スギKD	ベイマツKD

構造材の基本パッケージ例(首都圏木材版)



アッセンブル作業の様子

(ウ)非住宅・中高層建築物における木材利用の動向

(非住宅・中高層建築物における木材利用の概況)

令和7(2025)年の着工建築物を用途別・階層別にみると、低層住宅以外の非住宅・中高層建築物の木造率(床面積ベース)は、6.6%と低い状況にある(資料Ⅲ－11)。一方、低層で床面積が500㎡未満であれば、既存の住宅における技術を使える場合があることなどから、木造率は比較的高い傾向にある(資料Ⅲ－16)。

(非住宅・中高層建築物での木材利用拡大の取組)

近年、住宅市場の縮小見込みや、持続可能な資源としての木材への注目の高まりなどを背景に、建設・設計事業者や建築物の施主となる企業等が、非住宅・中高層建築物の木造

化や木質化に取り組む例が増えている³¹。

非住宅・中高層建築物に関しては、建築基準の合理化が図られるとともに、製材品や直交集成板(CLT³²)、木質耐火部材、内装材等の技術開発が進んできた。近年では、令和5(2023)年4月の改正建築基準法施行令の施行により、新たに1.5時間及び2.5時間の耐火性能の基準が設定されると

ともに、令和6(2024)年4月の改正建築基準法等の施行により、3,000㎡超の大規模木造建築物においても燃えしろ設計が可能となった。これらにより、木材を構造部材等に使用した10階建てを超える先導的な高層建築物や、構造部材の木材を^{あらわ}現して用いた大規模な中層建築物、内装木質化した非住宅建築物の例も出てきている。林野庁では、非住宅・中高層建築物における一層の木材利用を進めるため、国土交通省と連携して、非住宅・中高層建築物の木造化に必要な知見を有する設計者や施工者等の育成を支援している。また、設計・施工コストの低減に向けて、標準的な設計や工法等の普及、部材の標準化等を進めている。

また、川上から川下までの関係者が広く参画する官民協議会「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」(ウッド・チェンジ協議会)は、民間建築物等における木材利用に当たっての課題やその解決方法の検討、木材利用の先進的な取組等の発信など、木材を利用しやすい環境づくりに取り組んでいる。

さらに、民間建築物等での木材利用を後押ししていくため、都市の木造化推進法に基づき建築物木材利用促進協定制度が措置されており、国若しくは地方公共団体と建築主等との2者、又は、林業・木材産業事業者や建築事業者も加えた3者等で協定を締結することが可能である。林野庁では、木材利用の裾野を広げるため、幅広い分野の事業者等との協定の締結を促進することとしている。国においては、令和8(2026)年3月末時点で32件(資料Ⅲ-17)、地方公共団体においては、令和7(2025)年12月末時点で192件の協定が締結され、各地でこれに基づく建設が進んでいる(資料Ⅲ-18、事例Ⅲ-2)。協定に基づき令和7(2025)年に木造化・木質化した建築物は5,002件、木材利用量は約132,738㎡となっている。

資料Ⅲ-16 低層非住宅の規模別着工床面積と木造率

500㎡未満の木造率は比較的高い

(単位：千㎡)

用途・種類等	500㎡未満		500～3,000㎡未満		3,000㎡～		計	
		木造率		木造率		木造率		木造率
低層・非住宅	4,133	45%	6,119	14%	6,667	0.2%	16,920	16%
事務所	900	50%	783	9%	245	3%	1,929	27%
店舗	579	43%	1,374	2%	1,200	0%	3,153	9%
工場及び作業所	269	25%	946	3%	1,893	0%	3,108	3%
倉庫	641	22%	754	4%	2,347	0%	3,742	5%
学校の校舎	15	27%	169	13%	408	0%	592	4%
病院・診療所	227	79%	142	18%	39	0%	407	51%
その他	1,503	53%	1,952	34%	534	1%	3,988	36%

注：3階建て以下について集計。

資料：国土交通省「建築着工統計調査」(令和6(2024)年度)に基づいて林野庁木材利用課作成。



建築物木材利用促進協定

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/index.html



木材利用促進本部事務局
「建築物の木造化・木質化
支援事業コンシェルジュ」

https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html

³¹ 非住宅・中高層建築物における木材利用の事例については、特集第2節(1)15-16ページを参照。

³² Cross Laminated Timberの略。一定の寸法に加工されたひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着したものの。

このほか、建築物に木材を利用しやすい環境づくりの一環として、建築物の木造化・木質化に関する国の支援事業・制度等に関する一元的な案内窓口である「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」が木材利用促進本部事務局に設置されている。

資料Ⅲ－17 事業者等と国との協定締結の実績(令和7(2025)年度締結分)

事業者	国	協定締結日 (有効期間)	協定名
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	農林水産省 国土交通省	令和7年7月4日 (～令和12年3月末)	中規模木造建築物の設計支援・普及に関する建築物木材利用促進協定
株式会社長谷工コーポレーション	農林水産省	令和7年10月31日 (～令和13年3月末)	住まいの木造木質化における建築物木材利用促進協定
株式会社イトーキ	農林水産省	令和7年12月18日 (～令和12年12月末)	非住宅建築物の内装木質化に関する建築物木材利用促進協定
鉄建建設株式会社	農林水産省 環境省	令和8年1月22日 (～令和12年3月末)	脱炭素・自然共生社会の実現に向けた建築物木材利用促進協定
日本繊維板工業会	農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	令和8年3月10日 (～令和13年3月末)	木質ボードの利用拡大による脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた建築物木材利用促進協定
清水建設株式会社	農林水産省	令和8年3月13日 (～令和13年1月末)	森林循環に貢献する木質建築の推進により持続可能な社会の実現を目指す建築物木材利用促進協定
戸田建設株式会社	農林水産省	令和8年3月27日 (～令和12年12月末)	2050年カーボンニュートラルの実現と持続可能な社会の構築に向けた建築物木材利用促進協定



資料：林野庁木材利用課調べ。

株式会社長谷工コーポレーションとの協定締結式

資料Ⅲ－18 協定締結に基づき令和7(2025)年度に建設された建築物の例



タリーズコーヒーロースター相模大野中央公園店
協定締結者：ナイス株式会社
(神奈川県相模原市、令和7(2025)年12月竣工)



REVZO新橋
協定締結者：株式会社竹中工務店
(東京都港区、令和8(2026)年2月竣工)

事例Ⅲ－２ 建築物木材利用促進協定に基づく中高層集合住宅の木造化

YKK不動産株式会社(東京都千代田区)は令和5(2023)年9月に富山県と県産材の利用に関する建築物木材利用促進協定を締結した。同社が富山県黒部市^{くろべ}で整備を進めているパッシブタウンにおいて、建築物に県産材を積極的に利用し、2050年ネット・ゼロの実現や地域の活性化を図ることとしている。

パッシブタウンは持続可能な社会にふさわしいローエネルギーの「まちづくり・住まいづくり」を提案する取組であり、全5街区で構成されている。令和7(2025)年3月に竣工となった第5街区では、地域産木材と再生可能エネルギーを活用した脱炭素に挑戦しており、北陸初の木造中高層集合住宅(鉄筋コンクリートとの混構造)3棟を始めとした街区内の建築物に、使用木材の87%に当たる約1,450m³の県産材が使用されている。また、同街区の施設は、平均的な木造耐火建築物の4倍を超える木材が使用されており、建物の広範囲で木造化・木質化されている点などが評価され、令和7年度木材利用推進コンクールにおいて、農林水産大臣賞を受賞した。

また、令和5(2023)年9月には、県産材を使用するに当たり伐採した跡地にスギ苗木の植栽を行い、継続的に下刈りなどの育林活動を実施している。植栽した木が成長し二酸化炭素を吸収することで、建設時の温室効果ガス排出量のオフセットにも貢献することが期待される。



第5街区の外観



住居の内観

(©Nacása & Partners)

(木材や木造建築物の耐久性)

非住宅・中高層建築物の木造化・木質化の取組が増える中で、木材や木造建築物の耐久性への関心も高まっている。木材は利用する環境によっては腐朽菌や虫などにより影響を受けるため、耐久性を付与する保存処理技術が開発されてきた。保存処理が行われた木材は、屋外で使用された場合でも20年以上の耐久性を有するという試験結果もある³³。日本農林規格(JAS)又は優良木質建材等認証(AQ)制度に基づき薬剤の注入等による保存処理が行われた製品については、使用した薬品やその浸潤度³⁴に応じた性能区分が表示されており、建築物の土台等に利用されている。

国土交通省では、令和6(2024)年10月に、木材・木質材料の経年劣化や維持管理方法、

³³ 酒井温子ほか「銅・第四級アンモニウム化合物系木材保存剤(ACQ)を加圧注入した杭の25年間の被害経過」(奈良県森林技術センター研究報告 No.48(2019))

³⁴ 保存処理に使用した薬剤がどの程度木材の内部まで浸潤しているかを示すもの。

コスト面などの情報を分析・整理した資料³⁵を公表した。また、同年12月には新築の木造の非住宅建築物の耐久性に係る評価の基準や枠組みを定めたガイドライン³⁶を公表し、令和7(2025)年4月から本ガイドラインに基づく第三者評価が開始されている。

(エ)公共建築物等における木材利用

(公共建築物の木造化・木質化の実施状況)

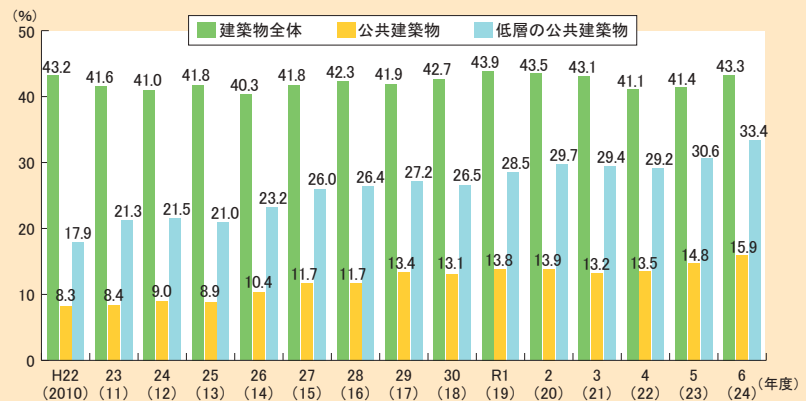
公共建築物は、広く国民一般の利用に供するものであることから、木材を用いることにより、国民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することができる。このため、建築物木材利用促進基本方針では、公共建築物について、積極的に木造化を促進することとしている。

令和6(2024)年度に着工された公共建築物の木造率(床面積ベース)は、15.9%となった。そのうち、低層(3階建て以下)の公共建築物の木造率は33.4%であり、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定された平成

22(2010)年の17.9%から10ポイント以上上昇している(資料Ⅲ-19)。都道府県ごとの低層の公共建築物の木造率については、1～2割と低位な都府県がある一方、5割を超える県もみられるなど、ばらつきがある状況となっている³⁷。

国の公共建築物については、令和4(2022)年度以降に設計に着手するもの³⁸について、建築物木材利用促進基本方針に基づき、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図ることとしている。国が整備し令和6(2024)年度に完成した公共建築物のうち、木造化された建築物は51棟であった。各省各庁において木造化になじまないなどと判断し木造化されなかった公共建築物のうち、積極的に木造化を促進するとされている公共建築物に該当するかどうかの検証を要するものは16棟であり、林野庁・国土交通省の合同検証チームが検証した結果、いずれも施設が必要とする機能等の観点から木造化が困難であったと評価された。その結果、木造化が可能で

資料Ⅲ-19 建築物全体と公共建築物の木造率の推移



注1：木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類している。

2：本試算では、「公共建築物」を国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関及び独立行政法人等が整備する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物とした。また、試算の対象には新築、増築及び改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。

資料：国土交通省「建築着工統計調査」のデータに基づいて林野庁木材利用課が試算。

³⁵ 国土交通省「中大規模建築物に木材を使用する際に知っておきたい維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫」

³⁶ 国土交通省「木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン」

³⁷ 林野庁ホームページ「公共建築物の木造率について」のうち資料3「都道府県別低層(3階建て以下)公共建築物の木造率」を参照。

³⁸ 令和3(2021)年度末までに公表された設計着手前の基本計画等に基づき設計を行うものを除く。

あったものの木造化率は100%となった³⁹。

(学校施設の木造化・木質化を推進)

学校施設は、児童・生徒の学習及び生活の場であり、学校施設に木材を利用することは、木材の持つ高い調湿性、温かさや柔らかさなどの特性により、健康や知的生産性などの面において良好な学習・生活環境を実現する効果が期待できる⁴⁰。

このため、文部科学省では、学校施設の木造化や内装の木質化を進めており、令和6(2024)年度に新しく建設された公立学校施設の79.2%で木材が利用された(木造で整備されたものが17.5%、非木造で内装が木質化されたものが61.7%)⁴¹。また、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携して認定している「エコスクール・プラス⁴²」において、特に農林水産省は、内装の木質化等を行う場合にその取組を積極的に支援している。

(応急仮設住宅における木材の活用)

東日本大震災以前、応急仮設住宅のほとんどは鉄骨プレハブにより供給されていたが、東日本大震災においては木造化の取組が進み、25%以上の仮設住宅が木造で建設された⁴³。

東日本大震災における木造応急仮設住宅の供給実績と評価を踏まえて設立された一般社団法人全国木造建設事業協会では、大規模災害発生後に木造応急仮設住宅を速やかに供給する体制を構築するため、地方公共団体と災害時の協力に係る必要な事項等を定めた災害協定の締結を進めており、令和8(2026)年3月までに、46都道府県及び11市と災害協定を締結している。

令和8(2026)年4月に発生から10年を迎えた熊本地震においては、応急仮設住宅のうち15.9%が木造で建設された。また、令和6(2024)年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、令和6(2024)年12月時点で、石川県で建設された応急仮設住宅のうち35.1%⁴⁴が木造で建設されており、これまでの災害時に建てられてきた長屋型の木造応急仮設住宅のほか、被災前の居住環境に近い戸建風の木造応急仮設住宅が建設された。さらに、令和7(2025)年2月に発生した岩手県大船渡市おおふなとにおける林野火災では、令和7(2025)年5月時点で、全ての応急仮設住宅が木造で建設されている(事例Ⅲ-3)。

³⁹ 林野庁プレスリリース「「令和7年度 建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ」等について」(令和8(2026)年3月27日付け)

⁴⁰ 林野庁「平成28年度都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及委託事業」のうち「木材の健康効果・環境貢献等に係るデータ整理」による「科学的データによる木材・木造建築物のQ&A」(平成29(2017)年3月)

⁴¹ 文部科学省プレスリリース「公立学校施設における木材利用状況(令和6年度)」(令和8(2026)年1月14日付け)

⁴² 学校設置者である市町村等が、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童生徒の環境教育の教材としても活用できるエコスクールとして整備する学校を、関係省庁が連携協力して「エコスクール・プラス」として認定するもの。

⁴³ 国土交通省調べ。

⁴⁴ 石川県「応急仮設住宅の整備状況(2024年12月23日時点)」に基づいて林野庁木材産業課が算出。

事例Ⅲ－3 おおふな と 岩手県大船渡市で発生した林野火災の被災地における 木造応急仮設住宅の建設

令和7(2025)年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災では、住宅にも多くの被害が発生した。令和6(2024)年2月に岩手県と災害協定を締結していた一般社団法人全国木造建設事業協会は、令和7(2025)年3月に県からの要請を受け、同年5月までに同市内の三陸さんりく町綾里地区及び赤崎町あかき蛸ノ浦地区の2か所に合計33戸の木造応急仮設住宅を建設した。建設に当たっては、岩手県産材を中心に、約390m³の木材が使用された。

応急仮設住宅は長屋型で建設され、入居する世帯の特徴やニーズに合わせて、急遽2戸をつないで多人数世帯向けの住戸とするなど、木造建築の柔軟性を活かした臨機応変な対応が取られたものとなっており、被災者の暮らしの再建に向けて、木の温もりが感じられ落ち着いて生活できる環境が提供されている。



木造応急仮設住宅の外観



床材にアカマツを使用した室内の様子

(3) 木質バイオマスの利用

(ア) 木質バイオマスの新たなマテリアル利用

化石資源由来の既存製品等からバイオマス由来の製品等への代替を進めるため、木質バイオマスから新素材等を製造する技術や、これらの物質を原料とした具体的な製品の開発が進められている。

循環型社会形成推進基本計画(令和6(2024)年8月閣議決定)及び地球温暖化対策計画(令和7(2025)年2月閣議決定)では、木材は炭素の貯蔵や化石資源の利用抑制に資することから、建築用材等としての利用に加え、改質リグニン等の木質系新素材への活用を進めることとしている。また、林野庁では、令和8(2026)年3月に、「木質系新素材の社会実装ビジョン」を策定し、林業収支の改善に向けて、木材チップの高付加価値利用に資する木質系新素材の必要性や目指すべき将来像などを提示した。

(改質リグニン)

改質リグニンは、木材の組成の約2～3割を占める主要成分の一つであるリグニンを原料として製造される新素材であり、高強度・耐熱性・耐薬品性等の特性が求められる高機能プラスチック等への活用が期待されている(資料Ⅲ－20)。リグニンは化学構造が非常に多様であるため、安定した品質が求められる工業材料としての利用が困難であったが、国



木質バイオマスの新たな
マテリアル利用技術開発

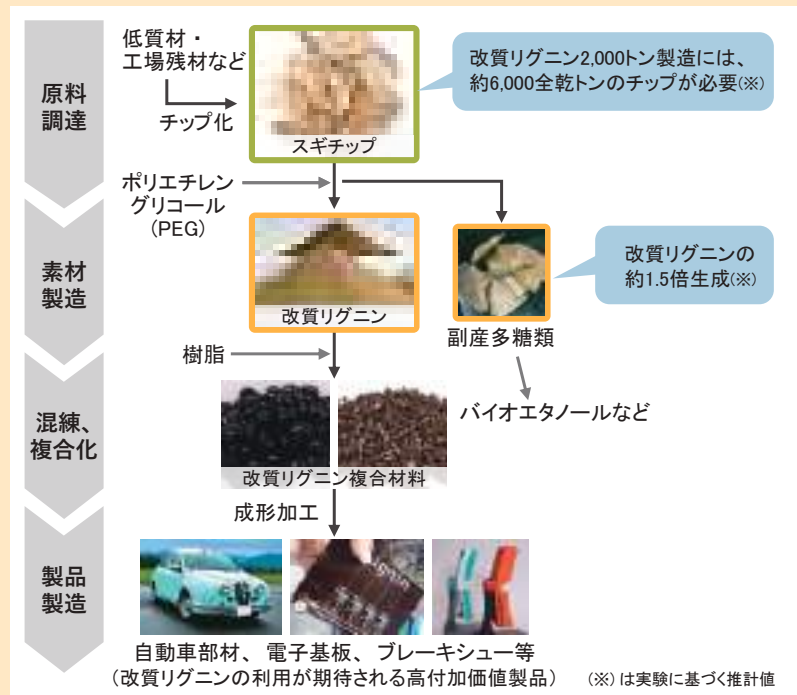
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/newb/material.html>

立研究開発法人森林研究・整備機構を代表とする研究コンソーシアム「SIPリグニン⁴⁵」において、我が国固有の樹種であるスギのリグニンの化学構造が比較的均質であることに着目し、スギのチップにポリエチレングリコールを混ぜて加熱し、リグニンを改質・抽出した改質リグニンの製造システムが開発された。その後SIPリグニンの活動を引き継ぎ、改質リグニンの実用化に向けて、産学官の連携を推進する「地域リグニン資源開発ネットワーク」(リグニンネットワーク)⁴⁶の会員企業等⁴⁷と国立研究開発法人森林研究・整備機構の共同により、様々な用途開発が行われてきた。

また、令和2(2020)年に開始された、農林水産省農林水産技術会議の委託プロジェクト研究においては、改質リグニンをを用いたより高機能な製品が試作された。そのうち改質リグニンを使用した鉄道用ブレーキシューについては、令和7(2025)年末から実際の車両に搭載され、テスト走行が実施されている。

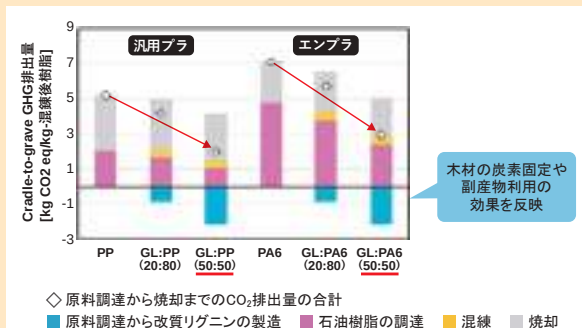
このような中、林野庁では、改質リグニンの社会実装の早期実現に向け、学識経験者を交えて「改質リグニンの今後の展開に向けた勉強会」を開催し、課題を整理した上で、令和6(2024)年4月に今後の展開方向を取りまとめた。これを踏まえ、令和6(2024)年度

資料Ⅲ-20 改質リグニンにおける原料調達から製品製造までの流れ



資料：林野庁研究指導課作成。

資料Ⅲ-21 改質リグニンの二酸化炭素排出削減効果



注1：エンブラはエンジニアリングプラスチック、GLは改質リグニン、PPはポリプロピレン(汎用プラスチック)、PA6はナイロン6(エンジニアリングプラスチック)の略称。

2：「原料調達から改質リグニンの製造」には、木材の炭素固定効果、副産物由来バイオエタノールの合成エタノール代替によるCO₂排出削減効果を含む。

資料：林野庁「令和6年度改質リグニンの実用化に向けたLCA評価プロジェクト委託事業報告書」に基づいて林野庁研究指導課作成。

⁴⁵ 総合科学技術・イノベーション会議の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の課題のうち、「次世代農林水産業創造技術」の「地域のリグニン資源が先導するバイオマス利用システムの技術革新」の課題を担当する産学官連携による研究コンソーシアム(研究実施期間は平成26(2014)～30(2018)年度)。

⁴⁶ これまでの活動を基盤として、令和8(2026)年1月に一般社団法人リグニンネットワークを新たに設立。

⁴⁷ 林業や木材加工業、化学品製造業、電機・電子部品製造業、自動車部品製造業、卸売業(商社)など幅広い分野の約140の企業等が参画(令和7(2025)年7月時点)。

から先端技術分野の大規模技術実証を支援するSBIRフェーズ3基金事業⁴⁸「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業」を活用し、愛媛県鬼北町でスタートアップ企業が行う大規模製造技術実証を支援している。また、改質リグニンの原料調達から製造、廃棄に至るライフサイクルアセスメント(LCA)を通じて二酸化炭素排出量の多い高機能プラスチックの一部を改質リグニンで代替することによる二酸化炭素排出削減効果を定量化した(資料Ⅲ-21)。さらに、改質リグニン事業の全国展開に向けて、複数の地域における実現可能性調査を実施するなど、実用化後の改質リグニンの安定供給の実現を目指している。

(セルロースナノファイバー)

セルロースナノファイバー(CNF)は、木材の組成の約4～5割を占める主要成分の一つであるセルロースの繊維をナノメートルレベルまでほぐしたもので、軽量ながら高強度である、膨張・収縮しにくい、保水性に優れるなどの特性を持つ素材である。現在、製紙会社等が製造したパルプを原料とするCNF製造設備が各地で稼働しており、主にプラスチック複合用の強化繊維や機能性添加剤として、輸送機器部品、紙おむつ、筆記用インク、運動靴、化粧品、食品等の一部の製品に使用されている。

林野庁では、国産材チップの調達が容易な中山間地域における事業化を念頭に、需要者からの要求に合わせた材料特性の調整、小ロットでの供給、地域の広葉樹材の有効活用等が可能な小規模設備によるCNFの一貫製造技術の開発を支援し、これまでに、スギ材から製造したCNFを用いた、木製フェンス等の外構材用の木材保護塗料が製造・販売されている。また、広葉樹材等を原料とし、CNFと比べ繊維をほぐす工程を少なくすることで製造コストを低減した新たなセルロース由来素材の開発も進められている。

(イ)木質バイオマスのエネルギー利用

(木質バイオマスエネルギー利用の概要)

木材は、かつて木炭や薪としても日常的に利用されていた。近年では、再生可能エネルギーの一つとして、燃料用の木材チップや木質ペレットなどの木質バイオマスが再び注目されている。これらを発電、熱利用又は熱電併給といった形で利用することは、エネルギー自給率の向上、災害等の非常時にも電源・熱源として利用できることによるレジリエンスの向上、我が国の森林整備・林業活性化等の役割を担い、地域の経済・雇用への波及効果も期待できる。また、発電や熱利用に加え、持続可能な航空燃料(SAF⁴⁹)についても、近年、原料として木質バイオマスを利用する技術開発等の動きがみられる。

一方、木質バイオマス発電の急速な進展により、燃料材の需要が急激に増加し、既存需要者との競合や、森林資源の持続的利用等への懸念が生じている。このため、木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙などとしての再利用を経て、最終段階で燃料として利用する「カスケード利用」や、材の状態・部位に応じて製材品など価値の高い用材から順に利用し、従来であれば林内に放置されていた未利用の木材を燃料とすることを基本として木材の利用を進める必要がある。また、このような状況を踏まえ、木質バイオマス

⁴⁸ SBIRはSmall/Startup Business Innovation Researchの略。SBIR制度とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づき、スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援し、それによって我が国のイノベーション創出を促進することを目的とした制度。本制度に基づく事業として、概念実証や実現可能性調査を支援するフェーズ1、実用化開発支援を行うフェーズ2、大規模技術実証を支援するフェーズ3がある。

⁴⁹ Sustainable Aviation Fuelの略。

の安定的・効率的な供給に引き続き取り組む必要がある。

(木質バイオマスエネルギー利用量の概況)

近年は、木質バイオマス発電所の増加等により、エネルギーとして利用される木質バイオマスの量が年々増加している。令和6(2024)年には、木炭、薪等を含めた燃料材の国内消費量は前年比11.0%増の2,258万 m^3 となっており、うち国内生産量は1,227万 m^3 (前年比9.7%増)、輸入量は1,031万 m^3 (前年比12.6%増)となっている(資料Ⅲ-22)。

事業所においてエネルギー利用されている木質バイオマスのうち、木材チップについては、間伐材・林地残材等由来が545万トン、製材等残材⁵⁰由来が183万トン、建設資材廃棄物⁵¹由来が390万トン、輸入チップ・輸入丸太由来チップが74万トン等となっており、合計1,233万トン(前年比6.9%増)となっている⁵²。木質ペレットについては、国内製造が12万トン、輸入が516万トンとなっており、合計529万トン(前年比34.1%増)となっている。

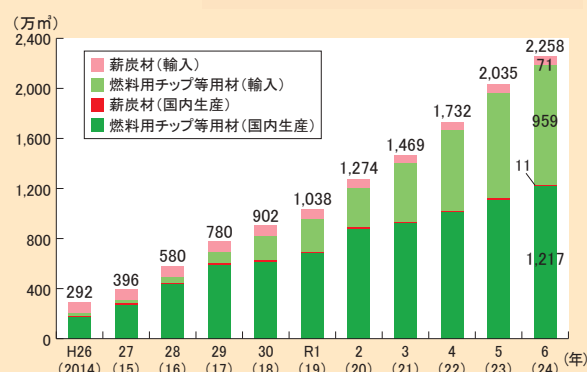
エネルギー利用されている木質バイオマスの利用先をみると、国内製造によるものは発電機のみ所有する事業所、ボイラーのみ所有する事業所及び発電機・ボイラーの両方を所有する事業所で利用されている

のに対し、輸入によるものは多くが発電機のみ所有する事業所で利用されている(資料Ⅲ-23)。

このほか、令和6(2024)年には、薪4万トン(前年比0.3%増)、木粉(おが粉)34万トン(前年比1.7%増)等がエネルギーとして利用されている⁵³。

令和4(2022)年9月に改定されたバイオマス活用推進基本計画(第3次)においては、林地残材について、令和元(2019)年の年間発生量約970万トンに対し約29%にとどまってい

資料Ⅲ-22 燃料材の国内消費量の推移



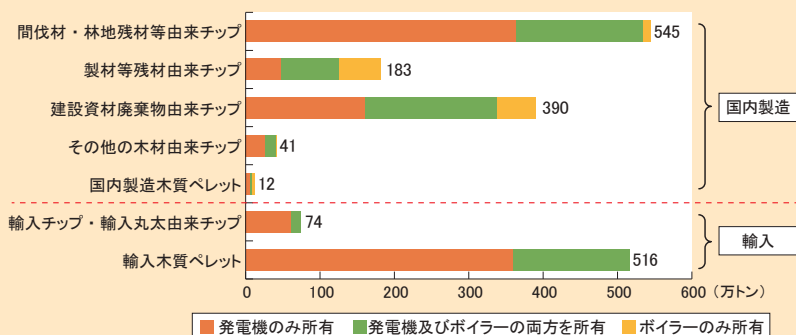
注1:「薪炭材」とは、木炭用材及び薪用材である。

2:「燃料用チップ等」とは、燃料用チップ及びペレットである。

3: いずれも丸太換算値。

資料: 林野庁「木材需給表」

資料Ⅲ-23 事業所が所有する利用機器別木質バイオマス利用量



注: 木材チップの重量は絶乾重量。

資料: 農林水産省「令和6年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」

⁵⁰ 製材工場等で発生する端材。

⁵¹ 建築物の解体等で発生する解体材・廃材。国土交通省「平成30年度建設副産物実態調査」によると、平成30(2018)年度の発生量は約550万トンに上り、そのうち約530万トンが利用されている。

⁵² 農林水産省「令和6年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」。ここでの重量は、絶乾重量。

⁵³ 農林水産省「令和6年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」

る利用率を、令和12(2030)年に約33%以上とすることが目標として設定されている。近年の燃料材需要の増加を背景に、令和5(2023)年については林地残材の利用率は約40%⁵⁴となったが、燃料材の需要は今後も増加することが見込まれるため、燃料材の安定供給に向けて、引き続き林地残材の活用に取り組んでいく必要がある。

(木質バイオマスによる発電の動き)

平成24(2012)年に導入された再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度⁵⁵や令和4(2022)年に導入されたFIP制度⁵⁶では、木質バイオマスにより発電された電気の調達価格や基準価格⁵⁷が、使用する木質バイオマスの区分ごとに設定されている。

林野庁では、木質バイオマスの適切な分別・証明が行われるよう、平成24(2012)年に「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を取りまとめた。同ガイドラインでは、立木竹の伐採又は加工・流通を行う者が、業界の団体等が策定する「自主行動規範」に基づく分別管理及び帳票管理等に係る審査・認定を受け、次の流通過程の関係事業者に対して、納入する木質バイオマスが由来ごとに分別管理されていることを証明することとしている。

FIT制度及びFIP制度の下、各地で木質バイオマスによる発電施設の整備が進んでおり、主に間伐材等由来のバイオマスを活用した発電施設については、令和7(2025)年9月末時点で、出力2,000kW以上の施設61か所、出力2,000kW未満の施設112か所がこれらの制度による認定を受けて売電を行い、合計発電容量は647,310kWとなっている⁵⁸。これによる年間の発電量は、一般家庭約142万世帯分の電力使用量に相当する試算になる⁵⁹。近年は、出力2,000kW未満の発電施設の稼働数が伸びており、この中には、ガス化熱電併給設備⁶⁰により、電気と同時に熱を供給できるものも多く含まれている。

(燃料材の安定供給等に向けた取組)

木質バイオマス発電では、燃料材の安定調達や発電コストの7割を占める燃料費の低減が課題である⁶¹。特に近年は、発電施設の増加、合板や製紙等向け需要との競合、円安等による輸入燃料の調達コストの上昇等により、燃料材の安定調達への懸念が高まっている。

このため、林野庁では、全木集材⁶²による枝条等の活用や林地残材の効率的な収集・運搬システムの構築などを通じた燃料材の安定供給を支援している。また、FIT制度及びFIP制

⁵⁴ 農林水産省「バイオマス種類別の利用率等の推移」

⁵⁵ 電力会社が、固定価格で、再生可能エネルギーにより発電された電気を買い取る制度。FITはFeed-in Tariffの略。

⁵⁶ 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合に、一定の交付金(プレミアム)を受けられることができる制度。FIPはFeed-in Premiumの略。

⁵⁷ 調達価格は、FIT制度において、電力会社が電気を買い取る際の価格。基準価格は、FIP制度において、市場買取価格に上乗せされる補助額の算定の基準となる価格。

⁵⁸ 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」。「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」に基づくRPS制度からの移行分を含む。

⁵⁹ 発電施設が1日当たり24時間、1年当たり330日間稼働し、一般家庭が1年当たり3,600kWhの電力量を使用するという仮定により試算。

⁶⁰ 木材を加熱することにより熱分解し、一酸化炭素や水素等を含む可燃性ガスに変換した上で、そのガスを燃料としてガスエンジン発電機等により発電を行うとともに、発生する熱を温水等として供給する設備。

⁶¹ 農林水産省・経済産業省「「林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会」報告書」(令和2(2020)年10月)

⁶² 伐木現場で枝払いを行わず、枝葉付きの伐倒木をそのまま集材すること。

度による発電施設の認定について農林水産大臣が経済産業大臣の協議を受けた際に、林野庁では、都道府県との連携を強化しながら、発電事業者による燃料材の安定調達や既存需要者への影響の観点から発電事業者の燃料調達計画の確認を行っている。さらに、経済産業省と連携し、燃料用途としても期待される早生樹の植栽等に向けた実証事業を支援している。

また、木質バイオマス発電については、長距離を輸送して供給される輸入ペレット等を念頭に、原料の生産から、加工や輸送、発電に至るまでの温室効果ガス(GHG)の総排出量(ライフサイクルGHG)を考慮する必要がある。そのため、FIT制度及びFIP制度において、バイオマス発電施設におけるライフサイクルGHGの削減の推進に向け、令和4(2022)年度以降に認定される案件(1,000kW以上)については、令和12(2030)年度のライフサイクルGHGを、化石燃料による火力発電に比べて70%削減することとされている。これを前提に、令和5(2023)年度から令和11(2029)年度までの間について、燃料調達ごとに50%削減することが求められている⁶³。

(木質バイオマスの熱利用)

木質バイオマスのエネルギー利用においては、地域の森林資源を、地域内で無駄なく利用することが重要である。木質バイオマス発電におけるエネルギー変換効率は、蒸気タービンの場合、通常20～30%程度であるが、熱利用におけるエネルギー変換効率は80%以上を得ることが可能であることから、電気と熱を同時に得る熱電併給を含めて、熱利用を積極的に進める必要がある。また、熱利用や熱電併給は、薪、ペレット等を利用した小規模な施設においても実現できる。

熱利用や熱電併給の基盤となる木質バイオマスを燃料とするボイラーの稼働数は、令和6(2024)年時点では全国で1,825基であり、種類別では、ペレットボイラーが797基、木くず^た焚きボイラーが748基、薪ボイラーが148基等となっている⁶⁴。

(「地域内エコシステム」の構築)

「地域内エコシステム」は、関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、地域の森林資源を地域内で持続的に活用するものである。このような取組は、林業収益の向上等により、林業の持続的かつ健全な発展や森林の適正な整備及び保全に貢献することが期待されるほか、化石燃料からの転換によるエネルギー自給率の向上、災害時等のレジリエンスの向上など多様な効果が期待される。

林野庁では、「地域内エコシステム」のモデル構築に向け、地域協議会の運営や木質バイオマスの熱利用等に係る技術開発・改良の取組のほか、「地域内エコシステム」に係る知見等を全国に横展開していくための取組を支援している。

⁶³ 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」(令和7(2025)年4月改訂)

⁶⁴ 農林水産省「令和6年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」

(4)消費者等に対する木材利用の普及

(「木づかい運動」を展開)

林野庁は、一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」の展開を図っている。都市の木造化推進法で、10月が「木材利用促進月間」として位置付けられており、10月を中心に木材利用促進本部の関係省庁、地方公共団体及び企業や団体と連携し、木の良さを体感するイベントや、木材利用の意義に関する情報発信等を行っている。企業やNPOなどにおいても、林野庁の補助事業を活用し、地域材を用いた玩具、食器、家具等の木製品の選択的消費を促すオンライン上のショッピングサイトが開設されているほか、建築物の現地視察を伴う企画、木材利用に関するセミナーのウェブ開催等、多様な機会を通じて国民各層への発信が行われている。

また、林野庁は、「ウッド・チェンジ」を合言葉として、身の回りのものを木に変える、建築物を木造化・木質化するなどの具体的な行動の促進を図っており、その一環として様々なロゴマークの使用を推奨している。例えば、「ウッド・チェンジ」の趣旨に賛同し木材利用の取組をPRする企業や団体などが「ウッド・チェンジロゴマーク」を使用できることとしており、ロゴマークの露出を増やすことで、その認知度向上や行動促進を図っている(資料Ⅲ-24)。令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの間に使用登録を500件超とする目標に対して⁶⁵、令和8(2026)年3月末時点で454の企業や団体などでロゴマークが使用されている。

「木づかいサイクルマーク」は、パンフレット等による広報活動や国産材を使用した製品への添付等により木材利用を



木づかい運動で
ウッド・チェンジ！

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/top.html>

資料Ⅲ-24 木材利用普及を目的としたロゴマーク



ウッド・チェンジロゴマーク



木づかいサイクルマーク
(提供：一般財団法人日本木材総合情報センター)

資料Ⅲ-25 国産材の使用状況や炭素貯蔵量の可視化を目的としたロゴマークと実用例



Japan Wood Label



Wood Carbon Label



「FLATS WOODS 木場」の外観とロゴマーク実用例

⁶⁵ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

PRするもので、令和8(2026)年3月末時点で、313の企業や団体で使用されている(資料Ⅲ-24)。

そのほか、林野庁では、個々の建築物や製品などにおける国産材の使用状況、炭素貯蔵量の可視化を目的として、「Japan Wood Label」及び「Wood Carbon Label」のロゴマークを定め、国産材利用や2050年ネット・ゼロの実現に関心のある消費者層への訴求力を向上していくこととしている(資料Ⅲ-25)。また、国土交通省及び関係団体と協力し、国産材を多く活用した住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化を実施しており、これらのロゴマークが活用されている。

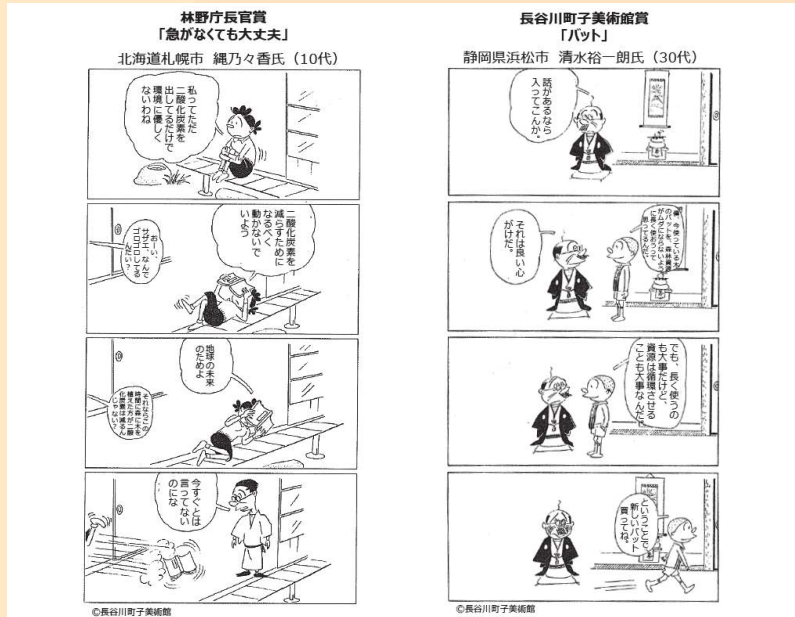
さらに、令和5(2023)年度から、森林資源の循環利用の普及啓発のため、漫画「サザエさん」の著作権を有する長谷川町子美術館と協力体制を構築し、農林水産大臣からサザエさん一家に「森林の環応援団」を委嘱している。令和7(2025)年度も引き続き、吹き出しコンテストやSNS等を通じ、森林の環応援団による情報発信等を行っている(資料Ⅲ-26)。

くわえて、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)では、「木づかいシンポジウム2025 in 万博」を開催し、木造建築や木材の技術開発の最新事例を交えた木材利用の可能性について発信したほか、「One Green in EXPO 2025」においても、地球温暖化の防止に向けた木材利用、木造建築物の重要性について発信した(資料Ⅲ-27)。

(表彰に係る取組の展開)

一般社団法人日本ウッドデザイン協会が主催する「ウッドデザイン賞」は、木の良さや価値を再発見できる建築物や木製品、木材を利用して地域の活性化につなげている取組等について、特に優れたものを表彰している。11回目となる令和7(2025)年度は、206点が入賞し、このうち31作品が最優秀賞(4大臣賞)や優秀賞(林野庁長官賞)など上位賞を受賞した。

資料Ⅲ-26 「サザエさん一家の“もりのわ”話 吹き出しコンテスト」の受賞作品



資料Ⅲ-27 「One Green in EXPO 2025」での木材利用の重要性の発信



また、木材利用推進中央協議会が主催する「木材利用推進コンクール」では、特に優れた木造施設や内装を木質化した建築物等を対象にその整備主体(施主、設計者、施工者)等を表彰している。

これらの表彰により木の良さに対する理解が進み、建築物等における木材の利用や調達の新たな手法などがモデルとなって全国各地で木材利用の機運が高まることが期待される。

(「^{もくいく}木育」の取組の広がり)

林野庁では、木材利用に対する国民の理解を深めるため、子供から大人までが木に触れつつ木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進している。木育の取組は全国で広がっており、行政機関、木材関連団体、NPO、企業等の幅広い連携により様々な活動が実施されている(事例Ⅲ－4)。これまでに行われてきた木育の取組として、例えば東京都新宿区では、同区の友好提携都市である長野県伊那市^{い な}で製作された木のおもちゃなどの木工製品を、区内で生まれた新生児にプレゼントする「ウッドスタート」事業を平成23(2011)年度から開始した。このような取組は、他の地方公共団体等にも広がっており、令和8(2026)年3月末時点において4県53市区町村がウッドスタート宣言を行っている。

また、林野庁の支援等により、木のおもちゃに触れる体験や木工ワークショップなどを通じた木育活動、それらを支える指導者の養成が行われているほか、関係者間の情報共有やネットワーク構築などを促す取組として、令和8(2026)年1月には「木育サミットin東京」^{もくいく もりいくがっかい}が開催され、同年2月には「第11回木育・森育楽会」が開催された。

事例Ⅲ－4 木育施設「しがモック」の一般利用が開始

滋賀県では、「つなぐ「しが木育」」をコンセプトに、子供から大人まであらゆる世代が、木と触れ合い、木に学び、木と生活することで、暮らしと森と琵琶湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組を推進している。その取組の一つとして、滋賀県立近江富士花緑公園内に木育施設「しがモック」を整備し、令和7(2025)年8月から一般利用を開始している。

室内には、滋賀県内の森林で伐採され、合法性が確認できる木材である「びわ湖材」がふんだんに使われている。県内にある比良山地を表現した木製の大型オブジェ、琵琶湖をモチーフにした木のたまごプールといった滋賀県の地形をイメージした遊具、県内の木工家が製作したジャングルジムやおもちゃなどが取り入れられており、木の温もりや心地良さを全身で感じることでできる空間が広がっている。

このような施設の利用を通して、多くの人が木の持つ癒しや温もりを感じ、健康で快適に暮らすとともに、琵琶湖の水源となる豊かな森林や木づかいの文化が次の世代に引き継がれることが期待される。



しがモックの外観



施設で遊ぶ子供たち



びわ湖材マーク

(木材利用における林福連携の取組)

林福連携として、福祉関係者、林業・木材産業関係者、デザイナー、地域関係者等が協力し、福祉施設の利用者の作業性に配慮しつつ、高いデザイン性も備えた製品を開発する取組がみられる⁶⁶。障害者等のやりがいや収入の向上などに資するとともに、地域ブランドの創出や地域材の魅力のPRにつながることを期待される。

(5)木材輸出の取組

(木材輸出の概況)

我が国の木材輸出は、中国等における日本産木材の需要の高まりや円安の影響などを背景に増加傾向にある。令和7(2025)年の木材輸出量は、丸太が191万 m^3 (前年比5.1%増)、製材品が20万 m^3 (前年比29.8%増)、合板等が15万 m^3 (前年比35.0%増)となった⁶⁷。また、令和7(2025)年の木材輸出額は、前年比10.8%増の596億円となり、品目別にみると、丸太が298億円(前年比5.7%増)で全体の50.1%と最も多く、製材品が102億円(前年比38.5%増)、合板等が86億円(前年比16.5%増)となった(資料Ⅲ-28)。

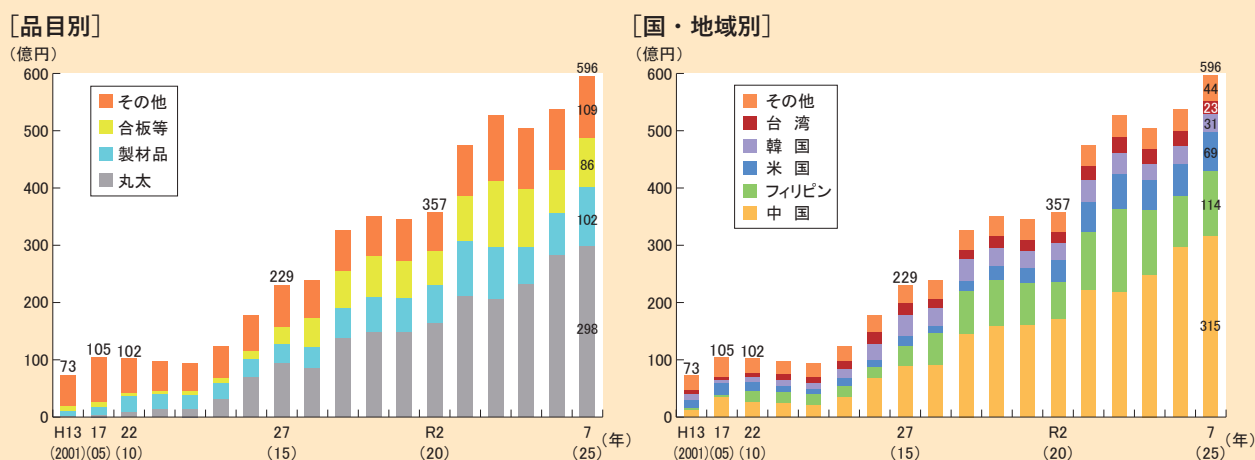
丸太については、その約9割が中国へ輸出され、こん包材、土木用等に利用されている。また、米国へ輸出されている製材品については、主にフェンス材に利用されている。



木材輸出に関する情報

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/mokuzai-yusyutsu.html>

資料Ⅲ-28 我が国の木材輸出額の推移



注1：HS44類の合計。製材品はHS4407、合板等はHS4412を集計。

注2：令和7(2025)年については、確々報値。

資料：財務省「貿易統計」

(木材輸出拡大に向けた方針)

人口減少等により、国内の農林水産物・食品の市場規模の縮小が見込まれる中、海外市場を獲得していくことが重要である。農林水産省では、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、農林水産物・食品輸出本部を設置し、輸出促進の取組を進めてきた。また、食料・農業・農村基本計画(令和7(2025)年4月閣議決定)において、農林水産物及び食品の輸出額目標を設定している。木材、特用林産物、木製家具を合わせた林

⁶⁶ 例えば、「令和4年度森林及び林業の動向」第Ⅲ章第2節(4)の資料Ⅲ-25(141ページ)を参照。

⁶⁷ 財務省「令和7年分貿易統計」(確々報値)

産物の輸出額については、令和12(2030)年までに1,660億円を目指すこととしており、輸出重点品目ごとの目標として、製材850億円、合板115億円と設定している。

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和7(2025)年5月改訂)においては、輸出重点品目である製材及び合板について、米国、中国、台湾、韓国等をターゲットに輸出拡大を目指すこととしている。同戦略では、輸出先国・地域のニーズに応じて、業界一体となって輸出促進に取り組むこととしている。また、林産物について、原材料となる原木の生産基盤を強化するとともに、輸出先の規格・基準に対応した製品、高耐久製品等の生産体制の整備を推進することとしている。

(木材輸出拡大に向けた具体的な取組)

林野庁では、付加価値の高い木材製品の輸出拡大に向け、CLT等の輸出基盤の構築に向けたテストマーケティングの取組、木製食器や木製家具などの身近な日本産木材製品の認知度向上を図る取組(事例Ⅲ-5)、輸出先国・地域のニーズ・規格等に対応した製品の技術開発や性能検証の取組を支援するとともに、海外市場へのツーバイフォー構造材の早期展開を想定し、ターゲット国の市場実態等の調査・分析を実施している。

また、農林水産省が製材と合板の認定農林水産物・食品輸出促進団体に認定した一般社団法人日本木材輸出振興協会では、海外展示会への出展や現地関係者向けのセミナーなどを通じた販売促進活動、米国への構造用製材の輸出に向けた米国検査機関での性能検証等を実施している。同協会の取組により、令和6(2024)年4月にヒノキが、令和7(2025)年4月にスギが米国のツーバイフォー構造材としての設計強度の認可を取得した。令和7(2025)年9月には、日本の民間企業が米国へ輸出したスギ製材が、米国の工場で構造材として格付された。

今後も同協会を中心に、オールジャパンでの輸出促進に向け、業界共通の課題解決に向けた取組や輸出環境の整備、新規輸出先国・地域の市場開拓が期待される。

事例Ⅲ－５ 海外における日本産木材製品のプロモーション活動

日本産の木製家具、木製食器、伝統工芸品等の木材製品は、高い加工技術やデザイン性の良さから、近年、輸出額が増加傾向にある。更なる輸出拡大に向けて、株式会社ぐるなび（東京都千代田区）は、海外の消費者、企業等に向けた日本産木材製品のプロモーション活動を実施し、日本産木材製品の認知度向上に取り組んでいる。

同社は、2025年9月に、シンガポールの複合施設DUO Galleriaにおいて日本産木材製品の展示イベントを開催した。イベントでは木製食器や小物入れといった日本産木材製品のほか、日本のウッドデザイン賞受賞作品も展示され、受賞作品を製作した事業者も当イベントに参加した。

イベントを訪れた現地の消費者からは、日本の木材加工技術の高さを評価する声が聞かれるなど、参加した事業者が現地の消費者の反応を直接肌で感じられる機会となった。参加した事業者からは、「日本の木材製品について消費者が好印象を抱いていることが分かった」「日本ほど木工文化が浸透していないことから、質の高い木材製品の魅力や価値を消費者に伝えるためには、情報を発信し、理解の醸成を促す必要がある」といった声が聞かれた。

今後も、このような取組が広がることにより、海外における日本産木材製品の認知度向上や国内事業者の輸出に向けた機運醸成につながることが期待される。



木製食器等の日本産木材製品を展示



展示イベントの様子

3. 木材産業の動向

(1) 木材産業の概況

(木材産業の概要)

木材産業は、森林資源に近い地域で営まれることが多く、地域における雇用の創出や経済の活性化に貢献している。

立木は、素材生産業者等により伐採されて原木⁶⁸となり、原木は、木材流通業者(木材市売市場や木材販売業者など)を介し、又は直接取引を通じて、製材工場、合板工場、木材チップ工場等で加工され、様々な木材製品(製材品、合板、木材チップ等)となる。パーティクルボード(削片板)⁶⁹、繊維板(ファイバーボード)⁷⁰の製造においては、主な原料として建築解体材が用いられる。木材製品は、集成材工場やプレカット工場などで二次加工されるものもあり、住宅メーカー、工務店、製紙工場、発電・熱利用施設等の実需者に供給され、最終的には住宅を始めとした建築物、紙・板紙、エネルギー等として消費者に利用される。

製材工場や合板工場などの木材加工事業者(川中)は、森林所有者や素材生産業者などの供給者(川上)との関係では、立木・原木の購入を通じて森林経営を支える役割を担っている。住宅メーカー・工務店等の実需者(川下)との関係では、ニーズに応じて木材製品を供給するとともに、新たな木材製品の提案等によって需要を創出し、木材利用を促進する役割を担っている⁷¹。

(木材産業の生産規模)

我が国の木材産業の生産規模を木材・木製品製造業の製造品出荷額等でみると、令和5(2023)年は3兆4,394億円であった。このうち、製材業は7,824億円、集成材製造業は2,303億円、合板・単板製造業は4,047億円、木材チップ製造業は1,456億円、パーティクルボード製造業は636億円、繊維板製造業は630億円、プレカット製造業は1兆389億円となっている(資料Ⅲ-29)。

また、木材・木製品製造業の付加価値額⁷²は、令和5(2023)年は1兆222億円であった。このうち、製材業は2,523億円、集成材製造業は607億円、合板・単板製造業は1,413億円、木材チップ製造業は574億円、パーティクルボード製造業は199億円、繊維板製造業は169億円、プレカット製造業は2,507億円となっている(資料Ⅲ-29)。

⁶⁸ 製材品・合板等の原材料に供される丸太等。

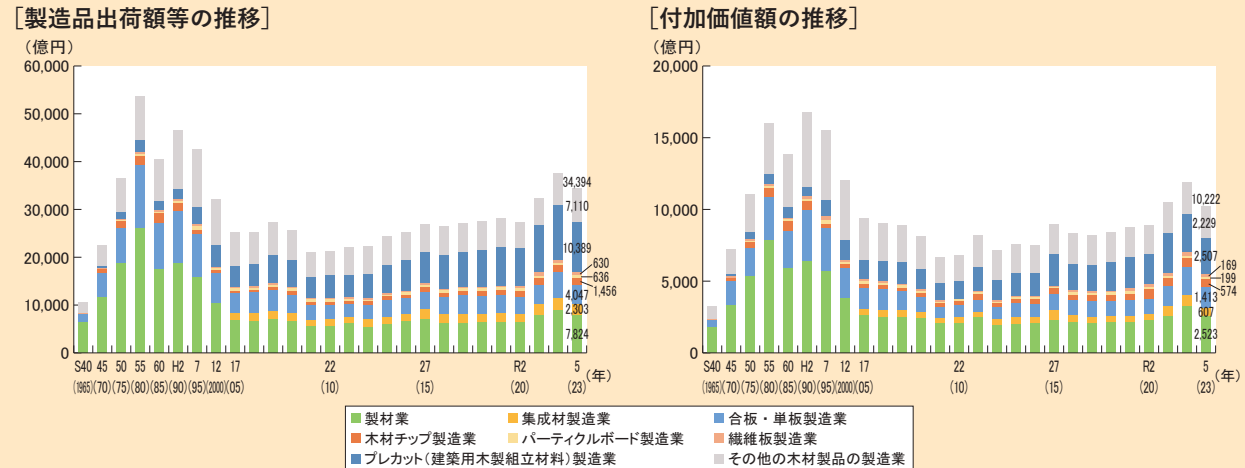
⁶⁹ パーティクルボードについては、(4)194-195ページを参照。

⁷⁰ 繊維板については、(4)194-195ページを参照。

⁷¹ 木材産業の役割については、「平成26年度森林及び林業の動向」第Ⅰ章第1節(1)9-10ページを参照。

⁷² 製造品出荷額等から原材料、燃料、電力の使用額等及び減価償却費を差し引き、年末と年初における在庫・半製品・仕掛品の変化額を加えたもの。

資料Ⅲ－29 木材・木製品製造業の生産規模の推移



注 1：昭和52(1977)年以降は従業者 4 人以上の事業所、令和 3 (2021)年以降は全事業所(個人経営を除く)に関する統計。

2：製造品出荷額等には、製造品出荷額のほか、加工賃収入額、くず廃物の出荷額、その他収入額が含まれる。

3：製材業、集成材製造業、合板・単板製造業、木材チップ製造業、パーティクルボード製造業、繊維板製造業、プレカット製造業の製造品出荷額等及び付加価値額については、それぞれ「一般製材業」、「集成材製造業」、「単板(ベニヤ)製造業と合板製造業の合計」、「木材チップ製造業」、「パーティクルボード製造業」、「繊維板製造業」、「建築用木製組立材料製造業」の数値である。

4：平成13(2001)年以前は「合板・単板製造業」の額に「集成材製造業」の額が含まれる。

5：昭和41(1966)年以前は「合板・単板製造業」の額に「パーティクルボード製造業」の額、「その他の木材製品の製造業」の額に「木材チップ製造業」の額が含まれる。

6：平成20(2008)年に「繊維板製造業」は「パルプ・紙・紙加工品製造業」から「木材・木製品製造業」に移行された。

7：平成19(2007)年の調査項目の追加・見直しにより、平成19(2007)年以降の「製造品出荷額等」及び「付加価値額」は平成18(2006)年以前の数値とは接続しない。

8：平成23(2011)年、平成27(2015)年及び令和 2 (2020)年は「経済センサス-活動調査」、令和 3 (2021)年以降は「経済構造実態調査 製造業事業所調査」の結果のため、調査票の設計、調査時点等の相違などから、工業統計調査の数値と連結しない部分がある。

資料：総務省・経済産業省「工業統計調査」(産業編及び産業別統計表)、「経済センサス-活動調査」(産業別集計(製造業)「産業編」)、「経済構造実態調査 製造業事業所調査」(産業別統計表)

(2)木材産業の競争力強化
(国際競争力の強化)

大手住宅メーカー等は、品質・性能の確かな木材製品の大ロットで安定的な調達を重視しており、主に、JASによる格付がされた製品や、人工乾燥材等の一般流通材を調達している。輸入材や他資材との競争がある中、輸入材に対抗できる品質・性能の確かな製品を低コストで安定供給できる体制整備が進められており、主に国産材を原材料とする年間原木消費量10万m³以上の製材・合板等の工場が全国各地で増加してきている。年間原木消費量の最も大きい工場は、製材で65万m³、

資料Ⅲ－30 製材工場の規模別工場数と国産原木消費量

工場の規模 (年間国産原木消費量)	工場数(国産原木消費量計)	
	平成16(2004)年	令和 6 (2024)年
10万m ³ 以上	0 (0)	15 (284万m ³)
5～10万m ³ 未満	13 (85万m ³)	26 (179万m ³)
1～5万m ³ 未満	194 (370万m ³)	186 (394万m ³)
1万m ³ 未満	9,213 (692万m ³)	3,320 (340万m ³)

注：製材工場数全体は、平成16(2004)年は9,420、令和 6 (2024)年は3,547(農林水産省「木材需給報告書」)。

資料：林野庁木材産業課調べ。

合板で49万 m^3 の工場となっている⁷³。これまで大規模な製材工場等がなかった地域でも、新たに大規模工場が進出したり、地元の製材工場等が連携して新たに工場を整備したりするなど、大規模化・集約化が進展している。

製材工場について、令和6(2024)年における年間国産原木消費量5万 m^3 以上の工場数とその国産原木消費量を平成16(2004)年と比べると、いずれも増加している(資料Ⅲ-30)。規模拡大の手法としては、工場が単独で規模を拡大する例に加え、製材品と集成材の複合的な生産、輸出向け製品の生産等に取り組む例がみられる。

合板工場においても、令和6(2024)年における年間国産原木消費量10万 m^3 以上の工場数とその国産原木消費量を平成16(2004)年と比べると、いずれも増加している(資料Ⅲ-31)。かつて合板工場の多くは原木を輸入材に依存し、沿岸部に整備されてきたが、国産材への原料転換に伴い、内陸部での整備が進んだ(資料Ⅲ-32)。

(地場競争力の強化)

中小規模の製材工場等は、地域を支える産業として重要な存在であり、地域の工務店等のニーズに対応し、品質・性能の確かな製品、優良材や意匠性の高い製材品等の生産に取り組む例がみられる。

例えば、川中の関係者が連携して乾燥材を供給する取組や(事例Ⅲ-6)、国産材の使用割合が高く、木材を現地で使うなど意匠性の高い木造住

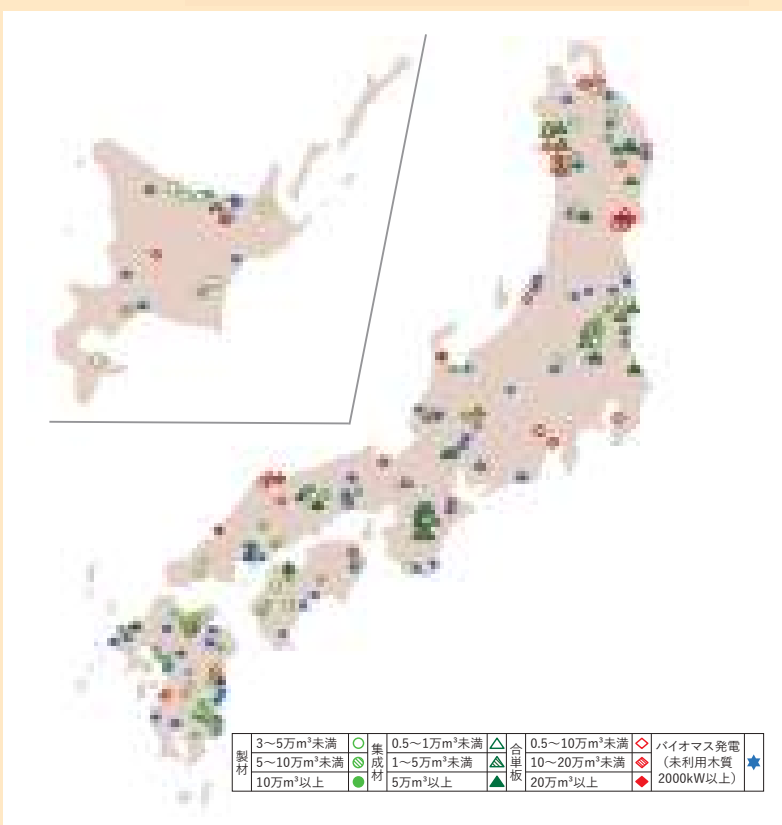
資料Ⅲ-31 合板工場の規模別工場数と国産原木消費量

工場の規模 (年間国産原木消費量)	工場数(国産原木消費量計)	
	平成16(2004)年	令和6(2024)年
20万 m^3 以上	0 (0)	5 (139万 m^3)
10～20万 m^3 未満	1 (14万 m^3)	12 (175万 m^3)
1～10万 m^3 未満	11 (28万 m^3)	8 (60万 m^3)
1万 m^3 未満	275 (13万 m^3)	129 (20万 m^3)

注：合板工場数全体は、平成16(2004)年は287、令和6(2024)年は154(農林水産省「木材需給報告書」)。

資料：林野庁木材産業課調べ。

資料Ⅲ-32 製材・合板工場等の分布



注1：工場の規模については、「製材」及び「合板」は令和6(2024)年の国産原木消費量、「集成材」は令和6(2024)年の国内生産量による。「合板」にはLVL工場も含む。

2：バイオマス発電設備については、令和7(2025)年9月末時点の公表内容による。

資料：林野庁木材産業課調べ。市町村別バイオマス発電設備の分布は、経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」。

⁷³ 林野庁木材産業課調べ。

宅を作り続ける工務店に対して、川上から川中の関係者が連携して優良材を提供する取組がみられる。また、需要者のニーズに合わせて付加価値の高い内外装や家具などを製造する取組等もみられる⁷⁴。

林野庁は、このような地場競争力を強化するため、平角、柱角など多品目の製品を生産する取組や、地域の素材生産業者、製材工場、工務店等の関係者の連携による、付加価値の高い製品の企画・開発・プロモーションの取組等を支援している。

事例Ⅲ－6 地域の関係者が連携した乾燥材の高付加価値化の取組

木材市場等を営む肥後木材株式会社(熊本県熊本市)は、住宅建設等においてニーズが高まっている人工乾燥材(KD材)の取扱い拡大に向け、乾燥・加工設備として、蒸気式高温乾燥機を8基、自動棧積設備、モルダー^{注1}ライン等を整備し、令和7(2025)年3月から乾燥加工事業を開始している。

同社では、熊本県内の多くの中小製材工場が、敷地や人員、投資等の問題で乾燥設備を整備又は増設できないという現状を踏まえ、これらの工場の事業継続にも寄与するため、県内の製材工場5社と協定を締結している。5社は表面加工等を施さずにグリーン材^{注2}を安定的に供給し、乾燥・仕上げと販売は肥後木材が行うなど、安定した品質のKD材生産に取り組んでいる。

令和7(2025)年10月時点において月間1,000m³までKD材の生産規模を拡大しており、稼働から3年目の令和9(2027)年度には、乾燥機8基を用いて月間約1,200m³の生産を目指している。また、令和8(2026)年度中にJAS機械等級区分認定を取得し、強度等の品質・性能の確かなJAS製材として供給を開始する予定としている。

注1：一度の工程で複数面を同時加工することにより木材の寸法を整え、表面を平滑に仕上げる機械。

注2：乾燥処理が施されていない木材。



木材乾燥施設



人工乾燥材(KD材)

(品質・性能の確かな製品の供給)

現在、木材の新たな需要先として期待されている中大規模建築物は、設計時に構造計算が必要であるほか、小規模な木造建築物においても、令和7(2025)年4月の改正建築基準法の施行に伴い、構造関係の審査が必須となる範囲が拡大(延べ面積200m²以下の平屋以外全て)されたことなどから、強度等の品質・性能の確かな部材としてのJAS構造材の供給が重要となっている(事例Ⅲ－7)。

⁷⁴ 地場競争力の強化に関する取組については、「令和3年度森林及び林業の動向」特集2第3節(1)34-36ページを参照。

事例Ⅲ－７ スギKD平角を量産する製材工場が稼働

株式会社トーセン(栃木県矢板市)では、「脱炭素と地方創生」を理念に掲げるモデル地域「デカレ矢板」に製材工場を整備し、令和7(2025)年4月に稼働を開始した。工場の年間原木消費量は12万 m^3 であり、スギ人工乾燥(KD)平角の量産による木材需要の拡大、製造工程の単純化による生産効率の向上等を図る。また、3万8,000 m^2 に及ぶ旧シャープ工場の建物を生産拠点及び倉庫として活用し、主に関東市場を見据えた「国産材の生産と物流の一大拠点」を目指している。

スギKD平角は機械等級JASを取得済みであり、原木の投入から製材、乾燥、仕上げまで細かく計算した動線としている。特に製材工程においては、サイズを絞って同じ径級の原木を同じ木取りで集中的に製材するプログラムで処理することで作業を単純化し、生産効率の向上、コスト競争力の強化を図っている。



デカレ矢板の製材工場



スギKD平角の量産



物流倉庫

一方、令和6(2024)年度において、国産材の主要な仕向け先である製材のJAS格付率は11%であり、住宅等の構造部に用いられる構造用製材に限っても30%にとどまっている⁷⁵。また、JAS構造用製材を供給する国内の製材工場数について、令和元(2019)年度末と令和6(2024)年度末を比較すると、機械等級区分構造用製材⁷⁶の認証工場数は85工場から109工場へ増加したものの、目視等級区分構造用製材⁷⁷の認証工場数は268工場から224工場へ減少している⁷⁸。林野庁では、木材加工流通施設の整備を支援しており、機械等級区分構造用製材の認証工場数について、令和7(2025)年度までに110工場とすることを目標としている⁷⁹。

また、林野庁では、JAS構造材の積極的な活用を促進するため、平成29(2017)年度から「JAS構造材活用宣言⁸⁰」を行う建築事業者等の登録・公表による事業者の見える化とJAS構造材の利用実証の支援を実施している。JAS構造材活用宣言を行った事業者数は、平成30(2018)年度末は380社であったが、令和6(2024)年度末には2,160社に増加している。利用実証においては、令和6(2024)年度末時点までに1,123件のJAS構造材を活用した建築物

⁷⁵ 林野庁木材産業課調べ。

⁷⁶ 構造用製材のうち、機械によりヤング係数を測定し、等級区分するもの。

⁷⁷ 構造用製材のうち、節、丸身等材の欠点を目視により測定し、等級区分するもの。

⁷⁸ 一般社団法人北海道林産物検査会「JAS認証事業者及び工場」、一般社団法人全国木材検査・研究協会「製材等JAS認証工場名簿」に基づいて林野庁木材産業課が試算。

⁷⁹ 森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に則し政策評価を行うために設定された測定指標における目標値。

⁸⁰ JAS構造材の供給又は活用の拡大等に意欲を有する者が、JAS構造材の普及と利用に向けた目標を掲げて行う宣言。宣言を行う事業者は、JAS構造材実証支援事業事務局により登録・公表される。

が整備された。

さらに、JAS構造材の供給拡大に向けて、令和6(2024)年度から、品質管理等に必要な人材の育成等への支援を新たに措置するとともに、製材工場等におけるグレーディングマシン等の導入への支援を強化した。このほか、製材工場に対してJAS認証取得を促すパンフレットを作成し、都道府県や業界団体に広く配布している。

JASについては、農林水産省において、科学的根拠を基礎としつつ、利用実態に即した区分や基準の合理化等の見直しを行っており、令和7(2025)年1月には、製材のJASについて、①目視等級区分における材面の欠点の測定方法にカメラ撮影等による材面測定機器の利用を追加する、②含水率20%以下の構造用製材の木口におけるマイナス寸法⁸¹を許容する、③曲げヤング係数について上限値と下限値による管理から平均値と下限値による管理へ変更するなどの改正が行われ、同年7月に施行された。

(原木の安定供給体制の構築に向けた取組)

原木の安定供給体制の構築に向けては、製材・合単板工場等と、森林組合連合会や素材生産業者等、木材流通業者等(木材市売市場や木材販売業者など)との間で協定を締結して、一定の規格及び数量の原木を、年間を通じて安定的に取引する取組が行われている。

製材・合単板工場等が調達する原木のうち、素材生産業者等から直送されたものの割合は、平成30(2018)年は44.3%、令和5(2023)年は41.8%であり、ほぼ横ばいで推移している。また、木材流通業者が原木を購入後、自社等に運ばず、山土場や中間土場などから製材・合単板工場等へ直送する取組もみられる⁸²(資料Ⅲ-33)。

林野庁では、川上と川中の安定供給協定の締結を推進するとともに、国有林野事業においても、国有林材の安定供給システムによる販売⁸³を進めている。

資料Ⅲ-33 製材・合単板工場等への原木流通の現状



注1:「木材市売市場等」には、木材センター(二つ以上の売手(センター問屋)を同一の場所に集め、買手(木材販売業者等)を対象として相対取引により木材の売買を行わせる卸売機構)を含む。

2:「木材市売市場等」及び「木材販売業者等」を経由する流通の中には、山土場や中間土場等から製材・合単板工場等へ直送されるものも含まれる。

資料:農林水産省「令和5年木材流通構造調査」に基づいて林野庁木材産業課作成。

⁸¹ 基準値より大きくなる「プラス寸法」に対し、基準値より小さくなる寸法。今回の改正では、表示された寸法と測定した寸法との許容差を「+2.0mm~0mm」から「+2.0mm~-0.1mm」に見直し(木口の寸法が75mm以上の場合)。

⁸² 例えば、林野庁「国産材の生産・流通」(林政審議会資料(令和2(2020)年11月16日)資料1)3ページを参照。

⁸³ 国有林材の安定供給システム販売については、第Ⅳ章第2節(2)209ページを参照。

(木材産業における従事者の確保と生産性の向上)

国産材製品の供給力強化に向けては、木材産業における従事者の確保も重要となる。木材・木製品製造業(家具を除く。)における従業者数は、近年減少傾向で推移しており、令和6(2024)年6月1日時点の従業者数は91,885人⁸⁴となっている。

木材加工の高効率化、省人・省力化、安全な労働環境の整備に向けては、画像処理やAIなどの最新技術を活用した検査装置の開発や、省人化と生産性向上を両立するための無人化ラインの導入等が進みつつある⁸⁵。

くわえて、木材産業分野における外国人材の受入れに必要な仕組みの整備も進められている。特定技能制度は、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度であり、令和6(2024)年に木材産業分野が追加された⁸⁶。

また、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする技能実習制度について、令和5(2023)年に木材加工職種・機械製材作業が追加されたことにより、技能実習1号から技能実習2号へ移行できるようになり、1号から通算して最大3年の技能実習が可能となった⁸⁷。

さらに、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が令和6(2024)年に公布され、技能実習制度に代わる制度として育成就労制度が創設された。令和9(2027)年4月の同制度の運用開始に向け、令和8(2026)年1月に分野別運用方針が閣議決定され、木材産業分野における運用の内容が定められた⁸⁸。

林野庁では、引き続き、外国人材の技能を評価する試験の実施など外国人材の円滑な受入れの取組を支援するとともに、木材産業分野における育成就労制度の運用開始に向けて、関係省庁と連携し、必要な準備を進めている。

(木材産業における労働災害の防止)

木材産業の従事者を確保し、持続可能な産業とするためには、働きやすく安全な労働環境を整備することが不可欠である。木材産業における死傷者数は長期的に減少傾向にあるものの、ここ数年の年間死傷者数は約1,000人と横ばい傾向である。また、木材産業における労働災害発生率は、令和6(2024)年の死傷年千人率⁸⁹でみると11.4で、林業に次ぐ高い水準であり、製造業全体の平均(2.7)の約4倍となっている⁹⁰。

木材産業における労働災害は、木材加工用機械等を用いた作業に起因する「はさまれ・

⁸⁴ 総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査」(産業別統計表)における「木材・木製品製造業(家具を除く)」(全事業所)の数値。

⁸⁵ 木材加工の高効率化、省人・省力化、安全性の向上に向けた取組については、「令和5年度森林及び林業の動向」第Ⅲ章第3節(2)の事例Ⅲ－8(154ページ)を参照。

⁸⁶ 「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」に位置付けられたことによる。

⁸⁷ 特定技能制度及び技能実習制度における林業分野の動向については、第Ⅱ章第1節(3)111-113ページを参照。

⁸⁸ 「木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和8(2026)年1月23日閣議決定)

⁸⁹ 労働者1,000人当たり1年間で発生する労働災害による死傷者数(休業4日以上)を示すもの。

⁹⁰ 厚生労働省「労働災害統計(令和6年)」

巻き込まれ」や「切れ・こすれ」の事故が全体の約半数を占めており、大規模な事業所であっても他の製造業より労働災害発生率が高いなどの特徴がある。

農林水産省は令和3(2021)年2月に「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定し、周知及び啓発に取り組んでいる。林野庁では、専門家による安全パトロールや研修などの実施、製材工場等における「安全診断・評価マニュアル」の作成等を支援している。

また、木材産業は、可燃物である木材を扱うことから、工場火災の危険性が高い。令和6(2024)年における木材産業の工場火災件数は89件⁹¹で、ここ数年は横ばい傾向にあるが、1,000事業所当たりの火災発生件数は14.4で、製造業全体(8.0)の約2倍となっている⁹²。

林野庁では、木材産業における効果的な火災対策の在り方を検討するため、令和6(2024)年に、製材工場等を対象とするアンケート調査を実施した。この調査結果⁹³を踏まえて、①出火防止、②早期発見、③初期消火の3点の徹底を呼び掛ける資料を作成・配布して、工場火災に対する注意喚起に取り組んでいる。

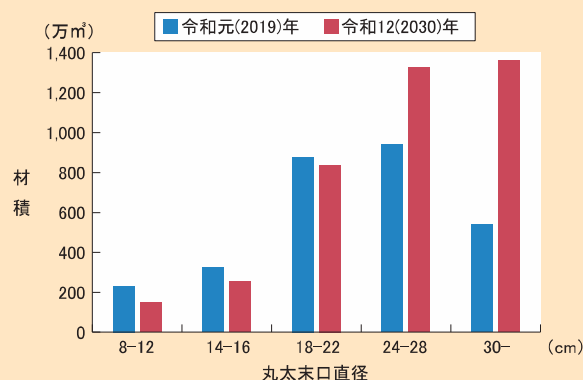
(3)国産材活用に向けた製品・技術の開発・普及 (大径材の利用に向けた取組)

大径材からは、横架材に利用される平角や、ツーバイフォー工法用の構造材、内装材等に利用される板材など、多様な製品を供給することが可能である。人工林が本格的な利用期を迎える中、大径材の出材量の増加が見込まれるため、大径材の利用拡大が重要となっている(資料Ⅲ-34)。

これまで、製材工場は、間伐材を念頭に、中丸太からの柱角生産を中心としてきており、大径材を効率的に製材する体制となっていない場合が多かった。近年では、国内の製材機械メーカーで、大径材に対応した機械の改良・開発が進められており、製材工場では効率的な木取りを自動でできる大径材用の製造ラインが導入され始めている⁹⁴。

また、大径材では芯を外して平角や板材などを木取りすることが合理的であるが、乾燥時に反りや曲がりが出やすいといった課題がある。そのため、林野庁では、大径材に対応した製材や加工、乾燥の技術の開発・普及等を支援している。例えば、スギの大径材から製造した平角について、挽き割り時に発生する大きな反りを蒸煮、乾燥処理によって矯正し、通直にする技術等が開発された⁹⁵。

資料Ⅲ-34 丸太末口直径別の供給量の推計



資料：林野庁「森林・林業基本計画に掲げる目標数値について(案)」(林政審議会資料(令和3(2021)年3月30日)資料1-4)の【参考5】径級別木材供給量の推計

⁹¹ 林野庁木材産業課調べ。

⁹² 総務省・経済産業省「経済構造実態調査 製造業事業所調査」(産業別統計表)に基づいて林野庁木材産業課が算出。

⁹³ 林野庁「工場火災に関するアンケート調査の結果について」(令和6(2024)年12月)

⁹⁴ 例えば、「令和4年度森林及び林業の動向」第Ⅲ章第3節(2)の事例Ⅲ-4(146ページ)を参照。

⁹⁵ 中国木材株式会社・名古屋大学・岐阜県森林研究所・長良川木材事業協同組合「蒸煮・乾燥処理によるスギ心割り平角2丁取り小屋組み横架材の製品・技術開発」

(CLTの利用と普及に向けた動き)

非住宅・中高層建築物での木材利用拡大に向けて、新たな資材であるCLTが注目されている。CLTはコンクリート等と比べて、①施工が早い、②軽い、③断熱性が高いという利点がある。

CLTは、共同住宅、ホテル、オフィスビル、校舎等の様々な建築物に使われており、CLTを活用した建築物は、令和7(2025)年度末までに1,700件を超える見込みとなっている⁹⁶(資料Ⅲ-35)。

CLTの普及に向けては、「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」において令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを期間とする「CLTの普及に向けた新ロードマップ～更なる利用拡大に向けて～」が作成され、関係省

庁が連携して取り組んでいる。林野庁では、本ロードマップに基づき、CLTパネルの寸法の標準化や標準的な木造化モデルの作成・普及及び低コスト化に資する接合部の金物の開発、土木分野での活用等の取組を推進している(資料Ⅲ-35)。令和8(2026)年3月には、同連絡会議において令和8(2026)年度以降を対象とした「CLTの普及に向けた第4次ロードマップ」が作成され、これまでの取組に加えて、建築物の環境性能等の見える化等の推進(建築物ライフサイクルカーボン評価(建築物LCCO₂評価)や改正SHK制度⁹⁷を通じた炭素貯蔵効果の発信)、他構造へのCLTの部分利用の促進、国産CLTの輸出促進等の取組が盛り込まれた(資料Ⅲ-36)。

資料Ⅲ-35 CLTの活用例

[建築物への活用]



CLTを活用した建築物の構造イメージ



X-ino(シーノ)
(高知県の町、
令和7(2025)年2月竣工)
CLTを活用した木造集合住宅

(写真提供：株式会社響建設)

[土木分野への活用]



CLTの敷板
鉄製に比べて、軽量で輸送や敷設が容易、熱伝導率が低く猛暑期の敷板上の温度が上がりにくいなどが利点



CLTのプラットフォーム
コンクリート等では必要な養生期間が不要なため施工期間を短縮できる、軽量で設置が容易であることなどが利点

(写真提供：一般社団法人日本CLT協会)



⁹⁶ 内閣官房ホームページ「CLTを活用した建築物の竣工件数の推移」

⁹⁷ SHK制度の見直しについては、特集第2節(2)18ページを参照。

資料Ⅲ－36 CLTの普及に向けた第4次ロードマップ

CLT活用促進に関する
関係省庁連絡会議
令和8年3月31日決定

取組の方向性	取組事項	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度	目指す姿	
1. CLTの理解度の向上	(1) CLTに関する情報の発信	①	多様なチャンネルを活用したCLTの魅力発信等の強化				CLTの魅力などが広く理解される。	
	(2) モデル的なCLT建築物等の整備の促進	①	先駆性・普及性の高い建築物の建築等の推進					
		②	公共建築物等への活用に向けた環境整備					
		③	新たな用途等の標準的な木造化モデル設計の作成	標準的な木造化モデル設計の実物件への適用				
		④	他構造にCLTを部分利用するためのマニュアル等の整備	マニュアル等の普及				
2. CLT等の木材利用の効果の発信	(1) 環境性能等の見える化等の推進	①	建築物LCCO ₂ 評価を通じた木材を利用した建築物のライフサイクルカーボンの情報発信等				建築物等への木材利用によるカーボンニュートラルへの貢献等についての理解が定着する。	
		②	改正SHK制度を通じた炭素貯蔵効果の発信					
3. 低コスト化の推進	(1) まとまった需要の確保	①	公共建築物等への積極的な活用				年間50万m ³ のCLTが安定的に供給される体制が整備され、建築コスト面でも他工法と比べてコスト差によるデメリットが解消される。	
		②	国産CLTの輸出促進					
	(2) 効率的な量産体制の構築	①	需要動向を踏まえた供給ネットワークの構築及び標準寸法のCLTパネルの普及					
		(3) 建築の省施工・低コスト化の推進	①	中高層建築物を含めた接合方法等の開発	接合方法等の普及			
			②	S造やRC造等とのコスト比較や設計ディテール等に関する情報の提供				
4. CLTの活用範囲の拡大	(1) 建築基準・材料規格の合理化・整備	①	中層CLT建築物等に関する基準の合理化・整備				幅広い範囲の建築物、構造物等でCLTの活用が進む。	
		②	幅広い層構成等の基準強度の設定等	規格の普及				
	(2) 建築物以外の分野での活用	①	建築物以外での活用の検討・実証・普及					
5. CLTの設計・施工等ができる担い手の増加	(1) 設計者・施工者等の技術等の向上	①	設計者・施工者等に向けた講習会等の推進				CLT建築物の設計・施工等を行うことの出来る者が増加し、必要な設計者・施工者等を円滑に選定できる。	
		②	設計者への一元的サポートの推進					
	(2) 設計・施工等のプロセスの合理化	①	一貫構造計算プログラムやBIMを活用した設計・LCCO ₂ 算定・積算・施工等の合理化					
		(3) 担い手情報の提供	①	担い手に関する情報の積極的提供				
6. CLTの維持・管理の方法の明確化	(1) 適切な維持・管理情報の提供	①	CLTを含む木造建築物等における維持・管理のための環境整備				建築主等の間で適切な維持・管理の方法等が的確に理解される。	

資料：CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議

(低コスト化等に向けた新たな工法等の開発・普及)

非住宅・中高層建築物の木造化に向けて、新たな工法・木質部材の開発や低コスト化に向けた技術開発が進んでいる。

例えば、体育館、倉庫、店舗等の低層非住宅建築物等において柱のない大空間が求められる場合であっても、大断面集成材を使わず、製材品等の一般流通材で大スパン⁹⁸を実現できる工法が開発され、鉄骨造並みのコストで建設できるようになってきている(事例Ⅲ－8)。

また、林野庁では、国土交通省と連携して、各地域での拡大が期待できる4階建ての事務所及び共同住宅について、コスト・施工性等の面で高い競争性を有し、広く展開が期待できる構法の解説集を取りまとめ、普及を行っている。

さらに、中高層建築物については、CLTや木質耐火部材の開発に加えて、木造建築物の合理化・低コスト化に資する新たな接合方法の検討・性能検証の取組が進められている⁹⁹。

事例Ⅲ－8 カラマツ集成材を活用した23m超のスパンによる大空間の実現

株式会社マルオカ(長野県長野市)は、東信営業所・あさま工場(長野県東御市)において、地域で一般流通しているカラマツ集成材を活用して23m超のスパンによる大空間を実現した。

これまでは木造で大空間を実現するには、一般流通していない大断面や長尺の木材、特注の金物での構造設計となることが多く、コストや工期の関係から普及の障害となるケースがあった。また、地域の一般流通材を活用して大空間を実現した建築物について、参考となる事例も少ない状況であった。

そこで、同社はプレカット工場の建設に当たって、一般社団法人中大規模木造プレカット技術協会の有識者からアドバイスを受けつつ、意匠と構造の設計について打合せを行いながら進めることで、地域で一般流通している寸法のカラマツ集成材を活用して大空間を実現した。これにより既存の金物やプレカットラインを使うことができ、施工もスムーズに行うことが可能となった。

さらに、令和6(2024)年11月に、完成した工場の見学会を行うとともに、令和7(2025)年3月に安曇野市で行われた、ウッド・ビルディング・カンファレンス(建物を木造化・木質化するための展示会)において当該建築物のセミナーを行うなど、ノウハウの普及にも取り組んでいる。



工場の内装



建設中の様子



住宅用の建築金物のみで補強

⁹⁸ 建築物の構造材(主として横架材)を支える支点間の距離。

⁹⁹ 例えば、林野庁ホームページ「建築用木材の技術開発及び設計者等の育成の成果」の令和5年度当初予算事業(建築用木材供給・利用強化対策のうちCLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業のうちCLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等)を参照。

(内装・家具等における需要拡大)

今後、リフォーム等の市場の拡大が期待されることから、内装材についても、消費者ニーズに合わせた技術・製品の開発や販売が行われている。例えば、製造時に接着剤や釘を使用せず、木ダボのみで接合した積層材が開発されており、木の素材感を活かした内装材や家具に利用されている。また、購入者自らが敷くことのできる住宅用の無垢材の床板等、DIY需要に対応した製品も販売されている¹⁰⁰。

広葉樹材の輸入が減少する一方、国内広葉樹資源が増加している中で、これまであまり使用されてこなかった国内広葉樹の活用に向けた製品開発や供給体制の構築の取組が行われている。このような中、令和7(2025)年3月には、有識者で構成される「里山広葉樹利活用推進会議」により「里山広葉樹林の利活用を通じた再生に向けての提言」が取りまとめられた。林野庁ではこれを踏まえ、地域の里山広葉樹利活用に向けて需要側と供給側が集うプラットフォームの設立を図ることにより、広葉樹材の利活用に関する情報共有や、付加価値の高い里山広葉樹製品生産に向けたサプライチェーンの構築を推進していくこととしている。

このほか、針葉樹であるスギ材についても、軽さ、柔らかさ、断熱性、調湿作用、香り等の特性を活かして、建築物の内外装や家具類等に活用する取組もみられる¹⁰¹。

(4)木材産業の各部門の動向

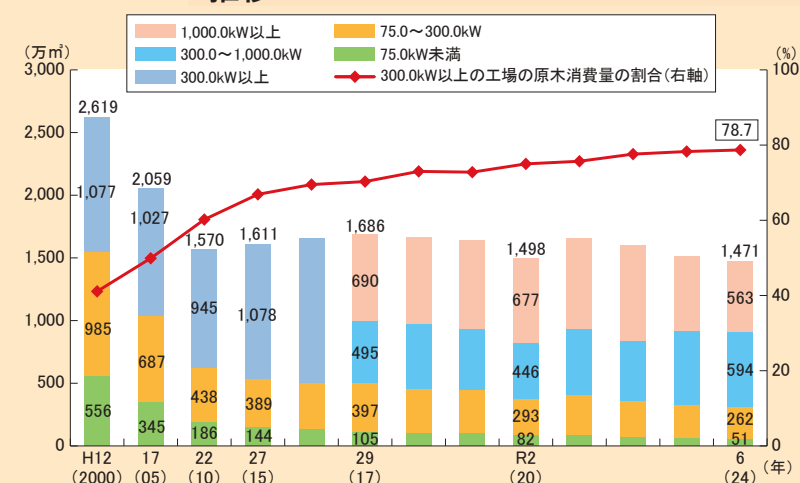
(ア)製材業

(製材業の概要)

我が国の製材工場数は、令和6(2024)年末時点で3,547工場であり、前年より202工場減少した。出力階層別にみると、1,000.0kW以上の階層は横ばいで85工場、それ以外の階層は減少し3,462工場となっている¹⁰²。

令和6(2024)年の出力階層別の原木消費量をみると、出力規模300.0kW以上の工場の消費量の割合が78.7%、うち出力規模1,000.0kW以上の工場の消費量の割合は38.3%となっており、製材品の生産は大規模工場に集中する傾向がみられる(資料Ⅲ-37)。

資料Ⅲ-37 製材工場の出力規模別の原木消費量の推移



注1：製材工場出力数と年間原木消費量の関係の目安は次のとおり。
75.0kW：2千m³、300kW：1万m³、1,000kW：3万m³
2：平成29(2017)年から製材工場の出力階層区分を「75.0kW未満」、「75.0~300.0kW」、「300.0~1,000.0kW」及び「1,000.0kW以上」に変更。

資料：農林水産省「木材需給報告書」

¹⁰⁰ 例えば、「令和5年度森林及び林業の動向」特集第3節(3)の資料特-21(20ページ)を参照。

¹⁰¹ 例えば、「令和5年度森林及び林業の動向」特集第3節(3)の資料特-20(20ページ)を参照。

¹⁰² 農林水産省「木材需給報告書」

(製材品の動向)

国内の製材工場における製材品出荷量は、近年ほぼ横ばいで推移しており、令和6(2024)年は、前年比4.5%減の760万 m^3 であった。令和6(2024)年の製材品出荷量の用途別内訳をみると、建築用材(板類、ひき割類、ひき角類)が620万 m^3 (81.6%)、土木建設用材が29万 m^3 (3.9%)、木箱仕組板・こん包用材が88万 m^3 (11.6%)、家具建具用材が4万 m^3 (0.5%)、その他用材が19万 m^3 (2.4%)であった。建築用材に占める人工乾燥材の割合は61.1%であった(資料Ⅲ-38)。

また、国内の製材工場における製材用原木入荷量は令和6(2024)年には1,443万 m^3 となっており、このうち国産材は前年比2.6%減の1,196万 m^3 で、全体に占める国産材の割合は82.9%であった。輸入材は前年比11.4%減の247万 m^3 であり、このうち米材が198万 m^3 、ニュージーランド材が29万 m^3 、北洋材が13万 m^3 であった(資料Ⅲ-39)。

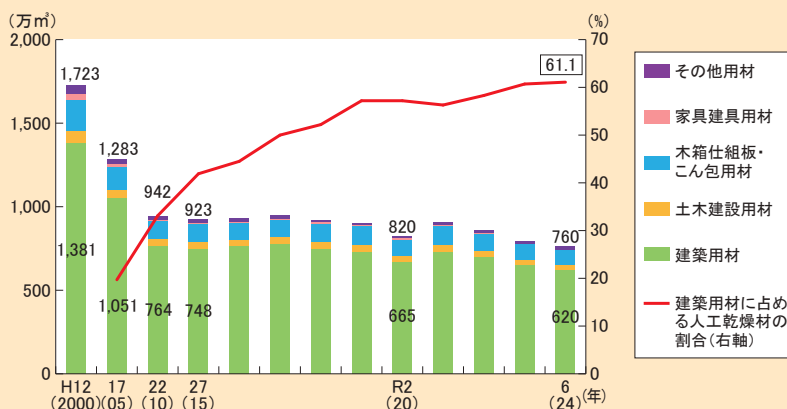
これに対し、製材品の輸入量は前年比19.8%増の378万 m^3 であり¹⁰³、製材品の供給量¹⁰⁴に占める輸入製材品の割合は33.2%であった。

(イ)集成材製造業

(集成材製造業の概要)

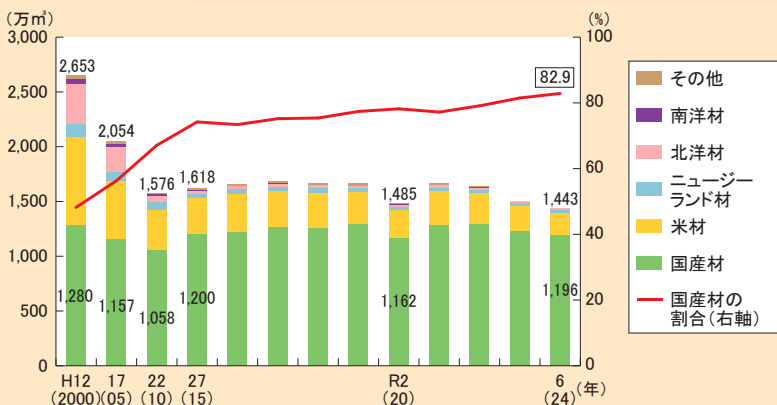
集成材は、一定の寸法に加工されたひき板(ラミナ)を複数、繊維方向が平行になるよう集成接着した木材製品である。狂い、反り、割れ等が起こりにくく強度も安定していることから、プレカット材の普及を背景に、住宅の柱、梁及び土台に利用が広がっている。我

資料Ⅲ-38 国内の製材工場における製材品出荷量(用途別)の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」

資料Ⅲ-39 国内の製材工場における原木入荷量と国産材の割合



注：令和元(2019)年、令和5(2023)年の「その他」は「南洋材」を含む。
資料：農林水産省「木材需給報告書」

¹⁰³ 「令和6年分貿易統計」による製材品の輸入量398万 m^3 から「令和6年木材需給報告書」による半製品入荷量20万 m^3 を控除した数量。

¹⁰⁴ 製材品出荷量760万 m^3 と製材品輸入量378万 m^3 の合計。

が国における集成材工場数は、令和 6 (2024) 年末時点で135工場であった¹⁰⁵。

(集成材の動向)

国内での集成材の生産量は、令和 6 (2024) 年は前年比4.7%増の175万 m^3 となった。令和 6 (2024) 年の集成材生産量¹⁰⁶を用途別にみると、構造用が168万 m^3 、造作用等その他が8万 m^3 となっており、構造用が大部分を占めている¹⁰⁷。また、国内の集成材生産量のうち国産材を原料としたものの割合は、長期的には上昇傾向にあり、令和 6 (2024) 年は47.0% (82万 m^3) であった(資料Ⅲ-40)。

集成材の製品輸入量は、令和 6 (2024) 年には77万 m^3 で、集成材の供給量に占める割合は30.5%であった。そのうち構造用集成材の輸入量は66万 m^3 であった。構造用集成材の主な輸入先国及び輸入量は、フィンランド(28万 m^3)、ルーマニア(10万 m^3)、オーストリア(8万 m^3)等であった¹⁰⁸。

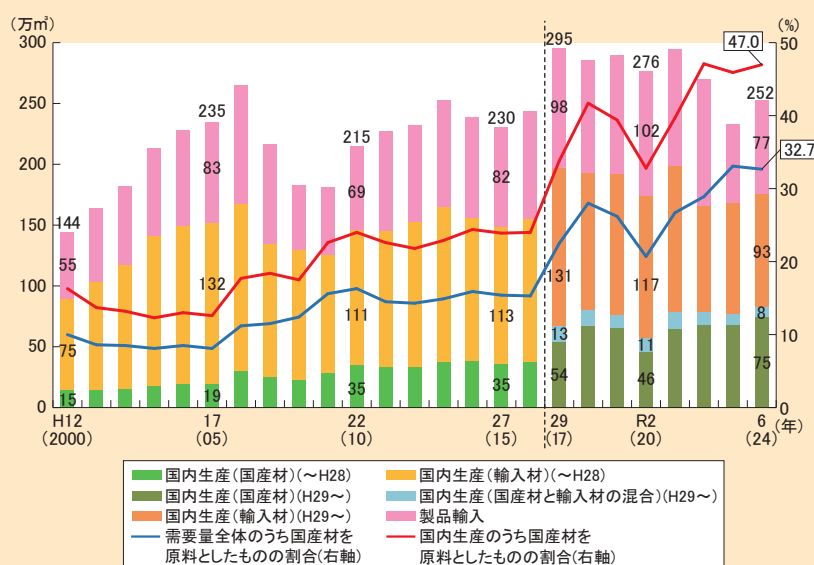
(ウ)合板製造業

(合板製造業の概要)

合板は、木材を薄く剥いた単板を3枚以上、繊維方向が直角になるよう交互に積層接着した板である。狂い、反り、割れ等が起こりにくく強度も安定しており、また、製材品では製造が困難な大きな面材が生産できることから、住宅の壁・床・屋根の下地材やフロア台板、コンクリート型枠^{かたわく}等、多様な用途に利用される。

我が国の合単板工場数は、令和 6 (2024) 年末時点で、154工場であり、単板のみを生産する工場が27工場、普通合板¹⁰⁹のみが31工場、特殊合板¹¹⁰のみが93工場、普通合板と特殊合

資料Ⅲ-40 集成材の供給量の推移



注1:「国内生産(国産材)(~H28)」と「国内生産(輸入材)(~H28)」は集成材原材料の地域別使用比率から試算した値。

2:平成29(2017)年以降の国産材を原料としたものの割合の算定には、国産材と輸入材の混合分も計上。

資料:国内生産の集成材については、平成28(2016)年までは、日本集成材工業協同組合調べ。平成29(2017)年以降は、農林水産省「木材需給報告書」。「製品輸入」については、財務省「貿易統計」。

¹⁰⁵ 農林水産省「令和 6 年木材需給報告書」

¹⁰⁶ 農林水産省「令和 6 年木材需給報告書」

¹⁰⁷ 構造用とは、建築物の耐力部材用途のこと。造作用とは、建築物の内装用途のこと。

¹⁰⁸ 財務省「令和 6 年分貿易統計」

¹⁰⁹ 表面加工を施さない合板。用途は、コンクリート型枠用、建築(構造)用、足場板用・パレット用、難燃・防災用等。

¹¹⁰ 普通合板の表面に美観、強化を目的とする薄板の貼り付け、オーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板。

板の両方を生産する工場が3工場であった¹¹¹。また、LVL¹¹²(単板積層材)工場は10工場であった¹¹³。

(合板の動向)

普通合板の生産量は、令和6(2024)年は前年比1.0%減の251万 m^3 であった。このうち、針葉樹合板は全体の97.8%を占める245万 m^3 であった。また、厚さ12mm以上の普通合板の生産量は全体の83.0%を占める208万 m^3 であった。令和6(2024)年におけるLVLの生産量は21万 m^3 であった¹¹⁴。

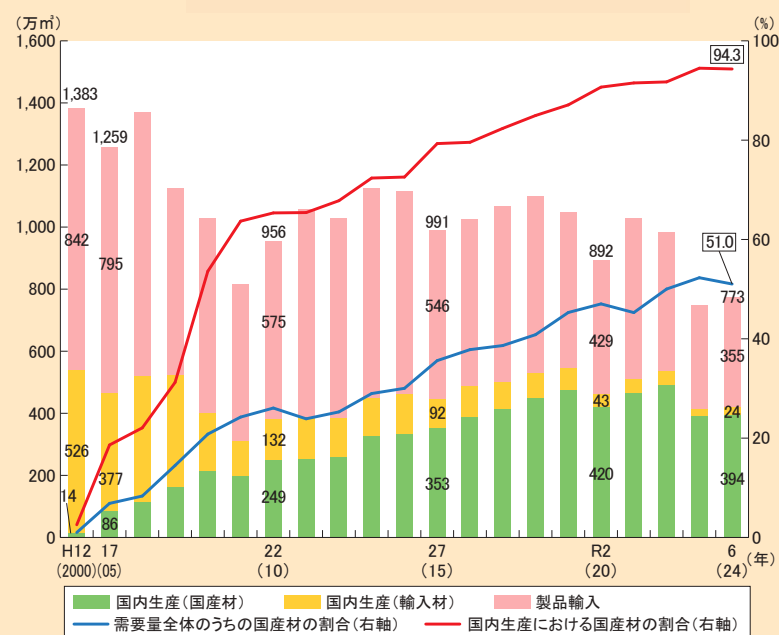
普通合板の生産量を用途別にみると、構造用合板が223万 m^3 、コンクリート型枠用合板が3万 m^3 等で、構造用合板が大部分を占めている¹¹⁵。コンクリート型枠用合板では、製品輸入が大きなシェアを占めており、国産材利用の拡大が課題となっているが、海外における丸太輸出規制等の影響により、合板の原料をスギ、カラマツ、ヒノキを中心とする国産針葉樹に転換する動きがみられる。

令和6(2024)年における合板製造業への原木供給量は前年比1.1%増の418万 m^3 であった¹¹⁶。このうち、国産材は前年比0.9%増の394万 m^3 、輸入材は前年比3.9%増の24万 m^3 であった。国内の合板生産における国産材割合は上昇傾向で推移しており、令和6(2024)年は94.3%であった。国産材のうち、スギは57.5%、カラマツは18.3%、ヒノキは14.0%、エゾマツ・トドマツは5.4%、アカマツ・クロマツは3.8%であった¹¹⁷。

製品での輸入量は前年比6.3%増の355万 m^3 であった¹¹⁸。製品輸入を含む合板用材需要量全体に占める国産材割合は長期的には上昇傾向にあり、令和6(2024)年は51.0%であった(資料Ⅲ-41)。

製品での輸入量は前年比6.3%増の355万 m^3 であった¹¹⁸。製品輸入を含む合板用材需要量全体に占める国産材割合は長期的には上昇傾向にあり、令和6(2024)年は51.0%であった(資料Ⅲ-41)。

資料Ⅲ-41 合板用材の供給量の推移



注：数値は全て丸太材積に換算したもの。
資料：林野庁「木材需給表」

¹¹¹ 農林水産省「令和6年木材需給報告書」

¹¹² Laminated Veneer Lumberの略。単板を主としてその繊維方向を互いにほぼ平行にして積層接着したもの。本報告書では合板の一種として整理。

¹¹³ 農林水産省「令和6年木材需給報告書」

¹¹⁴ 農林水産省「令和6年木材需給報告書」

¹¹⁵ 農林水産省「令和6年木材需給報告書」。コンクリート型枠用合板の数値は、月別調査でのみ調査実施しており、12か月分の合計となる。

¹¹⁶ LVL分を含む。

¹¹⁷ 農林水産省「令和6年木材需給報告書」。LVL分を含む。

¹¹⁸ 数値は丸太材積に換算したもの。

(エ)木材チップ製造業

(木材チップ製造業の概要)

木材チップのうち、原木や工場残材等を原料とするものは、主に製紙用や燃料用として利用される。一方、廃材等を原料とするものは、主にボイラー等の燃料及び木質ボードの原料として利用される。我が国の木材チップ工場数は、令和6(2024)年末時点で、1,073工場であった。このうち、製材又は合単板工場等との兼営が755工場、木材チップ専門工場が318工場であった¹¹⁹。

(木材チップの動向)

木材チップ工場における木材チップの生産量¹²⁰(燃料用チップを除く¹²¹)は、令和6(2024)年は前年比15.3%減の446万トンであった。原材料別の生産量は、原木は前年比19.6%減の194万トン(生産量全体の43.5%)、工場残材は前年比13.8%減の179万トン(同40.3%)、林地残材は前年と同様の5万トン(同1.0%)、解体材・廃材は前年比6.2%減の68万トン(同15.2%)であった。

原材料のうち、木材チップ用原木の入荷量(燃料用チップを除く。)は、令和6(2024)年は前年比13.8%減の386万³m³であり、そのほとんどが国産材であった。国産材のうち、針葉樹は260万³m³(67.3%)、広葉樹は126万³m³(32.7%)であった。国産材の木材チップ用原木は、近年は針葉樹の割合が上昇傾向であり、広葉樹を上回っている(資料Ⅲ-42)。

一方、木材チップの輸入量¹²²(燃料用チップを含む。)は、令和6(2024)年には前年比0.6%減の1,105万トンであり、木材チップの供給量¹²³に占める輸入の割合は71.3%であった。

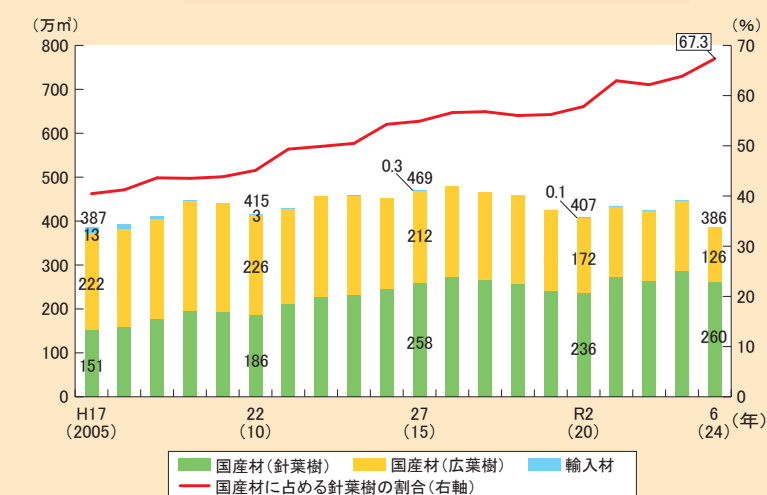
(オ)パーティクルボード製造業・繊維板製造業

(パーティクルボード製造業・繊維板製造業の概要)

パーティクルボード(削片板)、繊維板(ファイバーボード)等の木質ボードは、建築解体材、工場残材¹²⁴、間伐材、林地残材等を原料としている。

パーティクルボードは、細かく切削した木材に接着剤を添加して熱圧した板製品である。

資料Ⅲ-42 木材チップ用原木入荷量の推移



注：燃料用チップを除く。
資料：農林水産省「木材需給報告書」

¹¹⁹ 農林水産省「令和6年木材需給報告書」

¹²⁰ 農林水産省「令和6年木材需給報告書」

¹²¹ 燃料用チップについては、第2節(3)170-171ページを参照。

¹²² 財務省「令和6年分貿易統計」

¹²³ 木材チップ生産量446万トンと木材チップ輸入量1,105万トンの合計。

¹²⁴ 製材業や合板製造業等において製品を製造した後に発生する端材等。

遮音性、断熱性及び加工性に優れることから、家具や建築用に利用されている。

繊維板は、原料を繊維化してから成型した板状製品である。密度によって種類があり、高密度繊維板(ハードボード)は建築、こん包、自動車内装等に、中密度繊維板(MDF¹²⁵)は建築、家具・木工、キッチン等に、低密度繊維板(インシュレーションボード)は畳床等^{たたみどこ}に利用される。

(パーティクルボード・繊維板の動向)

令和6(2024)年におけるパーティクルボードの生産量¹²⁶は前年比5.4%減の88万m³、輸入量¹²⁷は前年比8.4%減の22万m³であった。

令和6(2024)年における繊維板の生産量¹²⁸は、前年比8.0%減の57万m³であった。

(カ)プレカット製造業

(プレカット材の概要)

プレカット材は、木造軸組住宅等を現場で建築しやすいよう、柱や梁、床材や壁材等の継手や仕口といった部材同士の接合部分等をあらかじめ一定の形状に加工したものである。

(プレカット材の動向)

プレカット加工率は上昇しており、令和6(2024)年には、木造軸組工法におけるプレカット加工率は94%に達している¹²⁹。

林野庁が、令和7(2025)年7月に公表したプレカット工場を対象としたアンケート調査によると、令和5(2023)年度におけるプレカット工場への木材入荷量は397万m³で、その内訳は、国産材が170万m³(43%)、輸入材が227万m³(57%)であった。木材入荷量のうち、製材品は227万m³(57%)、集成材は170万m³(43%)であった¹³⁰。

(キ)木材流通業¹³¹

(木材流通業の概要)

木材流通業者は、地域内又は地域をまたいで木材産業の川上・川中・川下をつなぎ、原木や木材製品への多種多様な需要に応ずる事業者で、木材市売市場や木材販売業者等がある。

木材市売市場は、原木市売市場¹³²と製品市売市場に区分できる。原木市売市場は、主に原木の産地に近いところに立地し、素材生産業者等から原木を集荷し、製材工場等が必要とする規格(樹種、径級、品質、長さ等)や量に仕分けた上で、土場に^{はいづみ}積して、セリ等により販売する。製品市売市場は、主に木材製品の消費地に近いところに立地し、自ら又は市売問屋が実需者のニーズに応じた木材製品を集荷し、セリ等により販売する。令和5

¹²⁵ Medium Density Fiberboardの略。

¹²⁶ 経済産業省「2024年生産動態統計年報」

¹²⁷ 財務省「令和6年分貿易統計」

¹²⁸ 経済産業省「2024年生産動態統計年報」における「繊維板換算値合計」。

¹²⁹ 一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会「プレカットニュース Vol.117」(令和7(2025)年7月)

¹³⁰ 林野庁「全国のプレカット工場における令和5年度業績に関する実態調査」。「令和6年度森林及び林業の動向」までは農林水産省「木材流通構造調査報告書」。

¹³¹ 木材流通業の数値は、農林水産省「令和5年木材流通構造調査報告書」による。

¹³² 森林組合が運営する場合は「共販所」という。

(2023)年における木材市売市場の数は431事業所となっている。

木材販売業者は、原木又は木材製品を仕入れた上で、これを必要とする者に対して販売を行う。原木を扱う木材販売業者には商社等があり、素材生産業者等から原木を買い付け、製材工場等の実需者に販売する。また、木材製品を取り扱う木材販売業者には木材問屋や材木店・建材店等があり、製材工場等から直接、又は商社や市場等の様々なルートから製品を仕入れ、最終的には工務店やプレカット工場等の実需者に販売する。令和5(2023)年における木材販売業者の数は6,860事業所となっている。

(木材流通業の動向)

令和5(2023)年における原木市売市場の原木取扱量¹³³は1,009万 m^3 、製品市売市場の製材品取扱量¹³⁴は268万 m^3 、木材販売業者の原木取扱量¹³⁵は1,707万 m^3 、製材品取扱量¹³⁶は645万 m^3 であった¹³⁷。

同年に国内で生産された原木の製材工場等への入荷量のうち、素材生産業者等から製材工場等へ直接販売されたものは41.8%、木材市売市場等を経て販売されたものは31.0%、木材販売業者等を経て販売されたものは27.3%であった。



¹³³ 木材市売市場における素材の入荷先別入荷量の計。

¹³⁴ 木材市売市場における製材品の販売先別出荷量の計。

¹³⁵ 木材販売業者における素材の入荷先別入荷量の計。

¹³⁶ 木材販売業者における製材品の販売先別出荷量の計。

¹³⁷ 原木取扱量(入荷量)及び製材品取扱量(出荷量)のいずれも、木材販売業者間の取引も含めて集計された延べ数量である。



霧に包まれた林内(東京都八王子市高尾山国有林)

第Ⅳ章

国有林野の管理経営



国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めており、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全を始め、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。

国有林野は、重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野事業では、「国民の森林^{もり}」として、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業施策全体の推進への貢献等に取り組んでいる。

本章では、国有林野の役割や国有林野事業の具体的な取組について記述する。

1. 国有林野の役割

(1) 国有林野の分布と役割

国有林野は、我が国の国土面積(3,780万ha)の約2割、森林面積(2,502万ha)の約3割に相当する758万haの面積を有し、奥地脊梁山や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている(資料Ⅳ-1)。また、人工林、原生的な天然林等の多様な森林を有し、希少種を含む様々な野生生物の生育・生息の場となっている。さらに、都市近郊や海岸付近にも分布し、保健休養や森林とのふれあいの場を提供している。

このような国有林野の有する公益的機能は、広く国民全体の利益につながるものであり、国民からの期待も国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面で大きいことから、今後も公益的機能の維持増進を図っていく必要がある(資料Ⅳ-2)。



「国民の森林」国有林
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/

(2) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野の管理経営は、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として行うこととされている。

資料Ⅳ-1 国有林野の分布



国有林野の管理経営に関する基本計画

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html



国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況

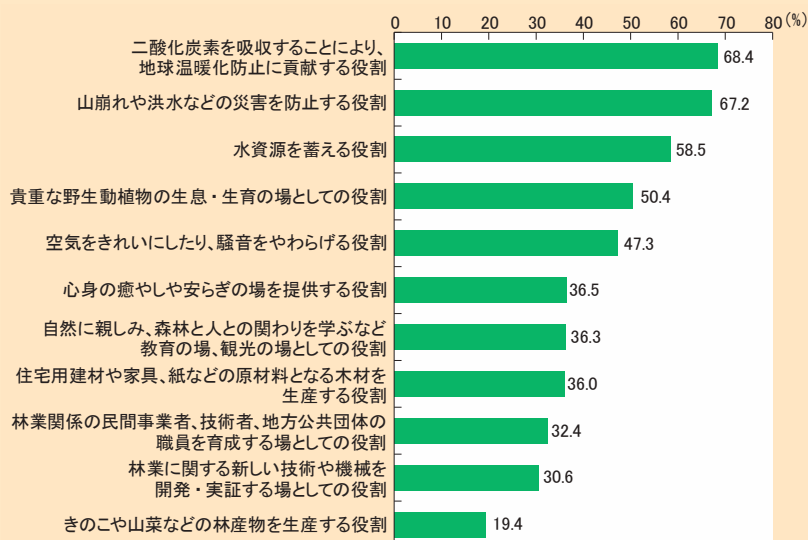
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/index.html

資料：国有林野の面積は農林水産省「令和6年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、土地面積は国土交通省「令和8年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」。

農林水産省では、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、国有林野の管理経営の基本方針等を明らかにするため、5年ごとに10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を策定している。

令和5(2023)年12月には、令和6(2024)年4月から令和16(2034)年3月までの10年間を計画期間とする管理経営基本計画を策定し、同計画に基づいて、国有林野の管理経営を行っている。同計画では、国有林野の公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていくこととしている。具体的には、国土強靱化基本計画に基づく治山対策、地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な若い森林の造成、「新しい林業」の実現に向けた技術開発と民有林への普及等の取組を推進していくこととしている。

資料Ⅳ－2 国有林が果たすべき役割(複数回答)



注1：回答は、選択肢の中から複数回答。

2：選択肢は、その他、特にないを除き記載している。

資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(令和5(2023)年)

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

(機能類型区分に応じた森林施業等の推進)

国有林野事業では、管理経営基本計画に基づき公益重視の管理経営を一層推進するという方針の下、国有林野を、重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の5つに区分している(資料Ⅳ－3)。木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材の計画的な供給により発揮するものと位置付けている。

また、間伐の適切な実施や主伐後の確実な更新を図るほか、複層林への誘導や針広混交林化を進めるなど、多様な森林を育成するとともに、林地保全や生物多様性保全に配慮した施業及び花粉発生源対策に取り組んでいる。

(治山対策の推進)

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、令和6(2024)年度末時点で面積の約9割に当たる687万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されている。これらの保安林において、森林の造成等を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を守ることに寄与するため、機能の低下した森林の整備、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備等を推進する「国有林治山事業」を行っている。

さらに、民有林野においても、事業規模の大きさや高度な技術の必要性を考慮し、国土保全上特に重要と判断されるものについては、都道府県からの要請を踏まえ、「民有林直轄治山事業」を行っており、令和7(2025)年度は16県22地区の民有林野でこれらの事業を行っている。

このほか、大規模な山地災害が発生した際には、専門的な知識・技術を有する職員の被災地派遣やヘリコプターによる被害調査を実施していることに加え、平時においてもドローンを活用した被害状況の早期把握に向けた共同訓練を行うなど、民有林への協力・支援に取り組んでいる(事例Ⅳ－1)。

資料Ⅳ－3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 167万ha	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 174万ha	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 43万ha	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.2万ha	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 374万ha	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：面積は、令和7(2025)年3月31日時点の値である。

資料：農林水産省「令和6年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

事例Ⅳ－１ ドローンを活用した山地災害時情報収集訓練の実施

四国森林管理局は、民有林支援の一環として、嶺北森林管理署や高知県内の４町村（大豊町、本山町、土佐町、大川村）、愛媛森林管理署や愛媛県内の３市町（西条市、松野町、久万高原町）との合同で、ドローンを活用した山地災害時の情報収集訓練を令和７（２０２５）年１０月に実施した。

訓練は、集中豪雨や大規模林野火災等による山地災害に際し、市町村と森林管理局・森林管理署が連携して、ドローンの活用により被害状況等を迅速かつ円滑に把握できるよう、知識・技能の習得及び関係者間の共通認識の醸成を図る目的で実施された。

訓練当日は、低軌道衛星による高速通信システムの活用により、携帯電話がつかない山間部を含む高知県大豊町及び愛媛県西条市の民有林の現場においてドローンで空撮した映像を、森林管理局や各市町村等の庁舎にリアルタイムで配信した。森林管理局、大豊町及び西条市の担当者は、配信された映像を見ながら、現場のドローン操作者に対して撮影箇所に関する指示を行った。さらに、大容量ファイル転送システムにより、空撮した映像データ等の成果物を、現場と庁舎との間で迅速に送受信する訓練等も併せて実施した。

参加した市町村からは、「航空写真や地上からでは被害の全容把握が難しかったような箇所も、ドローンであればよく見えることが分かった。実際の山地災害発生時にも是非、森林管理署等の協力をお願いしたい」「平時から訓練や森林管理署等との連携を重ね、山地災害の発生時にその成果を活かせるようにしたい」「緊急時の迅速な情報収集につながるよう、この訓練が定期的な実施されることを希望する」などの声があった。

四国森林管理局では、今後もこのような取組を通じて、山地災害発生時の迅速な情報収集や、地方公共団体と連携した対応を図っていくこととしている。



現地でのドローン飛行
（高知県大豊町）



ドローンからの配信映像

（路網整備の推進）

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、自然条件や作業システム等に応じて林道及び森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を進めている。また、効率的な路網整備に向け、情報通信技術（ICT）を活用

した取組も進展している(事例Ⅳ－2)。基幹的な役割を果たす林道については、令和6(2024)年度末における路線数は1万3,518路線、総延長は4万6,274kmとなっている。

事例Ⅳ－2 ICTを活用した林道整備の効率化

林野庁では、森林土木分野において、人材不足への対応、働き方の改善、生産性の向上等を図るため、ICT等を施工現場へ導入する「i-Construction」を推進しており、国有林野事業もその一端を担っている。

北海道森林管理局の宗谷森林管理署が整備を進めるオチャラベツ支線林道では、ICTを活用して、延長1,600mの新設工事が実施された。

本工事では、起工測量、設計データの作成、掘削・法面整形作業、出来形管理、データ納品の全ての段階においてICTを活用した。現場の地形や状況を把握するために行う起工測量では、地上型レーザスキャナ(TLS)を使用することにより、広範囲を短時間で計測することに加え、取得したデータを林道の3次元設計データの作成に活用することが可能となる。

掘削・^{のり}法面整形作業に当たっては、設計データ等に基づき操作を半自動制御するマシンコントロール(MC)バックホウを導入することで、重機作業を補助する人員の削減が可能となった。また、作業を行う際に位置や高さの基準となる丁張の設置箇所を限定することにより作業の省力化が図られるほか、重機の作業範囲へ作業員が立ち入ることがなくなり、安全確保にもつながった。

施工箇所が設計通りの形状、寸法になっているかを確認する出来形管理では、ハンドスキャナ等を活用することにより、データの測定が効率化、省力化された。また、これらの工程で作成・取得されたデータは、3次元データとして納品される。

国有林野事業では、引き続き森林土木分野の設計・施工・維持管理の各段階において、これらのICTの導入を進め、併せて民有林関係者と相互の情報共有を行っていくことで、更なる生産性の向上と、安全で魅力ある施工現場の実現に取り組んでいくこととしている。



MCバックホウによる掘削・法面整形作業



ハンドスキャナによる出来形管理

(イ)地球温暖化対策の推進

国有林野事業では、中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、主伐後の確実な再造林や、適切な保育等の森林施業に取り組んでおり、令和6(2024)年度には約1.0万haの植栽や約11万haの保育等の森林施業を実施した。

また、木材は炭素を長期的に貯蔵し、製造・加工時のエネルギー消費が他資材よりも比

較的低く、二酸化炭素排出削減に寄与することから、庁舎整備や治山事業等の森林土木工事において木材利用の推進に取り組んでいる。

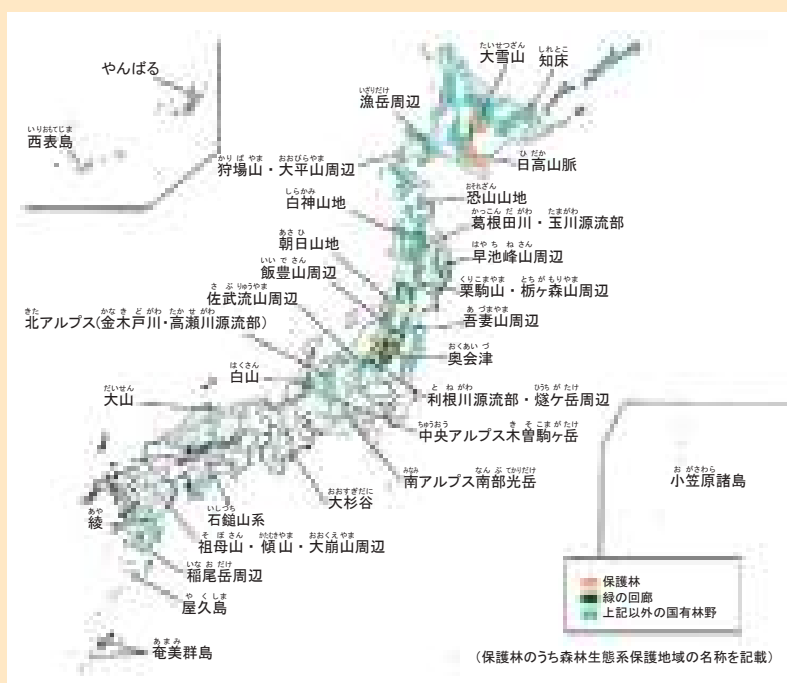
(ウ)生物多様性の保全

(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野における生物多様性の保全を図るため、国有林野事業では「保護林」や「緑の回廊」を設定し、モニタリング調査等を通じて適切な保護・管理に取り組んでいる(資料Ⅳ-4)。また、地域の関係者等との協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、希少な野生生物の保護等の取組を進めている。くわえて、主伐や地拵え、植栽、間伐等の実施の際に、侵入広葉樹を残したり、水辺にある森林を保護樹帯に設定したりするなど、人工林の施業における生物多様性への配慮を更に推進するため、令和7(2025)年9月に「国有林野における生物多様性の保全に配慮した森林施業の手引き」を作成した(事例Ⅳ-3)。

なお、我が国が目指す30by30目標の達成に向けては、保護地域¹としての国立公園等の新規指定・拡張への対応を進めるとともに、保護地域以外でも生物多様性の保全に資する管理経営を行っており、今後、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域(OECM²)の設定等について適切に対応することとしている。

資料Ⅳ-4 「保護林」と「緑の回廊」の位置図



注：令和7(2025)年4月1日時点。

資料：農林水産省「令和6年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

¹ 陸域については自然公園、自然海浜保全地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域。

² Other Effective area-based Conservation Measuresの略。

事例Ⅳ－３ 国有林野における生物多様性の保全に配慮した森林施業

林野庁が作成した「国有林野における生物多様性の保全に配慮した森林施業の手引き」では、人工林における生物多様性保全に向けた施業を更に推進するため、主伐や地拵え、下刈りなどの施業において侵入広葉樹を残すなどのポイントを示した上で、請負事業体に主伐等の事業を発注する際の仕様書記載例等を掲載している。また、手引きの配慮ポイントに基づく実際の施業を「国有林野における生物多様性の保全に配慮した森林施業の取組事例集」として紹介している。

例えば、広島北部森林管理署の事例では、人工林の主伐時に林内に生育していた広葉樹を、その後の造林や下刈り、除伐の際も継続して保残することを通じて、人工林内に混交させた取組を掲載している。また、秋田森林管理署湯沢支署の事例では、クマタカの生息環境の向上を目指し、主伐及び再造林後の下刈りに当たり、クマタカの餌となるヤマドリやキジが利用するキイチゴなどの液果類を残す取組を紹介している。

本手引き及び事例集により国有林野事業の取組を発信していくことで、民有林も含めた各地域における生物多様性に配慮した森林施業が推進されることが期待されている。



保残した広葉樹が人工林の中に混交している様子
(広島北部森林管理署)



下刈り時にクマタカの餌となるヤマドリやキジが利用する液果類を保残した様子
(秋田森林管理署湯沢支署)

(保護林の設定)

国有林野事業では、我が国の気候又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」に設定し厳格に保護・管理している。令和 7 (2025) 年 4 月 1 日時点の保護林の設定箇所数は 658 か所、

設定面積は101.7万haとなっており、国有林野面積の13.4%を占めている。

(緑の回廊の設定)

野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝的多様性を確保することを目的として、国有林野事業では、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定している。令和7(2025)年4月1日時点で、国有林野内における緑の回廊の設定箇所数は24か所、設定面積は58.4万haであり、国有林野面積の7.7%を占めている。

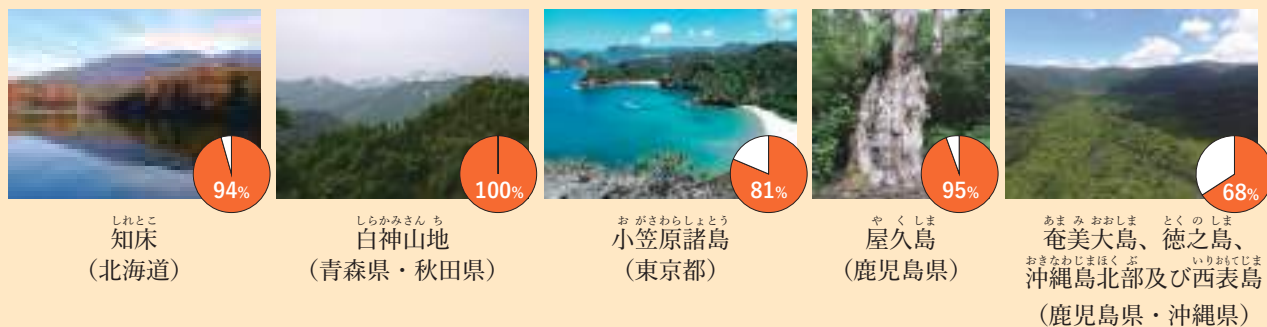
(世界遺産等における森林の保護・管理)

我が国の世界自然遺産は、その陸域の86%が国有林野であり、国有林野事業では、遺産区域内の国有林野のほとんどを「森林生態系保護地域」(保護林の一種)に設定し、関係する機関と共に厳格に保護・管理している(資料Ⅳ-5)。

例えば、「白神山地」(青森県及び秋田県)の国有林野では、世界自然遺産地域への生息範囲拡大が懸念されるシカや、その他の中・大型哺乳類に関する生息・分布調査のため、センサーカメラによる調査を実施している。また、「屋久島」(鹿児島県)の国有林野では、植生等のモニタリング調査、ヤクシカによる植生への被害対策、湿原の保全対策やヤクスギの樹勢診断等に取り組んでいる。このほか、「小笠原諸島」(東京都)の国有林野では、アカギやギンネムなどの外来種の駆除を実施した跡地に在来種の植栽や種まきを行うなど、小笠原諸島固有の森林生態系の修復に取り組んでいる。

世界遺産のほか、我が国では令和8(2026)年3月時点で、10地域が「ユネスコエコパーク³」に登録されており、国有林野事業では、ユネスコエコパークが所在する国有林野の適切な保護・管理等を行っている。

資料Ⅳ-5 我が国の世界自然遺産の陸域に占める国有林野の割合



注：グラフは世界遺産地域(陸域)に占める国有林野の割合。
資料：林野庁経営企画課作成。

(希少な野生生物の保護等)

国有林野事業では、希少な野生生物の保護を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持・改善等に取り組んでいる。

また、自然環境の保全・再生を図るため、地域、ボランティア、NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査、荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している。

さらに、国有林野内の優れた自然環境や希少な野生生物の保護などを行うため、環境省

³ 生物圏保存地域(Biosphere Reserve)の国内呼称。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、「保全機能(生物多様性の保全)」、「経済と社会の発展」、「学術的研究支援」の3つの機能を有する地域を登録。

や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、自然再生事業実施計画⁴や生態系維持回復事業計画⁵等を策定し、連携した取組を進めている。

(鳥獣被害対策等)

シカ等の野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、希少な高山植物等、他の生物や生態系への脅威にもなっている。このため、国有林野事業では、防護柵の設置のほか、GPSや自動撮影カメラ等によるシカの生息状況や森林被害の調査、委託事業や職員による捕獲、効果的な捕獲技術の実用化や捕獲後の処理の効率化等の対策に取り組んでいる。また、職員が考案した「小林式誘引捕獲法」について、各森林管理局で開催する現地検討会等を通じて普及を図っているほか、地方公共団体等と協定を締結して国有林野内で捕獲を行う猟友会等にわなの貸出しを行うなど、地域全体で取り組む対策を推進している。このほか、松くい虫被害やナラ枯れ被害などの原因となる森林病虫害の防除にも努めている。

(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

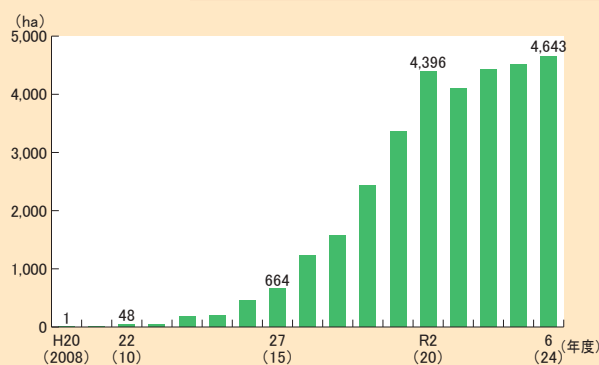
(低コスト化等の実践と技術の開発・普及)

国有林野事業では、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」⁶の実現に向け、生産性向上、造林の省力化や低コスト化などの実践に加え、新技術の活用により効率的な森林施業を推進している。具体的には、低密度植栽、下刈り回数・方法の見直し、ドローンによる撮影や航空レーザ計測で得られたデータの利用、効率的なシカ防護対策、早生樹の導入等に取り組むとともに、現地検討会の開催等により民有林における技術の普及と定着に努めている(事例Ⅳ－4)。

また、コンテナ苗の活用により、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、伐採・搬出作業と並行又は連続して地 拵 えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業⁷の導入・普及に取り組んでいる。令和6(2024)年度には4,643haでコンテナ苗を植栽し(資料Ⅳ－6)、1,501haで伐採と造林の一貫作業を実施した。

これらの取組を効果的に進めるため、自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適した人工林を「特に効率的な施業を推進する森林」として設定しており、令和6(2024)年度末までの設定面積は56万haとなっている。

資料Ⅳ－6 国有林野におけるコンテナ苗の植栽面積の推移



資料：林野庁業務課調べ。

⁴ 自然再生推進法に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。

⁵ 自然公園法に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るために、国又は都道府県が策定する計画。

⁶ 「新しい林業」については、第Ⅱ章第1節(4)125-127ページを参照。

⁷ 伐採と造林の一貫作業については、第Ⅰ章第2節(2)57ページを参照。

事例Ⅳ－４ 省力・低コスト造林に関する現地検討会や情報共有の実施

北海道森林管理局では、「新しい林業」の実現に向け、造林のトータルコストの低減や作業の省力化・効率化を図るため、機械下刈りの導入に取り組んでいる。

従来の一般的な地拵え及び植付けの仕様は、植栽列の幅(1.5m)や伐根が制約となり機械下刈りには適していなかった。令和5(2023)年度に施策に関わる関連通知類を見直し、機械下刈りを導入するための仕様を整理したことで、翌年度には局管内24署のうち9署(合計52ha)の請負事業として機械下刈りの発注が実現した。機械下刈り導入の更なる拡大に向け、機械下刈りの発注面積の中長期見通しをホームページで公表することで、請負事業体が機械化に向けた検討・準備を進めやすくなるようにした。これらの取組を進めてきた結果、令和7(2025)年度においては、機械下刈りの実施面積が111haに増加する見込みとなっている。

あわせて、民有林における機械下刈りの普及を促進するため、試験的に先行して取り組んできた上川中部森林管理署を始めとした道内各署において、北海道・市町村担当者、請負事業体等を対象に、機械下刈りの仕様等の紹介や、遠隔操作の機能を有する機械による下刈りの実演などを行う現地検討会を開催してきた。また、国有林で先駆的に実施してきた仕様の考え方等について、北海道有林の担当者と意見交換を実施してきたところ、道有林においても、令和7(2025)年度から機械下刈りの導入に向けた功程調査や植栽木への影響調査、植栽から伐採まで全工程を機械施工とするモデル林の造成などの取組が進められている。

これまでの一連の取組により、北海道内の林業事業体等において、13社が下刈り用の機械を所有、14社が購入を検討している状況となっている(令和6(2024)年度末時点)。

北海道森林管理局では、引き続き、機械下刈りの導入可能箇所の拡大や民有林への普及を通じて、造林コストの低減や従事者の負担軽減などに向けて取り組んでいくこととしている。



遠隔操作の機能を有する機械による下刈りの実演



機械の走行幅を確保した列間

(森林・林業技術者等の育成)

近年、市町村の林務担当職員の不足等の課題がある中、国有林野事業では、専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士(フォレスター)⁸」等を系統的に育

⁸ 森林総合監理士については、第Ⅰ章第1節(3)54-55ページを参照。

成し、森林管理署と都道府県の森林総合監理士等との連携による「技術的援助等チーム」を設置するなど、地域の実情に応じた体制を整備し、市町村行政に対し市町村森林整備計画⁹の策定とその達成に向けた支援等を行っている。

(森林経営管理制度への貢献)

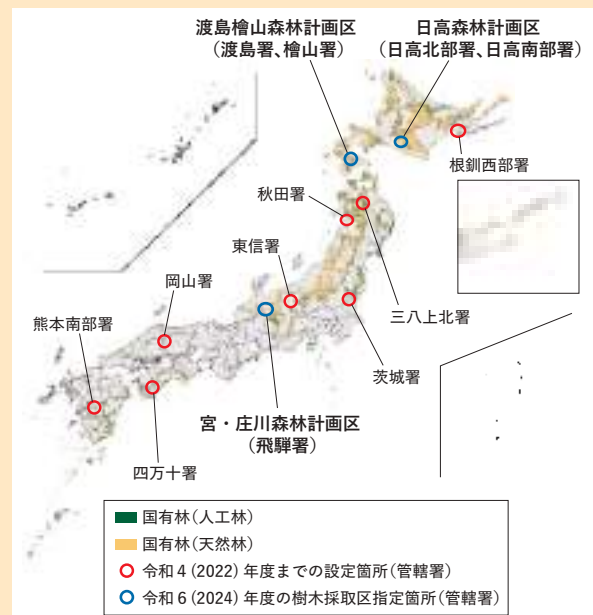
国有林野事業では、森林経営管理制度¹⁰により市町村が集積・集約化した森林の経営管理を担う林業経営者に対し、国有林野事業の受注機会の拡大に配慮するほか、市町村林務行政に対する技術的支援や公的管理の手法の普及、民有林野と国有林野との「森林共同施業団地¹¹」の設定、地域における森林・林業に対する理解の促進等に取り組んでいる。また、国有林野事業で把握している民間事業者の情報を市町村に提供している。これらの取組を通じて、地域の林業経営者の育成を支援している。

(樹木採取権制度の推進)

「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が令和2(2020)年に施行され、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るために、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者に設定する樹木採取権制度が創設された。樹木の採取(伐採)に当たっては、国有林野の伐採ルールに則して国が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合しなければならないこととし、公益的機能の確保に支障を来さない仕組みとしている。樹木採取権の設定を受けた民間事業者にとっては長期的な事業の見通しが立つことで、計画的な雇用や林業機械の導入等が促進され、経営基盤の強化等につながることが期待される。

令和5(2023)年度までに全国8か所で、基本となる規模(区域面積200～300ha程度(皆伐相当)、権利存続期間10年程度)の樹木採取権を設定し、樹木の伐採と跡地への植栽が行われている。新たな樹木採取権の設定に向けては、「今後の樹木採取権設定に関する方針」(令和4(2022)年12月策定)に基づき、地域における具体的な木材需要増加の確実性を確認する新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)の結果を踏まえ、令和6(2024)年度に3森林計画区において、基本となる規模の新たな樹木採取区を指定し、令和7(2025)年度に樹木採取権の設定に向け公募を行った(資料Ⅳ-7)。また、より大規模・長期間の樹木採取区に係るマーケットサウンディングについては、木材需要者からの提案を常時受け付けている。

資料Ⅳ-7 樹木採取権の設定箇所等



注：令和6(2024)年度末時点。
資料：林野庁業務課作成。

⁹ 市町村森林整備計画については、第Ⅰ章第1節(2)52ページを参照。

¹⁰ 森林経営管理制度については、第Ⅰ章第2節(5)64-66ページを参照。

¹¹ 森林共同施業団地については、(2)210ページを参照。

(林産物の安定供給)

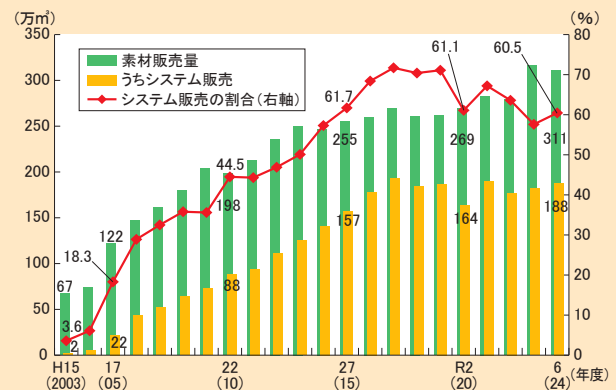
国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の1割強を占めており、令和6(2024)年度の木材供給量は、立木によるものが176万 m^3 (丸太換算)、素材¹²によるものが311万 m^3 となっている。

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、地域における木材の安定供給体制の構築等に資するため、製材・合板工場等の需要者と協定を締結し、山元から木材を直送する国有林材の安定供給システムによる販売(システム販売)を進めており、令和6(2024)年度には素材の販売量全体の60.5%に当たる188万 m^3 となった(資料Ⅳ-8)。

このほか、ヒバや木曽ヒノキなど民有林からの供給が期待しにくい樹種や広葉樹の材について、地域の経済・文化への貢献の観点から、資源の保続及び良好な森林生態系の維持に配慮しつつ供給している(事例Ⅳ-5)。

さらに、国有林野事業については、全国的なネットワークを持ち、国産材供給量の1割強を供給し得るという特性を活かし、地域の木材需要が急激に変動した場合に、地域の需要に応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。林野庁及び全国の森林管理局では、平成25(2013)年度から、学識経験者のほか川上、川中及び川下の関係者等からなる「国有林材供給調整検討委員会」を開催することにより、地域の木材需要に応じた国有林材の供給に取り組んでいる。

資料Ⅳ-8 国有林野からの素材販売量の推移



注：各年度末の値。

資料：平成25(2013)年度までは、林野庁業務課調べ。
平成26(2014)年度以降は、農林水産省「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」。

¹² 製材品・合板等の原材料に供される丸太等(原木)。

事例Ⅳ－５ 伊勢神宮の「式年遷宮」行事への木材供給

令和 7 (2025) 年 6 月、伊勢神宮の社殿を 20 年に一度建て替える「式年遷宮^注」に用いる御用材の伐採に先立ち、伝統的な祭儀である御杣始祭(長野県上松町)及び裏木曾御用材伐採式(岐阜県中津川市)が木曾森林管理署及び東濃森林管理署の管内の国有林野において行われた。

木曾川流域の国有林は、「式年遷宮」の用材を伐り出す「御杣山」として、江戸時代後期からこの行事と密接に関わってきた。地元では「御神木の里」として親しまれ、これまでも社殿の建築に必要な高品質な木曾ヒノキ等を安定的に供給することで、式年遷宮の伝統を支えてきた。

今回の祭儀においても、祭儀で伐採する木曾ヒノキを両署から供給し、三方向から斧を入れて伐採する「三ツ緒伐り(三ツ紐伐り)」と呼ばれる古式にのっとりた伝統的な技法により、厳粛に儀式が行われた。

今後もこのような木の文化を支える伝統的な林業技術を次世代に引き継ぐため、国有林野の適切な管理と、木曾ヒノキを始めとする貴重な木材資源の持続的な供給を通じて、地域の木の文化の継承と発展に貢献していくこととしている。

注：「第 63 回式年遷宮」は令和 15 (2033) 年にかけて行われることとなっている。



御杣始祭における「三ツ緒伐り(三ツ紐伐り)」による伐倒



裏木曾御用材伐採式において切株に梢を刺して感謝を表す「鳥総(とぶさ)立て」の様子

(民有林と連携した施業)

国有林野事業では、地域における施業の集約化等に資するよう、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化などを図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林野と国有林野を接続する路網の整備や相互利用、連携した施業の実施、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組んでいる。

令和 7 (2025) 年 3 月末時点で、「森林共同施業団地」の設定箇所数は 164 か所、設定面積は 44 万 ha (うち国有林野は 24 万 ha) となっている(資料Ⅳ－9)。

(公益的機能維持増進協定の推進)

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、民有林野における鳥獣、病虫害、外来種等の繁殖が国有林野で実施する駆除の支障となる

場合もみられる。このような民有林野の整備・保全については、森林管理局長が森林所有者等と「公益的機能維持増進協定」を締結して、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行っており、令和7(2025)年3月末までに累計21か所(618ha)の協定が締結された。

(相続土地国庫帰属制度への対応)

所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的に「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3(2021)年に成立した。相続等によってやむを得ず土地所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地を国庫に帰属させるよう申請することを可能とする相続土地国庫帰属制度が創設され、令和5(2023)年4月から運用が開始された。制度の運用に当たり、各森林管理局では、承認申請に係る審査のうち実地調査等について、法務局からの要請に応じて協力しており、令和8(2026)年3月末時点での森林の帰属件数は171件(14.8ha)となっている。また、国庫に帰属した土地のうち森林については、森林管理署等が、巡視による倒木・不法投棄等の異常の有無の確認や土地の境界保全に努めている。

(3)「国民の森林」としての管理経営等

(ア)「国民の森林」としての管理経営

(国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報発信)

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林」として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

また、国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定し、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。

このほか、SNSの活用やホームページの内容の充実に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組んでいる。

(森林環境教育の推進)

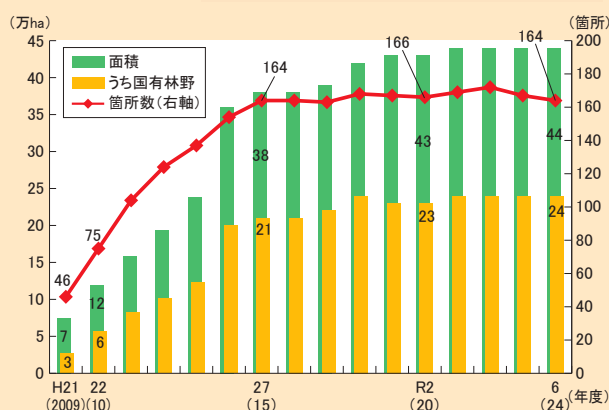
国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備、フィールドの提供等に取り組んでいる。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」を設定している。令和6(2024)年度末時点で138か所において協定が締結され、森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動が行われている。

(NPO、地域、企業等との連携)

国有林野事業では、NPO、地域、企業等と連携して国民参加の森林づくりを進めている。森林づくりを行うことを希望するNPO等に森林づくりのフィールドを提供する「ふれあ

資料Ⅳ－9 森林共同施業団地の設定状況



注：各年度末の数値であり、事業が終了したものは含まない。数字の増減については森林共同施業団地の統合・分割を含む。

資料：農林水産省「令和6年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

いの森」や、地域住民や民間団体等と合意形成を図りながら、協働・連携して地域や森林の特色を活かした森林整備・保全活動を実施する「モデルプロジェクトの森」を設定しており、令和6(2024)年度末時点で、それぞれ111か所、11か所となっている。

また、企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした森林づくり活動へのフィールドを提供する「社会貢献の森」、森林保全を目的とした森林パトロールや美化活動等のフィールドを提供する「多様な活動の森」を設定しており、令和6(2024)年度末時点で、それぞれ147か所、85か所となっている(事例Ⅳ－6)。さらに、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定しており、令和6(2024)年度末時点で455か所となっている。

このほか、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定しており、令和6(2024)年度末時点で22か所となっている。

事例Ⅳ－6 「社会貢献の森」での森林整備によるサケの遡上環境の保全

新潟県村上市を流れる^{み おもてがわ}三面川は、古くからサケが多く遡上する川として知られている。三面川の良い遡上・産卵環境を保全して未来の子供たちに引き継いでいくことを目的に平成11(1999)年に設立された「さけの森林づくり推進協議会」では、上流部の森林整備を進めるため、平成12(2000)年に下越森林管理署村上支署と「社会貢献の森」協定を締結し、三面川源流域の国有林野を「さけの森林」に設定した。

令和4(2022)年度には新たに33.49haを「さけの森林」として設定し、村上市の交流都市である東京都荒川区とも連携しながら、毎年「さけの森林づくり活動」を行っている。令和7(2025)年10月には、「第26回さけの森林づくり活動」が行われ、地域の小学生や住民に加え、荒川区内の小学生や保護者も活動に招き、さけの森林づくりのため、ナラ、ヤマザクラ、クリ、トチ等の広葉樹の植樹等を行った。また、森林整備に対する参加者の理解を醸成するため、枝打ち体験のほか、チェーンソーによる間伐やプロセッサによる造材の実演などを実施した。参加者からは「枝打ちが楽しかった」「とても充実した内容で勉強になった」など、好評を得ている。

今後も関係者間の連携により、森林整備の必要性等を地域の子供たちを始めとする幅広い参加者に伝えられるよう取り組むこととしている。



第26回さけの森林づくり活動



指導を受けながら植樹を行う様子

(イ)地域振興への寄与

(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体や地元住民などに対して、国有林野の貸付けを行っている。令和6(2024)年度末時点の貸付面積は7.2万haで、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が49.7%、農地や採草放牧地が14.2%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、再生可能エネルギー発電用地としても貸付けを行っており、令和6(2024)年度末時点での貸付面積は396ha¹³となっている。

このほか、令和6(2024)年度には、ダム用地や道路用地等として、計56haの国有林野の売払い等を行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野について、令和7(2025)年4月1日時点で563か所(約24万ha)を「自然休養林」や「自然観察教育林」などの「レクリエーションの森」に設定している(資料IV-10)。令和6(2024)年度には、「レクリエーションの森」において、延べ約1.2億人の利用があった。

「レクリエーションの森」では、地元の地方公共団体を核とする「レクリエーションの森」管理運営協議会を始めとした地域の関係者と森林管理署等が連携しながら、利用者のニーズに対応した管理運営を行っている。一部の地域では、利用者からの協力金による収入のほか、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。令和6(2024)年度末時点で10か所の「レクリエーションの森」において、延べ14の企業等がサポーターとなっている。

資料IV-10 「レクリエーションの森」の設定状況

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積(千ha)	利用者数(百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	79	94	23	たか お さん 高尾山(東京)、あかさわ 赤沢(長野)、つるぎさん 剣山(徳島)、やく しま 屋久島(鹿児島)
自然観察教育林	84	21	15	しらかみ 白神山地・暗門の滝(青森)、あんもん 金華山(岐阜)、あかさい 赤西(兵庫)
風景林	141	62	52	えりも(北海道)、あし の こ 芦ノ湖(神奈川)、あらしやま 嵐山(京都)
森林スポーツ林	25	3	3	つくばさん 筑波山(茨城)、たきごし 滝越(長野)、おうぎのせん 扇ノ仙(鳥取)
野外スポーツ地域	161	49	19	てんぐやま 天狗山(北海道)、うらばんだい 裏磐梯デコ平(福島)、むこうざかやま 向坂山(宮崎)
風致探勝林	73	13	7	ぬくみだいら 温身平(山形)、こまがたけ 駒ヶ岳(長野)、にじ まつばら 虹の松原(佐賀)
合 計	563	243	119	

注：箇所数及び面積は、令和7(2025)年4月1日時点の数値であり、利用者数は令和6(2024)年度の推計値である。
資料：農林水産省「令和6年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

¹³ 林野庁ホームページ「国有林野の活用」

(観光資源としての活用の推進)

「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての潜在的魅力がある93か所を「日本 美^{にっぽん}しの森 お薦め国有林」として選定しており¹⁴(資料Ⅳ－11)、外国人観光客も含めた利用者の増加を図るため、標識類等の多言語化、歩道等の施設修繕などの重点的な環境整備及びホームページ等による情報発信の強化に取り組んでいる。令和7(2025)年5月及び9月にはSNSを活用し、日本の森林や紅葉の魅力を伝える広告動画を、日本語のほか訪日観光客の多いアジア圏の国・地域に向けて多言語でも配信するなど、国内外の幅広い層に対して情報を発信している。動画広告を行った2か月間の視聴回数は約900万回となった。また、環境省との連携を強化し、優れた自然の保護と利用の両立を図りながら、「レクリエーションの森」と国立公園が重複している箇所における更なる利便性の向上に取り組んでいる。



日本 美^{にっぽん}しの森
お薦め国有林

https://www.rinya.maff.go.jp/j/ko-kuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html

¹⁴ 「日本美しの森 お薦め国有林」の選定については、「平成29年度森林及び林業の動向」トピックス4(8-9ページ)を参照。

資料Ⅳ－11 「日本 美しい森 お薦め国有林」の例



トムラウシ自然休養林(北海道)



五葉山(ごようざん)自然観察教育林(岩手県)



焼走り(やけはしり)自然観察教育林(岩手県)



小田代・湯ノ湖(おだしろ・ゆのこ)自然観察教育林(栃木県)



闇荻(くらがり)風致探勝林(愛知県)



明治の森箕面(みのお)自然休養林(大阪府)



石鎚(いしづち)風景林(愛媛県)



向坂山(むこうざかやま)野外スポーツ地域(宮崎県)





ふくしま森林再生事業による間伐作業(福島県)

第Ⅴ章

東日本大震災からの復興



平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波により、森林・林業・木材産業にも大きな被害が発生した。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広い範囲の森林が放射性物質に汚染された。農林水産省では、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」等に基づき、震災からの復旧及び復興に向けた取組を進めている。

本章では、東日本大震災からの復興に向けた今後の方針を記述するとともに、海岸防災林の復旧・再生、木材の活用等、これまでの復興に向けた森林・林業・木材産業の取組について記述する。また、原子力災害からの復興に向けたこれまでの取組として、森林の放射性物質対策、安全な特用林産物の供給、損害の賠償等について記述する。

1. 東日本大震災からの復興に向けた今後の方針と取組

(1) 東日本大震災からの復興に向けて

平成23(2011)年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」では、広い範囲で強い揺れが観測されるとともに、東北地方の太平洋沿岸地域では大規模な津波被害が発生した。被害は未曾有の規模となり、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害を含めて、「東日本大震災」と呼称することとされた。

政府は、令和2(2020)年度までの10年間を復興期間とし、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組むとともに、令和3(2021)年3月には、続く令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」として、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定した。同方針において、森林・林業分野では、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策や、しいたけ原木等の生産のための里山の広葉樹林について計画的な再生に向けた取組等を進めることとされており、これに基づく取組が進められてきた。令和7(2025)年6月には同方針の変更が閣議決定され、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心の確保のためのガイドラインの策定、整備が必要な森林等の把握、木材の検査方法の運用見直し等の条件整備を進めた上で、本格的な復旧に着手することや、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等が明記された。

(2) 森林等の被害と復旧・復興

(ア) 山地災害等と復旧状況

東日本大震災により、青森県から高知県までの15県において、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃(458か所)、津波による防潮堤¹の被災等の治山施設の被害(275か所)、法面・路肩の崩壊等の林道施設等の被害(2,632か所)、火災による焼損等の森林被害(約1,065ha)等が発生した。

治山施設や林道施設等の被害箇所については、国が採択した山林施設災害復旧等事業591か所について、国、県、市町村が復旧工事を進め、令和3(2021)年度までに事業が完了した。

(イ) 海岸防災林の復旧・再生

(復旧に向けた方針)

被災した海岸防災林の復旧・再生に当たっては、「今後における海岸防災林の再生について²」の方針を踏まえつつ、被災状況や地域の実情に応じて取り組むこととし、令和8(2026)年3月末時点で、要復旧延長164.5kmのうち、163.7kmにおいて植栽等の復旧事業³が完了した。これについては、津波に対する被害軽減を含む潮害の防備、飛砂・風害の防備等の機



東日本大震災に関する情報

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/jisin/index.html>

¹ 高潮や津波等により海水が陸上に浸入することを防止する目的で陸岸に設置される堤防。治山事業では、海岸防災林の保護のため、治山施設として防潮堤等を整備している。

² 「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」(平成24(2012)年2月)

³ 地盤高が低く地下水位が高い箇所では盛土を行うなど、生育基盤を造成した上で植栽を実施。

能を発揮させるために、引き続き、健全な生育を促す保育作業を継続的に実施する必要がある。このため、植栽が完了した箇所から順次、下刈りや本数調整伐等の保育作業を実施し、災害に強い海岸防災林を造成することとしている(事例Ⅴ－1)。

事例Ⅴ－1 海岸防災林の再生と植栽木の生育状況

福島県相馬市の松川浦では海岸沿いに美しい松林があったが、東日本大震災による津波の影響でその大部分が流出し、壊滅的な被害を受けた。

林野庁では、津波に強い海岸防災林を再生するために、治山事業により地下水位から2.4mの高さの盛土を行い、植栽木が震災以前よりもしっかりと根を張れる環境を整えた上で、マツノザイセンチュウに対して抵抗性を有する抵抗性マツを植栽した。あわせて、植栽した苗木の初期成長段階に強風から保護するための「静砂垣^{せいさかき}」等の設置も行った。

震災から10年後の令和3(2021)年には、植栽を含めた一連の復旧工事を完了し、現在は植栽木の保育作業に移行している。海岸防災林としての機能を早期に回復させるために、下刈りや成長を阻害するつる植物の除去、除伐を行ってきており、海岸防災林の再生は着実に進んでいる。

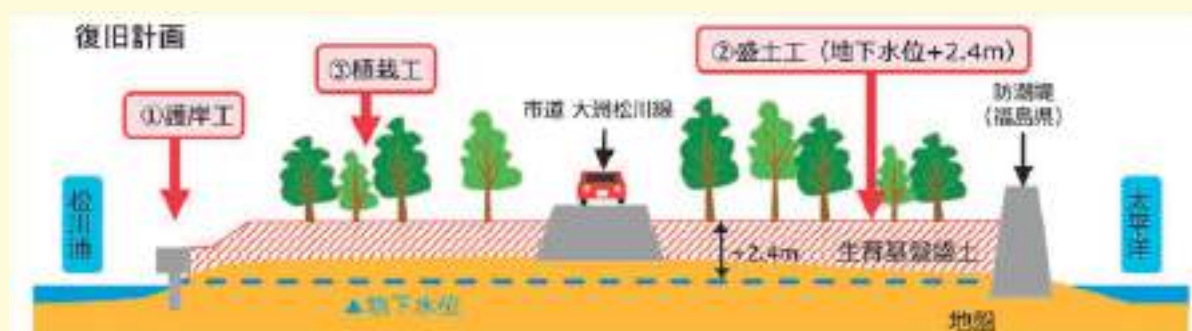
今後は生育状況に応じて、伐採による本数調整を行い、植栽木の密度管理を計画的に実施することで、災害に強い海岸防災林を造成することとしている。



平成27(2015)年時点(復旧作業中)の松川浦



令和7(2025)年現在の松川浦と植栽木の成長



松川浦の復旧概略図

(植栽等の実施における民間団体等との連携)

海岸防災林の復旧・再生については、地域住民、NPO、企業等の参加や協力を得ながら、植栽や保育が進められてきた。

国有林野事業では、海岸防災林の復旧事業地のうち、生育基盤の造成が完了した箇所の一部において、森林管理署との協定締結による国民参加の森林づくり制度を活用し、平成24(2012)年度から令和元(2019)年度末までに、延べ98の民間団体が宮城県仙台市内、名取市内、東松島市内及び福島県相馬市内の国有林野33haにおいて植栽を行っており、植栽後も協定に基づき、下刈り等の保育に取り組んでいる。



国有林野事業における
東日本大震災に関する情報

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/higashinihon.html

(3)復興への木材の活用と森林・林業・木材産業の貢献

(ア)林業・木材産業の被害と復旧状況

東日本大震災により、林地や林道施設等への被害が生じた。また、木材加工流通施設(115か所)や特用林産施設等(476か所)も被災し、大規模な合板工場や製紙工場も被災したことから、これらの工場に供給されていた合板用材や木材チップの流通が停滞するなど、林業への間接的な被害もあった。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、東日本地域ではしいたけ原木の調達が困難になり、しいたけの生産体制に大きな被害を受けた⁴。

平成23(2011)年中に、被災工場が順次操業を再開したことに伴い、用材等の流通が回復した。素材⁵生産については、平成25(2013)年の時点で、震災前の水準以上に回復した。

(イ)まちの復旧・復興に向けた木材の活用

(応急仮設住宅における木材の活用)

東日本大震災以前、応急仮設住宅のほとんどは鉄骨プレハブにより供給されていたが、東日本大震災においては木造化の取組が進んだ。被災3県(岩手県、宮城県、福島県)では、約5.3万戸の応急仮設住宅のうち27.5%に当たる約1.5万戸が木造で建設された⁶。また、東日本大震災以降、大規模災害発生後に木造応急仮設住宅を速やかに供給する体制づくりが進展している⁷。

(災害公営住宅における木材の貢献)

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23(2011)年7月東日本大震災復興対策本部決定、同年8月改定)では、津波の危険性がない地域では、災害公営住宅⁸等の木造での整備を促進することとされ、住まいの復興工程表で計画されていた災害公営住宅のうち、原発避難からの帰還者向けのものなどを除く2万9,230戸の工事が令和2(2020)年度末に完了し、25.0%が木造で建設された⁹。

⁴ 特用林産物への影響については、第2節(2)226-228ページを参照。

⁵ 製材・合板等の原材料に供される丸太等(原木)。

⁶ 国土交通省調べ。

⁷ 応急仮設住宅の木造化に関する全国的な取組については、第III章第2節(2)166-167ページを参照。

⁸ 災害により住宅を滅失した者に対し、地方公共団体が整備する公営住宅。

⁹ 国土交通省調べ(令和2(2020)年12月時点)。

(公共施設等での木材の活用)

被災地では、新しいまちづくりに当たり、公共建築物等に地域材を積極的に活用する取組が行われている。建設された建築物は、通常の役割だけでなく、被災地域の復興のシンボリックな役割も担っており、地域の活性化に貢献している。令和6(2024)年11月に竣工したあぶくま信用金庫本店営業部「あぶしんふれあい館」は、福島県産材を使った耐火木質ハイブリッド集成材を活用し、ホールやコミュニティスペースなどを備え、地域経済の発展と交流の場としての役割を担っている(資料V-1)。

資料V-1 福島県産材を使用した 中高層木造建築物



あぶくま信用金庫本店営業部「あぶしんふれあい館」
(福島県南相馬市)

(ウ)エネルギー安定供給に向けた木質バイオマスの活用

平成24(2012)年7月に閣議決定された「福島復興再生基本方針」では、目標の一つとして、再生可能エネルギー産業等の創出による地域経済の再生が位置付けられたことなどを受け、各県で木質バイオマス関連施設が稼働している。岩手県、宮城県、福島県においては、令和7(2025)年9月末時点で、主に間伐材等由来の木質バイオマスを使用する発電所34件がFIT・FIP認定され、そのうち25件が稼働している。また、同地域では、木質バイオマスの熱利用として、各地で熱供給事業が行われている¹⁰。

(エ)新たな木材工場の稼働

福島県浪江町^{なみえまち}では、福島再生加速化交付金を活用し整備した福島高度集成材製造センター(FLAM)が令和3(2021)年3月に完成し、令和4(2022)年7月より本格稼働している。FLAMでは、県産材を活用した集成材を製造しており、中高層建築物等で活用されている。令和7(2025)年4月から10月にかけて開催された2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)においては、シンボルである「大屋根リング」に使われる木材として、福島県産材の集成材を3,500m³提供した。

¹⁰ 木質バイオマスのエネルギー利用については、第Ⅲ章第2節(3)169-172ページを参照。

2. 原子力災害からの復興

(1) 森林の放射性物質対策

(ア) 森林内の放射性物質に関する調査・研究 (森林における空間線量率は低下)

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中に大量の放射性物質が放出され、福島県を中心に広い範囲の森林が汚染された。福島県は、平成23(2011)年から、帰還困難区域を除く県内各地の森林において、空間線量率等のモニタリング調査を実施している。令和7(2025)年3月の空間線量率の平均値は $0.16\mu\text{Sv/h}$ となっており、森林内の空間線量率は、放射性物質の物理的減衰による予測値とほぼ同様に低下している¹¹(資料Ⅴ-2)。

(森林内の放射性物質の分布状況の推移)

森林・林業施策の対応に必要な基礎的知見として、林野庁は、福島県内の森林において、放射性セシウムの濃度と蓄積量の推移を調査している。

森林内では、事故後最初の1年で葉、枝、落葉層の放射性セシウムの分布割合が大幅に低下し、土壌の分布割合が大きく上昇した。令和6(2024)年度時点では、森林内の放射性セシウムの90%以上が土壌に分布し、その大部分は土壌の表層0～5cmに存在している。なお、森林全体での放射性セシウム蓄積量の変化が少なく、かつ大部分が土壌表層付近にとどまっていることなどから、森林外への流出は少ないと考えられる¹²。

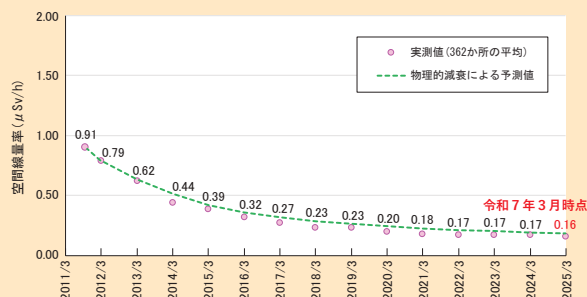
(森林整備等に伴う放射性物質の移動)

林野庁は、平成24(2012)年から平成29(2017)年にかけて、福島県内の森林に設定した試験地において、落葉等除去や伐採等の作業を実施した後の放射性セシウムの移動状況調査を行った。その結果から、間伐の際に林床を大きく攪乱せず、土砂の移動が少なければ、森林外への放射性セシウムの移動は抑えられることが明らかとなった¹³。

(ぼう芽更新木等に含まれる放射性物質)

放射性物質の影響によりきのこ生産に用いる原木の生産が停止した地域において、将来的にしいたけ等原木の生産を再開する上で必要な知見を蓄積するため、林野庁では、平成25(2013)年度から、東京電力福島第一原子力発電所の事故後に伐採した樹木の根株から発生したぼう芽更新木について調査している。これらの取組に加えて、福島県及び周辺県のしいたけ等原木林の再生に向け、伐採及び伐採後のぼう芽更新木の放射性セシウム濃度の調査等を支援している。

資料Ⅴ-2 福島県の森林内の空間線量率の推移



注：放射性セシウムの物理的減衰曲線とモニタリング実測(福島県の森林内362か所の平均値)の関係。

資料：福島県「森林における放射性物質の状況と今後の予測について」(令和6(2024)年度)

¹¹ 362か所の実測値の最大値及び最小値は、事故直後の平成23(2011)年8月は最大値 $4.32\mu\text{Sv/h}$ 、最小値 $0.09\mu\text{Sv/h}$ 、令和7(2025)年3月は最大値 $0.77\mu\text{Sv/h}$ 、最小値 $0.03\mu\text{Sv/h}$ となっており、平均値同様に低下している。

¹² 林野庁ホームページ「令和6年度 森林内の放射性物質の分布状況調査結果について」

¹³ 林野庁「平成28年度森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業報告書」(平成29(2017)年3月)

(情報発信等の取組)

これまでの国、福島県等の取組により、森林における放射性物質の分布、森林から生活圏への放射性物質の流出等に係る知見等が蓄積されており、林野庁では、これらの情報を分かりやすく提供するため、シンポジウムの開催や動画の制作、パンフレットの作成・配布等の普及啓発を実施している。

(イ)林業の再生及び安全な木材製品の供給に向けた取組

(福島県における素材生産量の回復)

福島県全体の素材生産量は、震災が発生した平成23(2011)年には大きく減少したが、森林内の空間線量率が低下したことや、放射性物質対策に関する知見の蓄積や制度の整備に伴い、帰還困難区域やその周辺の一部の地域を除き、おおむね素材生産が可能となり、平成27(2015)年には震災前の水準まで回復した。

(林業再生対策の取組)

放射性物質の影響による森林整備の停滞が懸念される中、森林の多面的機能の維持増進や林業の再生を図るため、平成25(2013)年度から、ふくしま森林再生事業として、福島県や市町村などの公的主体により間伐等の森林整備と放射性物質対策¹⁴を一体的に実施する事業を進めている。令和7(2025)年3月末までの実績は、汚染状況重点調査地域等に指定されている福島県内45市町村(既に解除された市町村を含む。)の森林において、間伐等17,133ha、森林作業道作設2,093kmとなっている。

(里山の再生に向けた取組)

平成28(2016)年3月に復興庁、農林水産省及び環境省によって取りまとめられた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づく取組の一つとして、平成28(2016)年度から令和元(2019)年度にかけて、里山再生モデル事業を実施した。平成30(2018)年3月末までに14か所のモデル地区を選定し、林野庁による森林整備、環境省による除染、内閣府による線量マップの作成等、関係省庁が県や市町村と連携しながら、里山の再生に取り組んだ¹⁵。

令和2(2020)年度からは里山再生事業として、令和7(2025)年3月末までに7市町村13地区において森林整備等を実施している。

(林内作業者の安全・安心対策の取組)

林内作業者の放射線安全・安心対策の取組として、林野庁では、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」に基づき、森林内の個別作業における判断に資するため、「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」を作成し、森林内作業を行う際の作業手順や留意事項を解説している。

また、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、令和6(2024)年度には、帰還困難区域内での森林施業による被ばく量の推計調査を実施した。この調査結果等を踏まえ、令和7(2025)年度には、関係省庁、福島県、市町村等と意見交換を行うとともに、専門家からの助言を得た上で、空間線量率等が一定の基準値を超える森林において被ばく線量を適切

¹⁴ 急傾斜地等における表土の一時的な移動を抑制する筋工の設置等。

¹⁵ 平成28(2016)年9月に川俣町、葛尾村、川内村及び広野町の計4か所、同年12月に相馬市、二本松市、伊達市、富岡町、浪江町及び飯舘村の計6か所、平成30(2018)年3月に田村市、南相馬市、檜葉町及び大熊町の計4か所を選定。

に管理するための留意事項等をまとめた「福島県森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」を策定した。

(木材製品等の検査体制の整備)

林野庁では、消費者に安全な木材製品が供給されるよう、木材製品や木材加工施設の作業環境に係る放射性物質の調査・分析など、木材製品等の検査体制の整備を継続的に支援している。これまでの調査で最も高い放射性セシウム濃度を検出した木材製品を使って、木材で囲まれた居室を想定した場合の外部被ばく量を試算¹⁶すると、年間0.049mSvと推定され、国際放射線防護委員会(ICRP)2007年勧告にある一般公衆における参考レベル下限値の実効線量である年間1 mSvと比べても小さいものであった¹⁷。福島県においても、県産材製材品の表面線量調査を定期的に行っており、専門家からは、環境や健康への影響がないとの評価が得られている。

(樹皮の処理対策の取組)

木材加工の工程で発生する樹皮(バーク)は、ボイラー等の燃料、堆肥、家畜の敷料等として利用されるが、バークを含む木くずの燃焼により、高濃度の放射性物質を含む灰が生成される事例が報告されたことなどから、利用が進まなくなり、製材工場等に滞留するようになった。

このため、林野庁では平成25(2013)年度から、製材工場等から発生するバークの廃棄物処理施設での処理を支援しており、バークの滞留量は、ピーク時(平成25(2013)年8月)の8.4万トンから、令和7(2025)年11月には約3,000トンとなっている。

(しいたけ等原木が生産されていた里山の広葉樹林の再生に向けた取組)

震災前、福島県は全国有数のしいたけ等原木の生産地であり、全国のしいたけ原木の生産量の約1割、都道府県境を越えて流通するしいたけ原木の約5割を福島県産が占めていた。事故後、放射性物質の影響により、しいたけ等原木の生産量が大幅に減少し、原木となる広葉樹の伐採・更新が進んでいない。林野庁では、伐採・更新による循環利用が図られるよう、計画的な原木林の再生に向けた取組を「里山・広葉樹林再生プロジェクト」として、令和3(2021)年度より福島県、市町村、福島県森林組合連合会、福島県木材協同組合連合会等と連携して推進している(資料Ⅴ-3)。

資料Ⅴ-3 「里山・広葉樹林再生プロジェクト」の 目指す原木林の循環利用のイメージ



¹⁶ 国際原子力機関(IAEA)の「IAEA-TECDOC-1376」による居室を想定した場合の試算に基づいて算出。

¹⁷ 木構造振興株式会社、福島県木材協同組合連合会、一般財団法人材料科学技術振興財団「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業報告書」(令和元(2019)年)

同プロジェクトでは、市町村が、再生すべき原木林の面積や実行体制等を定めたほど木¹⁸等原木林再生のための計画(再生プラン)を作成し、広葉樹の伐採を実施しており、令和7(2025)年3月末までに伐採・更新を実施した面積は累計で790haとなっている。また、福島県がぼう芽更新木の放射性物質の調査を行うとともに、伐採した広葉樹の利用拡大等に関係者が連携して取り組んでいる(事例V-2)。これらの伐採や調査は、林野庁の実証事業を活用して行われている。

事例V-2 「里山・広葉樹林再生プロジェクト」により伐採されたコナラ材の活用

福島県内のしいたけ等原木林の計画的な再生に向けて令和3(2021)年度から開始している里山・広葉樹林再生プロジェクトにおいては、広葉樹の計画的な伐採・更新とともに、伐採されたコナラ等の広葉樹材の利用拡大に向けた取組も進めている。

越井木材工業株式会社(大阪府大阪市)では、本プロジェクトで伐採されたコナラ材をトレーラ及びトラック荷台の床板として活用するため、必要となるコナラ原木の形状や製材方法などについて、福島県内の森林組合や製材工場と協議を重ね、安定的に原材料を確保する体制づくりを進めるとともに、令和7(2025)年度に関連事業者^{注1}の協力の下、トレーラ等荷台の床板としての製品化を実現した。

また、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の民間パビリオンでは、福島県の復興支援につなげるため、コナラ材を栈積み^{注2}してフェンスとして使用することにより、福島県産材を紹介するとともに、閉幕後はトレーラ等荷台の床板として活用している。

注1：荷台製造事業者：日本フルハーフ株式会社(神奈川県厚木市)、
本所自動車工業株式会社(栃木県足利市)
運送事業者：北海運輸株式会社(北海道札幌市)、遠野興産株式会社(福島県いわき市)

注2：木材乾燥を促すため、材と材の間に栈(細くて短い板)を直交して挟み空気が通る隙間を確保し、積み上げること。



大阪・関西万博で使用した
コナラ材フェンス



完成したコナラ材床板(左)とコナラ材床板を使用したトレーラ(右)

¹⁸ 原木にきのこの種菌を植え込んだもの。

(2)安全な特用林産物の供給

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散は、きのこや山菜などの特用林産物の生産にも大きな影響を及ぼしている。

きのこ等の食品については、検査の結果、放射性物質の濃度が消費者庁の定める一般食品の基準値(100Bq/kg)を超え、更に地域的な広がりが見られた場合には、原子力災害対策本部長が関係県の知事に出荷制限等を指示することとなっている。令和8(2026)年3月31日時点で、14県196市町村において、22品目の特用林産物に出荷制限が指示されている。

(栽培きのこの生産状況)

平成24(2012)年の東日本地域におけるしいたけ生産量は、震災前の平成22(2010)年の4万664トンから30%以上減少して2万7,875トンとなったが、その後は徐々に回復してきている。このうち、菌床しいたけについては震災前の水準を上回っている一方で、原木しいたけについては震災前の水準を下回る状況が続いている(資料V-4)。

(きのこ原木等の安定供給に向けた取組)

林野庁は、きのこ原木や菌床などについて、一般食品の基準値を踏まえた「当面の指標値」(きのこ原木とほだ木は50Bq/kg、菌床用培地と菌床は200Bq/kg)を設定しており¹⁹、同指標値を超えるきのこ原木と菌床用培地の使用、生産及び流通が行われないよう都道府県や業界団体に対し要請を行っている。

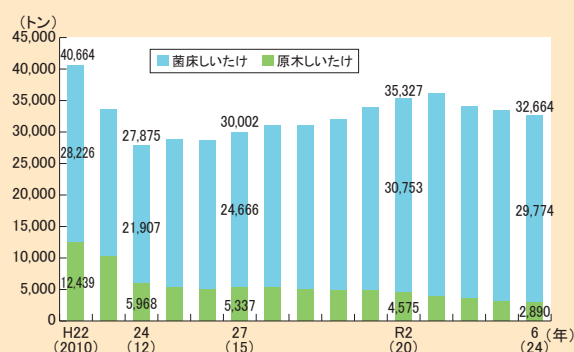
震災前には、きのこ原木は、福島県の阿武隈地域で生産されていたものが広く全国に流通していたが、事故後は指標値を超えるきのこ原木が多く発生し、現在も生産が回復していない。

きのこ原木の生産量の大幅な減少に伴い、多くの県できのこ原木の安定調達に影響が生じたことから、林野庁では、きのこ原木需給に係る検討委員会を開催し、需要者と供給者のマッチングを行ってきた²⁰。しかし、需給のギャップは解消されるには至っておらず、林野庁では、引き続き、きのこ原木の需給情報の収集・分析・提供を行うこととしている。

(きのこ等の放射性物質低減に向けた取組)

林野庁は、平成25(2013)年10月に原木きのこの生産再開に向けて「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン²¹」を策定し、全国の都道府県に周知した。

資料V-4 東日本地域(北海道を除く17都県)におけるしいたけ生産量の推移



注：17都県とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡。

資料：農林水産省「特用林産基礎資料」

¹⁹ 「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」(平成24(2012)年3月28日付け23林政経第388号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知)

²⁰ 「平成24年度森林及び林業の動向」第Ⅱ章第3節(2)61ページを参照。

²¹ 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」(平成25(2013)年10月16日付け25林政経第313号林野庁林政部経営課長通知)。生産された原木きのこが食品の基準値を超えないようにするための具体的な栽培管理方法として、指標値以下の原木を使用すること、発生したきのこの放射性物質を検査することなどの必須工程のほか、状況に応じて原木・ほだ木を洗浄することなどを示している。

出荷制限が指示された地域については、同ガイドラインに基づいた栽培管理の実施により基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合、地域の出荷制限は残るものの、ほだ木のロット単位²²での出荷制限は解除される。

原木しいたけについては、令和8(2026)年3月31日時点で、6県93市町村において出荷制限が指示されている²³が、このうち6県72市町村では、ロット単位での出荷が認められるなど、生産が再開されている。

林野庁では、安全なきのこの等の出荷再開に必要な放射性物質測定機器、非破壊検査機器の導入、出荷管理・検査の体制の整備等を支援している。

(野生きのこ、山菜等の出荷の状況)

野生きのこや山菜等の特用林産物については、令和8(2026)年3月31日時点で、野生きのこ、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ふきのとう、ぜんまい等18品目に出荷制限が指示されている。なお、野生きのこについては、全体を1品目として出荷制限が指示されているが、解除に当たっては、平成26(2014)年から、種類ごとに解除できることとなった。

林野庁は、野生きのこ、山菜等の出荷制限の解除が円滑に進むよう、平成27(2015)年に「野生のきのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について²⁴」を通知し、具体的な検査方法や出荷管理について関係都県に周知した。このような中で、野生きのこの出荷制限の解除も進みつつある。出荷制限解除後も基準値を超過するものが流通することがないように、今後も検査等を継続していく必要がある。

さらに、原子力災害対策本部が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の令和3(2021)年3月の一部改正により、出荷制限地域であっても、県が定めた出荷・検査方針により、野生きのこ・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された地域では、非破壊検査により基準値を下回ることが確認できたものは出荷可能となった。これまでに、令和3(2021)年3月にはまつたけ、令和4(2022)年3月には皮付きたけのこ、令和5(2023)年3月にはなめこ、ならたけ、むきたけ、令和6(2024)年7月にはくりたけ、こしあぶら、令和7(2025)年8月にはしいたけ、まいたけに適用される旨、厚生労働省から都道府県等へ通知された²⁵。これにより、宮城県及び福島県内の一部区域において、出荷の再開が進んでいる。

林野庁では、風評の払拭に向けて、きのこ等の特用林産物に関する出荷制限・解除の情報等をホームページで迅速に発信している。

(薪、木炭、木質ペレットの指標値の設定)

林野庁は、調理加熱用の薪と木炭に関する放射性セシウム濃度の当面の指標値を、それ

²² 原木の仕入先や植菌時期ごとのまとまり。

²³ これまでに出荷制限が指示された市町村のうち、2県3市町で出荷制限が解除されている。

²⁴ 「野生のきのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について」(平成27(2015)年11月20日付け27林政経第247号林野庁林政部経営課長通知)

²⁵ 「非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」(令和3(2021)年3月26日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡、令和4(2022)年3月25日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡、令和5(2023)年3月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡、令和6(2024)年7月1日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡、令和7(2025)年8月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)

ぞれ40Bq/kg、280Bq/kg(いずれも乾重量)に設定し²⁶、都道府県や業界団体に対し、同指標値を超える薪や木炭の使用、生産及び流通が行われないよう要請を行っている。木質ペレットについても、放射性セシウム濃度に関する当面の指標値を、樹皮を除いた木材を原料とするホワイトペレットと樹皮を含んだ木材を原料とする全木ペレットについては40Bq/kg、樹皮を原料とするバークペレットについては300Bq/kgと設定した²⁷。

なお、これらの指標値は、その燃焼灰の放射性物質濃度が、一般廃棄物として処理可能な濃度を超えないよう定められた。

(3) 損害の賠償

原子力損害の賠償に関する法律に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故の損害賠償責任は東京電力ホールディングス株式会社が負っている。さらに、原子力損害賠償紛争審査会は、被害者の迅速、公正かつ適正な救済を図るため「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を策定しており、風評被害等の損害については、個別の事例又は類型ごとに東京電力ホールディングス株式会社に合理的かつ柔軟な対応を求めている²⁸。

林業関係では、これまで、避難指示等に伴い事業に支障が生じたことによる減収等について賠償が行われている。関係団体からの聴取によると、令和7(2025)年6月末時点で、請求額約101億円に対し支払額は約98億円となっている。

また、原木しいたけの栽培管理に必要な追加的経費等に関する損害賠償の請求・支払状況については、関係県からの聴取によると、令和7(2025)年9月末時点で、請求額約463億円に対し、支払額は約413億円となっている。

避難指示区域内の森林(山林の土地及び立木)に係る財物賠償については、同社が平成26(2014)年9月から賠償請求を受け付けており²⁹、平成27(2015)年3月からは避難指示区域以外の福島県内の立木についても賠償の請求を受け付けている³⁰。

²⁶ 「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23(2011)年11月2日付け23林政経第231号林野庁林政部経営課長・木材産業課長連名通知)

²⁷ 「木質ペレットの当面の指標値の設定及び「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について」(平成24(2012)年11月2日付け24林政利第70号林野庁林政部木材利用課長通知)

²⁸ 原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23(2011)年8月5日)、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」(第一次追補)(平成23(2011)年12月6日)、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」(平成24(2012)年3月16日)、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補(農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)」(平成25(2013)年1月30日)、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」(平成25(2013)年12月26日)、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)」(令和4(2022)年12月20日)

²⁹ 東京電力プレスリリース「宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について」(平成26(2014)年9月18日付け)

³⁰ 東京電力プレスリリース「福島県の避難指示区域以外の地域における立木に係る財物賠償について」(平成27(2015)年3月19日付け)

第2部

令和7年度 森林及び林業施策

概説

1 施策の重点

森林・林業基本計画（令和3（2021）年6月閣議決定）に沿って、以下の森林・林業施策を積極的に展開した。

（1）森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって適切に発揮させていくため、①適切な森林施業の確保、②面的なまとまりをもった森林管理、③再生造林の推進、④野生鳥獣による被害への対策の推進、⑤適切な間伐等の推進、⑥路網整備の推進、⑦複層林化と天然生林の保全管理等の推進、⑧カーボンニュートラル実現への貢献、⑨国土の保全等の推進、⑩研究・技術開発及びその普及、⑪新たな山村価値の創造、⑫国民参加の森林づくり等の推進、⑬国際的な協調及び貢献に関する施策を実施した。

特に、市町村が森林環境譲与税も活用して実施する、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林整備等の取組を推進した。また、令和5（2023）年に決定された「花粉症対策の全体像」及び「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」に基づき、「発生源対策」や「飛散対策」の取組を推進した。

また、令和7（2025）年2月に発生した岩手県おおふなと大船渡市の林野火災で被災した森林の復旧について、地方公共団体と連携し、復旧方針の検討に向けて技術的な支援を行うとともに、森林災害復旧事業等により早期の復旧を図った。

さらに、森林の防災・保水機能を発揮させるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2（2020）年12月閣議決定）により山地災害危険地区や氾濫した河川の上流域等における治山対策、間伐等の取組を推進した。

（2）林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、①望ましい林業構造の確立、②担い手となる林業経営体の育成、③人材の育成・確保等、④林業従事者の労働

環境の改善、⑤森林保険による損失の補填、⑥特用林産物の生産振興に関する施策を推進した。

特に、情報通信技術（ICT）等を活用し資源管理や生産管理等を行うスマート林業技術の導入により、伐採から再生造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組を推進した。

また、令和6（2024）年に林業従事者の技能向上や就業環境の整備、社会的・経済的地位の向上等への寄与を目的として技能検定の職種に新設された「林業職種」における取組を支援した。

（3）林産物の供給及び利用の確保に関する施策

林産物の供給及び利用を確保するため、①木材の安定供給、②木材産業の競争力強化、③都市等における木材利用の促進、④生活関連分野等における木材利用の促進、⑤木質バイオマスの利用、⑥木材等の輸出促進、⑦消費者等の理解の醸成、⑧林産物の輸入に関する措置に関する施策を推進した。

特に、国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会を開催し、川上から川下までの関係者の木材需給情報の収集・共有等を図るとともに、海外情勢の影響を受けにくい需給構造構築に向けて、国産材供給力の強化、国産の製品等への転換等の取組を支援した。また、木材の持続的・安定的な供給に向けて、サプライチェーンの各段階における価格転嫁・取引適正化を推進するための取組を実施した。

さらに、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「都市の木造化推進法」という。）に基づく建築物木材利用促進協定制度の周知や効果的な運用等を通じて、民間建築物を含む建築物一般における木材利用を促進した。

（4）国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進した。

また、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定区域において、公益的機能を確保しつつ、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を設定する樹木採取権制度の運用を行った。

(5) その他横断的に推進すべき施策

その他横断的に推進すべき施策として、①デジタル化の推進、②東日本大震災からの復興・創生に関する施策を実施した。

特に、東日本大震災によって被災した海岸防災林の復旧及び再生に取り組んだ。また、被災地の森林・林業の再生のため、森林の放射性物質による汚染実態の把握、円滑な林業の再生に資する実証等を実施するとともに、関連する情報の収集、整理、発信等を実施した。

(6) 団体に関する施策

森林組合が、国民や組合員の信頼を受け、地域の森林施業や経営の担い手の中心として、森林経営管理制度においても重要な役割を果たすよう、事業・業務執行体制の強化及び体質の改善に向けた指導を行った。

2 財政措置

(1) 財政措置

令和7(2025)年度林野庁関係当初予算においては、一般会計に非公共事業費約1,095億円、公共事業費約1,973億円を計上した。本予算において、

① 「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」として、

(ア)循環利用に取り組む林業経営体への森林の集積・集約化を進める「森林の集約化モデル地域実証事業」

(イ)林業・木材産業の生産基盤強化に向けた川上から川下までの取組を総合的に支援する「林業・木材産業循環成長対策」

(ウ)新技術の開発・実証や実装を支援する「林業デジタル・イノベーション総合対策」

(エ)木造中層建築物に係る設計やJAS構造材の技術開発、製材品やCLT等に係る技術開発や設計・建築実証等を支援する「建築用木材供給・利用強化対策」

(オ)非住宅建築物等における木材利用促進や、木材輸出等による木材の需要拡大を支援する「木材需要の創出・輸出力強化対策」

(カ)林業への新規就業者の育成・定着、これから

の林業経営を担う人材等の育成・確保に向けた取組等を支援する「森林・林業担い手育成総合対策」

(キ)意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援する「林業・木材産業金融対策」

(ク)森林の多面的機能の適切な発揮と山村集落の維持・活性化を図るための取組を推進する「森林・山村地域活性化振興対策」

② 間伐や主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等の推進に加え、花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え、路網整備等を推進する「森林整備事業」

③ 令和6年能登半島地震からの早期復旧や地震の教訓を踏まえた治山対策の強化など、国土強靱化に向けた取組等を推進する「治山事業」

等に取り組んだ。

また、東日本大震災復興特別会計に非公共事業費約50億円、公共事業費約44億円を盛り込んだ。

さらに、令和7(2025)年度林野庁関係補正予算に非公共事業264億円、公共事業1,155億円を計上し、

① 林業・木材産業の国際競争力の強化や国内需要の拡大を図るため、林業・木材産業の体質強化に向けた取組等を総合的に支援する「林業・木材産業国際競争力強化総合対策」

② 国民の4割以上が患っている花粉症が深刻な社会課題となっている中、花粉症対策を総合的に推進する「花粉症解決に向けた緊急総合対策」

③ 燃油・資材の価格高騰や供給難への対応として、木質バイオマスエネルギーへの転換促進に向けた取組、きのこ生産者等のコスト低減等に向けた取組を支援する「燃油・資材の森林由来資源への転換等対策」

④ 松くい虫やナラ枯れの被害先端地域等における被害木の伐倒駆除・病虫害の予防、林野火災予防対策の高度化を推進する「森林被害防止総合対策」

⑤ 食害による植生衰退が著しい森林等におけるシカ等の集中的な捕獲等を推進する「鳥獣被害防止総合対策」

⑥ 山地災害危険地区や重要なインフラの周辺等において、治山施設の整備等による防災・減災対策を推進する「治山施設の設置等による対策」

林業関係の一般会計等の予算額

(単位：百万円)

区分	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
林業関係の一般会計の予算額	449,117	458,727
治山事業の推進	93,428	96,483
森林整備事業の推進	183,572	187,060
災害復旧等	46,798	38,608
保安林等整備管理	453	453
森林計画	642	631
森林の整備・保全	2,788	3,099
林業振興対策	5,450	8,035
林産物供給等振興対策	1,664	1,596
森林整備・林業等振興対策	27,246	27,673
林業試験研究及び林業普及指導	12,602	12,230
森林病虫害等防除	1,062	966
国際林業協力	140	123
その他	73,272	81,770
東日本大震災復興特別会計予算額	8,970	9,398
国有林野事業債務管理特別会計予算額	339,540	334,314

注 1：予算額は補正後のものである。

2：一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。

- ⑦ 山地災害危険地区周辺等における間伐、再造林等の森林整備や災害時に備えた特に重要な林道の整備・強化のほか、林野火災対策やクマ等対策を推進する「森林整備による対策」
- ⑧ 令和 6 年能登半島地震、令和 7 (2025) 年 8 月からの豪雨等への対応として、被災した治山施設、林道施設等の速やかな復旧等を実施・支援する「災害復旧等事業」等を措置した。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」、「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

「森林・山村対策」としては、

- ① 公有林等における間伐等の促進
- ② 施業の集約化に必要な森林境界の明確化など森林整備地域活動の促進
- ③ 林業の担い手育成及び確保対策の推進
- ④ 民有林における長伐期化及び複層林化と林業公

社がこれを行う場合の経営の安定化の推進

- ⑤ 地域で流通する木材の利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策等に要する経費等に対して、地方交付税措置を講じた。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置及び上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講じた。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とした。

さらに、森林吸収源対策等の推進を図るため、林地台帳の運用、森林所有者の確定等、森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じた。

くわえて、花粉症対策の推進を図るため、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化、花粉の少ない苗木

の生産拡大等に要する経費に対して、地方財政措置を講じた。

3 立法措置

第217回通常国会において以下の法律が成立した。

- ・森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律(令和7年法律第48号)

4 税制上の措置

林業に関する税制について、令和7(2025)年度税制改正において、

- ① 森林組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置(取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2)の2年延長(不動産取得税)
- ② 森林組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置(3年間、1/2)の2年延長(固定資産税)
- ③ 森林組合等の合併に係る課税の特例措置の本則化等(法人税)
- ④ 山林を相続した場合の相続税の納税猶予における経営困難時委託の拡充(相続税)
- ⑤ 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置(0.4%→0.2%)の3年延長(登録免許税)
- ⑥ 中小企業経営強化税制の拡充及び2年延長(所得税・法人税)
- ⑦ 中小企業投資促進税制の2年延長(所得税・法人税)
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の5か月延長(印紙税)等の措置を講じた。

5 金融措置

(1)株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金の貸付計画額を

260億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を80億円とした。

森林の取得、木材の加工・流通施設等の整備、災害からの復旧を行う林業者等に対する利子助成を実施した。

令和6年能登半島地震や東日本大震災等により被災した林業者等及び原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者等に対し、実質無利子・無担保等貸付けを実施した。

(2)林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対する都道府県からの無利子資金である林業・木材産業改善資金について貸付計画額を33億円とした。

(3)木材産業等高度化推進資金制度

林業経営の基盤強化並びに木材の生産及び流通の合理化又は木材の安定供給を推進するための木材産業等高度化推進資金について貸付枠を600億円とした。

(4)独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証や林業経営者に対する経営支援等の活用を促進した。

債務保証を通じ、重大な災害からの復旧、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」(平成8年法律第47号)に係る取組や事業承継・創業等を支援するための措置を講じた。

令和6年能登半島地震や東日本大震災等により被災した林業者等及び原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者等に対し、保証料の助成等を実施した。

(5)林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する、研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行った。

6 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、5年ごとに定める農林水産省政策評価基本計画及び毎年度定める農林水産省政策評価実施計画により、政策を決定する前に行う事前評価や政策を決定した後に行う事後評価を実施した。事後評価のうち実績評価については、森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に基づき設定した51の測定指標を用い、令和6(2024)年度中に実施した政策に係る進捗を評価し、その結果を施策に反映した。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

1 適切な森林施業の確保

(1) 森林計画制度の下での適切な施業の推進

地域森林計画や市町村森林整備計画において、地域ごとに目標とする主伐量や造林量、発揮が期待される機能に応じたゾーニング等を定め、森林所有者等による造林、保育、伐採その他の森林施業の適切な実施を推進した。また、特に植栽による更新に適した区域の設定のほか、計画策定時に森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討等を進めるよう促し、再造林の実施をより効果的に促進した。

さらに、森林総合監理士等が市町村への技術的な支援等を適切に担うことができるよう、研修等による技術水準の向上を図りつつ、その育成・確保を図った。

(2) 適正な伐採と更新の確保

適正な伐採と更新の確保に向け、伐採造林届出書や伐採・造林後の森林の状況報告書の確実な提出、市町村森林整備計画に基づく適切な指導等、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の適正な運用を図った。

また、衛星画像を活用した伐採箇所の効率的な把握

等促し、無断伐採の発生防止に向けた取組を推進した。

2 面的なまとまりをもった森林管理

(1) 森林の経営管理の集積等

森林経営計画の作成に向け、市町村や森林組合等による森林情報の収集、森林調査、境界の明確化、森林所有者の合意形成の活動及び既存路網の簡易な改良に対する支援を行うとともに、施業提案や森林境界の確認の手法としてリモートセンシングデータや過去の空中写真等の森林情報の活用を推進した。

また、森林経営計画に基づき面的なまとまりをもって森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった森林作業道の開設等を支援するとともに、税制上の特例措置や融資条件の優遇措置を講じた。さらに、適切な経営管理が行われていない森林については、森林経営管理制度の下で、市町村が仲介役となり、林業経営者へ森林の経営管理に必要な権利の集積と経営管理の集約化(以下「森林の集積・集約化」という。)を図った。

くわえて、森林経営管理制度の円滑な運用を図るため、市町村への指導・助言を行うことができる技術者の養成を進めるとともに、地域の森林における経営管理の一層の円滑化を図るための集約化モデルの実証を行った。

このほか、民有林と国有林が連携した「森林共同施業団地」の設定等の取組を推進した。

所有者不明の森林については、森林経営管理制度等の活用による所有者情報の把握・確認が進むよう取組を促すとともに、森林経営管理制度の特例措置の円滑な運用に向けた知見等の整理を行った。また、共有林の共有者の一部の所在が不明である場合等には、共有者不確知森林制度の活用による森林の適切な整備を促した。

(2) 森林関連情報の整備・提供

森林関連情報については、レーザ測量等のリモートセンシング技術を活用し、森林資源情報の精度向上を図った。また、都道府県等が導入している標準仕様書に基づく森林クラウドにデータを集積し、情報の共有と高度利用を促進した。

森林の土地の所有者届出制度や精度向上に向けた調査等により得られた情報の林地台帳への反映を促進した。

適正な森林管理、地域森林計画等の樹立及び学術研究の発展に資するため、林況や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握する森林資源モニタリングを引き続き実施し、データの公表・活用を進めた。

3 再造林の推進

(1) 優良種苗の安定的な供給

再造林の低コスト化等に資する成長等に優れた特定母樹の種苗(エリートツリー等の種苗)の開発・普及を加速するとともに、低コストかつ安定的に供給する体制を構築するため、品種開発の期間短縮化技術の開発、原種苗木や種穂の増産、コンテナ苗の生産施設等の整備、生産技術の向上に向けた研修等の取組を推進した。

(2) 林業適地の選定

林業に適した林地における再造林の実効性を高めていくため、林野土壌調査等の過去文献やレーザ測量等を活用した。また、市町村森林整備計画において「木材等生産機能維持増進森林」のうち「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の適切なゾーニングを推進した。さらに、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。)に基づく措置により、自然的・社会的な条件からみて植栽に適した区域における再造林を促進した。

(3) 造林の省力化と低コスト化

伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリー等の種穂から生産される苗木の植栽による下刈り回数の削減等の効率的な施業の導入や、リモートセンシング技術による施工管理等の効率化を推進するとともに、再造林作業を省力化する林業機械の開発に取り組んだ。

また、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」に係る研修会や現地検討会を開催し、技術の普及・定着を図った。

さらに、国有林のフィールドや技術力等を活かし、低コスト造林技術の開発・実証等に取り組んだ。

4 野生鳥獣による被害への対策の推進

森林整備と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設の整備や野生鳥獣の捕獲を支援した。また、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林における効果的なシカ捕獲を推進するため、ドローン等を活用した生息場所の調査や捕獲に必要な条件整備等を支援した。くわえて、再造林時の効果的な防護資材の活用方法等を検証した。

また、野生鳥獣による被害が発生している森林等において、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定を通じた被害対策を行った。

さらに、クマ類を始めとする野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けた針広混交林や広葉樹林への誘導、林縁部における緩衝林帯の整備など、野生鳥獣と人とのすみ分けに配慮した対策を推進した。

5 適切な間伐等の推進

森林経営計画に基づき面的なまとまりをもって実施される間伐等を支援したほか、間伐等特措法等に基づき市町村等による間伐等の取組を進めることなどにより、森林の適切な整備を推進した。また、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した間伐等の取組を推進した。あわせて、不在村森林所有者の増加等の課題に対処するため、地域に最も密着した行政機関である市町村が主体となった森林所有者の確定及び境界の明確化や林業の担い手確保等のための施策を講じた。

6 路網整備の推進

傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえつつ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進した。

特に、災害の激甚化や、木材輸送の効率化を図るための走行車両の大型化に対応した、幹線林道の開

設や既設林道の改築・改良による質的向上を推進した。

7 複層林化と天然生林の保全管理等の推進

(1)生物多様性の保全

ア 生物多様性の保全に配慮した森林施業の推進

一定の広がりにおいて、様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている「指向する森林の状態」を目指して、多様な森林整備を推進した。

このため、国有林において面的複層林施業等の先導的な取組を進めるとともに、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した針広混交林化の取組等を促進した。あわせて、育成単層林施業においても、長伐期化や広葉樹の保残など生物多様性の保全に配慮した施業を推進した。この際、森林所有者等がそれらの施業を選択しやすくするための事例収集や情報提供、モザイク施業等の複層林化に係る技術の普及を図った。

また、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえ、森林経営計画の作成者が、森林の生物多様性を高めるための取組等を任意で示することができるよう、森林経営計画の運用見直しを行った。

イ 天然生林等の保全管理の推進

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等の保全管理に向けて、継続的なモニタリングに取り組むとともに、民有林と国有林が連携して、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理、それらの森林の連続性確保等に取り組んだ。また、生物多様性にとって重要な地域を保護・保全するために、法令等による保護地域だけでなく、NPOや住民等によって生物多様性の保全がなされている地域などにおける保全管理の取組を推進した。さらに、生活の身近にある里山林等の継続的な保全管理などを推進した。

ウ 生物多様性の保全に向けた国民理解の促進

国民が広く参加し、植樹や森林保全等の生物多様性への理解につながる活動の展開、地域と国有林が連携した自然再生活動や森林環境教育等の取組を推進した。また、森林認証等への理解促進など、生物

多様性の保全と森林資源の持続可能な利用の調和を図った。

(2)公的な関与による森林整備

市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組を推進した。また、都県の森林整備法人等が管理する森林について、針広混交林化等への施業転換や採算性を踏まえた分収比率の見直しなどを進めるとともに、森林整備法人等がその知見を活かして森林管理業務の受託等を行うことで、地域の森林整備の促進に貢献した。

奥地水源等の保安林について、水源林造成事業により森林造成を計画的に行うとともに、既契約地については育成複層林等への誘導を進めつつ、契約地周辺の森林も合わせた面的な整備にも取り組んだ。また、荒廃した保安林等について、治山事業による整備を実施した。

(3)花粉症対策の推進

「花粉症対策の全体像」及び「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」に基づき、関係行政機関との緊密な連携の下、「発生源対策」として、森林所有者に対する花粉の少ない苗木等への植替えの働き掛けの支援等によるスギ人工林の伐採・植替え等の加速化、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保を推進した。

また、花粉飛散量予測のためのスギ雄花花芽調査、高度化された航空レーザ計測に基づく森林資源情報のデータ公開、花粉飛散防止剤の実用化等の「飛散対策」等に取り組んだ。

あわせて、これらの成果等の関係者への効果的な普及を行うとともに、より効果的な対策の実施に向けた調査を行った。

8 カーボンニュートラル実現への貢献

(1)森林・林業・木材産業分野における取組

令和7(2025)年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画を踏まえ、中長期的に森林吸収量を確保し、2050年ネット・ゼロ実現への貢献を目指すため、森林・林業基本計画等に基づき総合的に対策を

実施した。

具体的には、造林作業の省力化・低コスト化やエリートツリー等の種苗の生産拡大などを通じて再造林等を確実に実施するとともに、保安林指定や森林病虫獣害対策、治山事業等による森林の適切な管理・保全等に引き続き取り組んだ。あわせて、間伐等特措法に基づく森林整備等の取組や、森林経営管理制度及び森林環境譲与税の活用も含めた公的主体による森林整備等を推進した。

また、伐採木材製品(HWP)による炭素の貯蔵拡大に向けて、都市の木造化推進法を踏まえ、木造住宅における国産材比率の低い分野での国産材の利用、都市等における非住宅・中高層建築物の木造化・木質化等を促進するとともに、製材品や直交集成板(CLT)、木質耐火部材等の技術開発、普及等に対する支援を実施した。あわせて、木材利用による建築物のライフサイクル全体での排出削減と炭素貯蔵の効果に関する理解の醸成等を促進した。

さらに、製造時等のエネルギー消費が比較的小さい木材の利用拡大、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の拡大、化石資源由来素材に代替し得る改質リグニン等の木質系新素材の利用等を通じて、二酸化炭素の排出削減にも貢献した。

くわえて、国連気候変動枠組条約及びパリ協定に基づき、適切に森林吸収量を算定し、国連気候変動枠組条約事務局に報告するため、森林吸収量、土地利用変化量及びHWPの炭素蓄積変化量の算定・把握に必要な基礎データの収集・分析を行うとともに、森林生態系多様性基礎調査の調査結果を用いた算定方法の確立に向けた検討等を行った。

(2)森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進

森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進した。

具体的には、風力や地熱による発電施設の設置に関し、マニュアルの周知等を通じた国有林野の活用や保安林の解除に係る事務の迅速化・簡素化、保安林内作業許可基準の運用の明確化、地域における協議への参画等を通じた積極的な情報提供等を行い、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図った。

また、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された太陽光発電設備の設置等に係る開発行為の許可基準の適正な運用を行った。

(3)気候変動の影響に対する適応策の推進

気候変動適応計画(令和5(2023)年5月閣議決定)及び農林水産省気候変動適応計画(令和5(2023)年8月改定)に基づき、事前防災・減災の考えに立った治山施設の整備や森林の整備、森林病虫害のまん延防止、森林生態系の保存及び復元、開発途上国における持続可能な森林経営や森林保全の取組への支援等に取り組んだ。

9 国土の保全等の推進

(1)適正な保安林の配備及び保安全管理

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進した。また、指定した保安林については、伐採の制限や転用の規制をするなど適切な運用を図るとともに、衛星デジタル画像等を活用した保安林の現況等に関する総合的な情報管理や現地における巡視及び指導の徹底等により、保安林の適切な管理の推進を図った。

さらに、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき盛土等を規制するなど適切な制度運用を図るとともに、地方公共団体が行う既存の危険な盛土等の把握のための基礎調査や危険が認められた盛土等の土砂撤去や崩落防止対策等を支援し、盛土等に伴う災害の防止に向けた取組を推進した。

(2)国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減し、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な治山対策を推進した。

具体的には、山地災害を防止し、地域の安全性の

向上を図るための治山施設の設置等のハード対策と、地域の警戒避難体制と連携した、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策を一体的に実施した。また、河川の上流域に位置する保安林、重要な水源地や集落の水源となっている保安林等において、浸透能及び保水力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進した。

特に、山地災害等が激甚化・頻発化する傾向を踏まえ、山地災害の復旧整備を図りつつ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき山地災害危険地区等における治山対策を推進した。さらに、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策、海岸防災林の整備・保全等の取組を推進した。くわえて、山地災害が発生する危険性の高い地区のよりの確な把握に向け、災害の発生形態を踏まえ、リモートセンシング技術も活用した山地災害危険地区の再点検を推進した。

このほか、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策、民有林と国有林の連携による計画的な事業実施、他の国土保全に関する施策との連携、工事実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に配慮した治山対策や生態系を基盤とした防災・減災により災害リスクを低減するEco-DRRの考え方に符合する取組を推進した。

(3)大規模災害時における迅速な対応

異常な天然現象により被災した治山施設について、治山施設災害復旧事業により復旧を図るとともに、新たに発生した崩壊地等のうち緊急を要する箇所については、災害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図った。

また、林道施設、山村環境施設及び森林に被害が発生した場合には、林道施設災害復旧事業、災害関連山村環境施設復旧事業、森林災害復旧事業(激甚災害に指定された場合)等により、早期の復旧を図った。

さらに、大規模災害等の発災時においては、農林水産省サポート・アドバイsteam(MAFF-SAT)の派遣、地方公共団体や民間コンサルタント等と連携

した災害調査、復旧方針の策定など被災地域の復旧支援を行った。なお、山地災害については、被災規模が大規模で復旧に高度な技術を要する場合、地方公共団体の要請を踏まえ、国の直轄事業による復旧を行った。

令和6年能登半島地震で被災した山地の復旧については、国直轄による災害復旧等事業の実施など継続的な復旧を進めたほか、民有林直轄治山事業により、当該地域の面的な復旧を実施した。また、被災した林道施設については、林道施設災害復旧事業等により、早期の復旧を図った。

(4)森林病虫害対策等の推進

マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによる松くい虫被害対策については、保全すべき松林において、被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除及び健全な松林の整備や広葉樹林等への樹種転換を推進した。また、抵抗性マツで造成された海岸防災林の被害リスクや効果的な対策について調査を支援するとともに、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促進した。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるナラ枯れ被害対策については、被害の拡大防止に向けた予防や駆除、被害を受けにくい森林づくりなどの取組を推進した。また、既存防除手法の費用対効果や被害先端地域での効率的な防除方法についての実態調査を支援した。

林野火災等の各種森林被害の把握及び防止のため、地域との連携により、全国山火事予防運動等の普及活動を促進するとともに、初期消火資機材の配備等の予防体制の強化を支援した。また、林野火災の危険度の高い地域において、防火機能の高い林道や防火林帯の整備を推進した。

令和7(2025)年2月に発生した岩手県大船渡市における林野火災で被災した森林の復旧については、地方公共団体と連携し、復旧方針の検討に向けて技術的な支援を行うとともに、森林災害復旧事業等により早期の復旧を図った。

10 研究・技術開発及びその普及

(1) 研究・技術開発の戦略的かつ計画的な推進

「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」(令和4(2022)年策定)等を踏まえ、国及び国立研究開発法人森林研究・整備機構が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を戦略的かつ計画的に推進した。

- 国立研究開発法人森林研究・整備機構において、森林・林業基本計画が目指す姿の実現等に貢献するため、
- ① 環境変動下での森林の多面的機能の適切な発揮に向けた研究開発
 - ② 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発
 - ③ 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種等を推進した。

(2) 効率的かつ効果的な普及指導の推進

研究・技術開発で得られた成果等に関しては、林業普及指導員の知識・技術水準を確保するための資格試験や研修の実施、林業普及指導事業交付金の交付による林業普及指導員の設置を適切に行うことなどにより、現場へ普及させ社会還元を図った。

11 新たな山村価値の創造

(1) 山村の内発的な発展

森林資源を活用して、林業・木材産業を成長発展させ、山村の内発的な発展を図るため、

- ① 森林経営の持続性を担保しつつ行う、川上から川下までが連携した顔の見える木材供給体制の構築や、地域内での熱利用・熱電併給を始めとする未利用木質資源の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等の取組の支援
- ② 自伐林家等への支援や、漆、木炭、山菜等の山村の地域資源の発掘・活用を通じた所得・雇用の増大を図る取組の支援
- ③ 健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して新たな雇用と収入機会を生み出す「森林

サービス産業」の創出・推進の取組を実施した。

(2) 山村集落の維持・活性化

ア 山村振興対策等の推進

令和7(2025)年3月に改正された山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づいて、都道府県が策定する山村振興基本方針及び市町村が策定する山村振興計画に基づく産業の振興等に関する事業の推進を図った。

また、山村地域の産業の振興に加え住民福祉の向上にも資する林道の整備等を支援するとともに、振興山村、過疎地域等において都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備を支援した。

さらに、山村地域の安全・安心の確保に資するため、治山施設の設置や保安林の整備等のハード対策と、地域の避難体制と連携した、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策を一体的に推進した。

振興山村及び過疎地域の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫による長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行った。

イ 再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用

農地として再生利用が困難であり、森林として管理・活用を図ることが適当な荒廃農地について、地域森林計画へ編入し、編入後の森林の整備及び保全を推進した。

また、林地化に当たっては、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(平成19年法律第48号)に基づく農用地の保全等に関する事業により、地域の話合いによる計画的な土地利用を推進した。

ウ 地域の森林の適切な保全管理

森林の多面的機能の発揮や、山村集落の維持・活性化を図るため、二次林や人工林等が混在する身近な里山林の整備を促進するとともに、それらの活動を行う組織を支援した。

エ 集落の新たな支え手の確保

特定地域づくり事業協同組合や地域おこし協力隊の枠組みを活用した森林・林業分野における事例の

収集・発信に取り組んだ。

また、林業高校や林業大学校への就学、「緑の雇用」事業によるトライアル雇用、地域おこし協力隊への参加等を契機とした移住・定住の促進を図った。

(3)関係人口の拡大

関係人口や交流人口の拡大に取り組むため、農泊や国立公園等とも連携しながら、山村地域における「森林サービス産業」の創出・推進の取組を実施するとともに、森林景観を活かした観光資源の整備を実施した。

(4)「森業」の推進

「森林サービス産業」や企業による森林づくり活動など、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組を新たに「森業」として位置付け、その認知度向上に向けた取組を実施した。

12 国民参加の森林づくり等の推進

(1)森林整備に対する国民理解の促進

森林整備に対する国民理解の醸成を図るため、各地方公共団体における森林環境譲与税を活用した取組の実施状況やその公表状況について、取りまとめて情報発信を行った。

(2)国民参加の森林づくり

国民参加の森林づくりを促進するため、全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑の少年団活動発表大会等の実施を支援するとともに、企業等による森林づくり活動の促進に向け、企業等と森林をつなぐ手法の整理や人材育成等を支援した。また、国有林におけるフィールドや情報の提供、技術指導等を推進した。

さらに、幼児期からの森林を活用した森林環境教育を推進するため、行政機関、専門家等による発表や意見交換等を行う「こどもの森づくりフォーラム」を開催した。

13 国際的な協調及び貢献

(1)国際対話への参画等

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム(UNFF)、国連食糧農業機関(FAO)等の国際対話に積極的に参画するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進した。モントリオール・プロセスについては、参加国との知見共有、意見交換等を積極的に行った。

また、持続可能な森林経営に関する日中韓3か国部長級対話を通じ、近隣国との相互理解を推進した。

さらに、世界における持続可能な森林経営に向けて引き続きイニシアティブを発揮するため、森林・林業問題の解決に資する能力向上の機会を提供した。

(2)開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発

開発途上国における森林の減少及び劣化の抑止並びに持続可能な森林経営を推進するため、二国間クレジット制度(JCM)における森林分野(REDD+、植林)の実施ルールを検討及び普及、民間事業者の支援を行うとともに、植林を通じ、カーボンクレジットを創出する上で有効な実施手法の開発・普及や民間企業等による森林づくり活動の貢献度を可視化する手法の開発・普及を行った。また、我が国が有する森林を活用した防災・減災技術の国際展開に資するための調査・分析、技術的検討等を支援した。

さらに、開発途上国において我が国の民間団体等が行う植林及び森林保全活動を推進するため、海外植林等に関する情報提供等を行った。

(3)二国間における協力

開発途上国からの要請を踏まえ、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じ、専門家派遣、研修員受入れや、これらと機材供与を効果的に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施した。

また、JICAを通じた森林・林業案件に関する有償資金協力に対して、計画立案段階等における技術的支援を行った。

さらに、インド及びベトナムとの森林及び林業分野の協力覚書等に基づく両国間の協力を推進するとともに、各国と我が国の二国間協力に向けた協議を行った。

(4)国際機関を通じた協力

熱帯林の保全と地球温暖化対策に貢献するため、国際熱帯木材機関(ITTO)への拠出を通じ、地球規模課題と地域ニーズを最適化する「持続可能な森林経営」の実践及び「持続可能な木材利用」の推進体制の構築を支援した。

また、FAOへの拠出を通じ、世界の森林減少・劣化の抑止に貢献するため、森林保全と農業が調和した有効なアプローチを浸透させる取組や、森林再生及び持続可能な森林経営と木材利用による、気候変動対策や生物多様性保全上の効果に関する調査・分析、その情報発信を支援した。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

1 望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、目指すべき林業経営及び林業構造の姿を明確にしつつ、担い手となる林業経営体の育成、林業従事者の人材育成、林業労働等に関する施策を総合的かつ体系的に進めた。

(1)目指すべき姿

これからの林業経営が目指すべき方向である「長期にわたる持続的な経営」を実現するためには、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立することが重要である。このため、主体となり得る森林組合や、民間事業者など森林所有者から経営受託等した林業專業型の法人、一定規模の面積を所有する專業林家や森林所有者(林業経営を行う製材工場等の「林産複合型」の法人も含む。)等を目指すべき姿へ導いていくため、施策を重点化するなど、効果的な取組に努めた。

また、専ら自家労働等により作業を行い、農業などと複合的に所得を確保する主体等については、地域の林業経営を前述の主体とともに相補的に支えるものであり、その活動が継続できるよう取り組んだ。

(2)「新しい林業」の展開

従来の施業等を見直し、開発が進みつつある新技術を活用して、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開するため、

- ① ドローン等による苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽及びエリートツリー等の苗木を活用した造林コストの低減と収穫期間の短縮
- ② 自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の開発・普及による林業作業の省力化・労働負荷の軽減
- ③ レーザ測量や全球測位衛星システム(GNSS)を活用した高度な森林関連情報の把握及びICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化
- ④ 「新しい林業」を支える新技術の導入、技術を提供する事業者の活動促進を図るための異分野の技術探索及び産学官連携による知見共有等等の取組を推進した。

2 担い手となる林業経営体の育成

(1)長期的な経営の確保

長期的に安定的な経営の確保のため、地籍調査等と連携した森林境界の明確化、長期施業受委託、森林経営管理制度による森林の集積・集約化等を促進した。また、市町村森林整備計画に適合した適切な森林施業を確保する観点から、森林経営計画の作成を促進した。

(2)経営基盤及び経営力の強化

経営基盤の強化のため、森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき事業連携等を推進した。また、基盤強化を図る金融や税制上の措置等の活用を推進した。

経営力の強化のため、施業集約化を担う森林施業プランナーの育成及び木材の有利販売等を担う森林経営プランナーの育成を推進した。

(3) 林産複合型経営体の形成

林地取得等により林業経営を行う製材工場その他の「林産複合型経営体」を形成するため、株式会社日本政策金融公庫による林業経営育成資金(森林取得)の融通、当該資金の借入れに対する利子助成、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証等を通じて資金調達の円滑化を図った。

(4) 生産性の向上

林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の安定供給等を着実に推進するため、路網整備、林業機械の導入の支援等に取り組んだ。

また、花粉発生源対策として、スギ人工林伐採重点区域において木材加工業者等に対する林業機械の導入の支援を実施した。

さらに、国有林においては、現場技能者等の育成のための研修フィールドを提供した。

くわえて、令和4(2022)年に改定した「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、異分野の知見や技術、人材を活用しながら、林業のデジタル化とイノベーションを推進するため、

- ① 林業イノベーションハブセンター(通称：森ハブ)によるイノベーションの推進に向けた支援プラットフォームの運営
- ② 自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械、林内通信技術等の開発・実証
- ③ 一貫作業等による造林作業の低コスト化
- ④ レーザ測量等による森林資源情報のデジタル化
- ⑤ ICT等の先端技術を活用して地域の森林・林業のビジョンを構想できる技術者の育成
- ⑥ 地域一体で森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動にデジタル技術を活用する取組等を推進した。

(5) 再造林の実施体制の整備

再造林の実施体制の整備に向けて、伐採と造林の一貫作業の推進、造林作業手の育成・確保、主伐・再造林型の施業提案能力の向上等を図った。

(6) 社会的責任を果たす取組の推進

社会的責任を果たす取組の推進のため、林業経営体に対して、法令の遵守、伐採・造林に関する自主

行動規範の策定等の取組を促進した。また、市町村における伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を図るとともに、林業経営体が伐採現場で、当該制度に基づく届出が市町村森林整備計画に適合している旨の通知を掲示する取組や、令和5(2023)年に改正された令和7(2025)年4月施行の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)に基づく情報提供等を行う取組を促進した。

3 人材の育成・確保等

(1) 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成等

林業大学校等において林業への就業に必要な知識等の習得を行い、将来的に林業経営を担い得る有望な人材として期待される青年に対し、就業準備のための給付金を給付するとともに、就職氷河期世代を含む幅広い世代を対象にトライアル雇用(短期研修)等の実施を支援した。

新規就業者に対しては、段階的かつ体系的な研修カリキュラムにより、安全作業等に必要な知識、技術及び技能の習得に関する研修を実施するとともに、定着率の向上に向けた就業環境の整備を支援した。一定程度の経験を有する者に対しては、工程・コスト管理等のほか、労働安全衛生管理等に必要な知識、技術及び技能の習得に関するキャリアアップ研修を実施した。これらの研修修了者については、農林水産省が備える名簿に統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等として登録することにより林業就業者のキャリア形成を支援した。また、複数の異なる作業や作業工程に対応できる技術を学ぶ多能工化研修の実施を支援した。さらに、花粉発生源対策として、スギ人工林伐採重点区域等における労働需要等に対応するための地域間や産業間の連携による林業従事者の確保の取組を支援した。

くわえて、林業従事者の技能向上につながる技能検定の円滑な実施に向けた取組を支援した。

このほか、外国人材の円滑な受入れに向けた取組を支援した。

(2) 林業経営を担うべき人材の育成及び確保

林業高校等に対しては、その指導力向上やカリキュラムの充実を図るため、国や研究機関等による講師派遣及び森林・林業に関する情報提供を行うとともに、スマート林業教育を推進するため、教職員等を対象とした研修、地域協働型スマート林業教育プログラムの作成・実施、学習コンテンツの作成・配信等を行った。また、林業後継者の育成及び確保を図るため、林業高校生を対象とした林業体験学習等を支援した。林業経営体の経営者、林業研究グループ等に対しては、人材育成に係る研修への参加等を通じた自己研鑽^{きんくわん}や後継者育成を促進した。

(3) 女性活躍等の推進

森林資源を活用した起業や既存事業の拡張の意思がある女性を対象に、地域で事業を創出するための対話型の講座を実施する取組等を支援した。

また、就労を通じた障害者等の社会参画を図る林福連携を進め、働きやすい職場環境の整備やトライアル雇用等を行う事業者などの取組を促進した。

4 林業従事者の労働環境の改善

(1) 処遇等の改善

林業経営体の生産性及び収益性の向上、林業従事者の通年雇用化、月給制の導入、社会保険の加入等を促進した。また、林業従事者の技能を客観的に評価して適切に処遇できるよう、技能検定等を活用した能力評価の導入を促進した。

さらに、林業従事者の労働負荷の軽減及び働きやすい職場環境の整備を図るため、伐木作業や造林作業の省力化等を実現するための自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の開発・実証、休憩施設や衛生施設の整備等を推進した。

(2) 労働安全対策の強化

森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)において、同計画策定後10年を目途とした林業労働災害の死傷年千人率を半減する目標を掲げている。この目標の達成に向けて労働安全対策を強化するため、安全な伐木技術の習得など就業者の技能向上のための研修や林業労働安全に資する訓練装置等

を活用した研修、労働安全衛生装備・装置の導入支援、林業経営体への安全巡回指導、振動障害及び蜂刺傷災害の予防対策、労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発等を実施した。

また、林業経営体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全コンサルタントを活用した安全診断による労働安全の管理体制の構築を推進した。さらに、林業・木材産業における労働災害の情報収集・分析を行い、就業者の安全確保のための普及啓発等を実施した。くわえて、車両系木材伐出機械等に係る特別教育の講師育成の取組を支援した。

5 森林保険による損失の補填

火災や気象災害等による林業生産活動の阻害を防止するとともに、林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林研究・整備機構が取り扱う森林保険により、災害による経済的損失を合理的に補填した。その運営に当たっては、制度の普及を図るとともに、災害の発生状況を踏まえた商品改定、保険金支払の迅速化等によりサービスの向上を図った。

6 特用林産物の生産振興

特用林産物の国内需要の拡大や生産性向上とともに、輸出拡大を図るため、

- ① 特用林産物の需要拡大・生産性向上
- ② 特用林産物の国際競争力の強化に向けた取組等を支援した。

また、地域経済で重要な役割を果たす特用林産振興施設等の整備のほか、高騰する原木やおが粉など次期生産に必要な生産資材の導入費、おが粉等の需給マッチングを支援した。

Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

1 木材の安定供給

(1)望ましい安定供給体制

国産材の安定的かつ持続的な供給体制の構築に向け、生産流通の各段階におけるコスト低減と利益向上等を図るため、木材の生産流通の効率化に向けた取組や、路網整備、林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等による林業・木材産業の生産基盤の強化等を支援した。

また、木材の持続的・安定的な供給に向けて、サプライチェーンの各段階における価格転嫁・取引適正化を推進するため、令和7(2025)年11月に「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を策定し、事業者への普及を行った。

(2)木材の生産流通の効率化

原木を安定的に供給及び調達できるようにするため、木材加工流通施設等の整備を支援する際には、川上と川中の協定取引や直送等の取組を推進した。

また、木材の物流効率化に向けて、優良事例の普及を行うとともに、共同配送等の取組等を支援した。

さらに、森林経営の持続性を担保しつつ行う、川上から川下までが連携した顔の見える木材供給体制の構築を支援した。

2 木材産業の競争力強化

(1)大規模工場等における「国際競争力」の強化

木材製品を低コストで安定的に供給できるようにするため、大規模工場への施設整備の支援を強化するとともに、大径材の加工能力の強化、原木輸送の高効率化等を支援した。また、加工施設の大規模化・高効率化、他品目転換、高付加価値化等の取組を支援するとともに、ストック機能の強化等も含めた国産の製品の供給力強化に向けた取組を支援した。

(2)中小製材工場等における「地場競争力」の強化

中小製材工場等において、その特性を活かして競争力を強化していくため、

- ① 森林経営の持続性を担保しつつ行う、川上から川下までが連携した顔の見える木材供給体制の構築
- ② 大径材の価値を最大化するための技術開発・普及啓発
- ③ 地域の状況に応じた木材加工流通施設の整備（リース料の一部助成による導入支援も含む。）
- ④ 木材産業における作業安全対策や、外国人材の円滑な受入れに向けた木材産業特定技能協議会の運営、試験の実施、セミナーの開催等への支援等を実施した。

(3)JAS製品の供給促進

品質・性能の確かなJAS製品へのニーズが高まることが想定されるため、木材加工流通施設の整備を支援(リース料の一部助成による導入支援も含む。)するとともに、JAS製材に係るサプライチェーンの構築やJAS構造材の供給拡大に向けた取組を支援した。また、JAS構造材の利用実証の支援に加え、JASについて利用実態に即した区分や基準の合理化に資するため、製品の性能検証等に関する技術開発等を支援した。

(4)国産材比率の低い分野への利用促進

木造住宅における横架材、羽柄材等の国産材比率の低い部材への国産材の利用を促進するため、横架材等の製材や加工、乾燥に係る技術開発の支援に加え、設計手法の普及や設計者の育成の支援を実施した。

花粉症対策として、スギ材の需要拡大に向けて、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組を支援したほか、製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等を支援した。

3 都市等における木材利用の促進

「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(令和3(2021)年10月木材利用促進本部決定)に基づき、民間建築物を含む建築物一般における木

材利用を促進した。

また、建築物木材利用促進協定制度の周知や効果的な運用を行った。

(1) 公共建築物における木材利用

都市の木造化推進法第10条第2項第4号に規定する各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づいた各省各庁の木材利用の取組を進め、国自らが率先した木材利用を推進するとともに、同法第12条第1項に規定する市町村方針の策定及び改定を促進した。

また、地域で流通する木材の利用の一層の拡大に向けて、設計上の工夫や効率的な木材調達に取り組むモデル性の高い木造公共建築物等の整備を支援したほか、木造公共建築物を整備した者等に対する利子助成等を実施した。

(2) 民間非住宅、土木分野等における木材利用

建築関係法令改正への対応やツーバイフォー工法等に係る検証を含め、強度又は耐火性に優れた建築用木材等の技術開発・普及を支援するとともに、中層建築物に重点を置いた建築用木材(JAS構造材、木質耐火部材、内装材や木製サッシ)を利用した建築実証に対する支援を実施した。

CLTについては、令和4(2022)年に「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」において改定した「CLTの普及に向けた新ロードマップ」に基づき、同一寸法の部材を活用するなどのモデル的なCLT建築物等の整備の促進、木造建築分野を担う設計者等への講習会等による設計技術等の向上、中層の木造標準化モデルの開発等の低コスト化に向けた製品や技術の開発等に係る取組を支援するとともに、需要動向等を踏まえたCLT製造施設の整備や、CLTパネル等の寸法等の標準化・規格化に向けた取組を促進した。

木材を活用した非住宅・中高層建築物については、設計者に向けた講習会の実施やマニュアル等の整備を実施するとともに、設計施工や部材調達の合理化に有効なBIMを活用した設計、施工手法等の普及を行った。

非住宅建築物の木造化・木質化の推進に向けて、地域への専門家派遣や相談窓口の設置を支援するほ

か、これまで木材利用が低位であった建築物の外構部等における木質化の実証の取組を支援した。

また、川上から川下までの各界の関係者が一堂に会する「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会(ウッド・チェンジ協議会)」において、引き続き木材利用拡大に向けた課題やその解決方策等について意見交換を行った。

さらに、農林水産省木材利用推進計画(令和4(2022)年4月改定)に基づき、土木分野等における木材利用について、取組事例の紹介等により普及を行うとともに、地盤改良用木杭等の地中利用木材について、長期間の炭素貯蔵効果の検証結果を踏まえ、国連気候変動枠組条約事務局に報告するHWPの炭素蓄積変化量の算定項目への追加を行った。

くわえて、持続可能性への配慮を求める企業等の動向を踏まえ、持続可能性に配慮した国産材の供給・利用を促進するためのガイドンスを作成した。

このほか、地方公共団体や企業等による木材利用の促進及びその効果の見える化を図るため、令和7(2025)年10月から、「「森の国・木の街」づくり宣言」の取組を開始した。

4 生活関連分野等における木材利用の促進

木材製品に対する様々な消費者ニーズを捉え、地域材を活用した家具や建具、道具・おもちゃ、木製食器、間伐材等を活用した布製品など生活関連分野等への木材利用を促進した。

また、木材を活用した優れた製品や取組等の展開に関する活動を支援するとともに、デジタル技術を活用した情報発信等を実施した。

5 木質バイオマスの利用

(1) エネルギー利用

地域の林業・木材産業事業者と発電事業者等が一体となって長期安定的な事業を進めるため、関係省庁や都道府県等と連携し、未利用木質資源の利用促進や、発電施設の原料調達の円滑化等に資する取組を進めるとともに、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備や、燃料用途としても期待される早生樹の植栽等を行う実証事業を支援した。

また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、行政、事業者、住民等の地域の関係者の連携の下、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」の構築・普及に向け、関係者による協議会の運営や小規模な技術開発に加え、先行事例の情報提供や多様な関係者の交流促進、計画作成支援等のためのプラットフォーム(リビングラボ)の構築等を支援した。

(2)新たなマテリアル利用

スギを原料とする改質リグニンを始めとする木質系新素材の製造技術やそれを利用した高付加価値製品の開発・実証を支援した。また、改質リグニンの事業展開に向けた実現可能性調査を実施した。

6 木材等の輸出促進

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和7(2025)年5月改訂)に基づき、製材・合板など付加価値の高い木材製品の輸出を、米国、中国、台湾、韓国等に拡大していくため、輸出産地の育成支援、日本産木材の認知度向上、日本産木材製品のブランド化の推進、ターゲットを明確にした販売促進等に取り組んだ。

具体的には、

- ① CLT、構造用集成材等について、製造・流通・マーケティング等の事業者が連携した協議会が実施する海外の市場ニーズ等を把握するためのテストマーケティング
 - ② 輸出ターゲット国・地域の市場実態等の調査・分析
 - ③ 輸出ターゲット国における消費者、企業等に向けた日本産木材製品のプロモーション活動
 - ④ 輸出先国・地域のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証
- 等の取組を支援した。

また、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)に基づく認定品目団体を通じたオールジャパンでの輸出拡大の取組を支援した。

さらに、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組む、輸出取組の手本となる産地は「フ

ラッグシップ輸出産地」として認定しており、林産物の産地についても認定した。

7 消費者等の理解の醸成

(1)「木づかい運動」の促進

10月8日が「木材利用促進の日」、同月が「木材利用促進月間」であることを踏まえ、官民一体による「木づかい運動」の促進を通じ、地球温暖化防止に向けた木材利用の重要性、建築物等の木造化・木質化の意義や木の良さ等について国民各層の理解や認知の定着等に取り組んだ。

具体的には、

- ① 優れた国産材製品や木造建築物等に関する情報発信・展開
 - ② 国産材利用の意義に関する情報発信・木育^{もくいく}の機会の充実
- 等の取組への支援等を実施した。

また、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)でのウッド・チェンジ優良事例の紹介など展示イベントを通じ、消費者等の理解の醸成に取り組んだ。

(2)違法伐採対策の推進

クリーンウッド法に基づき、合法性確認に取り組む木材関連事業者を対象とした研修、消費者への普及啓発に対する支援を実施し、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材等(以下「合法伐採木材等」という。)の流通及び利用を促進した。

また、第三者的な立場からの評価や助言を行う専門委員会の設置及び違法伐採関連情報等の提供により合法性確認の実効性の向上を図った。

さらに、合法性確認情報の伝達等を行うシステムの運用を通じ、事業者の作業の効率化を図った。

くわえて、木材関連事業者等におけるクリーンウッド法への対応状況を把握するための調査を実施した。

8 林産物の輸入に関する措置

国際的な枠組みの中で、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集・交

換、分析の充実等の連携を図るとともに、CPTPP協定や日EU・EPA等の締結・発効された協定に基づく措置の適切な運用を図った。また、経済連携協定等の交渉に当たっては、各国における持続可能な開発と適正な貿易の確保及び国内の林業・木材産業への影響に配慮しつつ対処した。

違法伐採対策については、二国間、地域間及び多国間協力を通じて、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話、開発途上国における人材の育成、合法伐採木材等の普及等を推進した。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

1 公益重視の管理経営の一層の推進

国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山や水源地域に広く分布し、公益的機能の発揮など国民生活に大きな役割を果たすとともに、民有林行政に対する技術支援等を通じて森林・林業の再生への貢献が求められている。

このため、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するよう、森林・林業基本計画等に基づき、次の施策を推進した。

(1) 多様な森林整備の推進

国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)等に基づき、32森林計画区において、地域管理経営計画、国有林野施策実施計画及び国有林の地域別の森林計画を策定した。

この中で、国民のニーズに応えるため、個々の国有林野を、重視すべき機能に応じ、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源涵養^{かん}タイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して適切な森林の整備を推進した。その際、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献するほか、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めた。

具体的には、人工林の半数以上が51年生以上で本格的な利用期を迎えていることを踏まえ、複層林、針広混交林へ導くための施業、長伐期施業等により、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導等を推進するとともに、育成段階にあるものは、引き続き適切な間伐等の施業を推進した。なお、主伐の実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図った。

また、林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を、自然条件や社会的条件の良い森林において重点的に推進した。

(2) 生物多様性の保全

生物多様性の保全の観点から、溪流沿い等の森林を保全するなど施業上の配慮を行ったほか、原生的な天然林や、希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成して野生生物の移動経路となる「緑の回廊」のモニタリング調査等を行いながら適切な保護・管理を推進した。

また、世界自然遺産登録地における森林の保全対策を推進するとともに、世界文化遺産登録地等に所在する国有林野において、森林景観等に配慮した管理経営を行った。

野生鳥獣による森林被害防止のため、広域的かつ計画的な捕獲、捕獲個体の処理施設の整備、効果的な防除等とともに、地域の関係者が連携して取り組む捕獲のためのわなの貸出し等を実施した。

さらに、野生生物や森林生態系等の状況を的確に把握し、自然再生の推進や希少な野生生物の保護を図る事業等を実施した。

登山利用等による来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野において、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視や入林者へのマナーの啓発を行うなど、きめ細かな森林の保全・管理活動を実施した。

(3)治山事業の推進

国有林野の9割が保安林に指定されていることを踏まえ、保安林の機能の維持・向上に向けた森林整備を計画的に進めた。

国有林野内の治山事業においては、近年頻発する集中豪雨や地震・火山等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減するため、民有林野における国土保全施策との一層の連携により、効果的かつ効率的な治山対策を推進し、地域の安全と安心の確保を図った。

具体的には、山地災害等が激甚化・頻発化する傾向を踏まえ、山地災害の復旧整備を図りつつ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき山地災害危険地区等における治山対策を推進した。また、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策、海岸防災林の整備・保全、大規模災害発生時における体制整備等の取組を推進した。さらに、山地災害が発生する危険性の高い地区のより的確な把握に向け、災害の発生状況を踏まえ、リモートセンシング技術も活用した山地災害危険地区の再点検を推進した。

くわえて、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策、他の国土保全に関する施策と連携した取組、工事実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に配慮した治山対策の実施や生態系を基盤とした防災・減災により災害リスクを低減するEco-DRRの考え方に符合する取組を推進した。

2 森林・林業施策全体の推進への貢献

(1)国産材の安定供給体制の構築への貢献

適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることで、地域における木材の安定供給体制の構築に貢献した。また、その推進に当たっては、製材工場等の需要者と協定を締結して山元から直送する安定供給システムによる販売に取り組む、この中で公募・選定時の評価等を通じて国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等にも貢献した。さ

らに、民有林と国有林が協調して需要先へ直送することで木材供給の大ロット化等を実現する取組の普及・拡大等も推進した。くわえて、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の計画的な供給に取り組むとともに、根株・枝条を含む未利用間伐材等の供給に取り組んだ。

このほか、国産材供給量の1割強を安定的に供給している国有林野事業の特性を活かし、地域の木材需要が急激に増減した場合に、必要に応じて供給時期の調整等を行うため、地域の需給動向、関係者の意見等を迅速かつ的確に把握する取組を推進した。

(2)効率的な施業の推進と技術の普及

「新しい林業」の実現等に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進した。

特に、造林の省力化・低コスト化に向けてエリートツリー等の苗木の活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組んだ。

また、こうした成果については、現地検討会や森林管理局等のホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組んだ。

(3)林業事業者・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しの公表等を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、技術力向上等の取組を評価する発注方式の活用、複数年契約によるまとまった面積の事業実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導等により林業事業者の育成を推進した。

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木採取権制度を適切に運用した。また、新たな樹木採取権の設定に向けて、地域における具体的な木材需要増加の確実性を確認する新規需要創出動向調査を行った。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組んだ。

(4)民有林との連携等

「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林が連携した事業計画の策定に取り組むとともに、民有林と国有林を接続する効率的な路網の整備や連携した木材の供給等、施業集約に向けた取組を推進した。

森林総合監理士等の人材を活用し、都道府県と連携した市町村の森林・林業行政等に対する技術支援を行った。

また、大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努めた。

国有林野及びこれに隣接・介在する民有林野の公益的機能の維持増進を図るため、公益的機能維持増進協定制度を活用した民有林野との一体的な整備及び保全の取組を推進した。

相続土地国庫帰属制度については、主に森林として利用されている申請土地について、法務局が行う要件審査に協力するとともに、帰属した森林の適切な維持管理に努めた。

3 「国民の森林」としての管理経営と国有林野の活用

(1)「国民の森林」としての管理経営

国民の期待や要請に適切に対応していくため、国有林野の取組について多様な情報受発信に努め、情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計画の策定等の機会を通じて国民の要請の的確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努めた。

体験活動及び学習活動の場としての「遊々の森」の設定及び活用を図るとともに、農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習のためのプログラムの作成及び学習コース等のフィールドの整備を行い、それらの情報を提供するなど、学校、NPO、企業等の多様な主体と連携して、都市や農山漁村等の立地や地域の要請に応じた森林環境教育を推進した。

また、NPO等による森林づくり活動の場としての「ふれあいの森」、伝統文化の継承や文化財の保存等に貢献する「木の文化を支える森」、企業等の

社会貢献活動の場としての「法人の森林」や「社会貢献の森」等、国民参加の森林づくりを推進した。

(2)国有林野の活用

国有林野の所在する地域の社会経済状況、住民の意向等を考慮して、地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進した。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図った。

また、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備や自然観察会等を実施するとともに、特に「日本 美しい森 お薦め国有林」について重点的に、観光資源としての魅力の向上のための環境整備や外国人も含む旅行者に向けた情報発信等に取り組む、更なる活用を推進した。

V その他横断的に推進すべき施策

1 デジタル化の推進

森林関連情報の把握、木材生産流通等において、デジタル技術を活用して効率化を推進した。

森林関連情報の把握については、レーザ測量等のリモートセンシング技術の活用による森林資源情報の精度向上及び森林境界情報のデジタル化を推進した。また、その情報を都道府県等が導入している森林クラウドに集積し、情報の共有と高度利用を促進した。

木材の生産流通については、ICTを活用した生産管理の効率化を促進した。合法伐採木材等の流通については、合法性確認システムの運用を通じて事業者の事務処理の効率化を推進した。

また、地域一体でこれらのデジタル技術を森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動に活用する拠点の創出を進めた。

さらに、森林土木分野の生産性向上を図るため、ICTやドローン等の活用に取り組んだ。くわえて、補助金申請や各種手続を効率化して国民負担を軽減していくため、デジタルデータを活用した造林補助金の申請・検査業務を推進したほか、農林水産省共通申請サービスによる電子化等を図った。

2 東日本大震災からの復興・創生

(1)被災した海岸防災林の復旧及び再生

被災した海岸防災林については、福島県の一部における復興関連工事との調整などやむを得ない事情により未完了となっている箇所について、早期完了に向けて事業を実施した。

また、海岸防災林が有する津波エネルギーの減衰機能等を発揮させるため、地域関係者やNPO等と連携しつつ、植栽した樹木の保育等に継続して取り組んだ。

(2)放射性物質の影響がある被災地の森林・林業の再生

東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質に汚染された森林について、汚染実態を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の動態に係る調査及び解析を行った。また、避難指示解除区域等において、林業の再生を円滑に進められるよう実証事業等を実施するとともに、被災地における森林整備を円滑に進めるため、しいたけ等原木の生産のための里山の広葉樹林の計画的な再生等に向けた取組、森林整備を実施する際に必要な放射性物質対策等を推進した。さらに、森林・林業の再生に向けた情報の収集・整理と情報発信等を実施した。くわえて、帰還困難区域の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心のためのリスクコミュニケーションを行うため、「福島の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」を策定した。

消費者に安全な木材製品を供給するため、木材製品や作業環境等に係る放射性物質の調査及び分析、放射性物質測定装置の設置、風評被害防止のための普及啓発により、木材製品等の検査体制の整備を支援したほか、放射性物質の影響により製材工場等に

滞留するおそれがある樹皮(バーク)の処理費用等の立替を支援した。

このほか、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向け関係省庁間での情報共有等を行った。

(3)放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保

被災地における特用林産物の産地再生に向けた取組を進めるため、次期生産に必要な生産資材の導入を支援するとともに、安全なきのこの生産に必要な簡易ハウス等の防除施設、出荷再開に必要な放射性物質測定機器、非破壊検査機の導入、出荷管理・検査の体制整備等を支援するための措置を講じた。

また、都県が行う放射性物質の検査を支援するため、国においても必要な検査を実施した。

(4)東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用

復興に向け、被災地域における木質バイオマス関連施設、木造公共建築物等の整備を推進した。

VI 団体に関する施策

森林組合が、組合員との信頼関係を引き続き保ち、地域の森林管理と林業経営の担い手として役割を果たしながら、林業所得の増大に最大限貢献していくよう、合併や組合間の多様な連携、正組合員資格の拡大による後継者世代や女性の参画、実践的な能力を持つ理事の配置等による経営基盤及び経営力の強化を推進するとともに、内部牽制体制の充実及び法令等遵守意識の徹底を図った。

また、森林組合系統が運動方針を定め、地域森林の適切な保全・利用等を目標として掲げながら、市町村等と連携した体制の整備、循環型林業の確立、木材販売力の強化等の取組を展開していることを踏まえ、その実効性が確保されるよう系統主体での取組を促進した。

令和8年度 森林及び林業施策

第221回国会(特別会)提出

目次

概説	1
1 施策の重点	1
2 財政措置	1
3 税制上の措置	2
4 金融措置	3
5 政策評価	3
I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	3
1 適切な森林施業の確保	3
2 面的なまとまりをもった森林管理	4
3 再造林の推進	4
4 野生鳥獣による被害への対策の推進	5
5 適切な間伐等の推進	5
6 路網整備の推進	5
7 複層林化と天然生林の保全管理等の推進	5
8 カーボンニュートラル実現への貢献	6
9 国土の保全等の推進	7
10 研究・技術開発及びその普及	8
11 新たな山村価値の創造	8
12 国民参加の森林づくり等の推進	9
13 国際的な協調及び貢献	10
II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	10
1 望ましい林業構造の確立	10
2 担い手となる林業経営体の育成	11
3 人材の育成・確保等	12
4 林業従事者の労働環境の改善	12
5 森林保険による損失の補填	13
6 特用林産物の生産振興	13
III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	13
1 木材の安定供給	13
2 木材産業の競争力強化	13
3 都市等における木材利用の促進	14
4 生活関連分野等における木材利用の促進	15
5 木質バイオマスの利用	15
6 木材等の輸出促進	15
7 消費者等の理解の醸成	15
8 林産物の輸入に関する措置	16
IV 国有林野の管理及び経営に関する施策	16
1 公益重視の管理経営の一層の推進	16
2 森林・林業施策全体の推進への貢献	17
3 「国民の森林」としての管理経営と国有林野の活用	18
V その他横断的に推進すべき施策	19
1 デジタル化の推進	19
2 東日本大震災からの復興・創生	19
VI 団体に関する施策	20

概説

1 施策の重点

我が国の森林は、国土の約3分の2を占め、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。それらの機能を適切に発揮させていくためには、将来にわたり、森林を適正に整備及び保全していかなければならない。

また、適切に管理された森林から生産された木材を利用することは、森林整備の促進のみならず、二酸化炭素の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じて、循環型社会の実現に寄与する。

このことから、森林・林業政策については、森林・林業基本計画を指針として、森林の有する多面的機能の発揮に関する施策、林業の持続的かつ健全な発展に関する施策、林産物の供給及び利用の確保に関する施策、国有林野の管理及び経営に関する施策、その他横断的に推進すべき施策、団体に関する施策を総合的かつ計画的に展開する。

具体的には、国産材供給体制の強化と森林資源の循環利用の確立に向けて、路網の整備・機能強化や搬出間伐、木材加工流通施設の整備等とともに、伐採と造林の一貫作業等による再造林の低コスト化に向けた取組や技能検定の円滑な実施による人材の育成・確保等を支援する。さらには、伐採・搬出の安全確保・生産性向上や造林の省力化等に向けた取組を推進する。適切な経営管理が行われていない森林については、令和8(2026)年4月施行の改正森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づき、森林経営管理制度及び森林環境譲与税を活用した適切な森林整備等を推進していく。

また、木材の利用拡大に向けて、木造公共建築物等や木質バイオマス利用促進施設の整備等の取組を支援することに加え、都市等における木材利用の促進を図るため、製材品や直交集成板(CLT)、木質耐火部材の技術開発・普及等を通じた建築物への利用環境整備の取組を支援する。

さらに、令和5(2023)年に決定された「花粉症対策の全体像」及び「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」に基づき、令和15(2033)年度に花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少させることを目指す「発生源対策」に加え、花粉飛散防止剤の実用化等の「飛散対策」に取り組む。

くわえて、「森林サービス産業」や企業による森林づくり活動など、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる「森業」^{もりぎょう}の取組を推進する。

国有林野においては、国有林野の管理経営に関する基本計画(令和5(2023)年12月策定)に基づき、公益重視の管理経営を推進する。

このほか、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、南海トラフ地震等の大規模地震への対応に向けて、令和7(2025)年6月に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、森林整備や治山対策を一層推進するとともに、令和6年能登半島地震や令和7(2025)年2月の岩手県大船渡市^{おおふなと}における林野火災、同年8月の大雨等により発生した森林被害や山地災害の復旧整備を推進する。

2 財政措置

(1) 財政措置

令和8(2026)年度林野庁関係当初予算においては、一般会計に非公共事業費約1,120億円、公共事業費約1,992億円を計上する。本予算において、

① 「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」として、

(ア) 森林の集積・集約化に向けた、国有林による民有林と協調した森林整備や境界明確化等の実施や、林業・木材産業の生産基盤強化に向けた、川上から川下までの取組を総合的に支援する「森林集約・循環成長対策」

(イ) JAS構造材・CLT等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、森林の様々な価値や機能の総合的な利活用により持続的かつ適正な森林管理を図る森業の推進等の取組を支援する「木材等の付加価値向上・需要拡大対策」

直近3か年の林業関係予算の推移

(単位：億円、%)

区分	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
公共事業費	1,982	(100.1)	1,973	(99.6)	1,992	(101.0)
非公共事業費	1,021	(94.8)	1,095	(107.3)	1,120	(102.3)
国有林野事業債務管理特別会計	3,401	(98.9)	3,347	(98.4)	3,305	(98.8)
東日本大震災復興特別会計						
(公共事業)	40	(81.9)	44	(111.0)	37	(82.9)
(非公共事業)	50	(98.3)	50	(99.6)	49	(98.8)

注：当初予算額であり、()は前年度比率。上記のほか、農山漁村地域整備交付金に林業関係事業を措置している。

(ウ) 林業への新規就業者の育成・定着、これからの林業経営を担う人材等の育成・確保に向けた取組等を支援する「森林・林業担い手育成総合対策」

(エ) スマート林業技術の導入環境整備、スマート林業機械・機器等の開発・実証など新技術の開発・実証や実装を支援する「スマート林業・DX推進総合対策」

(オ) 森林の多面的機能の適切な発揮と山村集落の維持・活性化を図るための取組を推進する「森林・山村地域活性化振興対策」

② 間伐や主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良、林野火災対策、クマ・シカ等対策等の推進に加え、花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替えや路網整備等を推進する「森林整備事業」

③ 能登半島における複合災害等の教訓を踏まえた短期間でより多くの箇所の安全性を向上させる応急対策の強化や施工性の高い工種・工法の導入促進など、国土強靱化に向けた取組を推進する「治山事業」

等に取り組む。

また、東日本大震災復興特別会計に非公共事業費約49億円、公共事業費約37億円を盛り込む。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」、「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進する。

「森林・山村対策」としては、

- ① 公有林等における間伐等の促進
- ② 施業の集約化に必要な森林境界の明確化など森

林整備地域活動の促進

- ③ 林業の担い手育成及び確保対策の推進
- ④ 民有林における長伐期化及び複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進
- ⑤ 地域で流通する木材の利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策等に要する経費等に対して、地方交付税措置を講ずる。

「国土保全対策」としては、ソフト事業として、U・Iターン受入対策、森林管理対策等に必要な経費に対する普通交付税措置及び上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流域の団体が負担した場合の特別交付税措置を講ずる。また、公の施設として保全及び活用を図る森林の取得及び施設の整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費を地方債の対象とする。

さらに、森林吸収源対策等の推進を図るため、林地台帳の運用、森林所有者の確定等、森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずる。

くわえて、花粉症対策の推進を図るため、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化、花粉の少ない苗木の生産拡大等に要する経費に対して、地方財政措置を講ずる。

3 税制上の措置

林業に関する税制について、令和8(2026)年度税制改正において、

- ① 山林所得に係る森林計画特別控除(収入金額の20%の控除等)の2年延長(所得税)

- ② 農林漁業用軽油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分)の還付措置の3年延長(石油石炭税)
- ③ 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の5年延長(印紙税)
- 等の措置を講ずる。

4 金融措置

(1)株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金の貸付計画額を249億円とする。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を80億円とする。

森林の取得、木材の加工・流通施設等の整備、災害からの復旧を行う林業者等に対する利子助成を実施する。

令和6年能登半島地震や東日本大震災等により被災した林業者等及び原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者等に対し、実質無利子・無担保等貸付けを実施する。

(2)林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対する都道府県からの無利子資金である林業・木材産業改善資金について貸付計画額を36億円とする。

(3)木材産業等高度化推進資金制度

林業経営の基盤強化並びに木材の生産及び流通の合理化又は木材の安定供給を推進するための木材産業等高度化推進資金について貸付枠を600億円とする。

(4)独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証や林業経営者に対する経営支援等の活用を促進する。

債務保証を通じ、重大な災害からの復旧、改正森

林経営管理法に基づく森林の集積・集約化の促進に係る取組や事業承継・創業等を支援するための措置を講ずる。

令和6年能登半島地震や東日本大震災等により被災した林業者等及び原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者等に対し、保証料の助成等を実施する。

(5)林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する、研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行う。

5 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、5年ごとに定める農林水産省政策評価基本計画及び毎年度定める農林水産省政策評価実施計画により、政策を決定する前に行う事前評価や政策を決定した後に行う事後評価を実施する。事後評価のうち実績評価については、森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)に基づき設定した50の測定指標を用い、令和7(2025)年度中に実施した政策に係る進捗を評価する。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

1 適切な森林施業の確保

(1)森林計画制度の下での適切な施業の推進

地域森林計画や市町村森林整備計画において、地域ごとに目標とする主伐量や造林量、発揮が期待される機能に応じたゾーニング等を定め、森林所有者等による造林、保育、伐採その他の森林施業の適切な実施を推進する。また、特に植栽による更新に適した区域の設定のほか、計画策定時に森林資源の保

続が可能な主伐量の上限の検討等を進めるよう促し、再造林の実施をより効果的に促進する。

さらに、森林総合監理士等が市町村への技術的な支援等を適切に担うことができるよう、研修等による技術水準の向上を図りつつ、その育成・確保を図る。

(2)適正な伐採と更新の確保

適正な伐採と更新の確保に向け、伐採造林届出書や伐採・造林後の森林の状況報告書の確実な提出、市町村森林整備計画に基づく適切な指導等、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の適正な運用を図る。

また、衛星画像を活用した伐採箇所の効率的な把握等を促し、無断伐採の発生防止に向けた取組を推進する。

2 面的なまとまりをもった森林管理

(1)森林の経営管理の集積等

森林経営計画の作成に向け、市町村や森林組合等による森林情報の収集、森林調査、境界の明確化、森林所有者の合意形成の活動及び既存路網の簡易な改良に対する支援を行うとともに、施業提案や森林境界の確認の手法としてリモートセンシングデータや過去の空中写真等の森林情報の活用を推進する。

また、森林経営計画に基づき面的なまとまりをもって森林施業を行う者に対して、間伐等やこれと一体となった森林作業道の開設等を支援するとともに、税制上の特例措置や融資条件の優遇措置を講ずる。さらに、適切な経営管理が行われていない森林等について、改正森林経営管理法に基づき、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを含め、市町村が仲介役となって、林業経営者等へ森林の経営管理に必要な権利の集積と経営管理の集約化(以下「森林の集積・集約化」という。)を図る。

くわえて、森林経営管理制度の円滑な運用を図るため、市町村への指導・助言を行うことができる技術者の養成を進めるとともに、全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等への提供を行うほか、

民有林と国有林が連携した「森林共同施業団地」の設定等の取組を推進する。

所有者不明の森林については、森林経営管理制度等の活用による所有者情報の把握・確認が進むよう取組を促すとともに、森林経営管理制度の特例措置の円滑な運用に向けた知見等の整理を行う。また、共有林の共有者の一部の所在が不明である場合等には、共有者不確知森林制度の活用による森林の適切な整備を促す。

(2)森林関連情報の整備・提供

森林関連情報については、レーザ測量等のリモートセンシング技術を活用し、森林資源情報の精度向上を図る。また、都道府県等が導入している標準仕様書に基づく森林クラウドにデータを集積し、情報の共有と高度利用を促進する。

森林の土地の所有者届出制度や精度向上に向けた調査等により得られた情報の林地台帳への反映を促進する。

適正な森林管理、地域森林計画等の樹立及び学術研究の発展に資するため、林況や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握する森林資源モニタリングを引き続き実施し、データの公表・活用を進める。

3 再造林の推進

(1)優良種苗の安定的な供給

再造林の低コスト化等に資するエリートツリー等の優良種苗の開発・普及を加速するとともに、低コストかつ安定的に供給する体制を構築するため、品種開発の期間短縮化技術や原種苗木の効率的な生産技術等の開発、原種苗木や種穂の増産、コンテナ苗の生産施設等の整備や生産技術研修、生産性向上に向けた育苗の期間短縮や省力化の取組等を推進する。

(2)林業適地の選定

林業に適した林地における再造林の実効性を高めていくため、林野土壌調査等の過去文献やレーザ測量等を活用する。また、市町村森林整備計画において「木材等生産機能維持増進森林」のうち「特に効

率的な施業が可能な森林の区域」の適切なゾーニングを推進する。さらに、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。)に基づく措置により、自然的・社会的な条件からみて植栽に適した区域における再造林を促進する。

(3)造林の省力化と低コスト化

伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリー等の種穂から生産される苗木や大苗などの植栽による下刈り回数の削減等の効率的な施業の導入や、下刈り機械の導入等の造林のトータルコストの縮減や省力化が図られる取組、リモートセンシング技術による施工管理等の効率化を推進するとともに、再造林作業を省力化する林業機械の開発に取り組む。

また、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」等の普及・定着を図る。

さらに、国有林のフィールドや技術力等を活かし、低コスト造林技術の開発・実証等に取り組む。

4 野生鳥獣による被害への対策の推進

森林整備と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設の整備や野生鳥獣の捕獲を支援する。また、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林における効果的なシカ捕獲を推進するため、ドローン等を活用した生息場所の調査や捕獲に必要な条件整備等を支援する。くわえて、再造林時の効果的な防護資材の活用方法等を検証する。

また、野生鳥獣による被害が発生している森林等において、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定を通じた被害対策を行う。

さらに、クマ類を始めとする野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けた針広混交林や広葉樹林への誘導、林縁部における緩衝林帯の整備など、野生鳥獣と人とのすみ分けに配慮した対策を推進する。

5 適切な間伐等の推進

森林経営計画に基づき面的なまとまりをもって実

施される間伐等を支援するほか、間伐等特措法等に基づき市町村等による間伐等の取組を進めることなどにより、森林の適切な整備を推進する。また、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した間伐等の取組を推進する。あわせて、不在村森林所有者の増加等の課題に対処するため、地域に最も密着した行政機関である市町村が主体となった森林所有者の確定及び境界の明確化や林業の担い手確保等のための施策を講ずる。

6 路網整備の推進

傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえつつ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進する。

特に、災害の激甚化や、木材輸送の効率化を図るための走行車両の大型化に対応した、幹線林道の開設や既設林道の改築・改良による質的向上を推進する。

7 複層林化と天然生林の保安全管理等の推進

(1)生物多様性の保全

ア 生物多様性の保全に配慮した森林施業の推進

一定の広がりにおいて、様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている「指向する森林の状態」を目指して、多様な森林整備を推進する。

このため、国有林において面的複層林施業等の先導的な取組を進めるとともに、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した針広混交林化の取組等を促進する。また、長伐期化や広葉樹の保残など生物多様性の保全に配慮した施業を推進する。この際、森林所有者等がそれらの施業を選択しやすくするための事例収集や情報提供、モザイク施業等の複層林化に係る技術の普及を図る。

イ 天然生林等の保安全管理の推進

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等の保安全管理に向けて、継続的なモニタリングに取り組むとともに、民有林と国有林が連携して、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理、それらの森林の連続性確保等

に取り組む。また、生物多様性にとって重要な地域を保護・保全するために、法令等による保護地域だけでなく、NPOや住民等によって生物多様性の保全がなされている地域などにおける保全管理の取組を推進する。さらに、生活の身近にある里山林等の継続的な保全管理などを推進する。

ウ 生物多様性の保全に向けた国民理解の促進

国民が広く参加し、植樹や森林保全等の生物多様性への理解につながる活動の展開、地域と国有林が連携した自然再生活動や森林環境教育等の取組を推進する。また、森林認証等への理解促進など、生物多様性の保全と森林資源の持続可能な利用の調和を図る。

(2) 公的な関与による森林整備

市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組を推進する。また、都県の森林整備法人等が管理する森林について、針広混交林化等への施業転換や採算性を踏まえた分収比率の見直しなどを進めるとともに、森林整備法人等がその知見を活かして森林管理業務の受託等を行うことで、地域の森林整備の促進に貢献する。

奥地水源等の保安林について、水源林造成事業により森林造成を計画的に行うとともに、針広混交林化等を進めつつ、契約地周辺の森林の整備にも取り組む。また、荒廃した保安林等について、治山事業による整備を実施する。

(3) 花粉症対策の推進

「花粉症対策の全体像」及び「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」に基づき、関係行政機関との緊密な連携の下、「発生源対策」として、森林所有者に対する花粉の少ない苗木等への植替えの働き掛けの支援等によるスギ人工林の伐採・植替え等の加速化、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保を推進する。

また、花粉飛散量予測のためのスギ雄花花芽調査、高度化された航空レーザ計測に基づく森林資源情報のデータ公開、花粉飛散防止剤の実用化等の「飛散対策」等に取り組む。

あわせて、これらの成果等の関係者への効果的な

普及を行うとともに、より効果的な対策の実施に向けた調査を行う。

8 カーボンニュートラル実現への貢献

(1) 森林・林業・木材産業分野における取組

令和7(2025)年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画を踏まえ、中長期的に森林吸収量を確保し、2050年ネット・ゼロ実現への貢献を目指すため、森林・林業基本計画等に基づき総合的に対策を実施する。

具体的には、造林作業の省力化・低コスト化やエリートツリー等の種苗の生産拡大などを通じて再造林等を確実に実施するとともに、保安林指定や森林病虫獣害対策、治山事業等による森林の適切な管理・保全等に引き続き取り組む。あわせて、間伐等特措法に基づく森林整備等の取組や、森林経営管理制度及び森林環境譲与税の活用も含めた公的主体による森林整備等を推進する。

また、伐採木材製品(HWP)による炭素の貯蔵拡大に向けて、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「都市の木造化推進法」という。)を踏まえ、木造住宅における国産材比率の低い分野での国産材の利用、都市等における非住宅・中高層建築物の木造化・木質化等を促進するとともに、製材品やCLT、木質耐火部材等の技術開発、普及等に対する支援を実施する。あわせて、木材利用による建築物のライフサイクル全体での排出削減と炭素貯蔵の効果に関する理解の醸成等を促進する。

さらに、製造時等のエネルギー消費が比較的小さい木材の利用拡大、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の拡大、化石資源由来素材に代替し得る改質リグニン等の木質系新素材の利用等を通じて、二酸化炭素の排出削減にも貢献していく。

くわえて、国連気候変動枠組条約及びパリ協定に基づき、適切に森林吸収量を算定し、国連気候変動枠組条約事務局に報告するため、森林生態系多様性基礎調査の調査結果を用いた生体バイオマスの変化量の把握、土地利用変化量及びHWPの炭素蓄積変

化量の把握に必要な基礎データの収集・分析を行い、これらを用いて森林吸収量を算定する。

(2) 森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進

森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。

具体的には、風力や地熱による発電施設の設置に関し、マニュアルの周知等を通じた国有林野の活用や保安林の解除に係る事務の迅速化・簡素化、保安林内作業許可基準の運用の明確化、地域における協議への参画等を通じた積極的な情報提供等を行い、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る。

また、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された太陽光発電設備の設置等に係る開発行為の許可基準の適正な運用を行う。

(3) 気候変動の影響に対する適応策の推進

気候変動適応計画(令和5(2023)年5月閣議決定)及び農林水産省気候変動適応計画(令和5(2023)年8月改定)に基づき、事前防災・減災の考えに立った治山施設の整備や森林の整備、森林病虫害のまん延防止、森林生態系の保存及び復元、開発途上国における持続可能な森林経営や森林保全の取組への支援等に取り組む。

9 国土の保全等の推進

(1) 適正な保安林の配備及び保全管理

水源の涵養^{かん}、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。また、指定した保安林については、伐採の制限や転用の規制をするなど適切な運用を図るとともに、衛星デジタル画像等を活用した保安林の現況等に関する総合的な情報管理や現地における巡視及び指導の徹底等により、保安林の適切な管理の推進を図る。

さらに、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36

年法律第191号)に基づき盛土等を規制するなど適切な制度運用を図るとともに、地方公共団体が行う既存の危険な盛土等の把握のための基礎調査や危険が認められた盛土等の土砂撤去や崩落防止対策等を支援し、盛土等に伴う災害の防止に向けた取組を推進する。

(2) 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減し、地域の安全・安心を確保するため、効果的かつ効率的な治山対策を推進する。

具体的には、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等のハード対策と、地域の警戒避難体制と連携した、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策を一体的に実施する。また、河川の上流域に位置する保安林、重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等において、浸透能及び保水力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。

特に、山地災害等が激甚化・頻発化する中、山地災害危険地区の再点検結果も踏まえ、山地災害の復旧整備を図りつつ、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき山地災害危険地区等における治山対策を推進する。さらに、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策、海岸防災林の整備・保全等の取組を推進する。

くわえて、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策、民有林と国有林の連携による計画的な事業実施、他の国土保全に関する施策との連携、工事実施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に配慮した治山対策や生態系を基盤とした防災・減災により災害リスクを低減するEco-DRRの考え方に符合する取組を推進する。

(3) 大規模災害時における迅速な対応

異常な天然現象により治山施設が被災した場合

は、治山施設災害復旧事業により復旧を図るとともに、新たに発生した崩壊地等のうち緊急を要する箇所については、災害関連緊急治山事業等により早期の復旧整備を図る。

また、林道施設、山村環境施設及び森林に被害が発生した場合には、林道施設災害復旧事業、災害関連山村環境施設復旧事業、森林災害復旧事業(激甚災害に指定された場合)等により、早期の復旧を図る。

さらに、大規模災害等の発災時においては、農林水産省サポート・アドバイsteam(MAFF-SAT)の派遣、地方公共団体や民間コンサルタント等と連携した災害調査、復旧方針の策定など被災地域の復旧支援を行う。なお、山地災害については、被災規模が大規模で復旧に高度な技術を要する場合、地方公共団体の要請を踏まえ、国の直轄事業による復旧を行う。

令和6年能登半島地震で被災した山地の復旧については、国直轄による災害復旧等事業の実施など継続的な復旧を進めるほか、民有林直轄治山事業により、当該地域の面的な復旧を実施する。

(4)森林病虫害対策等の推進

マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによる松くい虫被害対策については、保全すべき松林において、被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除及び健全な松林の整備や広葉樹林等への樹種転換を推進する。また、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促進する。

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるナラ枯れ被害対策については、被害の拡大防止に向けた予防や駆除、被害を受けにくい森林づくりなどの取組を推進する。

林野火災の予防のため、地域との連携により、全国山火事予防運動等の普及活動を促進するとともに、初期消火資機材の配備等の予防体制の強化を支援する。また、効果的な林野火災予防対策の実施に向けて、林野火災予防に係る新たな技術を利用した実証を支援するとともに、林野火災の危険度の高い地域において、防火機能の高い林道や防火林帯の整備を推進する。

令和7(2025)年2月に発生した岩手県大船渡市に

おける林野火災で被災した森林の復旧については、地方公共団体と連携し、森林災害復旧事業等により早期の復旧を図る。

10 研究・技術開発及びその普及

(1)研究・技術開発の戦略的かつ計画的な推進

「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」(令和4(2022)年策定)等を踏まえ、国及び国立研究開発法人森林研究・整備機構が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を戦略的かつ計画的に推進する。

国立研究開発法人森林研究・整備機構において、森林・林業基本計画が目指す姿の実現等に貢献するため、

- ① 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発
- ② 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発
- ③ 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種等を推進する。

(2)効率的かつ効果的な普及指導の推進

研究・技術開発で得られた成果等に関しては、林業普及指導事業等を通じた林業普及指導員の適切な配置と現場への普及により、社会還元を図る。

11 新たな山村価値の創造

(1)山村の内発的な発展

森林資源を活用して、林業・木材産業を成長発展させ、山村の内発的な発展を図るため、

- ① 地域内での熱利用・熱電併給を始めとする未利用木質資源の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等の取組の支援
- ② 自伐林家等への支援や、漆、木炭、山菜等の山村の地域資源の発掘・活用を通じた所得・雇用の増大を図る取組の支援
- ③ 健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して新たな雇用と収入機会を生み出す「森林

サービス産業」や企業による森林づくり活動など、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる森業を推進するための取組を実施する。

(2)山村集落の維持・活性化

ア 山村振興対策等の推進

山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づいて、都道府県が策定する山村振興基本方針及び市町村が策定する山村振興計画に基づく産業の振興等に関する事業の推進を図る。

また、山村地域の産業の振興に加え住民福祉の向上にも資する林道の整備等を支援するとともに、振興山村、過疎地域等において都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備を支援する。

さらに、山村地域の安全・安心の確保に資するため、治山施設の設置や保安林の整備等のハード対策と、地域の避難体制と連携した、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。

振興山村及び過疎地域の農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫による長期かつ低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行う。

イ 再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用

農地として再生利用が困難であり、森林として管理・活用を図ることが適当な荒廃農地について、地域森林計画へ編入し、編入後の森林の整備及び保全を推進する。

また、林地化に当たっては、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(平成19年法律第48号)に基づく農用地の保全等に関する事業により、地域の話合いによる計画的な土地利用を推進する。

ウ 地域の森林の適切な保全管理

森林の多面的機能の発揮や、山村集落の維持・活性化を図るため、二次林や人工林等が混在する身近な里山林の整備を促進するとともに、それらの活動を行う組織を支援する。

エ 集落の新たな支え手の確保

特定地域づくり事業協同組合や地域おこし協力隊の枠組みを活用した森林・林業分野における事例の収集・発信に取り組む。

また、林業高校や林業大学校への就学、「緑の雇用」事業によるトライアル雇用、地域おこし協力隊への参加等を契機とした移住・定住の促進を図る。

(3)「森業」の推進

「森林サービス産業」や企業による森林づくり活動などを通じて、人と森林の関係を深めるとともに、森林由来J-クレジット等の活用を通じた資金循環による森林整備を推進するための取組を実施する。

(4)関係人口の拡大

関係人口や交流人口の拡大に取り組むため、農泊や国立公園等とも連携した「森林サービス産業」の推進など、森業を推進する取組とともに、森林景観を活かした観光資源の整備を実施する。

12 国民参加の森林づくり等の推進

(1)森林整備に対する国民理解の促進

森林整備に対する国民理解の醸成を図るため、各地方公共団体における森林環境譲与税を活用した取組の実施状況について、分析・情報発信を行う。

(2)国民参加の森林づくり

国民参加の森林づくりを促進するため、全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑の少年団活動発表大会等の実施を支援するとともに、企業等による森林づくり活動の促進に向け、企業等と森林をつなぐ手法の実証や人材育成等を実施する。また、国有林におけるフィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

さらに、幼児期からの森林を活用した森林環境教育を推進するため、行政機関、専門家等による発表や意見交換等を行う「こどもの森づくりフォーラム」を開催する。

13 国際的な協調及び貢献

(1) 国際対話への参画等

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム(UNFF)、国連食糧農業機関(FAO)等の国際対話に積極的に参画するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進する。モントリオール・プロセスについては、参加国との知見共有、意見交換等を積極的に行う。

また、持続可能な森林経営に関する日中韓3か国部長級対話の枠組みを通じ、近隣国との相互理解を推進する。

さらに、世界における持続可能な森林経営に向けて引き続きイニシアティブを発揮するため、森林・林業問題の解決に資する能力向上の機会を提供する。

(2) 開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発

開発途上国における森林の減少及び劣化の抑止並びに持続可能な森林経営を推進するため、二国間クレジット制度(JCM)における森林分野(REDD+、植林)の実施ルールを検討及び普及、民間事業者の支援を行うとともに、植林を通じ、カーボンクレジットを創出する上で有効な実施手法の開発・普及や民間企業等による森林づくり活動の貢献度を可視化する手法の開発・普及を行う。また、開発途上国において我が国の民間団体等が行う植林及び森林保全活動を推進するため、海外植林等に関する情報提供等を行う。

(3) 二国間における協力

開発途上国からの要請を踏まえ、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じ、専門家派遣、研修員受入れや、これらと機材供与を効果的に組み合わせた技術協力プロジェクトを実施する。

また、JICAを通じた森林・林業案件に関する有償資金協力に対して、計画立案段階等における技術的支援を行う。

さらに、インド及びベトナムとの森林及び林業分野の協力覚書等に基づく両国間の協力を推進すると

ともに、各国と我が国の二国間協力に向けた協議を行う。

(4) 国際機関を通じた協力

熱帯林の保全と地球温暖化対策に貢献するため、国際熱帯木材機関(ITTO)への拠出を通じ、「持続可能な森林経営」の実践及び「持続可能な木材利用」の推進体制の構築を支援する。

また、FAOへの拠出を通じ、世界の森林減少・劣化の抑止に貢献するため、森林保全と農業が調和した有効なアプローチを浸透させる取組や、森林再生及び持続可能な森林経営と木材利用による、気候変動対策や生物多様性保全上の効果に関する調査・分析、その情報発信を支援する。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

1 望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、目指すべき林業経営及び林業構造の姿を明確にしつつ、担い手となる林業経営体の育成、林業従事者の人材育成、林業労働等に関する施策を総合的かつ体系的に進めていく。

(1) 目指すべき姿

これからの林業経営が目指すべき方向である「長期にわたる持続的な経営」を実現するためには、効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立することが重要である。このため、主体となり得る森林組合や、民間事業者など森林所有者から経営受託等した林業専門型の法人、一定規模の面積を所有する専門林家や森林所有者(林業経営を行う製材工場等の「林産複合型」の法人も含む。)等を目指すべき姿へ導いていくため、施策を重点化するなど、効果的な取組に努める。

また、専ら自家労働等により作業を行い、農業などと複合的に所得を確保する主体等については、地域の林業経営を前述の主体とともに相補的に支える

ものであり、その活動が継続できるよう取り組む。

(2) 労働安全の確保や生産性の向上

従来の施業等を見直し、開発が進みつつある新技術を活用して、伐採・搬出の安全確保・生産性向上や造林の省力化等に向けて、

- ① ドローン等による苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽及びエリートツリー等の苗木を活用した造林の省力化・低コスト化と収穫期間の短縮
- ② 自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の開発・普及による林業作業の省力化・労働負荷の軽減
- ③ レーザ測量や全球測位衛星システム(GNSS)を活用した高度な森林関連情報の把握及び情報通信技術(ICT)を活用した木材の生産流通管理等の効率化
- ④ 新技術の導入を加速するための異分野企業の参入促進等の取組を推進する。

2 担い手となる林業経営体の育成

(1) 長期的な経営の確保

長期的に安定的な経営の確保のため、地籍調査等と連携した森林境界の明確化、長期施業受委託、森林経営管理制度による森林の集積・集約化等を促進する。また、市町村森林整備計画に適合した適切な森林施業を確保する観点から、森林経営計画の作成を促進する。

(2) 経営基盤及び経営力の強化

経営基盤の強化のため、森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき事業連携等を推進する。また、基盤強化を図る金融や税制上の措置等の活用を推進する。

経営力の強化のため、施業集約化を担う森林施業プランナーの育成及び木材の有利販売等を担う森林経営プランナーの育成を推進する。

(3) 林産複合型経営体の形成

林地取得等により林業経営を行う製材工場その他

の「林産複合型経営体」を形成するため、株式会社日本政策金融公庫による林業経営育成資金(森林取得)の融通、当該資金の借入れに対する利子助成、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証等を通じて資金調達の円滑化を図る。

(4) 生産性の向上

林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の安定供給等を着実に推進するため、路網整備、先進的な林業機械等の導入の支援等に取り組む。

また、花粉発生源対策として、スギ人工林伐採重点区域において木材加工業者等に対する先進的な林業機械等の導入を支援する。

さらに、国有林においては、現場技能者等の育成のための研修フィールドを提供する。

くわえて、森林管理から伐採・搬出、木材流通、造林に至る一連の森林施業に、ICTや自動運転等のスマート林業技術を幅広く導入するため、

- ① 林業分野への異分野企業等の参入を促すプラットフォームの運営支援などスマート林業技術の導入環境整備
- ② スマート林業機械・機器等の開発・実証
- ③ スマート林業技術を活用する新たな作業システムの構築
- ④ 地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する拠点の構築
- ⑤ レーザ測量等による森林資源情報のデジタル化等を推進する。

(5) 再造林の実施体制の整備

再造林の実施体制の整備に向けて、植栽から下刈りまでの造林に係るトータルコストの縮減や省力化が図られる取組の推進、造林作業手の育成・確保、主伐・再造林型の施業提案能力の向上等を図る。

(6) 社会的責任を果たす取組の推進

社会的責任を果たす取組の推進のため、林業経営体に対して、法令の遵守、伐採・造林に関する自主行動規範の策定等の取組を促進する。また、市町村における伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を図るとともに、林業経営体が伐採現場で、当該制度に基づく届出が市町村森林整備計画に適合し

ている旨の通知を掲示する取組や、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)に基づく情報提供等を行う取組を促進する。

3 人材の育成・確保等

(1)「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成等

林業大学校等において林業への就業に必要な知識等の習得を行い、将来的に林業経営を担い得る有望な人材として期待される者に対し、就業準備のための給付金を給付するとともに、就職氷河期世代を含む幅広い世代を対象にトライアル雇用(短期研修)等の実施を支援する。

新規就業者に対しては、段階的かつ体系的な研修カリキュラムにより、安全作業等に必要な知識、技術及び技能の習得に関する研修を実施するとともに、定着率の向上に向けた就業環境の整備を支援する。一定程度の経験を有する者に対しては、工程・コスト管理等のほか、労働安全衛生管理等に必要な知識、技術及び技能の習得に関するキャリアアップ研修を実施する。これらの研修修了者については、農林水産省が備える名簿に統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等として登録することにより林業就業者のキャリア形成を支援する。また、複数の異なる作業や作業工程に対応できる技術を学ぶ多能工化研修の実施を支援する。さらに、花粉発生源対策として、スギ人工林伐採重点区域等における労働需要等に対応するための地域間や産業間の連携による林業従事者の確保の取組を支援する。

くわえて、林業従事者の技能向上につながる技能検定の円滑な実施に向けた取組を支援する。

このほか、外国人材の円滑な受入れに向けた取組を支援する。

(2)林業経営を担うべき人材の育成及び確保

林業高校等に対しては、その指導力向上やカリキュラムの充実を図るため、国や研究機関等による講師派遣及び森林・林業に関する情報提供、教職員等を対象とした研修、学習コンテンツの作成及び配

信、林業高校生を対象とした林業体験学習等を促進する。林業経営体の経営者、林業研究グループ等に対しては、人材育成に係る研修への参加等を通じた自己研鑽^{けんさん}や後継者育成を促進する。

(3)女性活躍等の推進

森林資源を活用した起業や既存事業の拡張の意思がある女性を対象とした、地域で事業を創出するための対話型の講座を実施する取組や、女性林業者等を雇用する雇用主を対象とした、女性林業者等が個性や能力を発揮し活躍できる就業環境整備のための研修の実施等を支援する。

また、就労を通じた障害者等の社会参画を図る林福連携を進め、働きやすい職場環境の整備やトライアル雇用等を行う事業者などの取組を促進する。

4 林業従事者の労働環境の改善

(1)処遇等の改善

林業経営体の生産性及び収益性の向上、林業従事者の通年雇用化、月給制の導入、社会保険の加入等を促進する。また、林業従事者の技能を客観的に評価して適切に処遇できるよう、技能検定等を活用した能力評価の導入を促進する。

さらに、林業従事者の労働負荷の軽減及び働きやすい職場環境の整備を図るため、自動運転や遠隔操作の機能を有する林業機械の開発・実証、休憩施設や衛生施設の整備等を推進する。

(2)労働安全対策の強化

森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月閣議決定)において、同計画策定後10年を目途とした林業労働災害の死傷年千人率を半減する目標を掲げている。この目標の達成に向けて労働安全対策を強化するため、安全な伐木技術の習得など就業者の技能向上のための研修や林業労働安全に資する訓練装置等を活用した研修、労働安全衛生装備・装置の導入支援、林業経営体への安全巡回指導、振動障害及び蜂刺傷災害の予防対策、労働安全衛生マネジメントシステムの普及啓発等を実施する。

また、林業経営体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全コンサルタントを活用した安全診断

による労働安全の管理体制の構築を推進する。さらに、林業・木材産業における労働災害の情報収集・分析を行い、就業者の安全確保のための普及啓発等を実施する。

5 森林保険による損失の補填

火災や気象災害等による林業生産活動の阻害を防止するとともに、林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林研究・整備機構が取り扱う森林保険により、災害による経済的損失を合理的に補填する。その運営に当たっては、制度の普及を図るとともに、災害の発生状況を踏まえた商品改定、保険金支払の迅速化等によりサービスの向上を図る。

6 特用林産物の生産振興

特用林産物の競争力強化を図るため、

- ① 特用林産物の生産性向上
- ② 特用林産物の国際競争力強化に向けた取組等を支援する。

また、地域経済で重要な役割を果たす特用林産振興施設等の整備のほか、高騰する原木やおが粉など次期生産に必要な生産資材の導入費を支援する。

III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

1 木材の安定供給

(1)望ましい安定供給体制

国産材の安定的かつ持続的な供給体制の構築に向け、生産流通の各段階におけるコスト低減と利益向上等を図るため、木材の生産流通の効率化に向けた取組や、路網整備、先進的な林業機械等の導入、木材加工流通施設の整備等による林業・木材産業の生産基盤の強化等を支援する。

また、木材の持続的・安定的な供給に向けて、サプライチェーンの各段階における価格転嫁・取引適正化を推進するため、令和7(2025)年11月に策定し

た「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」の普及等を行う。

(2)木材の生産流通の効率化

原木を安定的に供給及び調達できるようにするため、木材加工流通施設等の整備を支援する際には、川上と川中の協定取引や直送等の取組を推進する。

2 木材産業の競争力強化

(1)大規模工場等における「国際競争力」の強化

木材製品を低コストで安定的に供給できるようにするため、大規模工場への施設整備の支援を強化するとともに、大径材の加工能力の強化、原木輸送の効率化等を支援する。また、加工施設の大規模化・効率化、他品目転換、高付加価値化等の取組を支援するとともに、ストック機能の強化等も含めた国産の製品の供給力強化に向けた取組を支援する。

(2)中小製材工場等における「地場競争力」の強化

中小製材工場等において、その特性を活かして競争力を強化していくため、

- ① 地域の状況に応じ、高付加価値化や川上から川下まで連携して木材供給体制の構築を図る事業者による木材加工流通施設の整備(リースも含む。)
- ② 大径材の価値を最大化するための技術開発・普及啓発
- ③ 木材産業における作業安全対策や、外国人材の円滑な受入れに向けた木材産業特定技能協議会の運営、育成就労制度に係るマニュアルの作成等への支援等を実施する。

(3)JAS製品の供給促進

品質・性能の確かなJAS製品の供給を促進するため、木材加工流通施設の整備を支援(リースも含む。)するとともに、JAS構造材の供給拡大に向けた取組を支援する。また、JAS構造材の利用実証の支援に加え、JASについて利用実態に即した区分や基準の見直しに資するため、製品の性能検証等に関する技術開発等を支援する。

(4)国産材比率の低い分野への利用促進

木造住宅における横架材、羽柄材等の国産材比率の低い部材への国産材の利用を促進するため、横架材等の製材や加工、乾燥に係る技術開発の支援に加え、設計手法の普及や設計者の育成の支援を実施する。

花粉症対策として、スギ材の需要拡大に向けて、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組を支援するほか、製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等を支援する。

3 都市等における木材利用の促進

「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3(2021)年10月木材利用促進本部決定）に基づき、民間建築物を含む建築物一般における木材利用を促進する。

また、建築物木材利用促進協定制度の周知や効果的な運用を行う。

(1)公共建築物における木材利用

都市の木造化推進法第10条第2項第4号に規定する各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づいた各省各庁の木材利用の取組を進め、国自らが率先した木材利用を推進するとともに、同法第12条第1項に規定する市町村方針の策定及び改定を促進する。

また、地域で流通する木材の利用の一層の拡大に向けて、設計上の工夫や効率的な木材調達に取り組むモデル性の高い木造公共建築物等の整備を支援するほか、木造公共建築物を整備した者等に対する利子助成等を実施する。

(2)民間非住宅、土木分野等における木材利用

都市部の中高層建築物の木造化・木質化のため、建築基準の合理化に対応した木質耐火部材や内装材の開発、仕様変更・再検討に係る性能検証、設計・施工手法の普及を支援するとともに、地方の低層中大規模建築物の木造化に向けては、一般に流通するJAS構造材等を活用した、工期短縮や省力化が可能な部材や設計・施工手法の普及に対する支援を実施する。また、JAS構造材、木質耐火部材、準耐火構

造等を活用した建築物等の先駆性等の高い設計・建築実証に対する支援を実施する。

CLTについては、「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」において作成した令和8(2026)年度以降を対象とした「CLTの普及に向けた第4次ロードマップ」を踏まえ、先駆性・普及性の高いCLT建築物の建築等の推進、木造建築分野を担う設計者・施工者等に向けた講習会等による技術等の向上、新たな用途等の標準的な木造化モデル設計の作成・実物件への適用、低コスト化に向けた製品や技術の開発等に係る取組を支援するとともに、効率的な量産体制の構築を推進する。

木材を活用した非住宅・中高層建築物については、設計者に向けた講習会の実施やマニュアル等の整備を実施するとともに、設計施工や部材調達の合理化に有効なBIMを活用した設計、施工手法等の普及を行う。

非住宅建築物の木造化・木質化の推進に向けて、地域への専門家派遣や相談窓口の設置を支援するほか、これまで木材利用が低位であった建築物の外構部等における木質化の実証の取組を支援する。

また、川上から川下までの各界の関係者が一堂に会する「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会(ウッド・チェンジ協議会)」において、引き続き木材利用拡大に向けた課題やその解決方策等について意見交換を行う。

さらに、農林水産省木材利用推進計画(令和8(2026)年4月改定)に基づき、軟弱地盤改良等の土木分野等における木材利用について、取組事例の紹介や炭素貯蔵効果の算定等により普及を行う。

くわえて、木材利用を促進する環境整備として、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK制度)の改正(令和8(2026)年4月施行)を踏まえ、企業等が行う木材利用量等の算定・報告の精緻化・容易化に向けたガイダンス整備を実施するとともに、建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す制度の開始に向けた評価手法の開発や木材製品の排出原単位の整備への支援を実施する。

このほか、地方公共団体や企業等による木材利用の促進及びその効果の見える化を図るため、令和7(2025)年10月に開始した「森の国・木の街」づくり宣言への参画の輪を広げていく。

4 生活関連分野等における木材利用の促進

木材製品に対する様々な消費者ニーズを捉え、地域材を活用した家具や建具、道具・おもちゃ、木製食器、間伐材等を活用した布製品など生活関連分野等への木材利用を促進する。

また、木材を活用した優れた製品や取組等の展開に関する活動を支援するとともに、デジタル技術を活用した情報発信等を実施する。

5 木質バイオマスの利用

(1) エネルギー利用

地域の林業・木材産業事業者と発電事業者等が一体となって長期安定的な事業を進めるため、関係省庁や都道府県等と連携し、未利用木質資源の利用促進や、発電施設の原料調達の円滑化等に資する取組を進めるとともに、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備や、燃料用途としても期待される早生樹の植栽等を行う実証事業を支援する。

また、森林資源をエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、行政、事業者、住民等の地域の関係者の連携の下、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」の構築・普及に向け、関係者による協議会の運営や技術開発・改良に加え、先行事例の情報提供や多様な関係者の交流促進、計画作成支援等のためのプラットフォーム(リビングラボ)の構築等を支援する。

(2) 新たなマテリアル利用

林業収支の改善に向けて、木材チップの新たな高付加価値用途である木質系新素材を社会実装させることを目的として、スギを原料とする改質リグニンなどの木質系新素材の製造技術やそれを利用した高付加価値製品の開発・実証を支援する。

6 木材等の輸出促進

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和7(2025)年5月改訂)に基づき、製材・合板など付加価値の高い木材製品の輸出を、米国、中国、台湾、韓国等に拡大していくため、日本産木材の認知

度向上、新規需要を開拓するための市場調査、日本産木材製品のブランド化の推進、ターゲットを明確にした販売促進等に取り組む。

具体的には、

- ① CLT、構造用集成材等について、製造・流通・マーケティング等の事業者が連携した協議会が実施する海外の市場ニーズ等を把握するためのテストマーケティング
- ② 日本産木材製品の新規需要を開拓するための市場調査・分析
- ③ 海外のツーバイフォー工法構造材市場への早期展開に向けた人材育成
- ④ 輸出ターゲット国における消費者、企業等に向けた日本産木材製品のプロモーション活動
- ⑤ 輸出先国・地域のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等の取組を支援する。

また、同戦略で品目別輸出額目標を定める国・地域を「重要市場」として、輸出商流の維持・拡大に向けて、事業者が日本産品の競争力強化を図るために行う取組を支援する。

さらに、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)に基づく認定品目団体を通じたオールジャパンでの輸出拡大の取組を支援する。

くわえて、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地は「フラッグシップ輸出産地」として、林産物の産地も含めて認定する。

7 消費者等の理解の醸成

(1) 「木づかい運動」の促進

10月8日が「木材利用促進の日」、同月が「木材利用促進月間」であることを踏まえ、官民一体による「木づかい運動」の促進を通じ、地球温暖化防止に向けた木材利用の重要性、建築物等の木造化・木質化の意義や木の良さ等について国民各層の理解や認知の定着等に取り組む。

具体的には、

- ① 優れた国産材製品等を幅広い世代に発信・展開する広報

- ② 国産材利用の意義に関する情報発信
 ③ 木育等の学びの機会を充実させる活動の実践
 等の取組への支援を実施するほか、木材利用促進月間に係る情報発信・普及啓発を行う。

(2)違法伐採対策の推進

クリーンウッド法に基づき、合法性確認に取り組む木材関連事業者を対象とした研修、消費者への普及啓発に対する支援を実施し、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する。

また、第三者的な立場からの評価や助言を行う専門委員会の設置及び違法伐採関連情報等の提供により合法性確認の実効性の向上を図る。

さらに、合法性確認情報の伝達等を行うシステムの運用を通じ、事業者の作業の効率化を図る。

くわえて、木材関連事業者等におけるクリーンウッド法への対応状況を把握するための調査を実施する。

8 林産物の輸入に関する措置

国際的な枠組みの中で、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集・交換、分析の充実等の連携を図るとともに、CPTPP協定や日EU・EPA等の締結・発効された協定に基づく措置の適切な運用を図る。また、経済連携協定等の交渉に当たっては、各国における持続可能な開発と適正な貿易の確保及び国内の林業・木材産業への影響に配慮しつつ対処する。

違法伐採対策については、二国間、地域間及び多国間協力を通じて、違法伐採及びこれに関連する貿易に関する対話、開発途上国における人材の育成、合法伐採木材等の普及等を推進する。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

1 公益重視の管理経営の一層の推進

国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山^{せまりょう}地や

水源地域に広く分布し、公益的機能の発揮など国民生活に大きな役割を果たすとともに、民有林行政に対する技術支援等を通じて森林・林業の再生への貢献が求められている。

このため、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するように、森林・林業基本計画等に基づき、次の施策を推進する。

(1)多様な森林整備の推進

国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)等に基づき、31森林計画区において、地域管理経営計画、国有林野施業実施計画及び国有林の地域別の森林計画を策定する。

この中で、国民のニーズに応えるため、個々の国有林野を、重視すべき機能に応じ、山地災害防止タイプ、自然維持タイプ、森林空間利用タイプ、快適環境形成タイプ及び水源涵養^{かんよう}タイプに区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して適切な森林の整備を推進する。その際、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献するほか、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努める。

具体的には、人工林の半数以上が51年生以上で本格的な利用期を迎えていることを踏まえ、複層林、針広混交林へ導くための施業、長伐期施業等により、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導等を推進するとともに、育成段階にあるものは、引き続き適切な間伐等の施業を推進する。なお、主伐の実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。

また、林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を、自然条件や社会的条件の良い森林において重点的に推進する。

(2)生物多様性の保全

生物多様性の保全の観点から、溪流沿い等の森林を保全するなど施業上の配慮を行うほか、原生的な

天然林や、希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成して野生生物の移動経路となる「緑の回廊」のモニタリング調査等を行いながら適切な保護・管理を推進する。

また、世界自然遺産登録地における森林の保全対策を推進するとともに、世界文化遺産登録地等に所在する国有林野において、森林景観等に配慮した管理経営を行う。

野生鳥獣による森林被害防止のため、自動撮影カメラ・AIを活用した生息状況の把握、ドローン等を活用した生息場所の調査、広域のかつ計画的な捕獲、捕獲個体の処理施設の整備、効果的な防除等とともに、地域の関係者が連携して取り組む捕獲のためのわなの貸出し等を実施する。

さらに、野生生物や森林生態系等の状況を的確に把握し、自然再生の推進や希少な野生生物の保護を図る事業等を実施する。

登山利用等による来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野において、グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)による巡視や入林者へのマナーの啓発を行うなど、きめ細かな森林の保全・管理活動を実施する。

(3) 治山事業の推進

国有林野の9割が保安林に指定されていることを踏まえ、保安林の機能の維持・向上に向けた森林整備を計画的に進める。

国有林野内の治山事業においては、近年頻発する集中豪雨や地震・火山等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減するため、民有林野における国土保全施策との一層の連携により、効果的かつ効率的な治山対策を推進し、地域の安全と安心の確保を図る。

具体的には、山地災害等が激甚化・頻発化する中、山地災害危険地区の再点検結果も踏まえ、山地災害の復旧整備を図りつつ、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき山地災害危険地区等における治山対策を推進する。また、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応

して、流域治水と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策、海岸防災林の整備・保全、大規模災害発生時における体制整備等の取組を推進する。

さらに、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策、他の国土保全に関する施策と連携した取組、工事实施に当たっての木材の積極的な利用、生物多様性の保全等に配慮した治山対策の実施や生態系を基盤とした防災・減災により災害リスクを低減するEco-DRRの考え方に符合する取組を推進する。

2 森林・林業施策全体の推進への貢献

(1) 国産材の安定供給体制の構築への貢献

適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることで、地域における木材の安定供給体制の構築に貢献する。また、その推進に当たっては、製材工場等の需要者と協定を締結して山元から直送する安定供給システムによる販売に取り組み、この中で公募・選定時の評価等を通じて国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に貢献する。さらに、民有林と国有林が協調して需要先へ直送することで木材供給の大ロット化等を実現する取組の普及・拡大等も推進する。くわえて、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の計画的な供給に取り組むとともに、根株・枝条を含む未利用間伐材等の供給に取り組む。

このほか、国産材供給量の1割強を安定的に供給している国有林野事業の特性を活かし、地域の木材需要が急激に増減した場合に、必要に応じて供給時期の調整等を行うため、地域の需給動向、関係者の意見等を迅速かつ的確に把握する取組を推進する。

(2) 効率的な施業の推進と技術の普及

民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進する。

特に、造林の省力化・低コスト化に向けてエリートツリー等の苗木の活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。

また、こうした成果については、現地検討会や森林管理局等のホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。

(3) 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しの公表等を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、技術力向上等の取組を評価する発注方式の活用、複数年契約によるまとまった面積の事業実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導等により林業事業体の育成を推進する。

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木採取権制度を適切に運用する。また、新たな樹木採取権の設定に向けて、地域における具体的な木材需要増加の確実性を確認する新規需要創出動向調査を行う。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組む。

(4) 民有林との連携等

「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林が連携した事業計画の策定に取り組むとともに、民有林と国有林を接続する効率的な路網の整備や連携した木材の供給等、施業集約に向けた取組を推進する。

森林総合監理士等の人材を活用し、都道府県と連携した市町村の森林・林業行政等に対する技術支援を行う。

また、大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努める。

国有林野及びこれに隣接・介在する民有林野の公益的機能の維持増進を図るため、公益的機能維持増進協定制度を活用した民有林野との一体的な整備及び保全の取組を推進する。

相続土地国庫帰属制度については、主に森林として利用されている申請土地について、法務局が行う要件審査に協力するとともに、帰属した森林の適切な維持管理に努める。

3 「国民の森林^{もり}」としての管理経営と国有林野の活用

(1) 「国民の森林^{もり}」としての管理経営

国民の期待や要請に適切に対応していくため、国有林野の取組について多様な情報受発信に努め、情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計画の策定等の機会を通じて国民の要請の的確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努める。

体験活動及び学習活動の場としての「遊々^{ゆうゆう}の森」の設定及び活用を図るとともに、農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習のためのプログラムの作成及び学習コース等のフィールドの整備を行い、それらの情報を提供するなど、学校、NPO、企業等の多様な主体と連携して、都市や農山漁村等の立地や地域の要請に応じた森林環境教育を推進する。

また、NPO等による森林づくり活動の場としての「ふれあいの森」、伝統文化の継承や文化財の保存等に貢献する「木の文化を支える森」、企業等の社会貢献活動の場としての「法人の森林^{もり}」や「社会貢献の森」等、国民参加の森林づくりを推進する。

(2) 国有林野の活用

国有林野の所在する地域の社会経済状況、住民の意向等を考慮して、地域における産業の振興及び住民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進する。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。

また、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備や自然観察会等を実施するとともに、特に「日本美^{にっぽんうつく}しの森 お薦め国有林」について重点的に、観光資源としての魅力の向上のための環境整備や外国人も含む旅行者に向けた情報発信等に取り組み、更なる活用を推進する。

V その他横断的に推進すべき施策

1 デジタル化の推進

森林関連情報の把握、木材生産流通等において、デジタル技術を活用して効率化を推進する。

森林関連情報の把握については、レーザ測量等のリモートセンシング技術の活用による森林資源情報の精度向上及び森林境界情報のデジタル化を推進する。また、その情報を都道府県等が導入している森林クラウドに集積し、情報の共有と高度利用を促進する。

木材の生産流通については、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用し、収益性の持続的な向上に取り組む拠点の構築を進める。また、合法伐採木材等の流通については、合法性確認情報の伝達等を行うシステムの運用を通じ、事業者の作業の効率化を図る。

さらに、森林土木分野の生産性向上を図るため、ICTやドローン等の活用に取り組む。くわえて、補助金申請や各種手続を効率化して国民負担を軽減していくため、デジタルデータを活用した造林補助金の申請・検査業務を推進するほか、デジタルツールによる電子化等を図る。

2 東日本大震災からの復興・創生

(1)被災した海岸防災林の復旧及び再生

被災した海岸防災林については、福島県の一部における復興関連工事との調整などやむを得ない事情により未完了となっている箇所について、早期完了に向けて事業を実施する。

また、海岸防災林が有する津波エネルギーの減衰機能等を発揮させるため、地域関係者やNPO等と連携しつつ、植栽した樹木の保育等に継続して取り組む。

(2)放射性物質の影響がある被災地の森林・林業の再生

東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性

物質に汚染された森林について、汚染実態等を把握するため、帰還困難区域等において、樹冠部から土壌中まで階層ごとに分布している放射性物質の動態に係る調査及び解析を行う。また、林業の再生を円滑に進めるため、帰還困難区域等において実証事業を実施するとともに、しいたけ等原木の生産のための里山の広葉樹林の計画的な再生等を実施する。さらに、放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生に向け、間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進するとともに、住居周辺の里山を再生するための森林整備を実施する。くわえて、森林・林業の再生に向けた情報の収集・整理と情報発信等を実施するとともに、帰還困難区域の森林整備の再開に向けて、「福島森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」を活用した作業者の安全・安心のためのリスクコミュニケーションを行う。

消費者に安全な木材製品を供給するため、木材製品や作業環境等に係る放射性物質の調査及び分析、放射性物質測定装置の設置、風評被害防止のための普及啓発により、木材製品等の検査体制の整備を支援するほか、放射性物質の影響により製材工場等に滞留するおそれがある樹皮(バーク)の処理費用等の立替を支援する。

このほか、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等を行う。

(3)放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保

被災地における特用林産物の産地再生に向けた取組を進めるため、次期生産に必要な生産資材の導入を支援するとともに、安全なきのこ等の生産に必要な簡易ハウス等の防除施設、出荷再開に必要な放射性物質測定機器、非破壊検査機の導入、出荷管理・検査の体制整備等を支援するための措置を講ずる。

また、都県が行う放射性物質の検査を支援するため、国においても必要な検査を実施する。

(4)東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用

復興に向け、被災地域における木質バイオマス関連施設、木造公共建築物等の整備を推進する。

VI 団体に関する施策

森林組合が、組合員との信頼関係を引き続き保ち、地域の森林管理と林業経営の担い手として役割を果たしながら、林業所得の増大に最大限貢献していくよう、合併や組合間の多様な連携、正組合員資格の拡大による後継者世代や女性の参画、実践的な能力を持つ理事の配置等による経営基盤及び経営力の強化を推進するとともに、内部牽制体制の充実及び法令等遵守意識の徹底を図る。

また、森林組合系統が運動方針を定め、地域森林の適切な保全・利用等を目標として掲げながら、市町村等と連携した体制の整備、循環型林業の確立、木材販売力の強化等の取組を展開していることを踏まえ、その実効性が確保されるよう系統主体での取組を促進する。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。